

令和5年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和5年7月12日（水）13時～

場所：長浜市役所3階 3-B コミュニティルーム

1. あいさつ

2. 自己紹介（事務局）

3. 議事

（1）しょうがい者虐待防止について 資料1

（2）長浜市しょうがい福祉プランの骨子（案）について 資料2

（3）その他

4. 閉会

令和５年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	加藤 由希子	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	橋本 宏美	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	増田 美智子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	野坂 明子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	横田 留里	
2		次長	山口 百博	
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長代理	真壁 栄志	
4		係長	富永 人志	
5		係長	松尾 知美	
6		係長	細川 功二	
7		主査	花澤 翔	

○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

資料 1

長浜市における障害者虐待対応の状況について（H29～R4）

R5.5 しょうがい福祉課作成

【養護者による虐待】

	通 報 件 数	通報者（重複あり）											虐 待 認 定 件 数	被虐待者											虐待の種別（重複あり）							
		本人	家族	近 隣 住 民 ・ 知 人	民 生 委 員	医 療 関 係 従 事 者	相 談 支 援 専 門 員	施設・事業所職員	虐待者自身	警察	行政（市）	行政（県）		その他	性別		年代						障害種別（重複あり）					身体的	性的	心理的	放棄放任	経済的
															男性	女性	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					
H29	12	2	1	0	0	0	7	2	0	0	2	1	1	7	4	3	0	3	0	1	3	0	1	3	4	0	0	4	0	6	1	1
H30	14	2	0	0	0	0	1	4	0	1	0	0	6	6	2	4	2	2	1	0	1	0	1	5	1	0	0	2	0	3	0	3
R1	8	1	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	1	4	2	2	1	1	2	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0	1	1	1
R2	10	0	0	0	0	0	6	2	0	0	1	1	0	5	2	3	0	1	1	1	1	1	1	4	0	0	0	4	0	3	1	2
R3	13	0	0	0	0	0	4	6	0	0	3	0	0	7	2	5	2	4	0	1	0	0	1	4	2	1	0	3	0	2	2	4
R4	21	4	0	1	0	1	6	6	0	0	2	0	1	13	2	11	0	3	4	2	3	1	2	8	3	0	0	7	0	7	3	3

【施設従事者等による虐待】

	通 報 件 数	通報者（重複あり）											虐 待 認 定 件 数	被虐待者														虐待の種別（重複あり）				
		本人	家族	近 隣 住 民・ 知 人	民 生 委 員	医 療 関 係 従 事 者	相 談 支 援 専 門 員	施設・事業所職員	虐 待 者 自 身	警 察	行政（市）	行政（県）		その他	性別		年代						障害種別（重複あり）					身 体 的	性 的	心 理 的	放 棄 放 任	経 済 的
															男 性	女 性	1 9	2 0 1 9	2 0 1 9	3 0 1 9	4 0 1 9	5 0 1 9	6 5 1 9	身 体	知 的	精 神	発 達					
H29	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	3	2	1	0	2	0	0	1	0	3	3	0	0	0	2	0	1	1	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	5	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0
R2	7	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	1	1	3	2	1	0	0	1	0	1	1	2	0	0	0	1	0	3	0	0	
R3	8	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	0	7	1	6	0	0	2	1	2	2	1	6	0	0	0	3	0	5	1	0
R4	5	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	2	1	1	2	2	0	0	0	0	0	2	1	1

令和3年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する 調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した令和3年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和3年度	令和2年度	令和元年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	149 件	135 件	153 件
	虐待判断件数	89 件	67 件	65 件
	被虐待者数	89 人	67 人	65 人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	86 件	62 件	83 件
	虐待判断件数	17 件	19 件	17 件
	被虐待者数	34 人	19 人	17 人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	9 件	5 件	8 件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません）

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、149件でした。

○市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は89件、被虐待者数は89人でした。

（2）相談・通報者

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が62件（41.6%）と最も多く、次いで「本人による届け出」が21件（14.1%）、「当該市町行政職員」が18件（12.1%）でした。

表1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
R3年度	件	21	7	1	5	1	62	3	7	18	6	3	17	0	149
	割合	14.1%	4.7%	0.7%	3.4%	0.7%	41.6%	2.0%	4.7%	12.1%	4.0%	2.0%	11.4%	0.0%	－
R2年度	件	23	5	4	4	2	51	2	11	16	3	0	14	0	135
	割合	17.0%	3.7%	3.0%	3.0%	1.5%	37.8%	1.5%	8.1%	11.9%	2.2%	0.0%	10.4%	0.0%	－

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R3:149件、R2:135件）に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が46件(51.7%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が28件(31.5%)、「経済的虐待」が20件(22.5%)、「放棄・放置」が9件(10.1%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
R3年度	件数	46	1	28	9	20	89
	割合	51.7%	1.1%	31.5%	10.1%	22.5%	－
R2年度	件数	34	1	23	5	17	67
	割合	50.7%	1.5%	34.3%	7.5%	25.4%	－

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R3:89件、R2:67件)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

○各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは8件(9.0%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計 (実数)
R3年度	件数	8	33	63	89
	割合	9.0%	37.0%	70.8%	100.0%
R2年度	件数	8	34	38	67
	割合	11.9%	50.7%	56.7%	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R3:89件R2:67件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別では「男性」が39人(43.8%)、「女性」が50人(56.2%)でした。年齢では「20～29歳」が23人(25.8%)と最も多く、次いで「50～59歳」が21人(23.6%)、「30～39歳」が17人(19.1%)でした。

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が56人(62.9%)と最も多く、次いで「精神障害」が24人(27.0%)、「身体障害」が19人(21.3%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R3年度	人数	39	50	89
	割合	43.8%	56.2%	100.0%
R2年度	人数	29	38	67
	割合	43.3%	56.7%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R3:89人R2:67人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R3年度	人数	7	23	17	15	21	6	0	0	89
	割合	7.9%	25.8%	19.1%	16.9%	23.6%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%
R2年度	人数	13	14	14	9	14	2	1	0	67
	割合	19.4%	20.9%	20.9%	13.4%	20.9%	3.0%	1.5%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R3:89人、R2:67人)に対するもの。

表6 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
R3年度	人数	19	56	24	6	2	0	89
	割合	21.3%	62.9%	27.0%	6.7%	2.2%	0.0%	－
R2年度	人数	11	50	15	5	0	0	67
	割合	16.4%	74.6%	22.4%	7.5%	0.0%	0.0%	－

(注)割合は、被虐待者数の総数(R3:89人、R2:67人)に対するもの。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が27人(27.8%)と最も多く、次いで「父」が26人(26.8%)、「夫」が13人(13.4%)の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
R3年度	人数	26	27	13	1	4	0	0	0	9	4	1	0	12	0	97
	割合	26.8%	27.8%	13.4%	1.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	9.3%	4.1%	1.0%	0.0%	12.4%	0.0%	100.0%
R2年度	人数	25	29	7	0	6	1	0	0	4	3	1	1	6	0	83
	割合	30.1%	34.9%	8.4%	0.0%	7.2%	1.2%	0.0%	0.0%	4.8%	3.6%	1.2%	1.2%	7.2%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待者数の総数(R3:97人R2:83人)に対するもの。

(7) 虐待への対応等

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は17件(19.1%)で、そのうち「契約による障害福祉サービスの利用」が6件(35.3%)でした。

○一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は56件(62.9%)で、そのうち「再発防止のための定期的な見守りの実施」が37件(66.1%)、「養護者に対する助言・指導」が32件(57.1%)でした。

表8 虐待への対応策としての分離の有無

	R3年度		R2年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	17	19.1%	21	31.3%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	56	62.9%	34	50.7%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	11	12.4%	8	11.9%
現在対応について検討・調整中の事例	1	1.1%	2	3.0%
その他	4	4.5%	2	3.0%
合計	89	100.0%	67	100.0%

(注1)割合は、虐待判断事例件数の総数(R3:89人、R2:67人)に対するもの。

(注2)「もともと虐待者とは別居の被虐待者数」は令和2年度分から新規追加した項目

表9 分離を行った事例における対応の内訳（複数回答）

	R3年度		R2年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	6	35.3%	10	47.6%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	11.8%	5	23.8%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	1	5.9%	3	14.3%
医療機関への一時入院	1	5.9%	1	4.8%
その他	7	41.2%	3	14.3%
合計(実数)	17	100.0%	21	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	6	35.3%	8	38.1%

(注)割合は、分離を行った事例件数の総数(R3:17人、R2:21人)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	R3年度		R2年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	32	57.1%	31	91.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	1	1.8%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	12	21.4%	0	0.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	23.2%	14	41.2%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	5	8.9%	3	8.8%
再発防止のための定期的な見守りの実施	37	66.1%	26	76.5%
その他	1	1.8%	3	8.8%
合計(実数)	56	—	34	—

(注)割合は、分離していない事例件数の総数(R3:56件、R2:34件)に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、86件でした。

○市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は、17件でした。

(被虐待者の支給決定市町ごとに計上した場合、市町から県に報告された虐待が認められた件数は23件でした。ここでの件数は1つの事例に対し被虐待者が複数おり複数の市町にまたがる場合の重複を除いた数となります。)

(2) 相談・通報者

○相談・通報者(複数回答)の内訳は、「当該施設・事業所の設置者・管理者」が18件(20.9%)と最も多く、次いで「相談支援専門員、他の施設・事業所職員」が15件(17.4%)でした。

表11 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員・医療関係従事者	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
R3年度	件数	13	6	2	0	0	15	11	18	2	0	5	0	0	0	2	8	4	86
	割合	15.1%	7.0%	2.3%	0.0%	0.0%	17.4%	12.8%	20.9%	2.3%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	9.3%	4.7%	—
R2年度	件数	14	8	5	0	2	6	5	10	2	0	4	0	0	0	0	3	4	62
	割合	22.6%	12.9%	8.1%	0.0%	3.2%	9.7%	8.1%	16.1%	3.2%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	6.5%	—

(注)割合は、相談・通報件数の総数(R3:86件、R2:62件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「共同生活援助」が最も多く6件(35.3%)、次いで「障害者支援施設」が4件(23.5%)でした。

表12 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	R3年度		R2年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	4	23.53%	4	21.10%
居宅介護	0	0.00%	0	0.00%
療養介護	0	0.00%	3	0.00%
生活介護	0	0.00%	4	21.10%
短期入所	0	0.00%	0	0.00%
就労移行支援	0	0.00%	1	5.30%
就労継続支援A型	1	5.88%	0	0.00%
就労継続支援B型	3	17.65%	6	31.60%
共同生活援助	6	35.29%	1	5.30%
放課後等デイサービス	3	17.65%	1	5.30%
合計	17	100.00%	19	100.00%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R3:17件 R2:19件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が9件(52.9%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が8件(47.1%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
R3年度	件数	8	3	9	1	1	17
	割合	47.1%	17.6%	52.9%	5.9%	5.9%	—
R2年度	件数	8	0	14	2	0	19
	割合	42.1%	0.0%	73.7%	10.5%	0.0%	—

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R3:17件、R2:19件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が22人(64.7%)、女性が12人(35.3%)でした。年齢では、「40～49歳」が10人(29.4%)と最も多く、次いで「30～39歳」が7人(20.6%)でした。障害種別では、「知的障害」が30人(88.2%)と最も多く、次いで「精神障害」が4人(11.8%)、「身体障害」が2人(5.9%)でした。

表14 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R3年度	人数	22	12	34
	割合	64.7%	35.3%	100.0%
R2年度	人数	13	6	19
	割合	68.4%	31.6%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R3:34人 R2:19人)に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R3年度	人数	4	5	7	10	4	0	4	1	34
	割合	11.8%	14.7%	20.6%	29.4%	11.8%	0.0%	11.8%	2.9%	100.0%
R2年度	人数	1	4	3	5	4	0	2	0	19
	割合	5.3%	21.1%	15.8%	26.3%	21.1%	0.0%	10.5%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R3:34人、R2:19人)に対するもの。

表 16 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計 (実数)
R3年度	件数	2	30	4	0	0	0	34
	割合	5.9%	88.2%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	－
R2年度	件数	5	13	6	2	0	0	19
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	－

(注)割合は、被虐待者数の総数(R3:34人、R2:19人)に対するもの。

(6) 虐待者の職種

○虐待者の職種は「生活支援員」が9人(42.9%)、「世話人」が5人(23.8%)でした。

表 17 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	R3年度		R2年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	0	0.0%	2	8.3%
サービス管理責任者	0	0.0%	0	0.0%
管理者	3	14.3%	0	0.0%
医師	0	0.0%	0	0.0%
看護職員	0	0.0%	1	4.2%
生活支援員	9	42.9%	5	20.8%
理学療法士	0	0.0%	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%	0	0.0%
職業指導員	0	0.0%	0	0.0%
就労支援員	1	4.8%	0	0.0%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%	0	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%	0	0.0%
世話人	5	23.8%	0	0.0%
機能訓練指導員	0	0.0%	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%	0	0.0%
指導員	1	4.8%	0	0.0%
保育士	0	0.0%	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%	0	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%	0	0.0%
児童指導員	1	4.8%	2	8.3%
栄養士	0	0.0%	0	0.0%
調理員	0	0.0%	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%	0	0.0%
居宅介護従事者	0	0.0%	0	0.0%
重度訪問介護従業者	0	0.0%	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%	0	0.0%
その他従事者	0	0.0%	9	37.5%
不明	1	4.8%	5	20.8%
合計	21	100.0%	24	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R3:21人、R2:24人)に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待の事実が認められた事例 17 件への対応は、市町による「施設等に対する指導」が 13 件、「改善計画書提出依頼」が 10 件、「従事者への注意・指導」が 6 件でした。
- それ以外に、事業所指定権限を有する県または大津市が行った「報告徴収、出頭要請、立入検査」が 1 件、「一般指導」が 5 件でした。

表 18 市町による指導等（複数回答）

		(単位:件)	
		R3年度	R2年度
市町による指導等	施設等に対する指導	13	8
	改善計画書提出依頼	10	9
	従事者への注意・指導	6	4
	その他	3	0

表 19 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		R3年度	R2年度
障害者総合支援法または児童福祉法に基づく県および大津市による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	2	1
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
	一般指導	5	1

3. 使用者による障害者虐待について

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、9 件でした。
- 相談・通報者は「本人による届け出」「相談支援専門員・施設・事業所の職員」がそれぞれ 3 件 (33.3%) でした。

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、滋賀労働局が受理した通報件数や虐待判断件数等は公表されていません）

表 20 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	就業・生活支援センター	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
R3年度	件数	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	9
	割合	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	—
R2年度	件数	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	割合	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	—

(注) 割合は、相談・通報件数の総数 (R3: 9 件、R2: 5 件) に対するもの。

4. 本県の特徴・取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数や虐待判断件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。

また、養護者による虐待では、相談・通報者の内訳では「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が41.6%（全国平均23.6%）と高い割合を占め、障害者福祉施設従事者等による虐待では「当該施設・事業所の設置者・管理者」が18件（20.9%）と最も多くなっています。

このことから、本県では相談支援専門員や障害者福祉施設従事者が相談・通報に大きな役割を果たしており、現場での障害者虐待防止法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が浸透していると考えられます。

(2) 本県の取組

①相談対応等

障害者虐待に関する相談に応じるとともに、市町間の調整や情報収集・分析・提供など市町を後方支援する役割を担う「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置・運営（障害福祉課に相談員を配置）

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

- ・市町職員・虐待防止センター職員向け障害者虐待防止・権利擁護研修会
[令和4年5月23日（講義）、8月25日（演習）]
- ・障害福祉サービス事業所従事者向け障害者虐待・権利擁護研修会
[令和4年11月29日（南部会場）、12月5日（北部会場）]

③施設従事者等虐待再発防止の取組強化

虐待事案が発生した施設等に対して、専門職員（社会福祉士等）を派遣し虐待の生じた要因等を分析するとともに、改善に向けたアドバイスや施設内研修を実施。

④県民等への啓発

県民向けのパンフレットを作成し、市町や事業所など関係機関を通じた周知・啓発

本県では、今後も引き続き、県内における障害者虐待の状況を把握するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施していきます。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案については、弁護士や社会福祉士など専門職種も加えた事例検証会議を定期的に実施しています。事例の分析を通じて、虐待のあった施設への適切な指導・助言、相談員のスキルの向上や虐待防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、県民等の障害者の権利擁護に関する意識の向上に努めていきます。

長浜市しょうがい福祉プラン（R6～R11） 骨子（案）

1. プラン策定の背景・趣旨等

《背景・趣旨》

現在、長浜市におけるしょうがい福祉は、しょうがい者と介護者の高齢化やサービス利用者の増加傾向にあり、しょうがい福祉のニーズは多様化と高度化し、質・量ともに大きく変化しています。そういった状況の中でも、しょうがいのある人が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりが求められており、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則したサービスの充実、地域住民の理解と支援など、安全安心に過ごせる暮らしの場の確保が必要となっています。

また、しょうがいのあるなしに関わらず、社会参加の妨げとなる差別、偏見、障壁をなくし、人格と個性を尊重し合い、ともに支え、ともに暮らせる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」の批准およびしょうがい福祉施策に関連する国内法の整備・改正を行い、しょうがい者支援制度や施策を推進しています。また、滋賀県は、令和元年 10 月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、令和 3 年 3 月に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念とした滋賀県障害者プラン 2021 を策定しました。

長浜市では、平成 30 年 3 月に「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定し、令和 3 年の中間見直しを経て、しょうがい福祉施策を推進してきました。これまでの計画の進捗状況と国の指針や県の計画等の動向を踏まえ、令和 6 年度を始期とする『長浜市しょうがい福祉プラン』を策定します。

《現状と今後の取組》

しょうがい福祉サービス提供事業所や関係団体、しょうがい当事者へ実施したアンケート調査の結果等から得られた意見をもとに、今後、以下の取組みをさらに進めていきます。

①しょうがいやしょうがい当事者への理解増進

⇒しょうがい者差別の解消・インクルーシブ社会の推進

②教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築

⇒インクルーシブ教育の推進と支援ネットワークの強化

③移動支援や交通手段の確保

⇒余暇活動や地域交流活動等の社会参加の推進

④働く場・機会の充実

⇒しょうがい特性に応じた就労支援及び相談支援の強化、しょうがい者の雇用促進

⑤福祉人材の確保・育成・定着の取組み強化

⇒慢性的な人材不足の改善・サービスの地域格差の解消促進

⑥重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害者等へのハード面・ソフト面の支援

⇒当事者やご家族の安全安心な地域生活の確保

⑦災害時の支援体制（情報伝達、配慮のいる方への避難場所の確保、地域住民等の協力体制）

⇒しょうがい当事者やその家族の安全安心な避難の確保

⑧老障介護と親亡き後の課題対策

⇒しょうがい者の生活の場の確保

⑨手話への理解の促進や普及、手話を使いやすい環境の整備

⇒手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定（R5.4月施行）による市民等への啓発

2. プランの構成と位置づけ

《構成》

基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」から構成

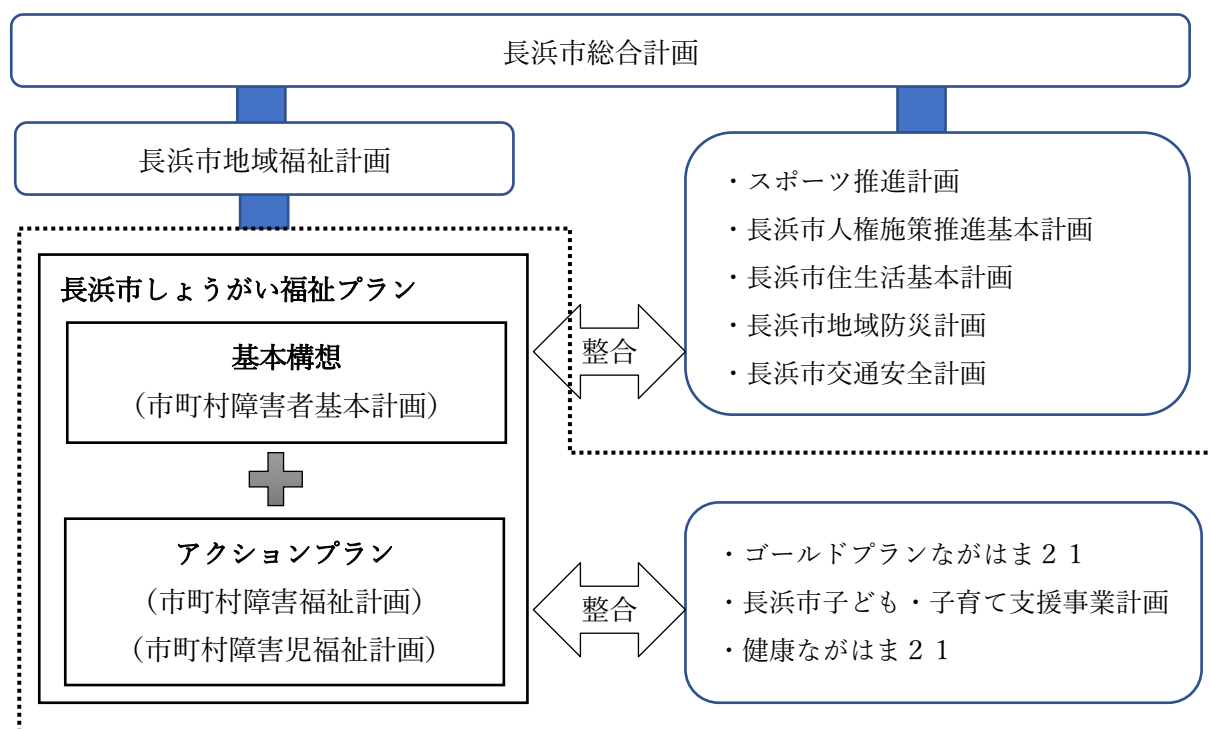
《位置づけ》

基本構想…「市町村障害者基本計画」（障害者基本法第11条第3項に基づく）

アクションプラン…「市町村障害福祉計画」（障害者総合支援法第88条に基づく）

「市町村障害児福祉計画」（児童福祉法第33条の20に基づく）

他の計画との関係…長浜市総合計画や長浜市地域福祉計画を上位計画とし、関連計画との整合や連携を図っていきます。



3. プランの期間

令和6年度～令和11年度（6年間） ※令和8年度 アクションプラン中間見直し予定

4. プランの策定体制と進行管理

《策定体制》

・しょうがい当事者団体や関係団体、障害福祉サービス提供事業所へのアンケートや意見交換会の実施

- ・長浜市しょうがい福祉推進協議会及び長浜米原しょうがい者自立支援協議会での意見聴取の実施
- ・パブリックコメントの実施

《進行管理》

- ・社会状況の変化やご意見等を踏まえながら、PDCA サイクルを活用し進行管理していきます。

5. 基本理念と基本方針（5 柱）

《基本理念》

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を目指します。

基本理念は、障害者権利条約や国内のしょうがい福祉制度改革の方向性と一致するものであることを踏まえ、その趣旨を継承し、引き続きしょうがい福祉の充実に向けた取組を進めていきます。

《基本方針》

- ①やさしいまちづくり「あたたか」
- ②地域生活の支援「あんしん」
- ③医療・保健・福祉の連携「すこやか」
- ④子どもの発達・教育支援「はぐくむ」
- ⑤活動の充実「いきがい」

6. アクションプランの目的と構成

《目的》

プランの基本理念の実現に向けた具体的な取組の方向性や内容を定め、計画的、継続的に取組を進めていくことを目的とします。

《構成》

- ①やさしいまちづくり「あたたか」
- ②地域生活の支援「あんしん」
- ③医療・保健・福祉の連携「すこやか」
- ④子どもの発達・教育支援「はぐくむ」
- ⑤活動の充実「いきがい」

7. アクションプランの期間

令和 6 年度 ～ 令和 8 年度（3 年間）※令和 8 年度中間見直し予定

8. アクションプランの体系

別紙のとおり

アクションプランの体系（案）

大柱	中柱（方向性）	小柱（取組）	
1.やさしいまちづくり 「あたたか」	相互理解の推進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉・人権教育の推進 (3) 手話を使いやすい環境の整備	拡充 拡充 新規
	地域福祉の推進	(1) 地域福祉活動の推進 (2) 人材の育成	
	地域ネットワークの活性化	(1) 地域ネットワークの活性化 (2) 相談支援機能の強化	
	ユニバーサルデザインのまちづくり	(1) ユニバーサルデザインのまちづくり (2) 住居環境の改善 (3) 地域における交通手段の確保	拡充
2.地域生活の支援 「あんしん」	生活支援	(1) 居宅生活支援 (2) 居住支援 (3) 経済的支援 (4) 福祉用具購入費等の支援 (5) 意思疎通支援	拡充
	防災・防犯等の対策	(1) 防災対策 (2) 防犯対策 (3) 交通安全対策	拡充
	権利擁護・虐待防止	(1) 権利擁護・差別の解消 (2) 虐待防止	
	福祉人材の確保・育成・定着	(1) 福祉人材の確保 (2) 福祉人材の育成・定着	拡充 拡充
3.医療・保健・福祉の連携 「すこやか」	しょうがいの早期発見・早期支援	(1) 健康づくりの推進 (2) しょうがいの早期発見・早期対応 (3) 疾病の早期発見・早期対応 (4) 乳幼児健診・乳幼児相談の推進	
	精神保健・医療の充実	(1) 心の健康づくりの推進 (2) 相談支援・医療の充実 (3) 地域生活への移行促進 (4) 地域交流サロン	
	医療的ケアへの対応	(1) 医療の充実 (2) 医療的ケアの充実	拡充

3.医療・保健・福祉の連携 「すこやか」	医療費の支援	(1) 更生医療	
		(2) 育成医療	
		(3) 精神通院医療	
		(4) 福祉医療	
4.子どもの発達・教育支援 「はぐくむ」	地域における子育て支援	(1) 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	
		(2) 放課後・休暇中の活動支援	
	乳幼児期からの早期支援	(1) 発達支援の充実	
		(2) 早期療育の充実	
	学齢期における支援	(1) 学校教育の充実	拡充
		(2) 進学・就労等の支援	
5.活動の充実 「いきがい」	就労支援	(1) 一般就労の拡大	拡充
		(2) 福祉的就労の支援	
		(3) 販路・事業拡大等の支援	
		(4) 就労支援体制の充実	拡充
	日中活動支援	(1) 日中活動系サービスの充実	
	社会参加・参画の促進	(1) 多様な活動の支援	
		(2) 参加を促進する環境づくり	

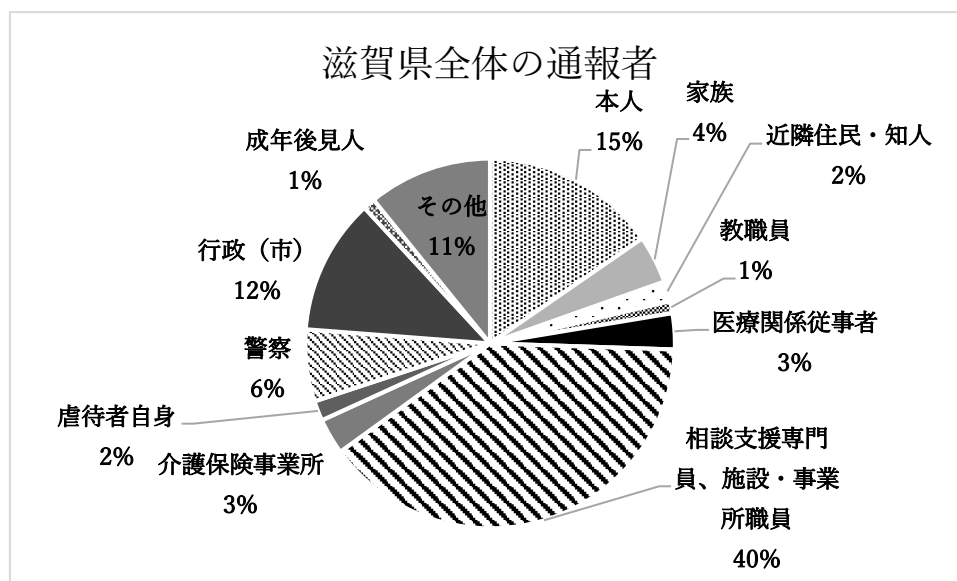
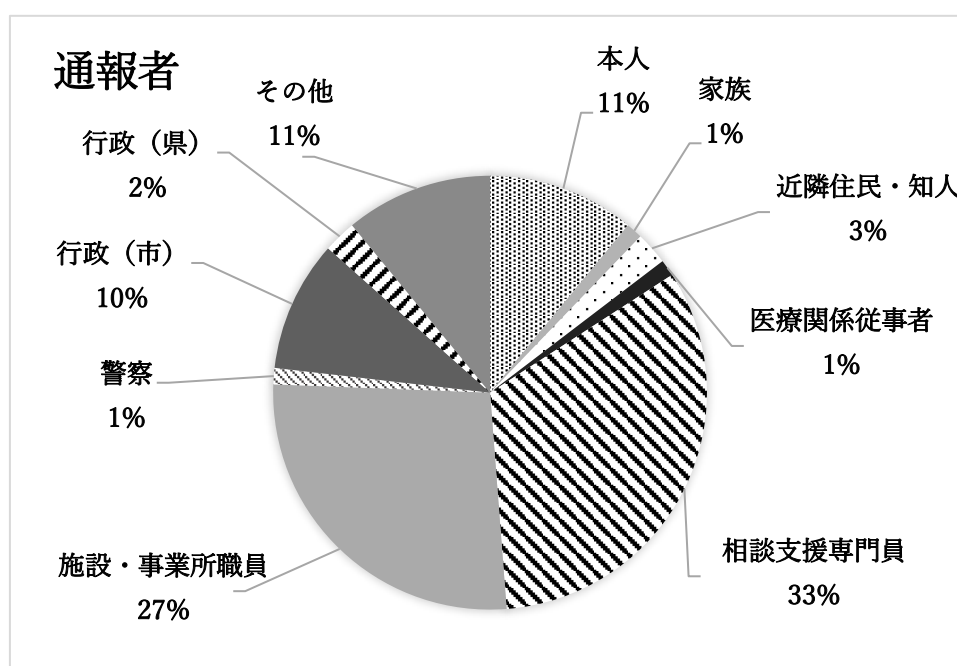
令和4年度長浜市しょうがい者虐待防止の取組実績について

1. 長浜市の特徴

令和4年度における養護者による虐待通報件数は、過去最大となる。

また、養護者による虐待にかかる通報者の内訳では、「相談支援専門員」や「施設・事業所職員」が高い割合を占め、滋賀県全体でも同様となっている。

このことから、本市においても、相談支援専門員や施設・事業所職員が、通報に大きな役割を果たしており、現場での虐待防止の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するといった考えが浸透していると考えられます。



2. 長浜市での虐待防止の取組

(1)相談対応等

- ・「虐待防止センター」としてしょうがい福祉課にて通報の受理等を行う。
(事務処理要領を策定)
- ・通報から 48 時間以内に初動協議（コアメンバー会議）を行う。

(2)虐待防止研修の実施

- ・課内研修の実施
- ・事業所向け研修会の実施（出前講座の実施）

(3)啓発、その他

- ・障害者虐待に関する支援ネット相談会の実施
(弁護士、社会福祉士との相談会)
- ・県研修会「滋賀県虐待防止・権利擁護研修会」への参加
- ・虐待防止ステッカーの作成
(自立支援協議会 専門部会にて作成、配布)



長浜市の現状と課題について

【現状分析から見える課題①】

○社会全体でしょうがいのある人への理解が以前より深まったと感じているのは、身体しょうがい約5割、知的しょうがい・精神しょうがい・しょうがい児で約3割となっており、まだまだ社会の理解が深まっていないのが現状。しょうがいのある人の立場や経験に共感し、個々のしょうがい特性に応じた支援、助け合いの気持ちを育むことが必要。また、しょうがいの有無や年齢、性別などに関係なく、多様性を認め合い、共生していくことを目指す社会の実現も必要。

(主な意見)

- ・一般市民、特に若い世代のしょうがい問題に対しての関心が薄い
- ・しょうがい者に対する理解不足
- ・目に見えないしょうがい（精神・知的・発達）についての理解はまだまだ足りない

■しょうがいやしょうがい当事者への理解増進

⇒しょうがい者差別の解消・インクルーシブ社会の推進

【現状分析から見える課題②】

○しょうがいのある子どもへの支援には、行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層の推進が求められるが、実際は連携や支援につながっていないことがある。学校、行政、福祉事業所が情報共有や相互連携等の強化を図りながら、支援が必要な子どもやその家族が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで切れ目なく支援が受けられるようにする必要がある。

(主な意見)

- ・医療と福祉の連携は構築してきているが、教育との連携はまだまだこれからだと思う
- ・就学前教育、小中学校教育、高等教育の担当がばらばらで、うまくつながっていない現状がある
- ・幼少期の支援は充実してきているが、小中学校からは支援が手薄になり大人になってからの困難ケースが見受けられる

■教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築

⇒支援ネットワークの強化

【現状分析から見える課題③】

○通勤や医療機関への受診、買い物に行くなどの外出する際の困り事として、公共交通機関が少ないと感じている人が多い。新型コロナの影響による電車の減便やバスの運行本数が少ないことの利便性の低下、また、収益確保やバリアフリー化、処遇改善のための運賃等の値上げによる利用者負担の増加を受けて、しょうがいのある人の交通手段の確保に努めるとともに、移動支援の充実による余暇活動や社会参加の推進を図る。

(主な意見)

- ・働きたくても交通面で働けない課題がある
- ・路線バスやデマンドタクシーの拡充をお願いしたい
- ・移動手段の課題が大きく、通院や生きがいにつながる余暇支援等ができていない人がいる

■移動支援や交通手段の確保

⇒余暇活動や地域交流活動等の社会参加の推進

【現状分析から見える課題④】

○会社勤めや自営業等の仕事をしていない人の中で、仕事をしたい人は身体しょうがいと約 3 割、知的しょうがいと精神しょうがいと約 4 割となっている。仕事をしなくても就労に至っていないのが現状。就職にあたり、しょうがい者の就労支援として、「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などの対応が必要。また、就労継続を図るため、関係者との連絡調整、日常生活を営む上での悩み事等に関する相談支援の強化。しょうがい者の法定雇用率の達成に向けた啓発強化。

(主な意見)

- ・しょうがい者の就労（働く場所、人間関係等）は難しい面がある
- ・しょうがいのある人の就労支援が必要である。法定雇用率は徐々に改善されているが未達成企業も多い
- ・しょうがいがあるためなのか、パワハラや差別があるように思う

■働く場・機会の充実

⇒しょうがい特性に応じた就労支援及び相談支援の強化、しょうがい者の雇用促進

【現状分析から見える課題⑤】

○現在のサービス提供体制において、職員の配置状況が不足していると感じている事業所は 7 割を占める。また、事業所の運営に関する課題では、「人材確保が難しい」が約 3 割、「人材育成が難しい」約 2 割となっている。さらに、今後の障害福祉サービスの利用動向について、増加を見込んでいる事業所は 6 割であるが、人材育成や人材不足等から事業を拡大しようとする事業所は約 2 割程度。事業拡大を検討する事業所においても、人材確保が大きな課題となっているのが現状。事業所の人材確保にかかる支援や人材確保に伴う地域格差が大きくならないようにする必要がある。

(主な意見)

- ・作業所やグループホームで働く職員の確保が非常に難しく、人材の紹介などもあればしてほしい
- ・しょうがいのある人への理解が十分でないと、この分野への人材確保は益々難しくなる
- ・福祉人材の確保・育成・定着のためには、仕事内容の魅力だけでは立ち行かない状況にきている

■福祉人材の確保・育成・定着の取組み強化

⇒慢性的な人材不足の改善・サービスの地域格差の解消促進

【現状分析から見える課題⑥】

○医学・医療の進歩や NICU（新生児集中治療室）の整備等により、健やかに成長できる環境が整った一方で、重症心身障害児者や医療的ケア児者が在宅以外での生活支援の場が少なく、介助する家族等の身体的・精神的な負担が大きいのが現状。また、医療型短期入所やレスパイト入院できる施設が県南部に集中しており、利用のための送迎も負担となっている。在宅支援をはじめとする包括的な支援が必要。

(主な意見)

- ・医療的ケアの対応事業者が少ない（子どもの対応ができる訪問看護や福祉サービス事業者）
- ・重症心身障害児者や強度行動障害者の生活・活動（労働）・余暇の充実
- ・強度行動障害のある子が養護学校で適切な対応がされておらず、卒業後事業所に来られる。事業所は手探りで対応をしている状況

■重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害者等へのハード面・ソフト面の支援

⇒当事者やご家族の安全安心な地域生活の確保

【現状分析から見える課題⑦】

○大雨や地震などの災害時に困り事として、「安全なところまで迅速に避難することができない」「避難場所の設備や生活環境の不安」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が多く、避難先での変化に適応しにくいことや自力で避難することが難しい等から不安を抱えているしょうがいのある人やその家族が多いと考えられる。また、医療的ケアの必要な人は、吸引器や人工呼吸器等の医療機器の電源確保も課題となる。災害に備えての情報伝達、避難場所の確保、地域住民の協力体制等を整備する必要がある。

（主な意見）

- ・集まることが苦手な人もいるため、少人数で避難ができる場所の確保等の配慮がほしい
- ・地域でのしょうがい者の把握が難しくなっており、避難計画が具体的に進められない現状がある
- ・防災面で近隣住民の協力が不可欠だが、その連携がまだ確立されていないので不安

■災害時の支援体制（情報伝達、配慮のいる方への避難場所の確保、地域住民等の協力体制）

⇒しょうがい当事者やその家族の安全安心な避難の確保

【現状分析から見える課題⑧】

○介助してくれる家族について、60歳以上の割合は身体しょうがいで約6割、知的しょうがいで約5割、精神しょうがいで約5割となっている。また、介助者の約7割が女性を占め、健康状態は約2割の人が良くない状態にある。高齢社会の中で、「老障介護」や「8050問題」が大きな社会問題となっており、親亡き後のしょうがいのある人の地域での生活の場を確保する必要がある。

（主な意見）

- ・両親ともに年をとり、いなくなるのでこの先が一番気になるところ
- ・しょうがい者の親は、親亡き後のことを心配しています
- ・親亡き後、この子はどうやって生きていくのが心配です

■老障介護と親亡き後の課題対策

⇒しょうがい者の生活の場の確保

【現状分析から見える課題⑨】

○令和5年4月1日時点で聴覚にしょうがいがあり身体障害者手帳を所持している人は約280人おられ、市の人口比で0.2%となる。また、平成18年の厚生労働省の身体障害児・者実態調査結果調査によると、手話をコミュニケーション手段としている人は18.9%となっている。

○平成23年「障害者基本法」の改正や平成26年「障害者権利条約」の批准等の状況を受け、『手話は言語である』という認識に基づき、手話に関する条例の整備を検討し、今年度4月に「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を制定し、基本理念に基づき、手話への理解促進と普及啓発を図る等の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。手話やろう者への理解が深まり、ろう者が心豊かに共生することができる地域社会の実現と手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築する必要がある。

■手話への理解の促進や普及、手話を使いやすい環境の整備

⇒手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定（R5.4月施行）による市民等への啓発

■「長浜市しょうがい福祉プラン」取組状況

資料 5

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
1	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	23	①市民への広報・啓発活動 市の広報紙をはじめとし、各種の福祉イベント、講演会、研修会、出前講座などあらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広報・啓発を行います。	市広報紙での啓発やホームページでの啓発活動を行いました。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し、広報・啓発に取り組んでいきます。
2	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	23	①市民への広報・啓発活動 しょうがいのある人が優先的に利用できる駐車場（国際シンボルマークのある駐車区画）や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が援助を受けやすくなるよう作成されたヘルプマークなどについて、各種団体や民間事業者の協力を得ながら、啓発に努めていきます。	市広報紙への掲載や、図書館での展示による啓発を行いました。 また、R3年度よりながはまテレビでの啓発実施、R4年度より長寿推進課でのヘルプマーク配布を行いました。	B	今後も関係部署・機関と連携し、啓発に取り組んでいきます。
3	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	25	①市民への広報・啓発活動 しょうがいのある人からの相談や相談に係る事例を踏まえた、しょうがいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う、「障害者差別解消支援地域協議会」の在り方について協議を継続します。	長浜市しょうがい福祉推進協議会を年2.3回開催し、障害者差別や障害者虐待防止等について意見交換を行いました。	B	「長浜市しょうがい福祉推進協議会」での協議内容を検討し、活発な取り組み、協議の場となるよう進めていきます。
4	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	26	②企業への広報・啓発活動 商工会議所等関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進、及びしょうがい者差別の解消、ならびに合理的配慮についての理解促進を図ります。	・企業内人権の啓発時に、チラシの配布により合理的配慮の理解を図りました。 ・関係機関と連携し、しょうがい者の就労支援を行いました。 ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会やホームページ等で啓発を行いました。	B	引き続き、様々な機会を捉えて各種団体等と連携し取り組んでいきます。
5	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	26	③市職員への啓発活動 「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」に基づき、市職員のしょうがい福祉に関する意識向上を図るとともに、しょうがいのある人に対して各業務に適した合理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組めます。	・市の業務や各種行事などにおいて、しょうがいのある人に対して合理的配慮を行うよう取り組みました。	B	様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。
6	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 相互理解の推進	ア 広報・啓発活動の推進	26	④県条例の推進・啓発 しょうがいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合える共生社会の実現に向けて、『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』の取組を推進します。	・市の業務や各種行事などにおいて、しょうがいのある人に対して合理的配慮を行うよう取り組みました。	B	様々な機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。
7	教育指導課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	26～27	①幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教育 しょうがいのある子もない子ども、同じ時間を共有する仲間として、将来にわたってお互いを理解し支えあうことのできる心が自然にはぐくまれるよう、特別支援学校や地域の社会資源とも連携を図りながら、日常的なふれあいに加え、車いす・アイマスク等の体験やしょうがい福祉施設の見学・体験などの福祉教育の継続的な実施などに努めます。	・市内すべての学校で各校の実情に応じてしょうがい者理解教育や福祉教育に取り組みました。 ・人権学習の一環として、長浜養護学校の児童生徒との交流や地域のしょうがい福祉施設の訪問、アイマスク・点字・手話・車いす等の体験学習を行いました。 ・福祉体験学習：R2:20校 R3:24校	B	関係機関等と連携を図りながら、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間において、重点的に内容や時間を設定し焦点化した福祉・人権学習に取り組むとともに、生徒指導、学級経営など学校・園生活のあらゆる機会を通して、福祉・人権教育を推進していきます。
8	しょうがい福祉課（児童発達支援センター）	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	27	①幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教育 幼稚園・保育所・認定子ども園、その他の関係機関職員等に対し児童発達支援センター等が支援を実施することなどにより、教職員等のしょうがいに対する理解や指導力の向上を図ります。	療育を利用している子どもについての支援を、園の職員と一緒に考え、共有することを通して、特性やしょうがいに対する理解を進めました。	B	個々の子どものケースについて、療育と園の職員が共通理解する機会を積極的に設け、園の職員の理解や指導力の向上につなげていきます。

■「長浜市しょうがい福祉プラン」取組状況

資料5

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
9	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	27	②生涯学習における福祉・人権教育 市の「出前講座」の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催などを通じて、地域・職場への福祉教育の推進を図ります。	市職員や市内団体に対し出前講座を行い、障害福祉への理解促進を図りました。	B	今後も福祉教育の促進を図ることができるよう、継続的に実施していくとともに、より分かりやすく詳しい情報を提供できるよう努めていきます。
10	生涯学習文化課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	27	②生涯学習における福祉・人権教育 生涯学習の講演や講座などで、人権やしょうがいへの理解にかかる学習に取り組めます。	②長浜市青少年育成市民会議事業にて講演会を実施しました。 R2：「青少年を取り巻くサイバー犯罪の現状」139人参加 R3：「コロナ禍により増した生きづらさ 地域で子育てを支えるために」132人参加 R4：「生きづらさを抱える子どもに気づき地域で支えるために」193人参加	B	引き続き、生涯学習事業において、しょうがいや人権問題の理解につながる事業の実施を検討します。
11	人権施策推進課	やさしいまちづくり 「あたたか」	1 相互理解の推進	イ 福祉・人権教育の推進	27	②生涯学習における福祉・人権教育 生涯学習の講演や講座などで、人権やしょうがいへの理解にかかる学習に取り組めます。	・は～とふるフォーラム長浜（2年に1回実施） ・じんけん連続講座：年3～4回実施 （R2：しょうがいをテーマに開催（講師：（社）ぼてとファーム事業団 代表理事 佐野武和氏） ・自治会での人権学習会の実施など市民の人権意識を高める取り組みを実施しました。	B	じんけん連続講座や人権講演会（は～とふるフォーラム）を実施し、人権やしょうがいへの理解を深める取り組みを続けます。
12	社会福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 地域福祉の推進	ア 地域福祉活動の推進	28	①地域住民等の地域福祉活動への支援 地域住民、自治会、地域づくり協議会など地域組織によるしょうがいのある人への日常生活の手助けや見守り、緊急時や災害時などの取組が進むよう、社会福祉協議会等と連携して活動の支援等を行います。	・地域福祉の推進役として、地域における福祉の仕組みづくり、人づくりを行う、社会福祉協議会の活動を支援しました。 ・日常生活や災害時等における避難に支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、地域での支援を円滑に行えるよう、要援護者ごとに支援計画を定める「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知、運用の支援、登録の推進を行いました。 ・長浜市における地域福祉の総合的な推進計画となる、第3期長浜市地域福祉計画を令和3年度に策定し、市民を主体とする地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定）と連携して、地域福祉の向上を推進しました	B	・地域福祉計画の理念である「多様性を尊重し地域の絆とともに育み支えあい安心して暮らせるまち長浜」の実現に向けて、「地域」「仲間」「しくみ」を育て、地域福祉活動の取組を推進します。 ・市民、地域組織、事業者、社会福祉協議会等による地域福祉活動との連携・協働を進めます。 ・地域の福祉活動を推進する社会福祉協議会の地域福祉事業を支援します。
13	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 地域福祉の推進	ア 地域福祉活動の推進	28	②しょうがい当事者団体等の活動支援 しょうがいのある人やその家族で構成する団体等における社会参加や交流、研修などの活動を支援します。	・長浜市身体障害者福祉協会をはじめ4団体の活動に対し補助を行いました。また、湖北地域で開催された身体障害者福祉大会の開催支援及び補助金を交付しました。	B	・当事者団体の活動が継続的に実施できるよう支援していきます。
14	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	28	①ボランティアの育成 ・市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。 ・意思疎通支援事業において、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成を進めていきます。 ・ボランティアの育成とともに、脈々と培われてきた長浜市民のまちづくりの力を広く地域福祉につないでいくため、コーディネート活動の推進を図ります。	①ボランティアの育成 手話奉仕員養成講座を継続して開催し、聴覚に障害のある方の良きパートナーとして、手話で交流・活動できる人材の育成を図り、手話の普及と認識を広めました。 R2年度【基礎】 11/13 （認定証書交付者 / 申込者） R3年度【入門】 22/36 R4年度【基礎】 14/16	A	手話奉仕員養成講座を通じて、障害の特性や手話に対する理解を深めながら、身近に手話でコミュニケーションできる人材の育成を一層進め、地域での活動につなげるため支援や、学習を継続するための学びの機会の提供を検討していきます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
15	社会福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	28	②民生委員・児童委員の活動推進 民生委員・児童委員の活動が促進されるよう、情報の提供を積極的に行い、地域のしょうがいのある人の支援において必要な連携を図ります。	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動できるよう、長浜市民生委員児童委員協議会において毎月各地区会長が出席する理事会を開催し、情報提供を行います。また、各委員で構成する各種部会の会議・研修を開催し、必要な支援を行いました。 ＜会議・研修会等開催回数＞ R2年度市全体1回、各部会会議等合計13回 R3年度各部会研修会合計13回 R4年度市全体1回、各部会研修会合計10回 (予定)	B	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動できるよう情報提供をはじめ、長浜市民生委員児童委員協議会における会議・研修の開催等の必要な支援を引き続き行います。
16	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	2 地域福祉の推進	イ 人材の育成	29	③障害者相談員の活動支援 本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、関係機関の業務に対する協力およびしょうがいのある人の自立と社会参加について、市民の理解を促進する障害者相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員）の活動を支援します。	身体障害者相談員20名、知的障害者相談員9名を2年任期（H31年度～R2年度、R3年度～R4年度）で委嘱し、本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言等を行ってもらえるよう体制を整えました。また、県が企画された相談員向け研修会などを案内し、相談員の資質向上を図りました。	B	実際に相談員に相談されるケースは少ないが、障害のある当事者や家族自身が相談に乗るというのは、実体験を踏まえたアドバイス等もしてもらえるため、今後も活動が継続してもらえるよう支援していきます。
17	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	ア 地域ネットワークの強化	30	①長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動 基幹相談支援センターと連携し、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動や機能を強化することで、相談支援事業など広域的対応が必要な事業の円滑な実施や、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を推進していきます。	長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターが事務局機能を持ち、活動の活性、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を行いました。また、組織改編を実施し、自立支援協議会の機能向上を図りました。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会の組織改編により、各部会の活動や機能を強化を図り、相談支援体制など広域的対応が必要な事業の円滑な実施や、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有・解決に向けた取組を推進していきます。
18	市民活躍課	やさしいまちづくり 「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	ア 地域ネットワークの強化	31	②地域ネットワークの活性化 しょうがい福祉推進に向けて、湖北地域のしょうがい当事者団体や事業者・市民・企業等の地域の全ての主体から構築できるよう地域ネットワークの活性化に向けて取組めます。	2つのしょうがい福祉団体から各1名に、長浜市ふるさと交通安全推進協議会へ委員として参画いただきました。（長浜市身体障害者福祉協会、長浜市手をつなぐ育成会） R2年度2人 R3年度2人 R4年度2人	B	引き続き、しょうがい福祉団体から長浜市ふるさと交通安全推進協議会の委員として参画いただき、交通安全活動の連携を図ります。
19	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	31	①相談支援体制の強化 しょうがいのある人の増加や、しょうがいの特性・状況の複雑化・多様化、保護者の高齢化による親亡き後のさまざまな不安、高齢しょうがい者の問題など、相談支援のニーズは質・量ともに増加していることや、平成29年の社会福祉法改正により、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する重層的な相談支援体制整備が求められています。横断的な相談体制を整備することにより、生活保護法や介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図ります。 また、しょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して支援を行う、面的な地域生活支援拠点の機能の充実に向けた取組を行います。	・令和元年度～令和3年度は、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置、湖北圏域の5事業所に機能強化員を設置して、相談支援体制の強化しました。 ・令和4年度より、新規の計画相談業務やモニタリングに対し、追加の報酬助成を行い、相談支援体制の充実を図りました。	B	・重層的支援体制整備事業を活用しながら、複合的な課題をもつケースにも関係機関と連携して支援していきます。
20	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	31	②人材の育成 相談初期の適切なアセスメント、相談者との信頼関係と高い専門性に基づくプランニングなど、適切な支援の継続をしていくことができるよう、基幹相談支援センターにおいて、交流の場や研修の機会の確保を行い、人材の育成に取組めます。	長浜米原基幹相談調整センター主催の研修や各事業別の連絡会を開催することで、ネットワークの強化及び人材育成に取り組みしました。	B	・基幹相談調整センターが行う、研修・交流の機会の提供を引き続き継続するとともに、長浜米原自立支援協議会をさらに活性化することで、地域ネットワークの強化を図ります。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
21	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	32	③情報提供の充実 必要なときに必要なサービスが利用できるよう、福祉ガイド冊子の作成や市や基幹相談支援センターのホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。 また、市広報紙の音訳版の発行等を行います。	・市内事業所一覧、障害福祉に関わる制度一覧のしおりを随時更新し、ホームページの掲載や、新規手帳の取得者に配布しました。また、配布時は丁寧な説明に努めました。 ・広報音訳版の発行を行いました。	B	今後も随時最新の情報を提供するとともに、より詳しくわかりやすい情報の提供に努めます。
22	政策デザイン課（広報報道室）	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	32	③情報提供の充実 必要なときに必要なサービスが利用できるよう、福祉ガイド冊子の作成や市や基幹相談支援センターのホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。 また、市広報紙の音訳版の発行等を行います。	・広報紙や市ホームページ等を活用し、新制度やサービスに関する情報提供を行っています。また、音訳版広報紙の発行や市ホームページに音声読み上げ機能を採用するなど、情報にアクセスしやすい環境づくりに努めています。 ・市公式YouTubeチャンネル「はま～るtb.」による情報発信をする中で、新型コロナに関する情報発信等に手話通訳を導入するなど、情報発信の方法にも配慮しています。	B	市民ニーズや時代に沿った広報媒体を活用しながら、制度やサービスの情報提供を行います。
23	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり「あたたか」	3 地域ネットワークの強化	イ 相談支援機能の強化	32	④サービス等利用計画の検証 相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターにおいて、計画の内容をチェックすることにより、改善方法を相談支援事業者、相談支援専門員にフィードバックしてその状況を把握し、相談支援専門員、基幹相談支援センターと機能強化員が協働してより質の高いサービス等利用計画を作成する体制を構築します。	日本相談支援専門員協会開催の研修に参加し、検証スキルの向上に努めました。また、サービス等利用計画の検証を含む相談支援事業所への支援体制強化のための予算要求及び関係機関協議を実施しました。	B	基幹相談支援センターの二次相談機能、人材育成機能の強化による相談支援体制の充実を図ります。
24	建築課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	33～34	①公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	施設の整備については、「バリアフリー法」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則り施設整備を行っています。	B	既存施設の改修等の際には、ユニバーサルデザイン化への配慮に努めます。
25	都市計画課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	①公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	豊公園再整備事業において、園路等のバリアフリー化を図りました。また、（新）長浜中央公園整備事業において、新たに多機能トイレを整備しました。	B	都市公園等の整備において、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進を図ります。
26	防災危機管理局	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	①公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	避難所については、既存の施設の構造や立地条件を検証し指定しています。既存施設のユニバーサルデザイン化については、改修等の際に施設所管課と協議、調整を行っています。	B	既存施設の改修等の際には、施設所管課と調整し、ユニバーサルデザイン化への配慮に努めます。
27	総務課	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	①公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	令和3年度の投票所の再編を実施するにあたり、できる限りバリアフリー化された公共的施設を投票所に選定し、誰もが利用しやすい環境を整えました。	B	引き続き、誰もが円滑に投票ができるよう必要な措置を講じていきます。
28	政策デザイン課（広報報道室）	やさしいまちづくり「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	①公共的施設のユニバーサルデザイン化、情報のバリアフリー化 アクセシビリティに配慮し、誰もが読みやすく使いやすいホームページ等の作成に努めます。	・広報紙や市ホームページでは読みやすいフォントや表現の使用をしており、また、環境に依存することなく誰もが利用しやすいホームページを目指しています。音声読み上げ機能など、利用しやすさに配慮した機能も採用しています。	B	アクセシビリティに配慮し、誰もが利用しやすいホームページの作成に努めるとともに、さらなる情報のバリアフリー化につながる手法について検討を進めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
29	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	②外出しやすい環境の整備 民間の商業施設や交通機関等についても、段差の解消、多目的トイレ等の設備の充実、わかりやすい案内表示等の整備、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入について啓発・促進を図ります。	・ユニバーサルデザインについて、市ホームページにて啓発を行いました。 ・補助犬マークについて、市広報紙(R3.7月)及び市ホームページで啓発を行いました。 ・障害者週間に合わせて図書館での啓発を実施しました。	C	関連する情報を収集し、今後も積極的に啓発活動を行います。
30	道路河川課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	②外出しやすい環境の整備 安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	歩道の整備にあたり滋賀県歩道整備マニュアルに基づき、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備を実施しました。 また、安全な歩道空間を確保するため、市道上等に放置された自転車の撤去等を実施しました。 【放置自転車撤去件数（市道上）】 R3年度：3件 R4年度：6件（R5.1.12現在）	B	引き続き、人に優しい道路整備および管理に努めていきます。
31	都市計画課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	②外出しやすい環境の整備 安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	歩道の整備にあたり滋賀県歩道整備マニュアルに基づき、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備を実施しました。	B	引き続き、人に優しい道路整備を進めていきます。
32	市民活躍課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	ア ユニバーサルデザインのまちづくり	34	②外出しやすい環境の整備 安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、誘導ブロックの敷設などを促進します。 また、歩道上の看板や商品の陳列、自転車の放置など、歩行を妨げるものを除去する啓発を推進します。	「第10次長浜市交通安全計画（H28～R2）」、「第11次長浜市交通安全計画（R3～R7）」に基づき、陸上交通の安全に関する施策を推進しました。 また、放置自転車の撤去・啓発を推進し、快適な歩行空間づくりに努めました。 ＜撤去台数＞ R2年度21台 R3年度10台 R4年度7台(見込)	B	引き続き「第11次長浜市交通安全計画」に基づき、総合的かつ計画的に陸上交通の安全に関する施策を総合的に推進します。 また、歩行を妨げる放置自転車等の撤去・啓発を引き続き実施し、安全で快適な歩行空間づくりを推進します。
33	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	34	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施していきます。	(R5.1時点での実績) 日常生活用具給付等事業 R2年度：3件、R3年度：3件、R4年度：1件 在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業 R2年度：5件、R3年度：6件、R4年度：2件	B	今後も引き続き制度の周知を行い、各事業対象者からの申請に基づき、必要な支援を行います。
34	介護保険課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	34	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施していきます。	介護保険サービスにおける住宅改修 (R2実績：468件・R3実績：574件) 高齢者小規模住宅改造経費助成 (R2実績：4件・R3実績：9件) を行いました。	B	引き続き住宅改修が必要な方に向けて取り組みを続けていきます。
35	住宅課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザインのまちづくり	イ 住居環境の改善	34	しょうがいのある人の自宅などの住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消、便器の取替えなど、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。 また、市営住宅のバリアフリー化についても必要に応じ実施していきます。	市営住宅北新団地において、全戸（40戸）バリアフリーにより建替整備を実施しました。	B	新設する市営住宅については、公営住宅整備事業においてユニバーサルデザインに配慮した整備を行うとともに、既存の市営住宅についても、必要に応じバリアフリー化を実施します。

【取組状況の評価指標】 A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
36	しょうがい福祉課	やさしいまちづくり 「あたたか」	4 ユニバーサルデザイン のまちづくり	ウ 地域における交通手段の確保	34	しょうがいのある人等、単独で公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、バスやタクシー等を補完する移動手段として福祉有償運送＊を実施する事業者へ、安全性及び利便性の向上のための指導や助言を行っていきます。	長浜市福祉有償運送運営協議会を必要に応じて開催し、登録等に係る審査を行いました。また、事業所へは国や県からの情報提供を行い、適切な指導・助言に努めました。 R2：新規登録による参入（sweetハート） R3：区域拡大による参入（ひだまり） R4：料金改定（ぼてとファーム・sweetハート） ※実施事業所数：5事業所(R5.1月時点)	B	引き続き、長浜市福祉有償運送運営協議会において、事業の登録申請における運送の必要性及び利用料金等に関する適正な審査を実施していきます。また、事業所への適切な指導・助言ができるよう滋賀運輸支局と連携・相談していきます。
37	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	36	①訪問系サービス 自宅での生活を送るうえでの中心的なサービスのひとつです。サービス提供の地域資源の全般的な不足に加え、一時的な利用、夜間・早朝・休日の利用や、重度しょうがいのある人への長時間支援等のニーズへの対応が難しい状況にあることを踏まえ、サービスの質・量の拡充や、事業所・人材の育成支援に取り組めます。	・R3及びR4年度に新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費の負担軽減を図ることを目的とした給付金を交付し、継続的な障害福祉サービスの提供行う事業所を支援しました。 ・R4年度に物価高騰による燃料価格等の高騰の影響を受ける事業所に対し、送迎・訪問に伴う車両の燃料費の負担軽減の給付金を交付し継続的な障害福祉サービスの提供行う事業所を支援しました。	C	今後も訪問系の障害福祉サービスを運営する事業所に対して、サービスの質・量の拡充や、事業所・人材の育成支援に取り組んでいきます。
38	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	39	②短期入所（ショートステイ） 介護者の疾病その他の理由により介護が受けられないときに、短期間の施設入所を行います。緊急時の一時的な利用など、地域生活への移行、地域生活の定着、地域生活の安定的な継続のために重要なサービスであり、さらなる充実に向けて取組めます。 また、医療的ケアなどが必要な方への利用支援を検討します。	・令和元年度に実施した「重症心身しょうがい者短期入所特別支援モデル事業」を経て、令和3年度より『重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業』を実施しましたが、コロナの影響で利用はありませんでした。令和4年度は5名の利用があり、事業を実施していく中で様々な課題が見つかり、委託事業者と協議を行い、令和5年度は単価見直し等をおこない、継続実施する方向です。 ・医療的ケア児者対応事業所開設促進事業（県事業）の情報提供や医療機関へ事業説明のため訪問しました。	B	・利用者や受託事業所の意見等を踏まえながら、利用支援の充実を図っていきます。 ・県と連携しながら、県北部での医療型短期入所の施設開設の促進に連携して協力してきます。
39	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ア 居宅生活支援	40	③住まいの場の確保 保証人がいないことなどによりアパートなどへの入居が困難なしょうがいのある人に対して入居に必要な情報提供等に取り組めます。	・計画相談支援事業所とともに、入居支援を行いました。	B	・引き続き、関係事業所等と連携し取り組んでいきます。
40	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	イ 居住支援	41～42	自宅以外でも安心して生活ができるよう、住まいの場の確保を図ります。あわせて、施設入所から地域生活への移行に向けた支援を進めます。 ①グループホーム ②施設入所支援 ③自立生活支援ホーム	障害者支援施設の施設整備補助を実施し、生活の場の確保に努めました。また、高齢化が進む障害者向けGHの手すり改修への補助を実施しました。	B	今後も施設入所支援より地域生活の移行を積極的に行い、不足するGHの整備を進めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
41	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	ウ 経済的支援	42	しょうがいのある人が、経済的にも安心した生活を送ることができるように、経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。 ①福祉手当の支給 ②スモンしょうがい者への支援 ③人工透析患者への交通費助成 ④自宅で安心して生活するために必要な住宅改造の支援	①特別障害者手当 R2年度：132件、R3年度：139件 障害児福祉手当 R2年度：76件、R3年度：83件 福祉手当（経過措置） R2年度：3件、R3年度：3件 特別児童扶養手当 R2年度：196件、R3年度：195件 ②R2年度：1件、R3・R4：該当者なし ③R2年度：130件、R3年度：132件 ④（R5.1時点での実績） 日常生活用具給付等事業 R2年度：3件、R3年度：3件、R4年度：1件 在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業 R2年度：5件、R3年度：6件、R4年度：2件	B	引き続き助成を行います。
42	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	エ 福祉用具購入費等の支援	43～44	しょうがいのある人が、経済的にも安心した生活を送ることができるように、経済的負担の軽減に向けた支援を進めます。 ①補装具費の支援 ②日常生活用具費の支援	補装具 R2年度：220件（30,010,493円） R3年度：212件（28,332,701円） 日常生活用具 R2年度：4,478件（34,894,690円） R3年度：4,721件（36,948,772円）	B	今後もニーズに対応した必要な用具等、検討していきます。
43	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	1 生活支援	オ 意思疎通支援	44～46	①手話通訳・要約筆記 ②耳マークカードの普及・啓発 ③ヘルプマーク・カードの普及・啓発 ④聴覚しょうがい者等メールシステムの活用 ⑤FAX中継サービスの活用 ⑥点字・音訳 ⑦奉仕員等の養成	①市が毎年恒例で開催する事業への派遣も定着し、関係者の意識も高まっています。 ②logoフォームでの申請様式を整備しました。 ③障害者週間に長浜図書館で展示を行い、ヘルプマーク・カードの配布数は増加しました。 ④従来のFAXによるやりとり代わりに、メールでの通信を有用する状況になってきました。 ⑤メールでの通信が難しい聴覚障害者のための補完的な支援として、協力員の配置を継続しています。 ⑥議会だより・選挙公報の音訳を、音訳ボランティア”かなで”に取り次ぐことを継続しています。 ⑦市議会議員のホームページに、手話通訳の活用について掲載しました。	B	①遠隔による手話通訳の拡充や、音声変換アプリによる支援等も検討するなど、ICT技術の積極的な活用を進めます。 ②logoフォームでの申請を推進していきます。 ③知名度は高まってきていますので、好機と捉えて啓発を実施していきます。 ④動画通信の導入をはじめ、ICT技術を取り入れながら、利用者の利便性を高めます。 ⑤FAXを唯一の通信手段とする者への支援として、状況に合わせて事業の方法を検討します。 ⑥利用者の拡大や利便性の向上を図ります。 ⑦ No.14に同じ
44	社会福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	47	①地域の支援体制の強化 災害時に配慮を必要とする人について「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録推進をはじめ、地域の防災意識の向上を図り、自治会、自主防災組織、民生委員等、地域住民等による地域の支援体制強化に取組みます。	・日常生活や災害時等における避難に支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、地域での避難支援や見守り支援が円滑に行えるよう、要援護者ごとに支援計画を定める「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知、運用の支援、登録の推進を行いました。 ＜出前講座等開催回数＞ R2年度 4回 R3年度 2回 R4年度 24回	B	「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知と地域における本制度への登録、運用支援を行います。
45	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	47	②災害時の情報伝達・意思疎通の確保 防災行政無線、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメール及びアプリで一斉に情報を発信する「安全・安心メール配信システム」や「Yahoo!防災速報」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。	災害時の情報提供について、聴覚障害者メール通信システムの利用登録者に、市の防災危機管理局が運用している「防災情報等配信サービス」への登録を勧奨し、情報収集の手段を周知しました。	B	避難時、それぞれの障害に応じた支援の体制や、避難所における情報の伝達、意思疎通の方法について、新たなツールの導入も含め検討を進めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
46	防災危機管理局	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	47	②災害時の情報伝達・意思疎通の確保 防災行政無線、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメール及びアプリで一斉に情報を発信する「安全・安心メール配信システム」や「Yahoo!防災速報」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。	災害等の情報を、防災行政無線、安全・安心メール配信システム、LINE、Yahoo!防災速報、防災ラジオ、SMSといった多岐にわたるツールを使って発信することで、視覚や聴覚にしょうがいのある方を含めた多くの方に情報伝達が可能な体制を整備しています。	B	整備したツールを、より多くの方に使っていただくために、ツールの広報を行っていきます。
47	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	47	②災害時の情報伝達・意思疎通の確保 防災行政無線、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメール及びアプリで一斉に情報を発信する「安全・安心メール配信システム」や「Yahoo!防災速報」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいのある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。	犯罪情報や詐欺情報等を掲載した「地域安全ニュース」を発行し毎月自治会で組回覧をしています。 また、安全・安心メールにて即時情報発信を行っています。	B	引き続き、「地域安全ニュース」や「安心・安全メール」等を用いてしょうがいのある人への情報伝達を進めます。
48	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	47～48	③備蓄品の確保 福祉避難所等における必要最小限の食糧や物品等を、長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）に基づき、市施設や福祉避難所協定施設に分散して備蓄します。	福祉避難所協定施設の一部に備蓄倉庫を設置し、備蓄品管理の効率化、迅速な対応のための体制強化を実施しました。	B	要配慮者支援班及び協定締結施設との情報共有を行うことで備蓄品に関する共通認識を形成し、災害時の迅速な対応のための体制構築を行います。
49	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	48	④福祉避難所の体制整備 災害時に一次避難所となる各地域の公共施設についてバリアフリー化を推進するとともに、二次避難所として福祉避難所を開設する事態になった時に備えて、各しょうがい福祉サービス事業所や介護サービス事業所などと協定を締結しています。平時より協定先法人との情報交換会の随時開催や福祉避難所開設を想定した災害時避難訓練を行い、連携の強化を図るなど、福祉避難所の速やかな開設に向けた取組を推進します。	福祉避難所協定施設との連絡会議を開催し、福祉避難所の運営における懸念事項及び、運営に関する諸項目の取り決めを実施しました。	B	福祉避難所マニュアルを策定し、避難訓練及び連絡会議を定期的に開催することで、実効性のあるものとし、福祉避難所の速やかな開設に向けた体制強化を行います。
50	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	48～49	⑤福祉避難所における感染症対策 平時から県や保健所等の関係機関と連携を図り感染防止対策について十分に検討を行います。感染症の流行が懸念される際は、可能な限り多くの福祉避難所の開設を図るとともに、「大規模災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結している宿泊施設の活用を検討し、感染リスクの低下に努めます。福祉避難所開設時は、入所時の検温や聞き取り等による健康状態の把握の徹底、施設内のゾーニング等の対策を行います。 また、新型インフルエンザ等衛生物品整備計画に基づき、感染症予防物品を市施設や福祉避難所協定施設等に分散して備蓄します。	新型インフルエンザ等衛生物品整備計画に基づき、福祉避難所用感染症対策物品を備蓄し、福祉避難所における感染防止対策の強化に努めました。	B	新型インフルエンザ等衛生物品整備計画に基づいた感染症対策物品の備蓄及び福祉避難所設置運営訓練の実施による感染症対策の強化を行います。
51	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ア 防災対策	49	⑥緊急時の通報手段の確保 聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、緊急時に電話に代わる手段として警察署に通報するための「ファックス・メール110 番」の周知を図ります。 また、消防署に通報するためのシステム「NET119 緊急通報システム」の利用登録促進に努めます。	湖北地域消防本部と連携しながら、「NET119 緊急通報システム」の登録および利用の周知に努めました。	B	聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、警察署に通報するための「ファックス・メール110 番」が終了する（R5.11月）ことから、それに代わる「110番アプリシステム」および「電話リレーサービス」の利用の周知を図ります。
52	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	49	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	警察、消費生活相談、地区民生委員と連携し、必要な情報提供、対策を講じるよう対応を行いました。	B	引き続き、警察、消費生活相談、地区民生委員と協力しながら防犯知識の普及啓発や権利擁護事業や成年後見人の普及・導入に取り組めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
53	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	49	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	しょうがいのある人や高齢者等の身近な危険となっている「特殊詐欺」については、被害に遭わないよう、警察や防犯自治会、地域安全に関係する機関や団体が協力し、大型店舗や駅での啓発や年金支給日における金融機関での啓発を実施しています。また、犯罪情報や詐欺情報等を掲載した「地域安全ニュース」を毎月発行し、自治会で組回覧していただくなど、注意喚起と防犯意識の高揚を図っています。さらに、犯罪情報をいち早く提供するため、長浜・木之本両警察署からの情報をもとに、安全・安心メールにて即時情報を発信しています。	B	これまでの取り組みを引き続き実施し、警察や消費生活相談、長浜市防犯自治会、地域福祉関係団体等と連携を密にして、防犯意識の高揚と防犯知識等の普及に努め、安全安心な地域社会の実現を目指します。
54	環境保全課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	イ 防犯対策	49	しょうがいのある人が悪質商法等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。	令和4年の成人年齢引き下げにより18才からの若者が成人になることを踏まえ、特別支援学校の高等部の生徒を対象に出前講座を計画していたが、コロナ禍で実施が出来ませんでした。	D	コロナが落ち着き次第、出前講座を実施する予定です。
55	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ウ 交通安全対策	49～50	「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。 しょうがいのある人に対する交通安全教育として、地域における福祉活動の場や就労の場を利用しながら、交通安全のために必要な知識等を習得できるよう、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい教育を推進します。 また、身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）や聴覚障害者標識（蝶マーク）を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人（歩行者）に対する安全への配慮について市民に啓発します。	しょうがいのある人に対する交通安全施策の推進や、標識について、出前講座や手話奉仕員養成講座で啓発を行いました。	D	出前講座や広報紙を通じて啓発に取り組んでいきます。
56	市民活躍課	地域生活の支援「あんしん」	2 防災・防犯等の対策	ウ 交通安全対策	49～50	「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。 しょうがいのある人に対する交通安全教育として、地域における福祉活動の場や就労の場を利用しながら、交通安全のために必要な知識等を習得できるよう、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい教育を推進します。 また、身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）や聴覚障害者標識（蝶マーク）を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人（歩行者）に対する安全への配慮について市民に啓発します。	「第10次長浜市交通安全計画（H28～R2）」、「第11次長浜市交通安全計画（R3～R7）」に基づき、啓発DVDの提供、啓発物品・チラシの配布を行い、交通安全教育の推進を行いました。	B	引き続き、「第11次長浜市交通安全計画」に基づき、総合的かつ計画的に陸上交通の安全に関する施策を総合的に推進します。 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故による死傷者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少にも積極的に取り組み、究極的には交通事故のない長浜市を目指します。
57	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 権利擁護・虐待防止	ア 権利擁護	51～52	①地域福祉権利擁護事業の推進 ②成年後見制度の利用支援 ③消費生活相談窓口との連携 ④司法手続における配慮 ⑤地域アドボケートとの連携	・金銭管理を必要とする方を社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業へとつなげています。 ・成年後見・権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用支援し、市長申立て実施、報酬助成や申立て助成制度の利用を推進しました。 ・消費生活相談窓口と連携し、多重債務をはじめ、高額商品・詐欺等に関わった当事者の救済にあたりました。 ・滋賀県地域定着支援センターと連携し、刑務所等の出所者等の地域定着について支援を行いました。	B	成年後見・権利擁護センターと連携し、相談や申立て支援、後見人への支援を行っていきます。また、各相談支援事業所や長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターとともに相談事業の強化にあたります。 刑務所等からの出所者については、地域生活が可能となるための支援を滋賀県地域定着支援センターを中心に関係機関と連携し実施していきます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
58	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 権利擁護・虐待防止	イ 虐待防止	53	①虐待の予防 ②虐待の早期発見・早期対応	・相談事業所や障害福祉サービス事業所等と連携しながら、虐待の予防および早期発見・早期対応に努めています。 ・虐待の予防、早期発見のため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携し、啓発活動を行いました。	B	引き続き、関係事業所等と連携し取り組んでいきます。また、虐待予防啓発のため、長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携し、研修会や啓発イベント等を実施します。
59	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 福祉人材の確保・育成・定着	ア 福祉人材の確保【追加】	55～56	①福祉の仕事のイメージアップ ②若年層の採用への取組 ③地域人材の掘り起こし	年1回、福祉の就職フェアを実施し、地域人材の掘り起こしを行っており、R4は43人の来場者があり、介護も含め10人が就職につながりました。若年層への働きかけとして、中学校体験学習の受入れ可能な事業所について情報提供を行っています。	C	R5年度より、PR動画作成等により福祉の仕事や事業所の魅力を発信する委託事業を実施します。また、介護職への転職者・復職者へ支援金を給付し、就職フェアへ出展する事業所には経費の補助を行います。
60	しょうがい福祉課	地域生活の支援「あんしん」	3 福祉人材の確保・育成・定着	イ 福祉人材の育成・定着【追加】	56～57	①スキルアップ研修の充実 ②資格取得等に向けた支援 ③サポート体制の充実 ④相談支援体制の整理	福祉人材の確保・定着を図るため、R3年度より、新規採用職員の家賃補助を実施。月額1万円を上限に、現在3名に支給を行っています。	C	R5年度より、相談支援専門員のキャリアアップを図るため、主任相談支援専門員研修を受講した場合は事業所に支援金を支給します。 ・基幹センターで研修を実施します
61	健康企画課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ア 健康づくりの推進	58	市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図るため「健康ながはま21」を推進しながら、健康づくりのためのキーワード「むびょうたんプラス1」を核とし、疾病の予防に取り組みます。 また、健康推進員や地域づくり協議会など地域活動団体等と連携し、健康づくりを推進していきます。	市内事業所等と協働し、市民が気軽に健康づくりに取り組むきっかけの場として健康ステーション事業を実施しました。また手軽な運動習慣づくりとしてBIWA-TEKUの活用を推進したほか、健康大使の任命や企業との連携協定締結、地域づくり協議会と連携したイベント実施、健康推進員活動等を通じて、むびょうたんプラス1に沿った健康づくりを推進しました。	B	引き続き、健康増進計画及び健康都市宣言の趣旨に基づき、7つの行動指針を実行する人を増やすよう取り組みます。その手段として、これまでに作成してきた健康づくりメニューを市民に浸透させ、関係団体や企業と連携し市民が日常的に健康づくりに取り組みやすい社会環境を整えていきます。
62	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	イ しょうがいの早期発見・早期対応	58	乳幼児健診を実施し、疾病やしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、発達支援・早期療育・保護者へのケアなど適切な支援につなげていきます。	乳幼児健診で発達等に支援が必要な児に対して、保護者との面談や心理判定員による発達相談を実施し、適切な時期での療育につなげています。 回数 乳幼児健診 月15回 来所相談月3回 訪問指導、発達相談は随時 発達相談の件数 R2 300人 R3 265人 R4 290人 【課題】療育の受け入れ人数に限りがあり、公設施設においては、入所手続きが年に2回であるため、最適な時期での療育につなげる事に苦慮している現状です。	B	継続して乳幼児健診、保健師による訪問等での相談、指導等と心理判定員による発達相談を実施し早期発見、早期対応に努めます。また、療育の受け入れの人数や時期について関係課と検討していきます。
63	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ウ 疾病の早期発見・早期対応	58	疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組みます。 妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行います。新生児聴覚検査により聴覚しょうがいの早期発見に努めます。また、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。 成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病の早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防を重点に置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。	【妊娠期】妊娠届け出時に専門職が妊婦に面談し、丁寧に生活状況を聞き取り、安全に出産するために禁煙・食事など生活全般の指導を行いました。 妊娠届件数 R2 902件 R3 750件 R4 766件 【乳幼児期】乳幼児健診時に生活について質問票から聞き取り、児の発達確認、生活リズムをつけることの大切さ、栄養指導、歯科指導を行いました。 【成人・高齢期】特定健診および各種がん検診の受診勧奨を行い、その結果から重症化予防が必要な受診者へ訪問や来所、電話などで保健指導を実施しています。	B	事業を継続し、疾病の早期発見、健康づくりの支援に努めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
64	すこやか教育推進課課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	ウ 疾病の早期発見・早期対応	58	疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組めます。 妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行います。新生児聴覚検査により聴覚しょうがいの早期発見に努めます。また、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。 成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病の早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防を重点に置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。	【学童期】 児童生徒が健康に生活できるように、各種健診後に受診勧奨や保健指導を行いました。	B	今後も、子どもたちが健康な生活を送ることができるよう、継続して保健事業や保健指導を行っていきます。
65	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	1 しょうがいの早期発見・早期支援	エ 乳幼児健診・乳幼児相談の推進	58	しょうがいがあると疑われる乳幼児の保護者等に対して、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による乳幼児健診や乳幼児相談等を実施し、保健医療福祉サービスの情報提供とともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援を行います。	乳幼児健診、相談、訪問、親子教室、発達相談など事業全般の中で、乳幼児の保護者に寄り添えるよう職員の研修を実施し力量形成を務めました。また健診等では保護者へ発達の見通しが持てるよう資料を使うなどし、丁寧な支援を行いました。 【課題】保護者のしょうがいの受容の段階を見きわめ、思いに寄り添いながら対応する必要があります。	B	事業を継続し、保護者に寄り添い、丁寧な相談に努めます。また多機関との連携にて、乳幼児やその保護者の支援を行います。
66	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	ア 心の健康づくりの推進	59	心の病を抱える人が増えていることから、保健相談の充実、引きこもり・自殺への対策（ゲートキーパー研修など）を進めるとともに、まわりにいる人がそのサインや対応について知識や理解を深めるための取組や、産後うつ予防や市民の相談役になれる人の心の健康相談会も継続して心の健康づくりを行います。	【実施内容・回数】 ・心理士による、地域の相談役の方や支援者を対象とした心の健康相談会を実施しました。相談件数：R2 18件、R3 14件、R4 11件（R5.1.16時点）。 ・長浜市内の企業で働く人や、市民、市民に接する機会の多い職員等を対象に、悩みを持っている人に気づきサポートする「ゲートキーパー」の養成研修を実施しました。養成人数：R2 122人、R3 484人、R4 308人（R5.1.16時点） ・産後うつ予防のため、市内の新生児を持つ家庭（全数）に対し、新生児訪問時にパンフレットを用いて啓発を行っています。 ・市内の中学2年生に対し、心のSOSの出し方の啓発として、啓発ロゴ入りマーカーと啓発チラシを配布しました。 ・心の悩みに関連した相談先一覧のパンフレットの作成・配布・設置しました。 【課題】 ・悩みを抱える人やその周囲の人が心の病気や自殺予防について正しい知識をもち、適切な対応、相談機関への相談ができるよう研修や啓発を行う必要があります。	B	事業を継続し、悩みを抱える本人をはじめ、本人を支える人たちも含んだ心の健康づくりに努めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
67	健康推進課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	イ 相談支援・医療の充実	60	本人やその家族に対して相談や訪問指導を行いながら、専門的な相談機関の紹介や、治療が必要と考えられるときには医療機関への受診について支援していきます。 また、県、医療機関、滋賀県立精神保健福祉センターや保健所との連携のもと、相談支援や精神医療の充実を図ります。	本人やその家族、また関係者や地域の支援者からの相談に応じ、必要時、関係機関と連携を取りながら、随時その人に応じた支援（来所による面談、訪問、電話、受診同伴等）を実施しています。 また自殺未遂者支援をはじめ、県や医療機関、県立精神保健福祉センター、保健所と連携し、個人が地域で安定して生活できるよう支援を行っています。 【課題】 自殺未遂者やひきこもりの方など、様々な要因から生きづらさを感じている方に対しては、精神保健分野のみならず、庁内をはじめとした様々な機関との連携・支援体制が必要です。	B	随時相談に対応し、継続した支援を行います。また、個人が地域で安定して生活できるよう、様々な機関と連携し、支援にあたります。
68	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	ウ 地域生活への移行促進	60	精神科病院に入院中で、退院可能な人については、地域で安心して暮らすことのできるよう、訪問系サービス、日中活動系サービスによる支援、グループホームの整備などによる住居の確保に取り組めます。	・相談支援事業所とともに、退院時に必要なしょうがい福祉サービスの調整を行いました。 ・県保健所が主催する、精神しょうがい者地域移行支援会議に参加し、指定一般相談支援事業所をはじめ、県保健所、精神科病院、その他しょうがい福祉関係機関が連携し、入院患者の地域移行に取り組んでいます。令和2年度～令和4年度は地域に移行できる対象者がいないため会議が開催されていません。	B	引き続き退院時に必要なしょうがい福祉サービスの調整を行います。 また年4回開催される湖北地域精神しょうがい者支援会議では、精神しょうがい者が地域で暮らしていくための地域の資源等を関係機関で共有し、連携をとって関わっていけるような体制づくりについての検討をしており、今後も継続して会議に参加していきます。
69	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	2 精神保健・医療の充実	エ 地域交流サロン	60	地域活動支援センターなどにおける「地域交流サロン」等を通じ、利用者の主体性を重視した創作的活動や生産的活動を実施することなど、社会参加を目指すとともに社会復帰に向けた取組を実施します。	米原市と共同で（福）ひかり福祉会に委託し、地域活動支援センターを設置しました。令和4年3月31日現在、150名（長浜市）の利用登録があり、創作活動、スポーツ活動、交流活動を活発に実施されています。小集団での活動に特化した多目的サロンの実施や、地域単位でのサロンの補助的な関わりを行いサロン事業を活性化されています。	B	今後も地域活動支援センターとしての委託を継続し、各種サロン事業を継続していきます。
70	地域医療課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	ア 医療の充実	61	しょうがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。	直営診療所と病院との連携強化を図るとともに、指定管理者制度を活用するなど医師等の確保に努めました。	B	今後も継続して、地域の持続可能な医療体制の構築に努めます。
71	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	ア 医療の充実	61	しょうがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。	令和2年度に医療的ケアの必要な方の短期入所の受入先を湖北地域にも開設しました。	B	医療的ケアの必要な方が短期入所できるよう引き続き医療機関等に働きかけていきます。 また、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携して医療的ケアの必要な方の支援体制の強化を図っていきます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
72	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	3 医療的ケアへの対応	イ 医療的ケア児者への支援充実	62	日常的な生活における定期的な医療的ケア等に対応できるよう、夜間の対応も含め、しょうがい福祉サービス事業所等の施設整備や人材確保、人材育成に向けて取り組みます。 また、所定の研修を修了した介護職員等によるたん吸引・経管栄養等の推進を含め、医療的ケアの充実に向け、適切な取組を行います。 重症心身しょうがい児・者の医療対応やレスパイトについて、圏域内病院や医師会と調整を図ります。	・令和元年度に実施した「重症心身しょうがい者短期入所特別支援モデル事業」を経て、令和3年度より『重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業』を開始しました。コロナの影響で利用がなかったが、令和4年度より利用が増えてきました。事業者との単価の見直し等の協議を行い、令和5年度は単価見直し等を行い、さらなる充実に努めます。 ・医療的ケア児者対応事業所開設促進事業（県事業）に係る情報提供や事業説明のため医療機関へ訪問しました。	B	・利用者や委託事業所の意見等を踏まえながら、利用支援の充実を図っていきます。 ・県と連携しながら、県北部での医療型短期入所の施設開設の促進に連携して協力します。
73	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	ア 更生医療	62	身体にしょうがいのある人で、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合、自立支援医療費を支給します。	更生医療 R2年度 4,813件（給付金額 128,849,178円） R3年度 4,977件（給付金額 121,222,394円）	B	今後も引き続き、身体上のしょうがいの軽減を図り、自立した日常生活等を営むために必要な医療の給付を行います。
74	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	イ 育成医療	63	しょうがいのある児童や、将来しょうがいを残す懸念のある疾患がある児童について、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合に自立支援医療費を支給します。	育成医療 R2年度 149件（給付金額 1,678,211円） R3年度 143件（給付金額 1,393,001円）	B	今後も引き続き、身体上のしょうがいの軽減を図り、自立した日常生活等を営むために必要な医療の給付を行います。
75	しょうがい福祉課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	ウ 精神通院医療	63	精神にしょうがいのある人について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある場合、その通院の医療費について自立支援医療費を支給します。	精神通院医療（給付決定人数） R2年度 1,791人 R3年度 1,707人	B	今後も引き続き、精神上のしょうがいの軽減を図り、自立した日常生活等を営むために必要な医療の給付を行います。
76	保険年金課	医療・保健・福祉の連携「すこやか」	4 医療費の支援	エ 福祉医療	63	心身に重度のしょうがいのある人に対し、県の制度や市独自の制度により、医療費の自己負担額の全部、または一部を支援します。	制度の対象となる人に対しては医療費の負担軽減のための助成制度を適用し、継続的な支援を行いました。 滋賀県首長会議において県に対して助成内容の見直し（所得制限緩和）を提案した。	B	受診の機会が多いしょうがいのある人が安心して暮らせるよう制度を堅持していきます。 しょうがい福祉医療助成制度の施策の見直し計画検討を進めます。
77	幼児課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	65	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	・特別支援巡回相談（R2：31園、R3：29園、R4：29園） ・長浜市就学前特別支援検討委員会（毎年7回実施） ・特別支援スキルアップ事業による職員のステージに応じた研修（毎年6回実施） ・医療的ケア児受け入れに関わるカンファレンス（必要に応じて随時実施） ・特別支援や発達支援に関する内外講師による園内研修（園支援事業を含む） ・子どもの発達や特性、ニーズに応じた園舎の環境整備（スロープ設置、導尿必要児の環境整備等） ・支援ルームの設置、特別支援教育士の育成と配置 ※R4年度以降は教育指導課特別支援教育推進室へ移行した業務があります。	B	・公立・私立市内園職員の特別支援教育研修の充実に努めます。 ・公立・私立市内園の特別支援巡回相談の内容強化を図ります。 ・特別な支援を必要とする児の就学に向けた円滑な支援に努めます。 ・関係機関との連携強化を図ります。 ・支援ルーム等、子どもの発達や特性、ニーズに応じた保育室の環境整備や保育教材の配置に努めます。 ※R4年度以降は教育指導課特別支援教育推進室へ移行した業務があります。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
78	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	65	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	・しょうがいのある子どもが十分に教育を受けられるため学校施設のバリアフリー化や、障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備の整備を図りました。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。	B	しょうがいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供及びその基礎となる環境整備に取り組んでいきます。
79	教育総務課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	ア 地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援	65	地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。	●R2 ・南中学校にエレベーターの設置を行いました。 ・トイレの洋式化改修、多目的トイレの設置を行いました。 （長浜小、西中、北中、東中、南中、浅井中） ・浅井小にイス式階段昇降機を設置しました。 ●R3 ・湯田小学校特別支援室の改修工事を行いました。 ・トイレの洋式化改修工事を行いました。 （六荘認定、あざい認定、とらひめ認定、にしあざい認定） ●R4 ・西浅井中学校エレベーター設置のため実施設計業務委託、木之本中学校エレベーター改修工事を行いました。 ・木之本中学校バリアフリー化改修工事を実施し、階段昇降車の購入をしました。 ・トイレの洋式化改修工事を行いました。 （湯田小、あざい認定）	B	引き続き、どの園児、児童、生徒も希望する地域で教育を受けられる環境を整備します。
80	子育て支援課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	イ 放課後・休暇中の活動支援	65	①地域での子育て支援 しょうがいのある子どもが地域の中ではぐくまれるよう、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業や、地域での子育て支援への取組について、しょうがいのある子どもの利用や参加を促進します。また、放課後児童クラブでは、放課後児童クラブ運営室に合理的配慮支援員を配置し、発達障害者支援認証ケアマネージャーや発達支援室の職員とともに、放課後児童クラブを巡回して、しょうがいや発達に課題がある子どもの支援や環境整備について助言します。	放課後児童クラブでは、放課後児童クラブ運営室に合理的配慮支援員を配置し、発達障害者支援認証ケアマネージャーや発達支援室の職員とともに、放課後児童クラブを巡回して、しょうがいや発達に課題がある子どもの支援等について助言しました。 また、医療行為が必要な児童が通う放課後児童クラブに、看護師を配置し安全で安心して通所できる環境整備に努めました。 近年、放課後児童クラブでは対応が困難な要配慮児童の通所が目立ってきており、放課後の過ごし方について、本人や保護者にとってより安全で安心できる切れ目のない相談支援と放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を選択できる環境整備が必要となっています。	B	放課後児童クラブにおいて、しょうがいのある子どもが地域の仲間と活動できるよう、関係機関と連携を図り、本人や保護者が安全で安心して利用できるよう協議を行うと共に、専門職員の配置検討や認証発達障害者ケアマネージャーの協力を得て、しょうがいのある子どもが利用しやすい環境を整えるよう努めます。
81	しょうがい福祉課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	1 地域における子育て支援	イ 放課後・休暇中の活動支援	65	②しょうがい福祉サービスによる支援 放課後等デイサービスや日中一時支援事業などのしょうがい福祉サービスを活用し、しょうがいのある子どもに放課後や休暇中の活動場所を提供します。これにより、子どもの見守りや支援を行うほか、介護負担の軽減等を図っていきます。	放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用する児童が増加し、介護する家族の休暇につながっています。	B	ニーズに合わせて支給決定を行う。療育の必要性によって放課後等デイサービスと日中一時支援の棲み分けが必要であります。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
82	発達支援室	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	ア 発達支援の充実	66～67	しょうがいの特性、発達の状況に応じて適切な相談支援、療育・教育、就労支援や福祉サービスなどの支援を行うことができるよう、保健・福祉・教育・医療等の関係機関・部署との連携による相談支援の充実を図ります。 ①発達に関する相談 ②相談支援ファイルの活用と普及 ③発達支援体制の構築	①発達に関する相談 件数（延べ） 【発達支援室：0歳～成人】 R2：1336件、R3：1363件、 R4：609件（R4.8時点 1462件見込み） 【健康推進課：0～3歳児】 R2：275件、R3：290件、 R4：207件（R5.1時点 248件見込み） 【教育センター：小～中学校】 R2：1813件、R3：1919件、 R4：1435件（R5.1時点 1722件見込み） 出生数は減少傾向にあるが、発達に関する相談の割合は増加しています。 ②成育歴や支援情報をファイリングし、相談時に活用する「相談支援ファイル」を就学前の相談時や希望者に配布。 R2：207冊、R3：214冊、 R4：152冊（R5.1時点） 相談支援ファイルの適切な活用のために、幼保認定こども園、小中学校、高等学校の教育機関や、医療、就労（福祉、労働関係）への理解と周知が必要です。 ③福祉、教育、そのほかの関係機関が連携して支援を行うための体制整備を検討する発達支援連携会議を開催しました。 R2：8回、R3：12回、 R4：11回（R5.1時点） 複合的な課題がある相談が増加し、連携体制の構築が急務であります。	B	ライフステージの早期から、家族が本人の発達特性を理解し、適切な支援を受け、本人の自己理解を促しながら、就学、就労に向けて準備をすすめていくことが重要です。相談支援が充実するよう、支援体制の整備をすすめていきます。併せて、本人や家族、支援者に向けて、ニーズに応じた研修を企画するなど、積極的な情報発信を行っていきます。 また、義務教育以降へ支援情報を的確に引き継ぐ必要があります。相談支援ファイルの活用を含め、就学前から義務教育以降に情報を引き継ぐシステム作りや体制の整備を行うため、今後も、部局内や教育委員会、医療機関、関係事業所等との連携を図っていきます。
83	しょうがい福祉課（児童発達支援センター）	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	67	①児童発達支援 乳幼児健康診査の結果等に基づき、発達支援が必要と認められた就学前の児童について、日常生活動作の習得や、集団生活に適應する力をつけるため、児童発達支援センター、こども療育センターにおいて、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。 児童発達支援では、個別支援計画を作成し、集団や個別の支援を行います。	令和4年度に、集団と個別を統合するとともに、一人ひとりの特性や発達に応じた支援が提供できるように体制を見直し、支援の強化を図りました。	B	引き続き、個別支援計画に基づき、一人ひとりの子どもに応じた支援を行います。
84	しょうがい福祉課（児童発達支援センター）	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	67～68	②家族への支援 児童発達支援センターに親子で通所し、子どもへの関わりを体験的に学ぶ機会や、親子分離の時間を設け、保護者同士の話し合いや、子どもの関わり方について知る機会を作り、悩みや不安を共有・軽減し、しょうがいについての理解を深めます。 また、心理判定員や言語聴覚士等の専門職との個別相談や、保護者向けの研修会を通じて、子どもの育ちや子育てについて学び、将来的な見通しが持てるよう本人、家族を支援します。	年間計画に基づき、保護者グループで話し合いや発達やしょうがいに関する情報提供等を行いました。 また、将来的な見通しを持てるよう保護者研修会や座談会を実施しました。	B	保護者のニーズを把握しながら保護者同士が気兼ねなく自由に話せる場の充実を図ります。
85	しょうがい福祉課（児童発達支援センター）	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	68	③在籍園との連携 児童発達支援センターやこども療育センターに通所している児童が、在籍している保育所等の集団生活において、個々に応じた支援が受けられるよう、児童発達支援センターやこども療育センターの職員が園を訪問し、園の担当者が療育を見学するなど、支援内容を共有するとともに、連携して支援を行います。	個別支援連絡会だけでなく、日頃から園訪問等の話し合いの機会を設け、子どもの特性理解や支援内容の共有を行いました。	B	引き続き、一人ひとりの特性に応じて支援内容のすり合わせや共通理解を行い、療育と在籍園との連携を深めます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
86	しょうがい福祉課（児童発達支援センター）	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	2 乳幼児期からの早期支援	イ 早期療育の充実	68	④保育所等訪問支援 発達支援が必要と認められた子どもについて、在籍している保育所等の集団生活の中で不適応が大きい場合や、保護者が児童発達支援センターやこども療育センターに通所できない場合に、児童発達支援の専門職員が保育所等に出向き、特性に応じた支援を行います。また、園の職員に対しても、支援の方法に関する情報共有や、助言を行います。	令和4年度に、職員配置の見直しにより受入枠を拡充し、支援体制の強化を図りました。 利用児童数 令和2年度13人 令和3年度16人 令和4年度28人	B	訪問職員のスキルアップを図り、園への支援の充実を図ります。
87	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	ア 学校教育の充実	70	①インクルーシブ教育の推進 特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育の推進のために、人的支援（インクルーシブサポーター）を行います。さらに、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携などに精通できるように、特別支援教育コーディネーターおよび通級指導教室担当者の資質向上を図ります。 Ⅰ 交流および共同学習の推進 Ⅱ 学校施設のバリアフリー化 Ⅲ 医療的ケアへの対応	・必要に応じて学校に総合育成支援員（合理的配慮）を配置し、インクルーシブ教育の推進・構築に努めました。 ・通級指導教室担当者の資質向上のため、通級指導教室担当者会を月に1回程度開催し、令和4年度12月の会には、講師を招いて研修等を実施した。 ・医療的ケアの必要な児童のため、看護師を配置しました。 (R2:2名 R3:2名 R4:4名) ・コロナ禍により集合型の研修会が中止・延期となった。オンラインによる研修等、新しい研修の仕方を検討し効果的に教職員の専門性を向上させる機会を設ける必要がある。また、学び方の異なる子どもへの支援として、ICTの効果的な活用方法の検討や多様な学びの場の環境整備に努める必要があります。	B	令和4年度から副籍制度がスタートしました。今後も特別支援学校および関係機関と連携して、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいきます。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携など教員の力量を高める働きかけを継続していきます。
88	教育指導課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	ア 学校教育の充実	70～72	②特別支援教育の実施 しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」を実施します。学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム等を含めたしょうがいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。 また、特別支援教育に関するより確かな知識と対応力を身につけるために、発達しょうがいを含むしょうがいに関する専門的知識・経験を有する者等を巡回相談員として派遣し、教職員の資質向上を図ります。さらに、学校園を対象に、養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行い、子どもたちの健やかな成長のためにメディカル・コンサルテーション事業を進めます。 Ⅰ 通級指導教室の充実 Ⅱ 体験学習・校外学習の推進	・しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、特別支援教育の実施に努めました。 ・特別支援教育専門家を委嘱し、市内小・中・義務教育学校22校にて巡回相談を実施し、学校との支援体制の充実、教職員の資質向上を図りました。(R2:72回、R3:77回) ・学校園の養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行うメディカル・コンサルテーション事業を実施しました。 (R2:14回 R3:14回) ・通級指導教室サテライト教室を開設し、対象児童・生徒の指導を受ける機会の保障を行いました。(R4年度は、3教室開設) ・コロナ禍においても実施可能な方法を検討し、事業内容について、さらに周知徹底していく必要があります。	B	今後も様々な取組を通して、特別支援教育の充実に努め、しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を推進していきます。
89	しょうがい福祉課	子どもの発達・教育支援「はぐくむ」	3 学齢期における支援	イ 進学・就労等の支援	72	学校卒業後の進路を決定する支援として、在学中に就労体験（職場体験）や就労移行支援事業所において就労にかかるアセスメントなどを行うことで、自分の希望に沿った進学や就労などを自己選択し、自己決定ができるように教育機関や就労移行支援事業所や就労支援機関（テクノカレッジ、働き・暮らし応援センター、公共職業安定所等）との連携のもと、進路相談に取り組めます。	養護学校在学中のアセスメントが定着し、相談支援事業所とともに進路移行支援会議にも参加、進路相談の充実を図りました。 長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携を強化し、課題の共有化解決に向けて協議を行いました。	B	引き続き、関係機関と連携し、自分の希望に沿った進路決定ができるよう支援を充実していきます。 卒業度に就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合 評価 (A～E)	③今後の方向性
90	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	74	①企業等への働きかけ 令和元年度における県内に本社のある企業（50人以上規模）に雇用されているしょうがいのある人の数は、3,210.5人となり、10年連続して過去最高の人数となっています。 民間企業における法定雇用率は、年々引き上げられており、令和元年度においては2.2％、令和3年度からは2.3％となる予定です。 滋賀県の実雇用率は法定雇用率を上回っていますが、今後も長浜公共職業安定所、商工会議所等と連携し、事業主に対して雇用促進にかかる各種制度の紹介、就労支援のネットワークへの参加協力等を働きかけ、職場定着のためのアフターフォロー体制の検証を行い、引き続き、しょうがいのある人の働きやすい環境の構築に努めます。	・働き・暮らし応援センター、ハローワークのほか、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所と連携し、しょうがい者雇用の拡大に向けた働きかけを行いました。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会内に設置の専門部会を中心に、就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。
91	人事課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	75	②長浜市役所のしょうがい者雇用の拡大 令和元年度において、長浜市役所のしょうがい者雇用数は、33.0人であり、実雇用率は2.24％となっています。県内市町の平均値を上回るものの、法定雇用率の2.5％に相当する人数である36.0人の雇用を達成できていません。 令和3年度には、地方公共団体の法定雇用率が2.6％に引き上げとなることを見据え、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、「障害者雇用推進者」や「障害者職業生活相談員」の活用による職場への定着支援を実施するとともに、しょうがいのある人を対象とした職員採用の機会の拡大に努め、法定雇用率の達成を目指します。	長浜市におけるしょうがい者雇用率 法定雇用率 長浜市 R2.6.1 2.5％ 2.07％ R3.6.1 2.6％ 2.40％ R4.6.1 2.6％ 2.35％ 課題： 各業務のデジタル化、BPO（委託化）が今後ますます見込まれる中、しょうがい特性に応じた適職（従事いただく業務）の選定が難しくなっています。	B	「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づいて、引き続き、しょうがい者を対象とした職員採用の機会のさらなる拡大に努めます。 また、継続的な就労支援が必要な職員に対しては、適切な支援を実施していけるよう、関係機関との更なる連携を図っていきます。
92	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	75	③しょうがいのある人や支援者の起業等への支援 しょうがいのある人や当事者を支援する人などによるNPO法人の設立、起業等を支援していきます。また、起業や業務運営に関する情報を提供します。	しょうがい福祉サービス提供事業所から業務運営や新しい障害福祉サービスの立ち上げ等にかかる相談を随時行いました。	C	引き続き、起業や業務運営等に関する相談を行っていきます。
93	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	75	④重度しょうがいのある人の就労支援 重度しょうがいのある人の通勤や職場等における支援について、市内企業等に対して、障害者雇用納付金制度に基づく助成金活用についての情報提供を行います。	障害者雇用納付金制度の情報提供が十分できていませんでした。	D	今後、ホームページや関係課を通じて情報発信を行い、周知徹底に努めていきます。
94	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	75～76	⑤一般就労への移行の支援 一般就労を希望するしょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場定着の支援を行うとともに、「長浜米原しょうがい者就職面接会」の実施など、しょうがい者雇用についての情報提供に努めます。 また、自立支援協議会での議論をふまえ、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。	・しょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援を行いました。 ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会の専門部会を通して、福祉的就労から一般就労への移行・定着を推進しています。	B	引き続き、関係機関と連携し、一般就労への移行を推進していきます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
95	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ア 一般就労の拡大	76～77	⑥一般就労の定着支援 福祉的就労等から一般就労に移行されたしょうがいのある人が、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようサポートするため、今後も就労定着支援事業所の新規設置に向けての働きかけを行います。 定着支援はこれまで、就職までを一貫してサポートする就労移行支援事業所や、生活と就労を一体的に支援する働き・暮らし応援センターなどが中心に支援してきましたが、対象者の増加や、働くことにまつわるさまざまな課題解決のニーズも高まっています。 一般就労への移行をさらに促進するため、自立支援協議会「就労定着支援プロジェクト」での協議において、就労支援の体制を整理し、役割分担や、一般就労への移行・定着にむけて効果的な検証方法や時期などを検証します。 また、企業に対しても障害者雇用助成金を活用して、就労環境を整えるよう働きかけを行います。	・しょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援を行いました。 ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会の専門部会を通して、福祉的就労から一般就労への移行・定着を推進しています。	B	引き続き、関係機関と連携し、就労した方に対する定着支援の充実を図ります。
96	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	イ 福祉的就労の支援	77～78	①就労継続支援（A型）事業 ②就労継続支援（B型）事業	自立支援協議会にて就労定着支援プロジェクトを立ち上げ、就労定着支援の手引きを策定し、一般就労後の職場定着支援及び就労継続支援A、B型事業所から、一般就労に移行する場合の、各関係機関の連携方法について圏域で統一することにより、支援体制の強化を図りました。	B	就労移行支援事業所、働き暮らし応援センター、就労定着支援事業所、特定相談支援事業所、就労継続支援事業が連携をとり、支援の充実を図ることで、一般就労が目指せる方について、移行を促進していきます。
97	農林政策課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	イ 福祉的就労の支援	77～78	①就労継続支援（A型）事業 ②就労継続支援（B型）事業 ※農福連携関係	しょうがい者等の就労状況について、十分な把握ができていません。	D	しょうがい者等の農福連携の推進・支援に努めていきます。
98	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ウ 販路・事業拡大等の支援	79	①製品・事業の広報 様々な機会をとらえ、製品の展示や紹介、業務内容の情報提供を行うなど、販路や事業の拡大等を支援します。また、長浜米原しょうがい者自立支援協議会や、事業所連絡協議会を通じ、販路等についての情報共有を行うよう努めます。	提供可能な役務情報を事業所から収集し、市HP及び市内掲示板、窓口にて情報提供を行いました。	B	今後も定期的に情報を更新し、関係機関への迅速な情報提供を行います。
99	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	ウ 販路・事業拡大等の支援	79	②市の発注拡大 市の物品購入や業務委託について、「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注拡大に向けて取組を進めてきました。 今後も優先発注が可能な業務については、発注の拡大に向けて働きかけを行います。	各部署に対し、物品購入や業務委託にかかる積極的な発注を促しました。 【市発注実績】 R2：7,655,228円 R3：12,011,572円	B	今後も積極的に情報提供を行い、発注拡大に向けて取り組んでいきます。
100	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	エ 就労支援体制の充実	79	①就労支援のネットワークづくり 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の就労支援部会等を通じて、公共職業安定所、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所、企業、特別支援学校等の関係機関が連携し、情報共有、課題の把握・解決に向けて取組みます。	長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携を強化し、課題の共有化解決に向けて協議を行っている。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会内に設置されたプロジェクトチームを中心に、就労した方に対し、定着支援の充実を図る。
101	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	エ 就労支援体制の充実	79～80	②働き・暮らし応援センターの連携強化 しょうがいのある人に対する就労・職場定着や日常生活・社会生活上の支援、職場の開拓など、就労面・生活面の両面から支援を行う「働き・暮らし応援センター」との連携を強化します。	長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携を強化し、課題の共有化解決に向けて協議を行っています。	B	長浜米原しょうがい者自立支援協議会内に設置されたプロジェクトチームを中心に、就労した方に対し、定着支援の充実を図ります。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
102	商工振興課	活動の充実 「いきがい」	1 就労支援	エ 就労支援体制の充実	80	③就労の場におけるしょうがいのある人の権利擁護 関係機関や事業主等の協力のもと、また、「長浜市企業内人権教育推進協議会」などの研修の場において、職場全体にしょうがいのある人への理解が浸透するように努め、しょうがいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実を図り、しょうがいのある人が職場に定着できるような環境の整備を進めます。	○長浜市企業内人権教育推進協議会を通じてしょうがい者が活躍できる場や共生の進む街づくりに少しでも近づけるように取り組んでいます。①しょうがい者雇用に向き企業が増えてきました。協議会での企業訪問においてしょうがい者雇用を実施している企業が54％になりました。（121社／全226社）②企業向け研修会・講演会では、R2年に「しょうがい者の人権」をテーマに扱った講演会を計画しました。（コロナで中止）③DVD教材の貸し出しを行い、社内研修で利用されています。R3年「しょうがいに関係ない共生社会の実現」をめざしたDVD教材を新規購入しました。	B	①企業訪問においてしょうがい者雇用の調査項目をあげ、推移を見守ります。 ②年4回余りの研修会では、様々なテーマで講演会を行います。数年に1回は、しょうがい者雇用やしょうがい者との共生を扱った講演会を実施していきます。 ③引き続き実施していきます。少ない予算で厳しい状況ですが、数年に1枚「企業におけるしょうがい者の人権」「しょうがい者との共生」を扱ったDVD教材を購入し、社内研修が充実するように働きかけます。
103	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	2 日中活動支援	ア 日中活動系サービスの充実	81～83	①生活介護 ②療養介護 ③自立訓練（機能訓練、生活訓練） ④日中一時支援 ⑤地域活動支援センター	④ニーズの増大により、市内外事業所との委託契約が増えました。	B	④引き続き適切なサービスを受けていただけるよう支援していきます。
104	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	84	①文化芸術活動の推進 アール・ブリュット（伝統や流行などに左右されず自身の内面からわきあがる衝動のまま表現した芸術）をはじめとする文化芸術活動について、その活動支援や普及啓発を実施します。	本庁舎での作品展示を行い、主に来庁者に向けて啓発活動を実施しました。	B	引き続き、文化芸術活動の支援を行うとともに、しょうがいのある人との相互理解促進、しょうがいのない人への啓発を行います。
105	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	84～85	②しょうがい者スポーツの推進 令和7年に滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会やスペシャルオリンピックス等、しょうがい者スポーツのより一層の普及を図るため、大会の開催・参加や、指導員・審判員・ボランティア確保などへの協力を行います。	・県大会について、市在住の申込者が円滑に参加できるよう、必要な申し込みや事前ゼッケン送付や通知など対応しました。 ・全国障害者スポーツ大会の開催周知のため、市民参加型の動画作成やしょうがいスポーツの普及啓発に協力しました。	B	今後も引き続き、しょうがい者スポーツが推進できるよう、必要な対応をしていきます。
106	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	85	③余暇活動等の支援 Ⅰ 余暇活動の支援 しょうがいのある人が自らの希望にそって趣味・レジャー・娯楽などの余暇活動を行うことができるよう、機会の充実や心置きなく過ごせる場所の創出などに取り組みます。	市内の移動支援の総利用者数は326人となり、社会参加のためのレクリエーションや余暇活動を行う機会が充実しました。	B	引き続き充実した余暇活動の提供がされるよう、支援をしていきます。
107	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	ア 多様な活動の支援	85	③余暇活動等の支援 Ⅱ 社会参加・社会生活の支援 パソコン・音楽・料理・裁縫等の各種教室や交流サロン、生活情報の提供などを行う「しょうがい者生活支援事業」を委託して実施し、社会参加の促進や社会生活力を高める支援を行います。	・しょうがい者生活支援事業は、(福)滋賀県障害児協会へ委託し、身体しょうがい者等に対するピアカウンセリング、交流教室等を実施していたが、R3は年度途中で職員の配置基準不足により事業を縮小して実施しました。 R4は事業を休止しています。 ・社会参加援助金 実績（12,000円/人） R2 28,896,000円（2,408人） R3 29,340,000円（2,445人） R4 30,096,000円（2,508人） R5.2月時点	C	・しょうがい者生活支援事業の委託内容を見直し、実施できるように検討していきます。 ・「社会参加の援助と自立支援」という制度の目的が、当該給付により果たされているのか成果がわかりにくい。ため、内容を検討していきます。

【取組状況の評価指標】A＝100％超の取組、B＝80％～100％の取組、C＝50％～79％の取組、D＝50％以下の取組、E＝実施していない

No.	担当課	大項目名	中項目名	小項目名	記述該当ページ	「アクションプラン」の記述	①R2～4の取組状況 (実績内容、回数、課題等)	②総合評価 (A～E)	③今後の方向性
108	生涯学習文化課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	85	①利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組めます。 ②憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	①浅井文化ホール、木之本スティックホールにおいて、トイレのバリアフリー化を図りました。	C	①今後とも必要に応じて各施設のバリアフリー化を進めていきます。
109	スポーツ振興課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	85	①利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組めます。 ②憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	令和2年4月にユニバーサルデザインを導入した「長浜伊香ツインアリーナ」がオープンしました。現在取り組んでいる、長浜市スポーツ施設整備基本計画策定に向けてワークショップを開催し(4回)、この中でユニバーサルデザイン等を含めた誰もが安心して使える施設のあり方について検討を行いました。	B	令和5年4月から稼働する長浜市公共施設予約システムで、各施設の情報（ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の情報を含む）を発信していきます。 また、今後策定するスポーツ施設整備基本計画において、誰もが安心して使える施設について各施設のあり方と共にユニバーサルデザインの導入等についても示していきます。
110	都市計画課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	85	①利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組めます。 ②憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	豊公園再整備事業において、園路等のバリアフリー化を図りました。また、（新）長浜中央公園整備事業において、新たに多機能トイレを整備しました。	B	都市公園等の整備において、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の推進を図ります。
111	建築課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	85	①利用しやすい施設づくり スポーツ施設・文化施設などの公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進など、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組めます。 ②憩いの空間づくり 公園や水辺の整備など、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの場」づくりを推進します。	施設の整備については、「バリアフリー法」「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則り施設整備を行っています。	B	既存施設の改修等の際には、ユニバーサルデザイン化への配慮に努めます。
112	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	85～86	③イベント等における配慮 イベント等を開催する際に手話通訳や要約筆記を派遣するなど、しょうがいのある人が支障なく参加するための配慮を行います。	③イベント等における配慮 誰もが参加しやすい環境を提供できるよう、手話通訳者や要約筆記者を配置するなど配慮に努めました。	B	事業の開催にあたり、手話通訳者や要約筆記者の配置が定着するよう主催者に積極的に働き掛けるほか、ICT技術の活用や当事者がより参加しやすい環境の整備を検討します。
113	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	86	④自動車操作訓練費・自動車改造費の助成 身体にしょうがいのある人が、自動車の運転免許を取得するときの費用の一部を助成します。さらに、身体に重度のしょうがいのある人が就労などにもない、自動車の改造等の必要がある場合、その費用の一部を助成し就労支援や社会参加の支援を行います。	(R5.1時点での実績) 自動車操作訓練費 R2年度 2件、R3年度 2件 自動車改造費 R2年度 8件（本人運転3件・介護者運転3件・取り下げ1件・却下1件）、R3年度 9件（本人3件・介護者6件）	B	今後も引き続き、各事業対象者からの申請に基づき、必要な支援を行います。
114	しょうがい福祉課	活動の充実 「いきがい」	3 社会参加・参画の促進	イ 参加を促進する環境づくり	86	⑤施設利用料等の割引 しょうがいのある人の公共施設の利用等を促進するため、施設利用料や市の行事・講座等における参加費の割引を推進します。また、民間の施設や行事についても割引制度等の拡充を働きかけます。	・しょうがい福祉のしおりをR4.3月より刷新し、減免利用できる公的な文化施設やスポーツ施設を掲載し、利用を推進しました。	C	今後、機会をとらえて啓発や働きかけを行います。

令和 5 年 3 月

「長浜市しょうがい福祉プラン」の策定にかかるアンケート調査結果

1. 調査目的

平成 30 年度に策定（令和 3 年中間見直し）しました「長浜市しょうがい福祉プラン」において、引き続き本市におけるしょうがい福祉施策を推進するため、令和 6 年度を始期とする『長浜市しょうがい福祉プラン』（R 6～R 11）を策定するにあたり、長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体の関係団体及び事業者にアンケート調査を実施した。

2. 調査期日

発 送 日：令和 5 年 1 月 20 日（金）

回答期限：令和 5 年 2 月 24 日（金）

3. 調査の対象

長浜米原しょうがい者自立支援協議会の構成団体 182 団体

（①当事者団体・家族会：17、②その他団体：39、③障害福祉サービス事業所：126）

4. 回答方法

郵送	9 件	11 %
メール	22 件	28 %
Logo フォーム（オンライン）	33 件	41 %
持参	14 件	18 %
ファックス	2 件	2 %
合 計	80 件	100 %

5. 回答率

●全体…43.9 %（80 / 182 団体）

・当事者団体・家族会：23.5 %（4 / 17 団体）

・その他団体：15.3 %（6 / 39 団体）

・障害福祉サービス事業所：55.5 %（70 / 126 団体）

●市内外

・市内…49.6 %（65 / 131 団体）

《①当事者団体・家族会：4、②その他団体：5、③障害福祉サービス事業所：56》

・市外…29.4 %（15 / 51 団体）

《①当事者団体・家族会：0、②その他団体：1、③障害福祉サービス事業所：14》

5. 調査内容

【当事者団体・家族会】

(1) 貴団体の活動等について

- ①設立年について（選択）
- ②活動支援の対象のしょうがい種別について（選択）
- ③令和5年1月1日時点の会員数について（記述式）
- ④団体の活動で重点的に取り組んでいること（選択）
- ⑤活動する上で困っていること（選択）
- ⑥普段活動される中で、会員や参加者からの日常の困りごとや地域の課題（記述式）
- ⑦これから団体として力を入れていきたい活動（記述）

(2) 長浜市や湖北地方のしょうがい福祉について

- ・アクションプランの5本柱についてのご意見（記述式）
 - *やさしいまちづくり「あたたか」について
 - *地域生活の支援「あんしん」について
 - *医療・保健・福祉の連携「すこやか」について
 - *子どもの発達・教育支援「はぐくむ」について
 - *活動の充実「いきがい」について

(3) その他（自由記述）

【その他団体】

(1) 長浜市や湖北地方のしょうがい福祉について

- ・アクションプランの5本柱についてのご意見（記述式）
 - *やさしいまちづくり「あたたか」について
 - *地域生活の支援「あんしん」について
 - *医療・保健・福祉の連携「すこやか」について
 - *子どもの発達・教育支援「はぐくむ」について
 - *活動の充実「いきがい」について

(2) その他（自由記述）

【障害福祉サービス事業所】

(1) 貴事業所の概要や活動等について

- ①設立年について（選択）
- ②主たる対象のしょうがい種別について（選択）
- ③現在、提供している『障害福祉サービス』の種別について（選択）
- ④今後の『障害福祉サービス』の利用を希望する人数の動向について（選択）
- ⑤今後の『障害福祉サービス』の利用希望の動向に対する方針について（選択）
- ⑥現在、提供している『地域生活支援事業』の種別について（選択）

- ⑦今後の『地域生活支援事業』の利用を希望する人数の動向について（選択）
- ⑧今後の『地域生活支援事業』の利用希望の動向に対する方針について（選択）
- ⑨現在、提供している『その他事業』について（記述）
- ⑩今後の『その他事業』の利用を希望する人数の動向について（記述）
- ⑪今後の『その他事業』の利用希望の動向に対する方針について（記述）

（２）障害福祉サービス等の提供について

- ⑫利用者からはどのようなサービスを望む声が多いか（選択・記述）

（３）事業所の運営・取組について

- ⑬現在のサービス提供体制における職員の配置状況について（選択）
- ⑭事業所の運営に関する課題（選択）
- ⑮今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関の支援について（選択）
- ⑯他の障害福祉サービス事業所との連携状況について（選択）
- ⑰相談支援事業所との連携状況について（選択）
- ⑱医療機関との連携状況について（選択）
- ⑲行政機関との連携状況について（選択）
- ⑳相談支援専門員もしくは他のサービス提供事業所との連携で困ったこと（記述）
- ㉑サービスの質の向上のため、事業所が取り組んでいること（選択）
- ㉒しょうがい者虐待防止対策のための研修の実施有無（選択）
- ㉓-1 しょうがい者虐待防止対策研修の職員の直近参加の割合（選択）
- ㉓-2 しょうがい者虐待防止対策研修の講師（選択）
- ㉓-3 年間のしょうがい者虐待防止対策の研修回数（選択）
- ㉔しょうがい者虐待防止対策のための研修を実施していない理由（選択）
- ㉕虐待防止委員会、又は虐待防止や不適切な支援を防ぐための協議や問題提起をする場の有無（選択）

（４）自立支援協議会・基幹相談支援センターについて

- ㉖長浜米原しょうがい者自立支援協議会の会議等への参加状況について（選択）
- ㉗長浜米原しょうがい者自立支援協議会へ参加していない理由について（選択）
- ㉘長浜米原しょうがい者自立支援協議会に求めたいこと（選択）
- ㉙基幹相談支援センターに求めたいこと（選択）

（５）長浜市や湖北地方のしょうがい福祉について

- ・アクションプランの５本柱についてのご意見（記述式）
 - *やさしいまちづくり「あたたか」について
 - *地域生活の支援「あんしん」について
 - *医療・保健・福祉の連携「すこやか」について
 - *子どもの発達・教育支援「はぐくむ」について
 - *活動の充実「いきがい」について

（６）その他（自由記述）

長浜市
しょうがい福祉プランアンケート
調査結果報告書

令和5年6月
長浜市しょうがい福祉課

I 調査概要

1	調査目的	1
2	調査対象	1
3	調査期間	1
4	調査方法	1
5	回収状況	1
6	構成比「%」について	1

II 調査結果

1	回答者属性	2
2	しょうがい状況	2 1
3	住まいや暮らしについて	3 0
4	日中活動や就労について	3 3
5	しょうがい福祉サービスなどの利用について	4 5
6	相談相手について	6 8
7	権利擁護について	7 2
8	災害時の避難などについて	8 3

I 調査概要

1 調査目的

「長浜市しょうがい福祉プラン」の策定および施策推進のための基礎資料として、調査を実施するもの

2 調査対象

長浜市在住のしょうがいのある方のうち2,500人を無作為抽出

3 調査期間

令和5年5月26日 から 令和5年6月9日 ※5月26日アンケート発送

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況（しょうがい種別、地区別）

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
全体	2,500通	885通	35.4%
身体しょうがい	1,398通		
知的しょうがい	594通		
精神しょうがい	508通		

6 調査結果の表示方法

○構成比「%」について

構成比の表示は、小数点第1位又は第2位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%にならない場合があります。

Ⅱ 調査結果

1 回答者属性

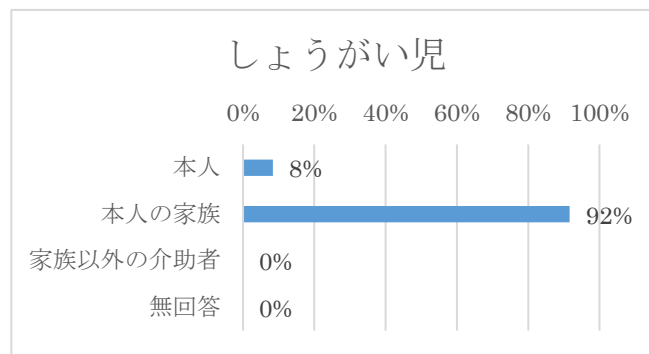
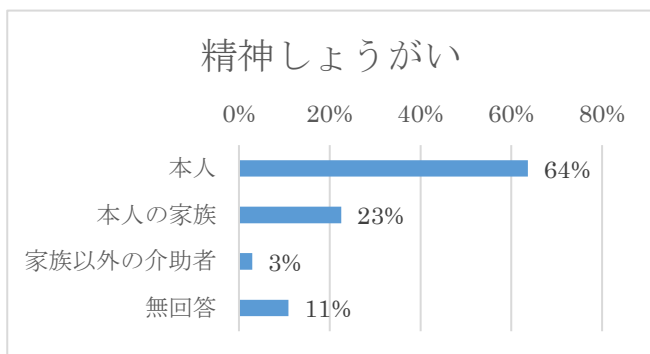
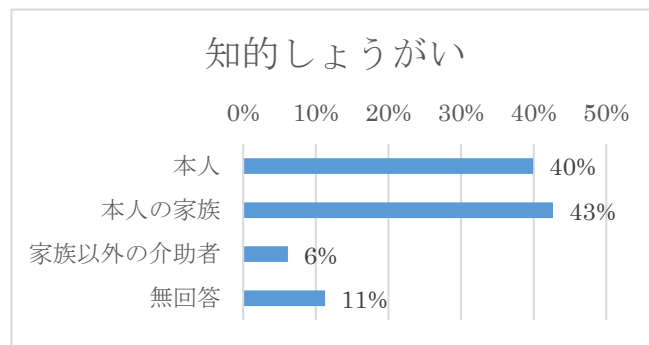
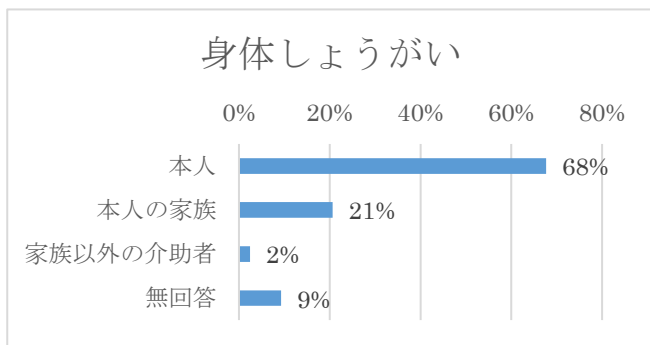
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

身体しょうがいでは、「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」の割合が 68%と最も高く、次いで「本人の家族」の割合が 21%となっています。

知的しょうがいでは、「本人の家族」の割合が 43%と最も高く、次いで「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」の割合が 40%となっています。

精神しょうがいでは、「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」の割合が 64%と最も高く、次いで「本人の家族」の割合が 23%となっています。

しょうがい児では、「本人の家族」の割合が 92%と最も高く、次いで「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」の割合が 8%となっています。



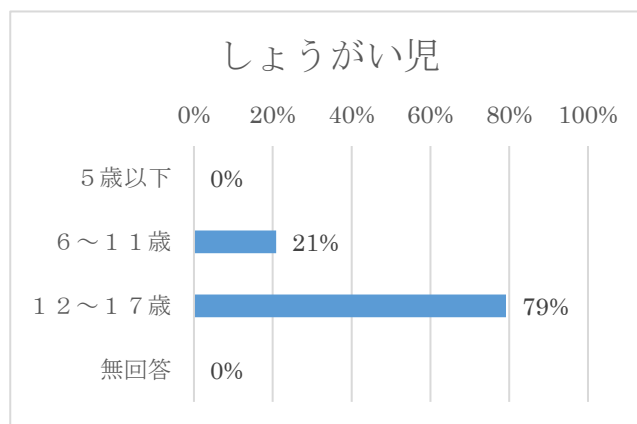
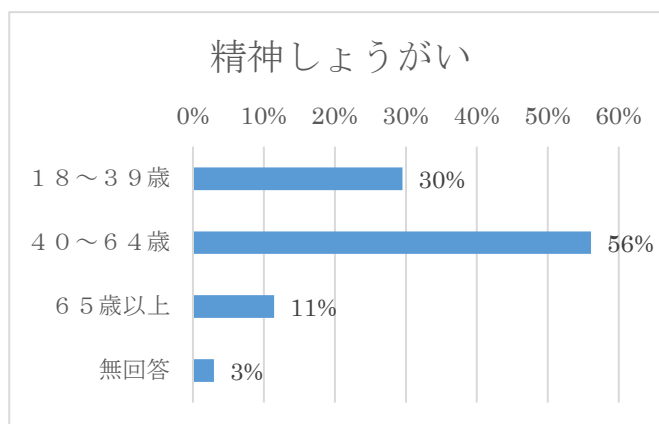
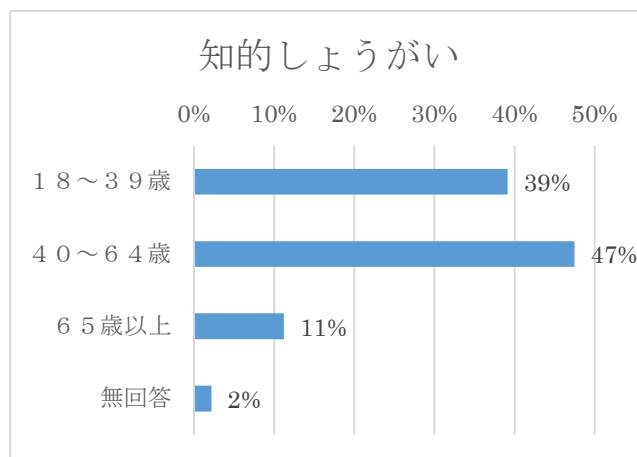
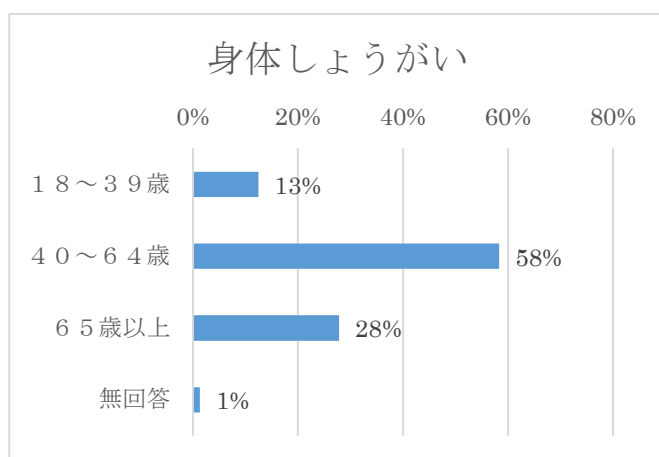
問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年5月1日現在)

身体しょうがいでは、「40～64 歳」の割合が 58%と最も高く、次いで「65 歳以上」の割合が 28%となっています。

知的しょうがいでは、「40～64 歳」の割合が 47%と最も高く、次いで「18～39 歳」の割合が 39%となっています。

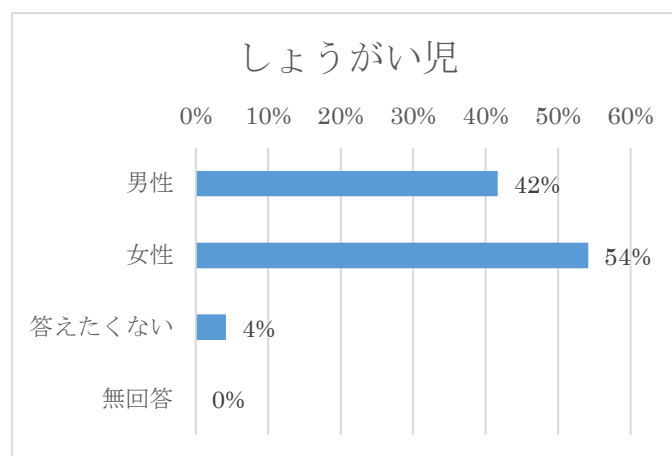
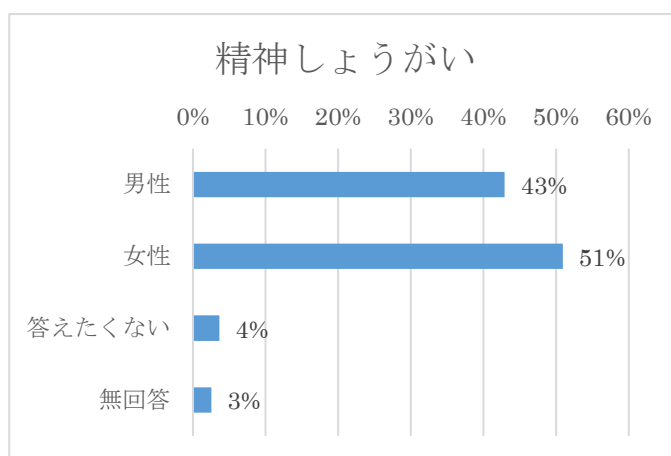
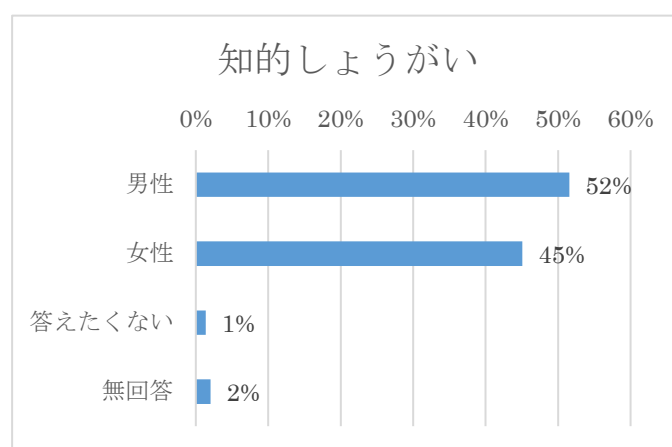
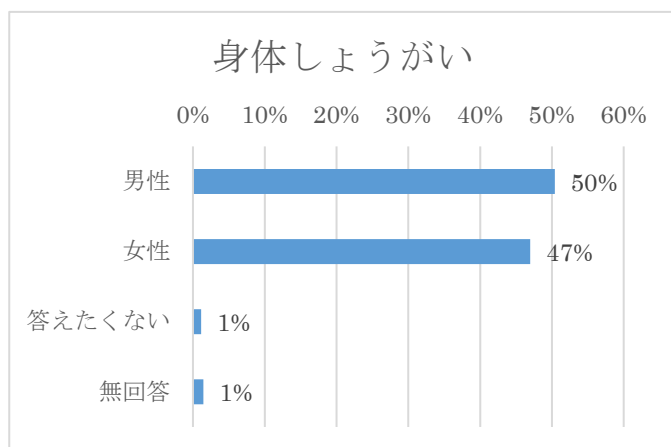
精神しょうがいでは、「40～64 歳」の割合が 56%と最も高く、次いで「18～39 歳」の割合が 30%となっています。

しょうがい児では、「12～17 歳」の割合が 79%と最も高く、次いで「6～11 歳」の割合が 21%となっています。



問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「男性」の割合が50%、「女性」の割合が47%となっています。
知的しょうがいでは、「男性」の割合が52%、「女性」の割合が45%となっています。
精神しょうがいでは、「男性」の割合が43%、「女性」の割合が51%となっています。
しょうがい児では、「男性」の割合が42%、「女性」の割合が54%となっています。



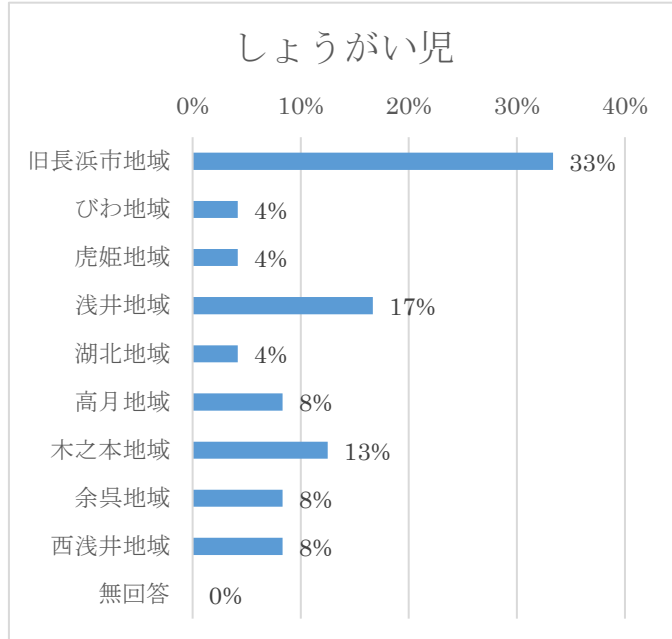
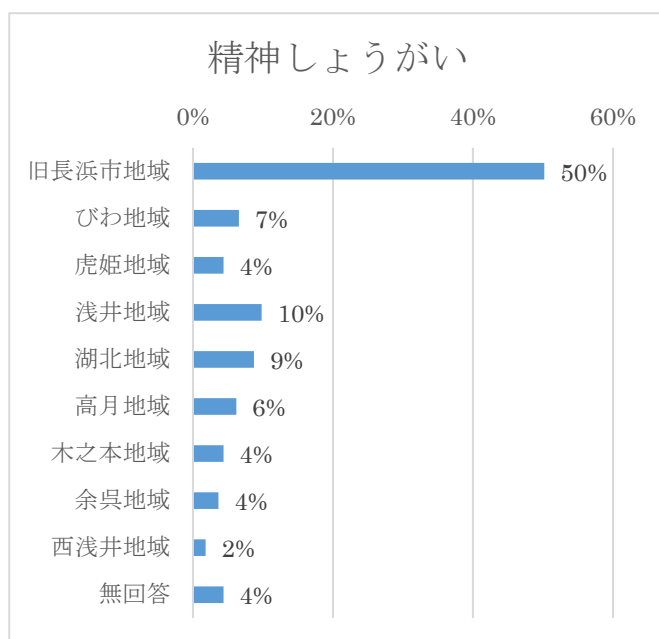
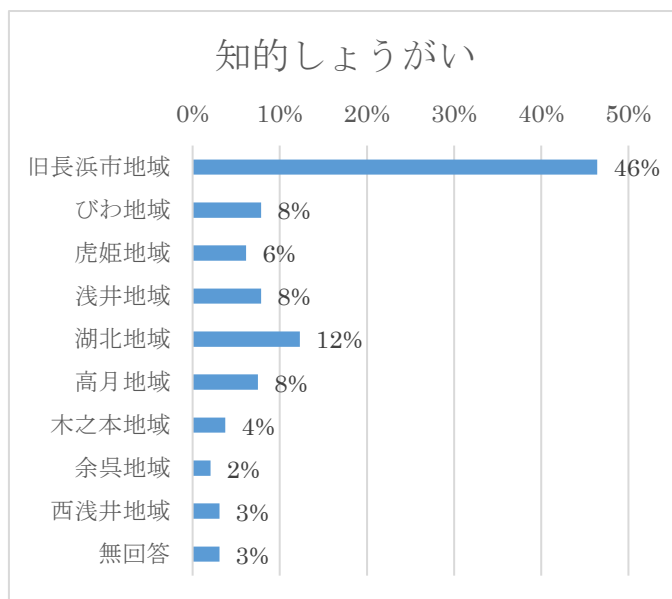
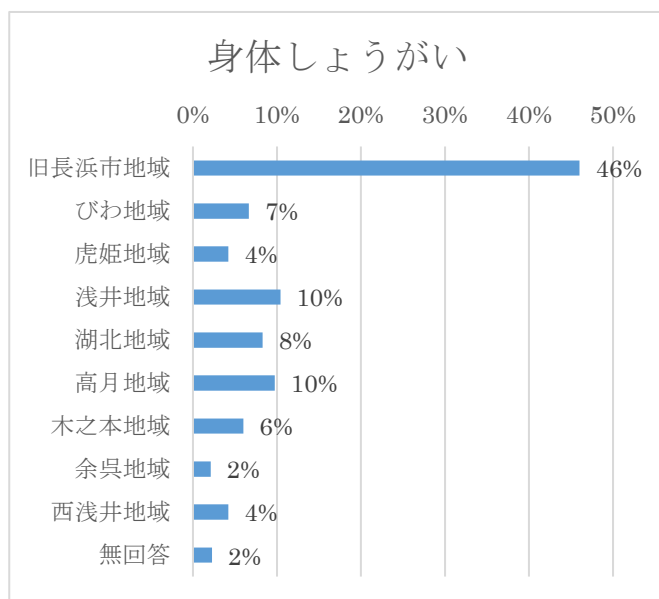
問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(〇は1つだけ)

身体しょうがいでは、「旧長浜市地域」の割合が46%と最も高く、次いで「浅井地域」「高月地域」の割合が10%、「湖北地域」の割合が8%となっています。

知的しょうがいでは、「旧長浜市地域」の割合が46%と最も高く、次いで「湖北地域」の割合が12%、「びわ地域」「浅井地域」「高月地域」の割合が8%となっています。

精神しょうがいでは、「旧長浜市地域」の割合が50%と最も高く、次いで「浅井地域」の割合が10%、「湖北地域」が9%となっています。

しょうがい児では、「旧長浜市地域」の割合が33%と最も高く、次いで「浅井地域」の割合が17%、「木之本地域」が13%となっています。



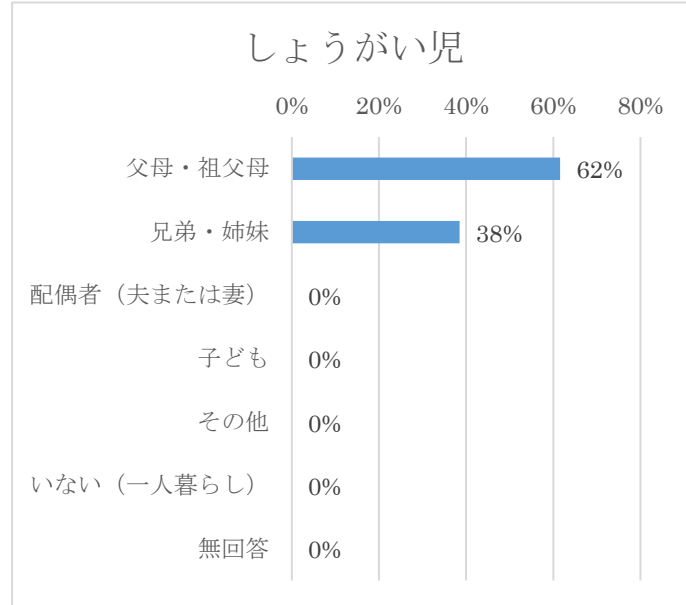
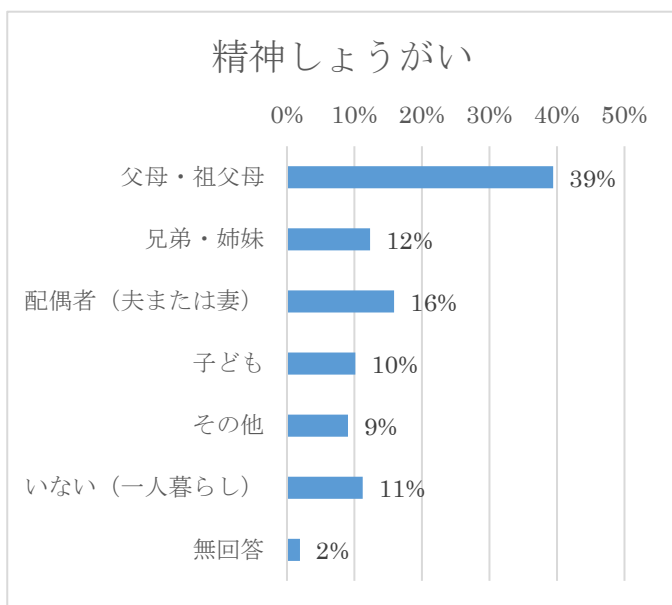
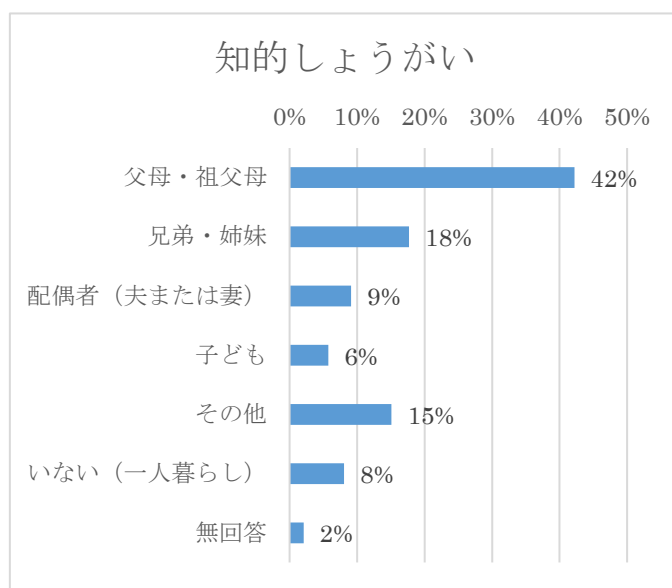
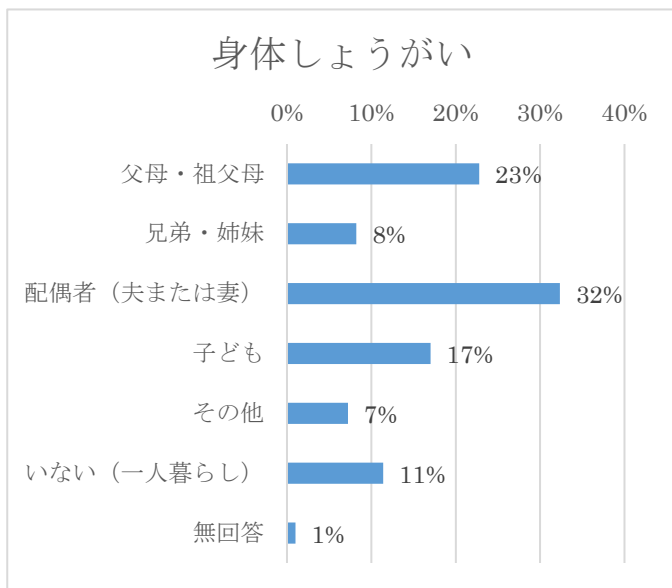
問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
(あてはまるものすべてに○)

身体しょうがいでは、「配偶者（夫または妻）」の割合が32%と最も高く、次いで「父母・祖父母」の割合が23%、「子ども」の割合が17%となっています。

知的しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が42%と最も高く、次いで「兄弟・姉妹」の割合が18%となっています。

精神しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が39%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が16%となっています。

しょうがい児では、「父母・祖父母」の割合が62%と最も高く、次いで「兄弟・姉妹」の割合が38%となっています。



その他…義母、義父、義理の姉、伯父、友人、甥、姪、孫 など

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

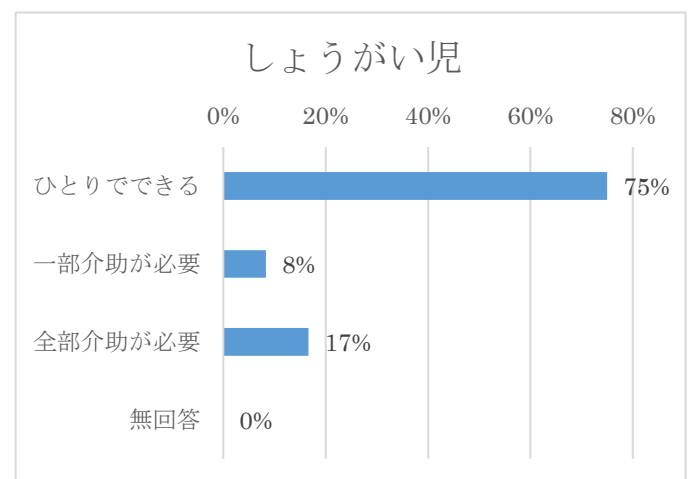
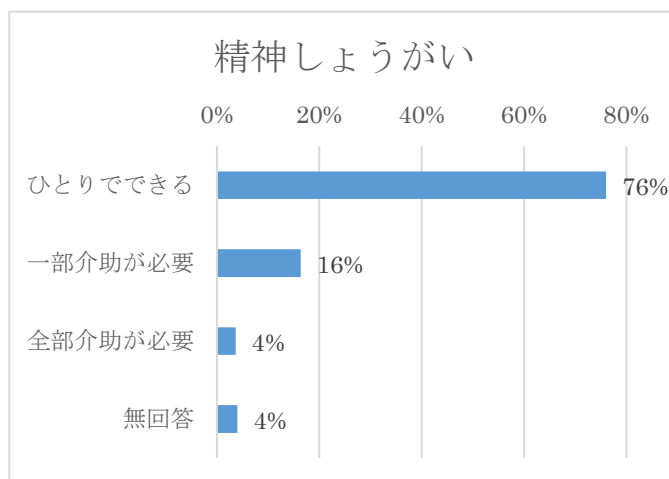
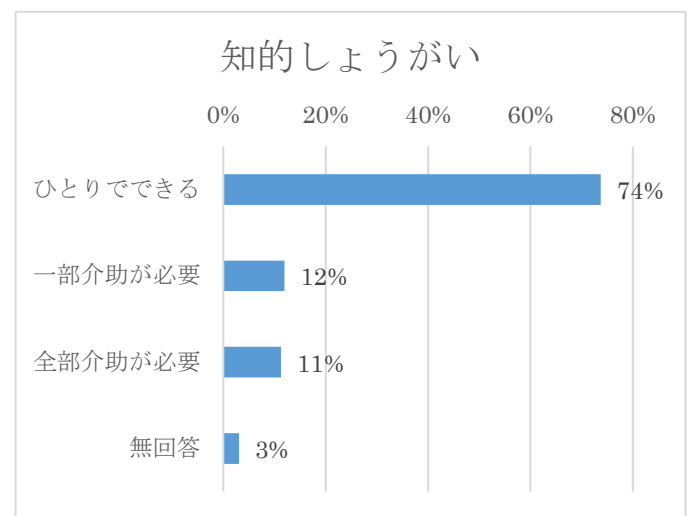
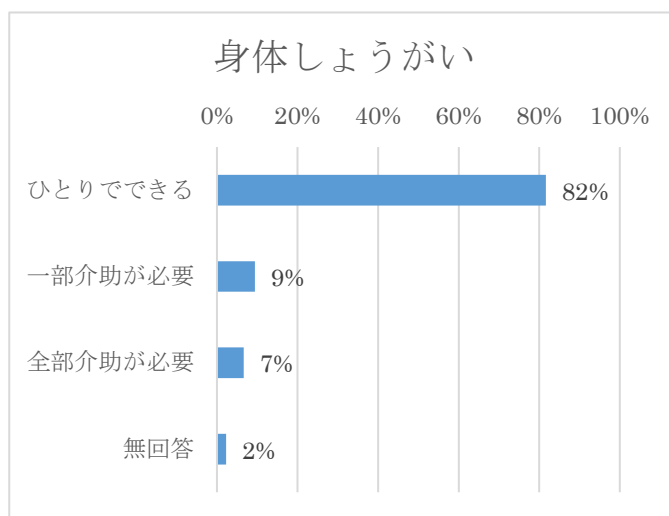
①食事

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が82%と最も高く、次いで「一部介助が必要」が9%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が74%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が12%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が76%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が16%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が75%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が17%となっています。



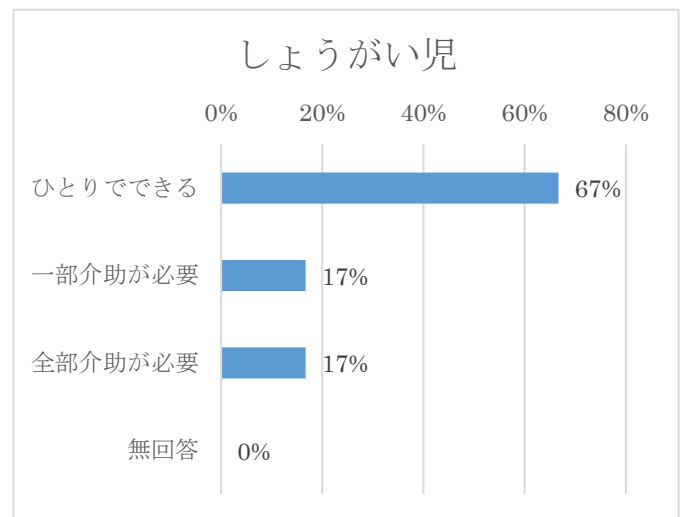
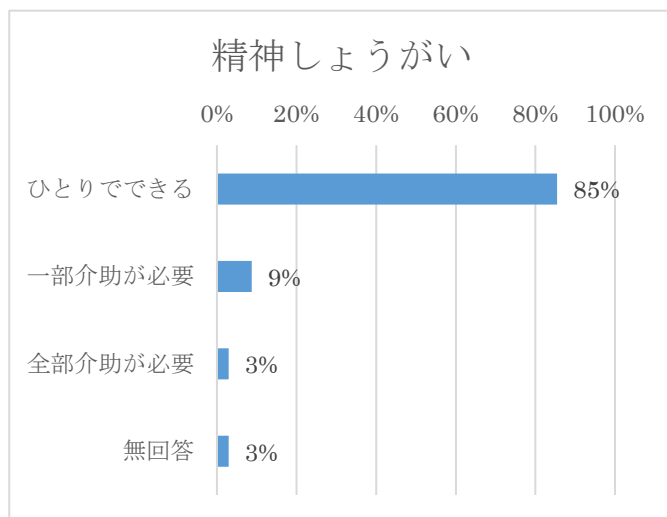
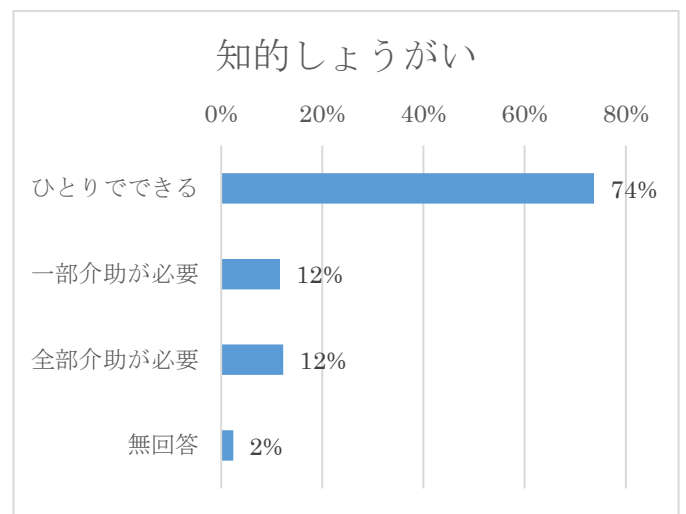
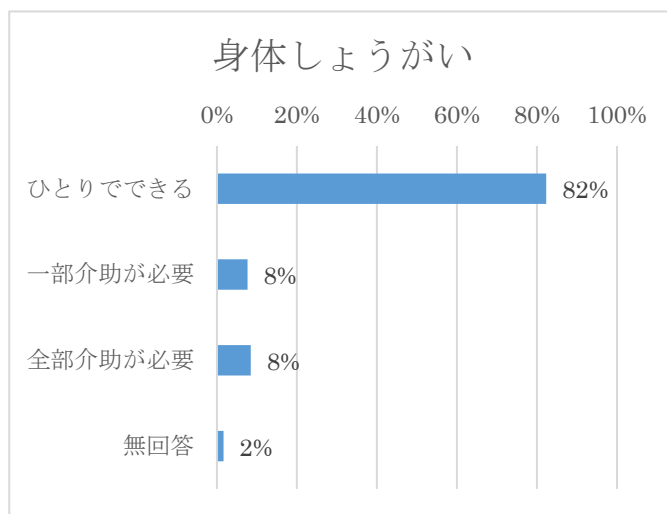
②トイレ

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が82%と最も高く、次いで「一部介助が必要」「全部介助が必要」が8%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が74%と最も高く、次いで「一部介助が必要」「全部介助が必要」が12%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が85%と最も高く、次いで「一部介助が必要」が9%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が67%と最も高く、次いで「一部介助が必要」「全部介助が必要」の割合が17%となっています。



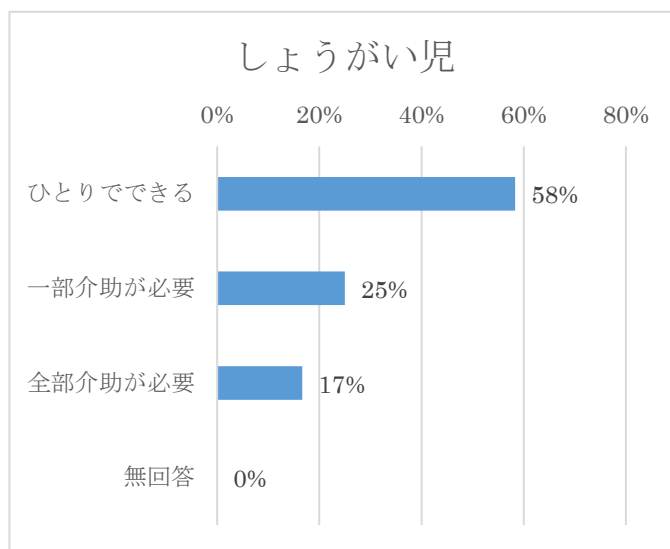
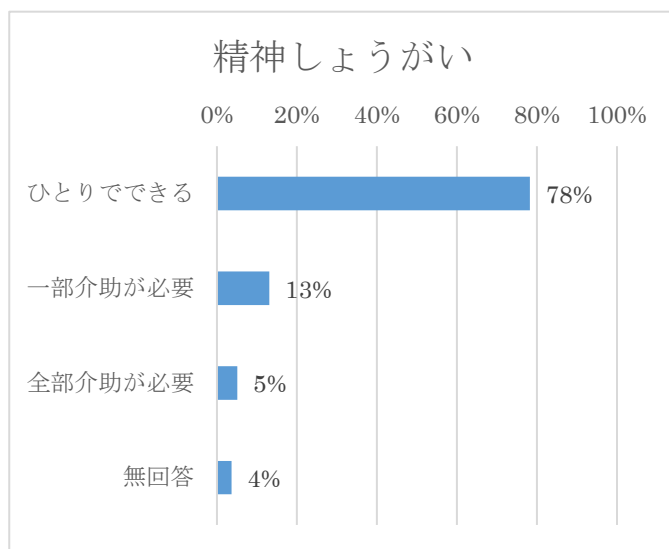
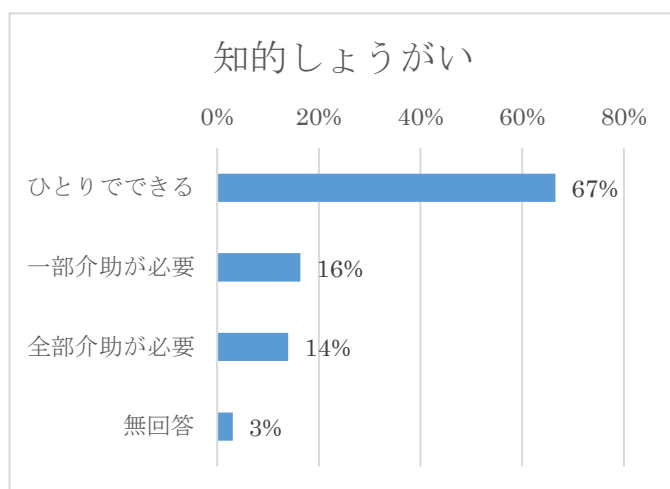
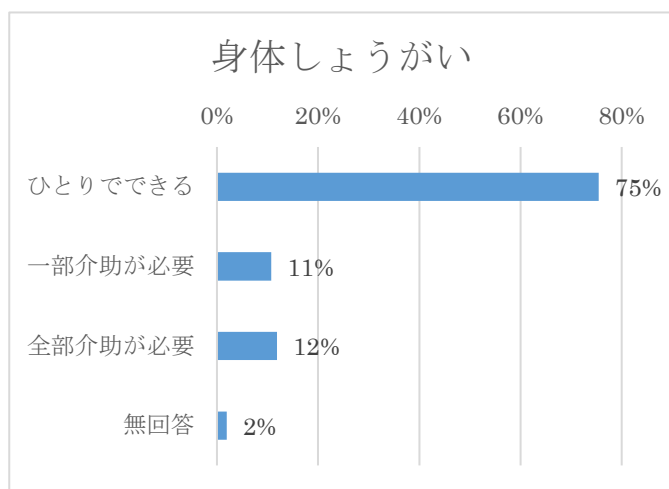
③入浴

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が75%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が12%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が67%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が16%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が78%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が13%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が58%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が25%となっています。



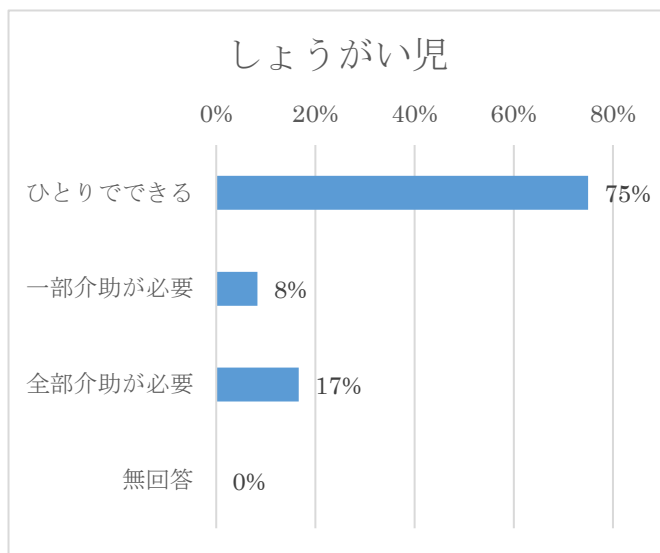
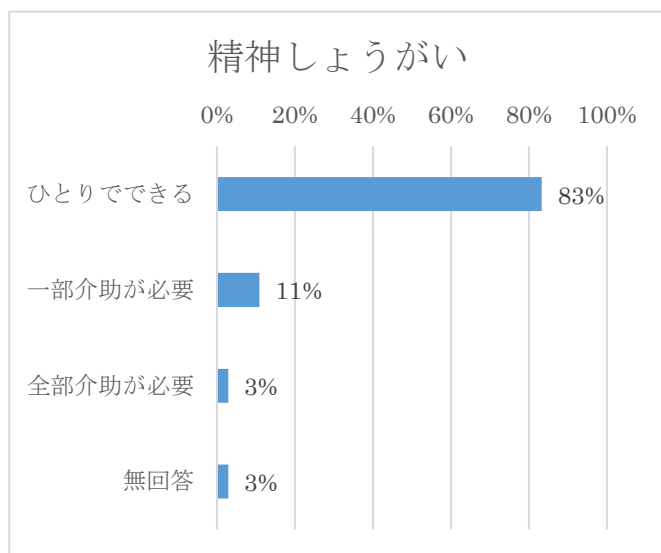
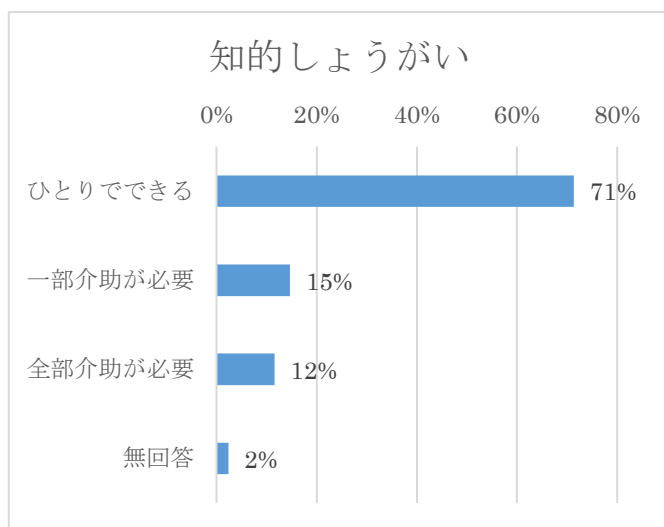
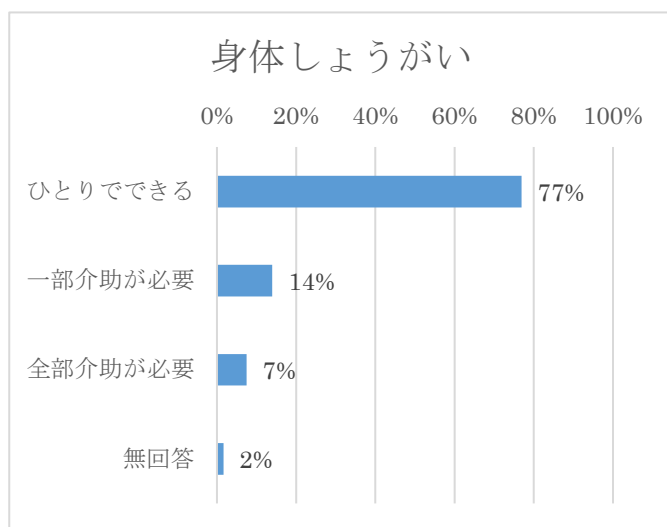
④衣服の着脱

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が 77%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が 14%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が 71%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が 15%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が 83%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が 11%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が 75%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が 17%となっています。



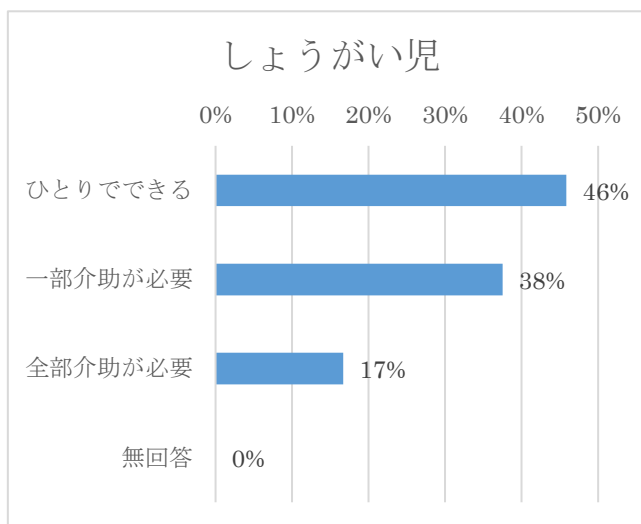
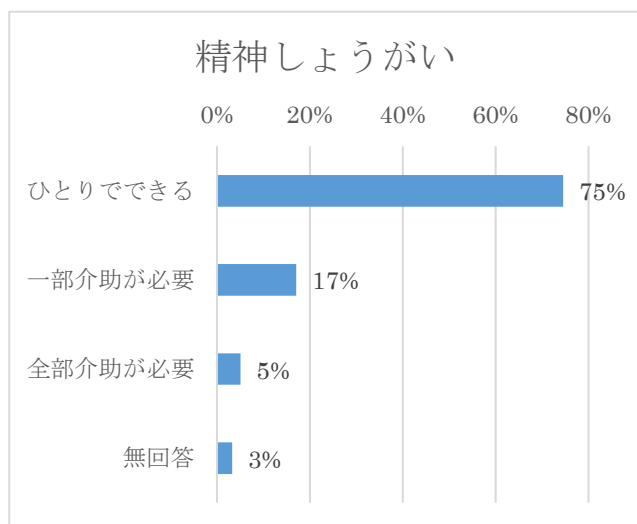
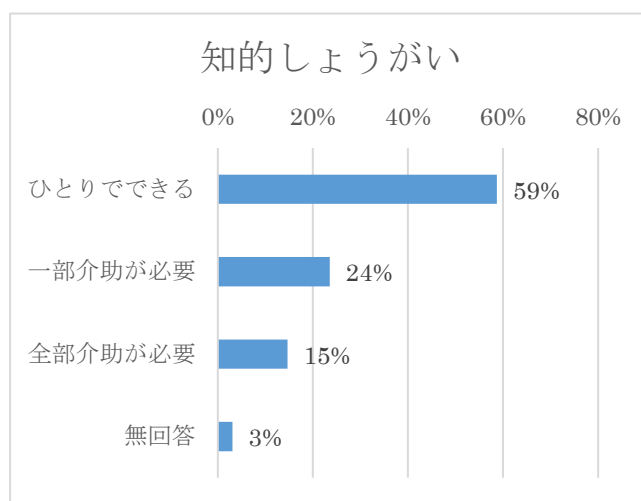
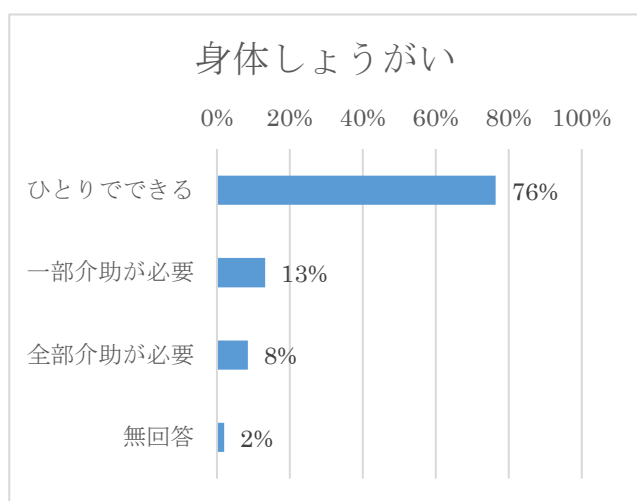
⑤身だしなみ

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が76%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が13%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が59%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が24%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が75%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が17%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が46%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が38%となっています。



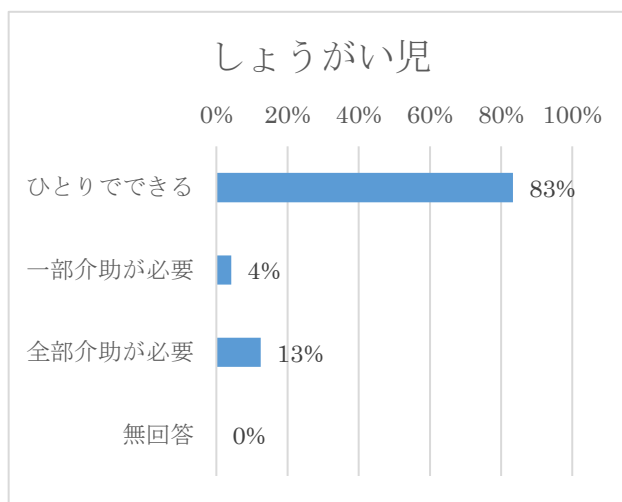
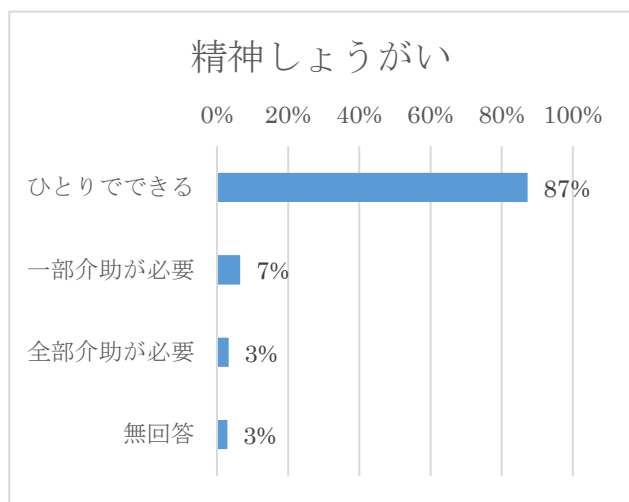
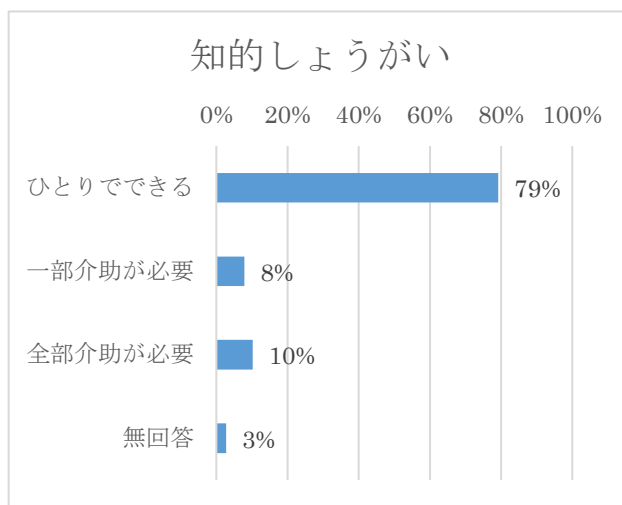
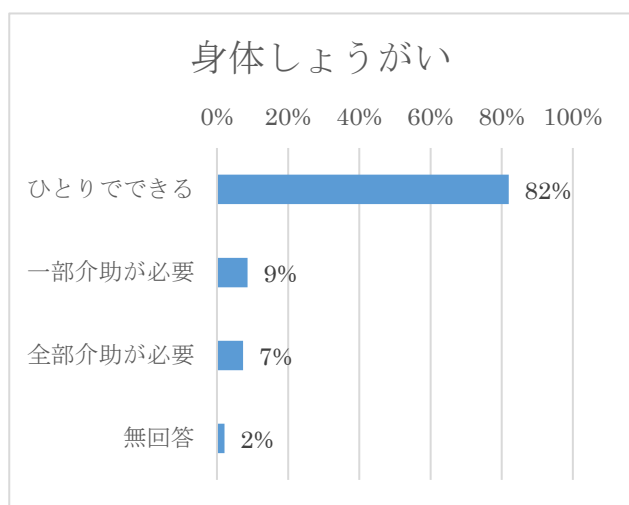
⑥家の中の移動

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が82%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が9%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が79%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が10%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が87%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が7%となっています。

しょうがい児では、「ひとりでできる」の割合が83%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が13%となっています。



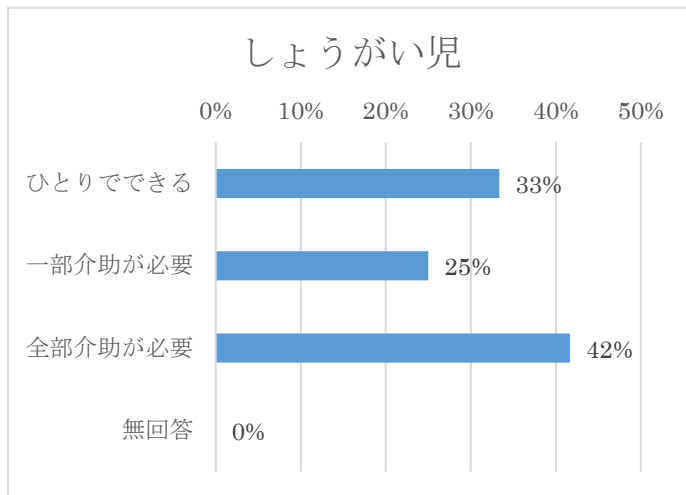
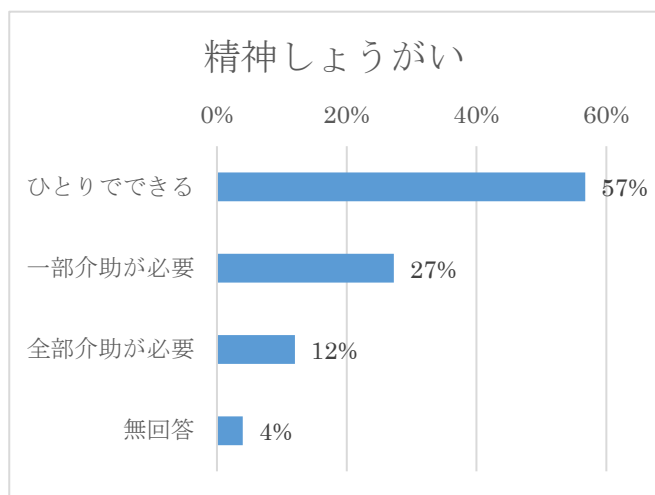
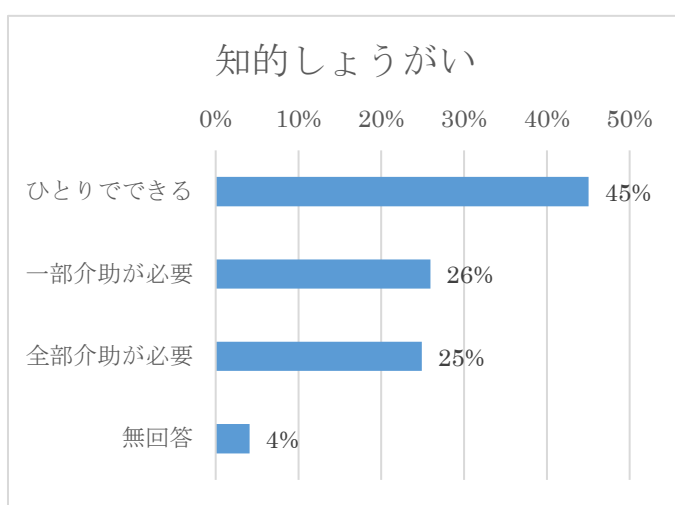
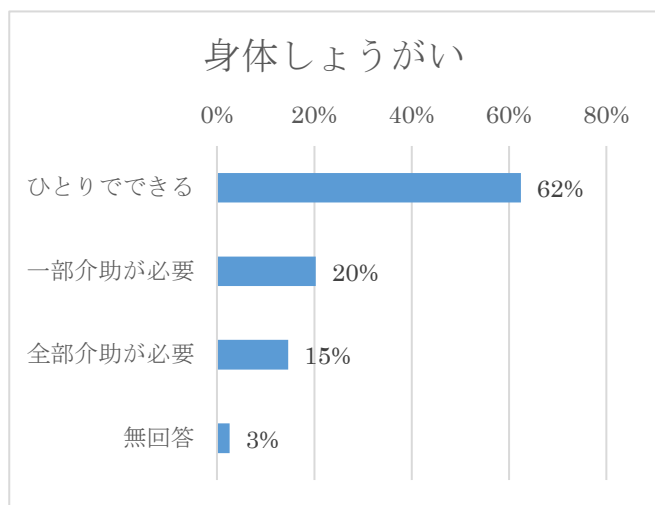
⑦外出

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が62%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が20%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が45%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が26%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が57%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が27%となっています。

しょうがい児では、「全部介助が必要」の割合が42%と最も高く、次いで「ひとりでできる」の割合が33%となっています。



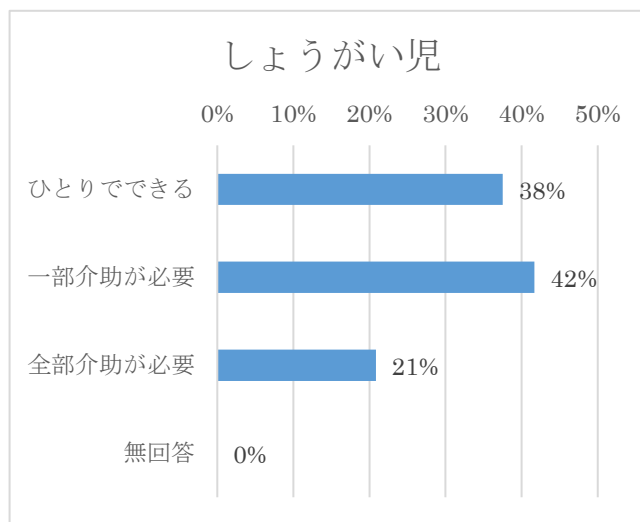
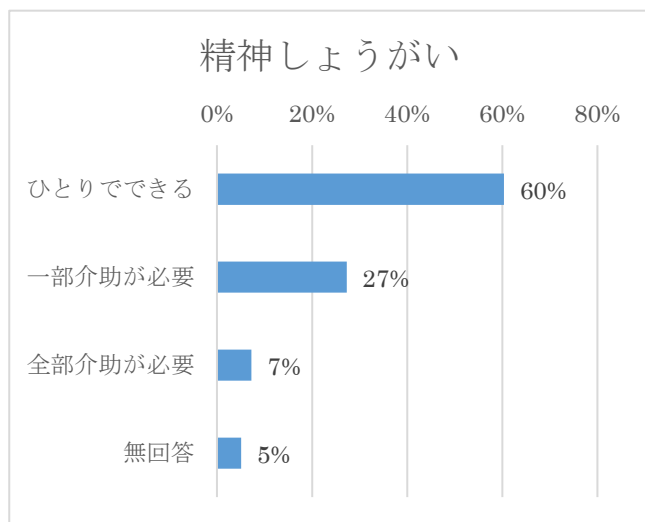
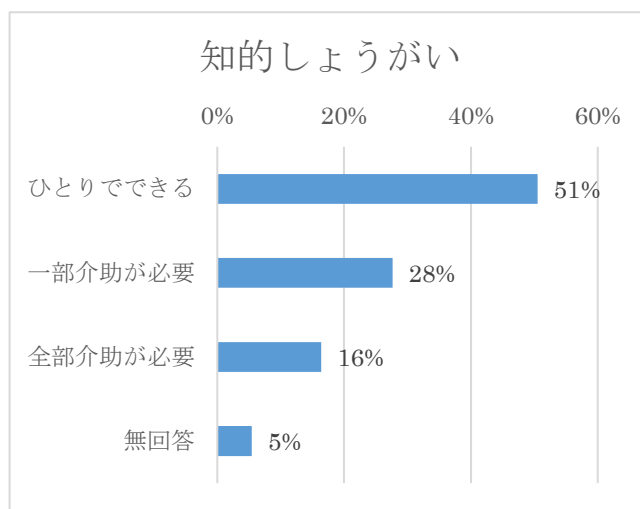
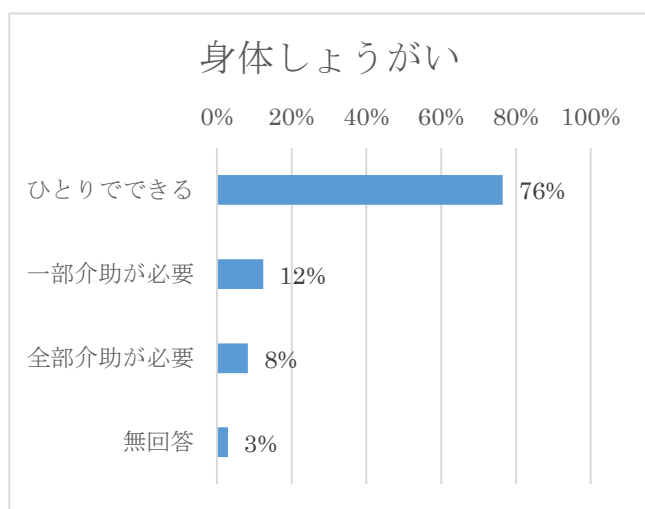
⑧家族以外の人との意思疎通

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が76%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が12%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が51%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が28%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が60%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が27%となっています。

しょうがい児では、「一部介助が必要」の割合が42%と最も高く、次いで「ひとりでできる」の割合が38%となっています。



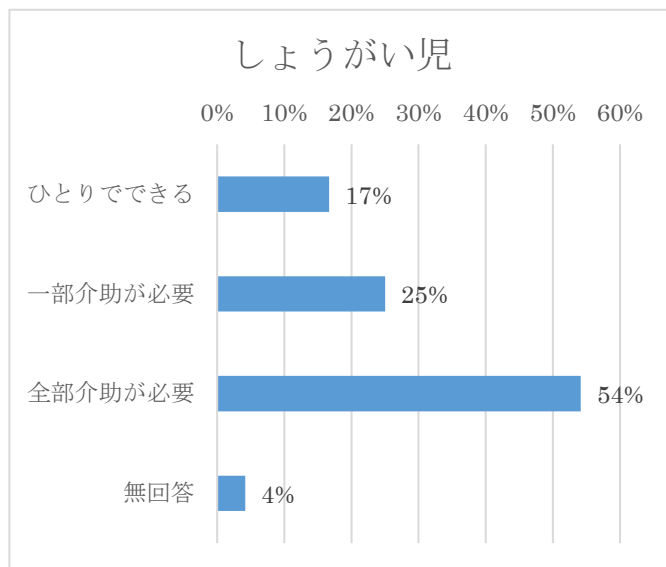
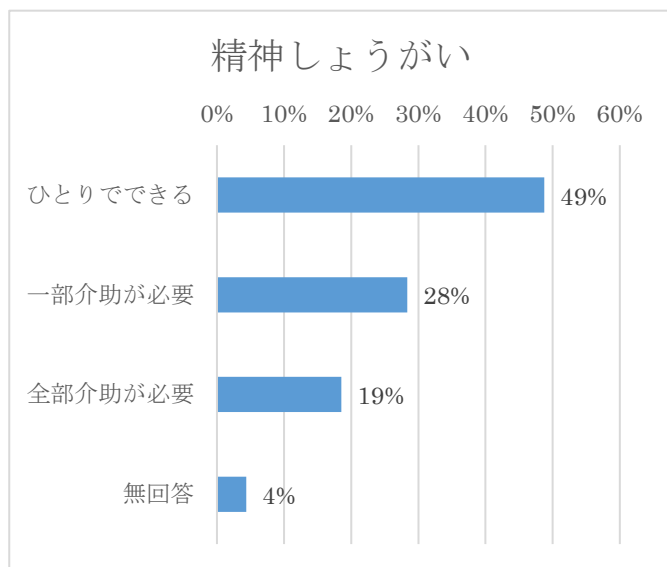
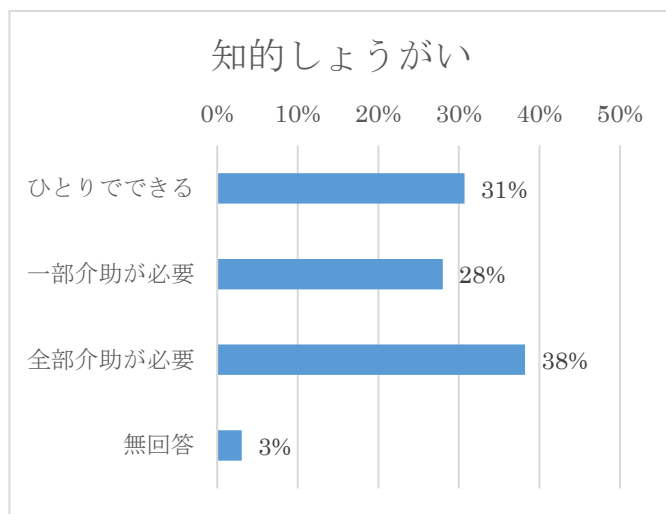
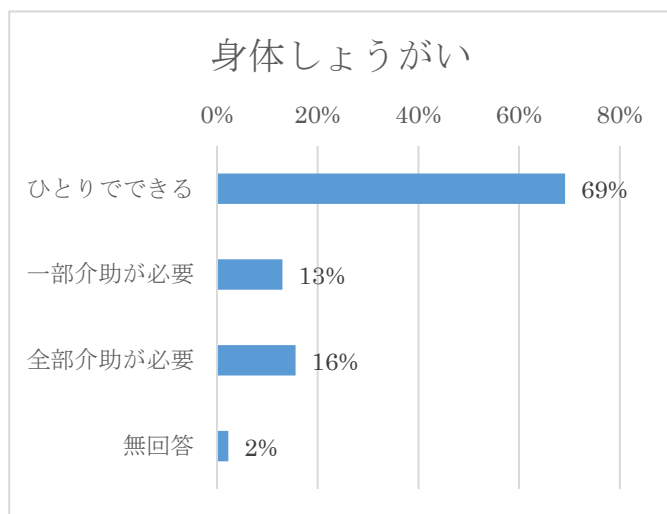
⑨お金の管理

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が69%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が16%となっています。

知的しょうがいでは、「全部介助が必要」の割合が38%と最も高く、次いで「ひとりでできる」の割合が31%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が49%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が28%となっています。

しょうがい児では、「全部介助が必要」の割合が54%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が25%となっています。



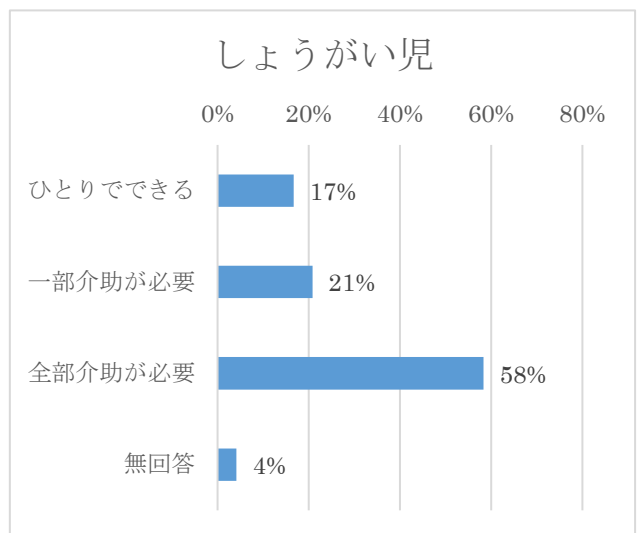
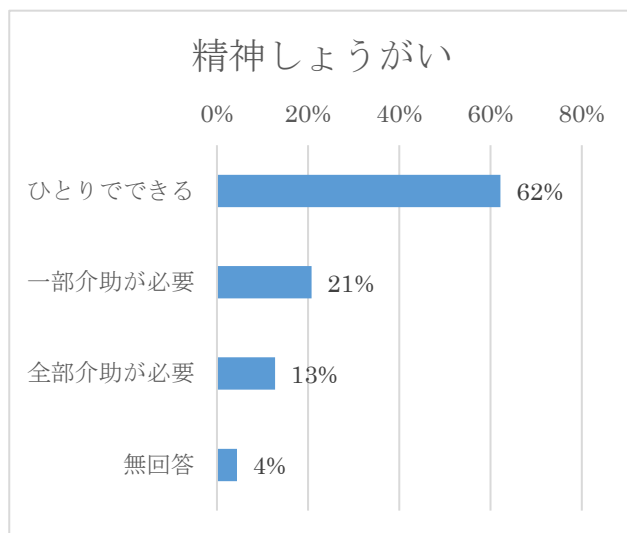
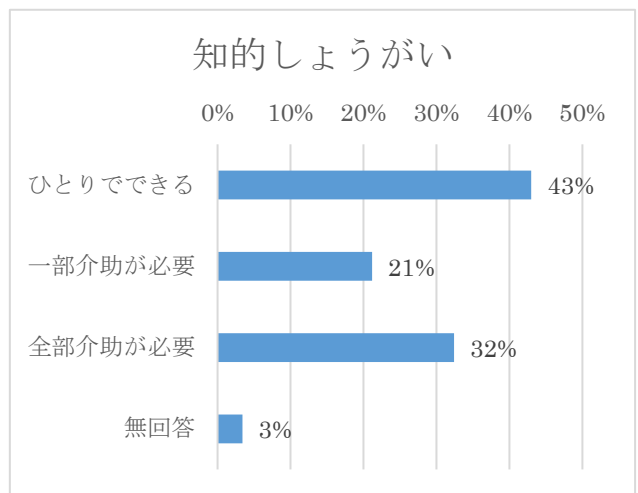
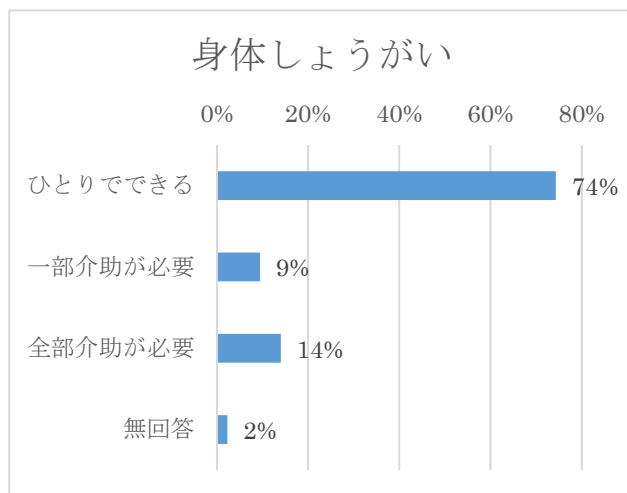
⑩薬の管理

身体しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が74%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が14%となっています。

知的しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が43%と最も高く、次いで「全部介助が必要」の割合が32%となっています。

精神しょうがいでは、「ひとりでできる」の割合が62%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が21%となっています。

しょうがい児では、「全部介助が必要」の割合が58%と最も高く、次いで「一部介助が必要」の割合が21%となっています。



【問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答された方にお聞きします。】

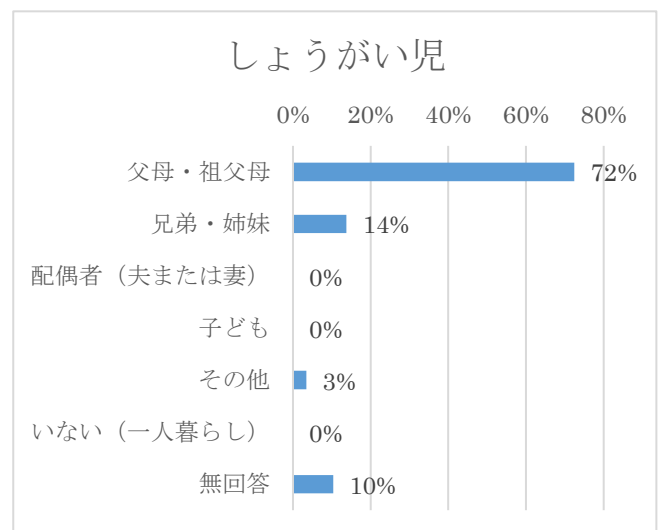
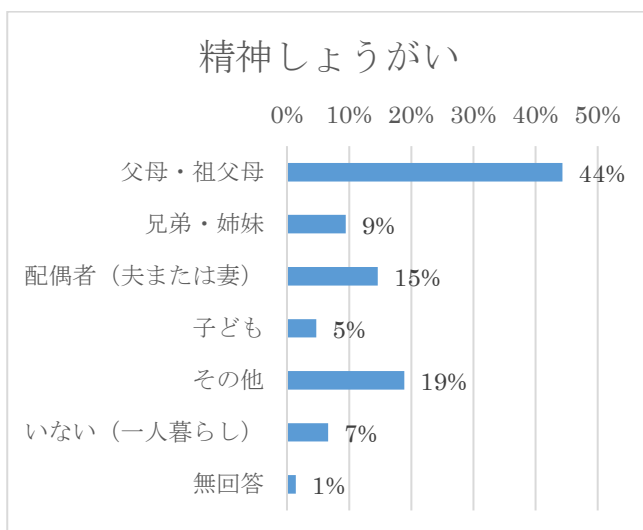
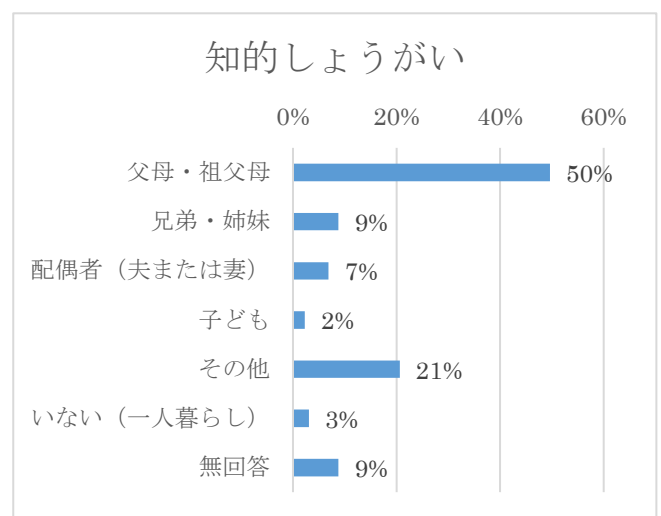
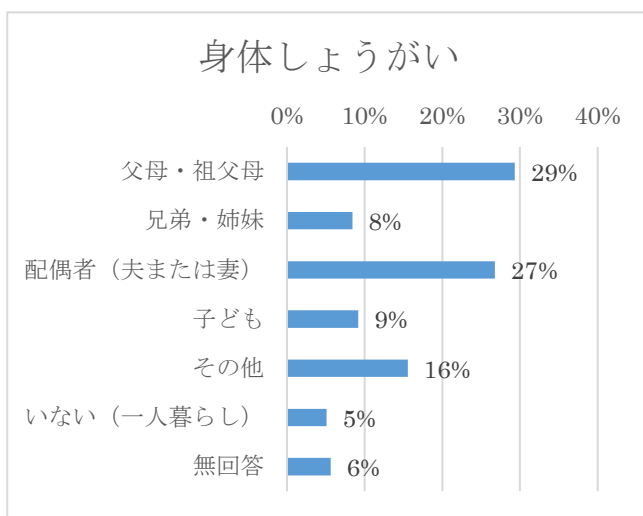
問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

身体しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が29%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が27%となっています。

知的しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が50%と最も高く、次いで「その他」の割合が21%となっています。

精神しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が44%と最も高く、次いで「その他」の割合が19%となっています。

しょうがい児では、「父母・祖父母」の割合が72%と最も高く、次いで「兄弟・姉妹」の割合が14%となっています。



その他…施設職員、ヘルパー、訪問看護、支援員、病院職員、会社の人、社協 など

【問7で「父母・祖父母」「兄弟・姉妹」「配偶者（夫または妻）」「子ども」と回答された方にお聞きします。】

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

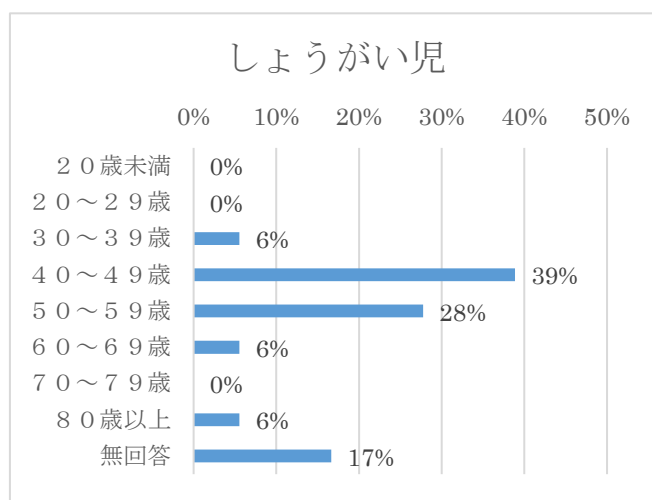
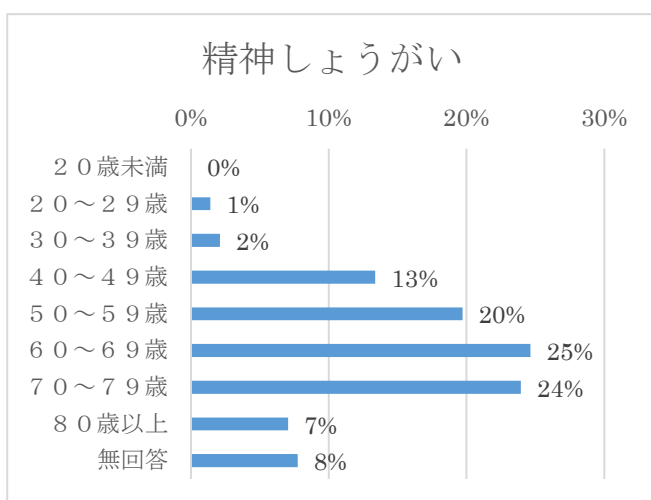
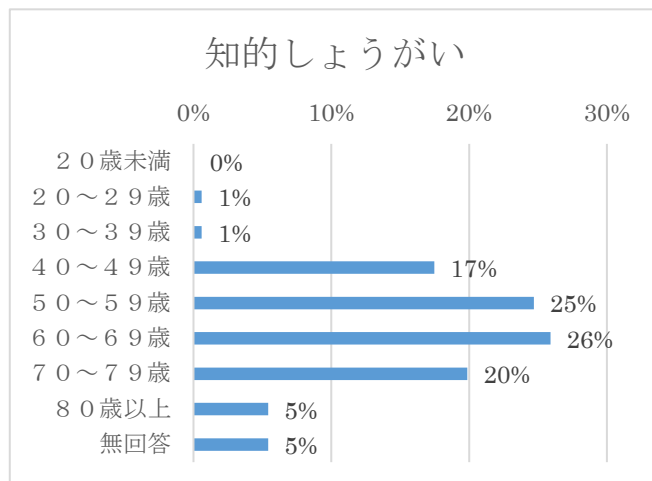
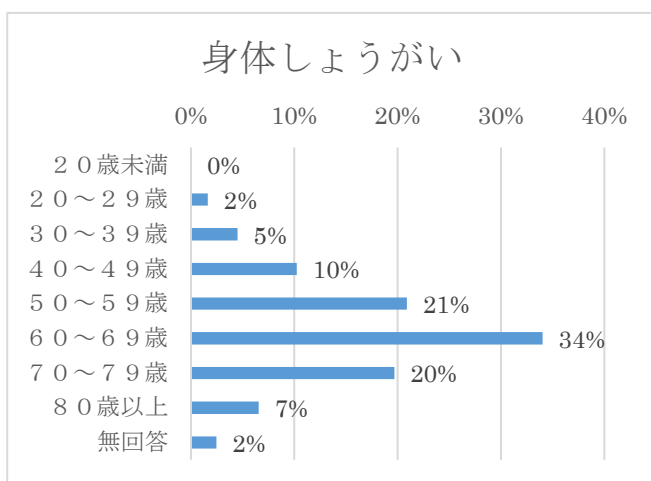
①介助者の年齢

身体しょうがいでは、「60～69 歳」の割合が 34%と最も高く、次いで「50～59 歳」の割合が 21%、「70～79 歳」の割合が 20%となっています。

知的しょうがいでは、「60～69 歳」の割合が 26%と最も高く、次いで「50～59 歳」の割合が 25%、「70～79 歳」の割合が 20%となっています。

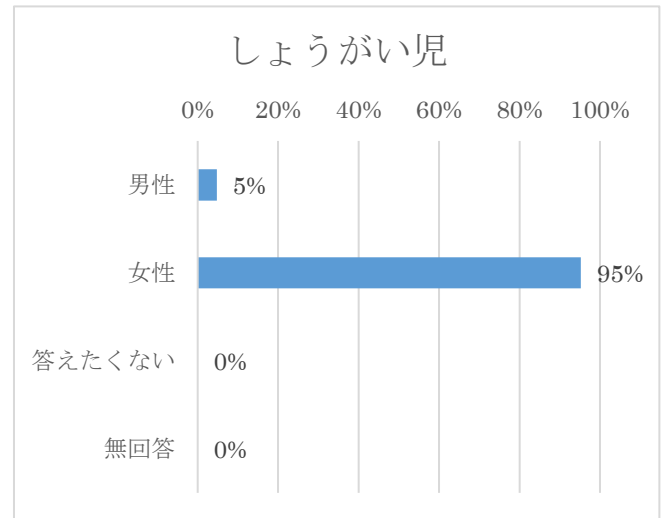
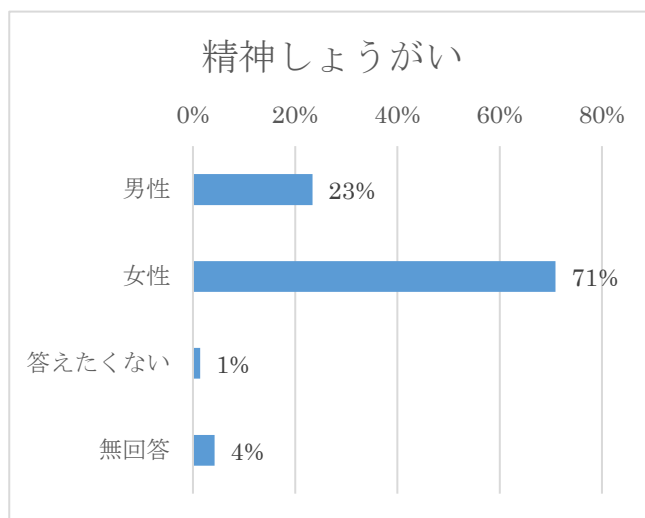
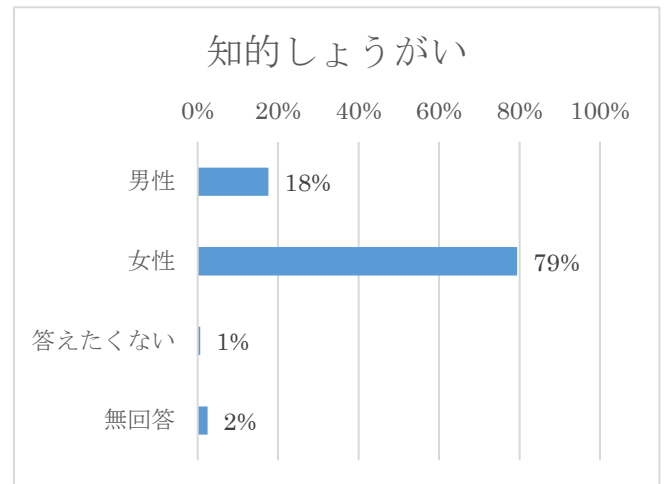
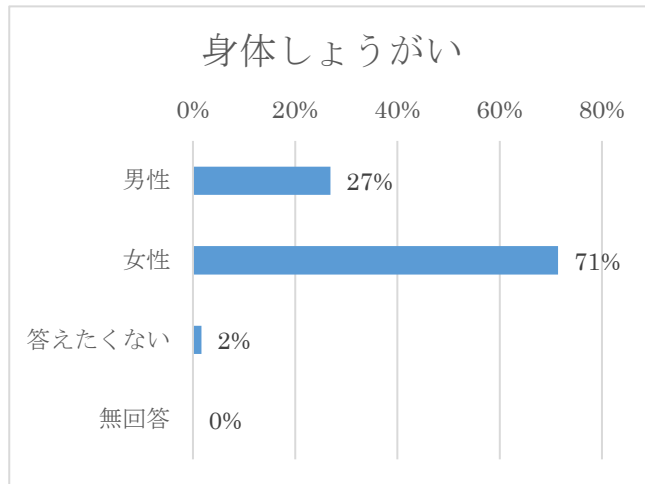
精神しょうがいでは、「60～69 歳」の割合が 25%と最も高く、次いで「70～79 歳」の割合が 24%、「50～59 歳」の割合が 20%となっています。

しょうがい児では、「40～49 歳」の割合が 39%と最も高く、次いで「50～59 歳」の割合が 28%、「30～39 歳」「60～69 歳」「80 歳以上」の割合が 6%となっています。



②介助者の性別（○は1つだけ）

身体しょうがいでは、「男性」の割合が27%、「女性」の割合が71%となっています。
知的しょうがいでは、「男性」の割合が18%、「女性」の割合が79%となっています。
精神しょうがいでは、「男性」の割合が23%、「女性」の割合が71%となっています。
しょうがい児では、「男性」の割合が5%、「女性」の割合が95%となっています。



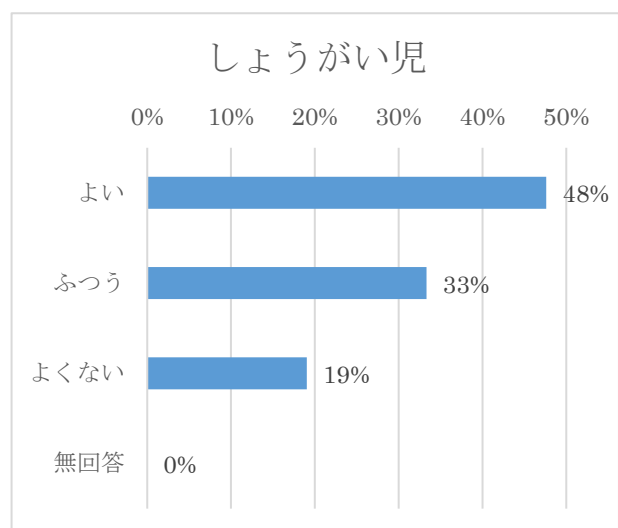
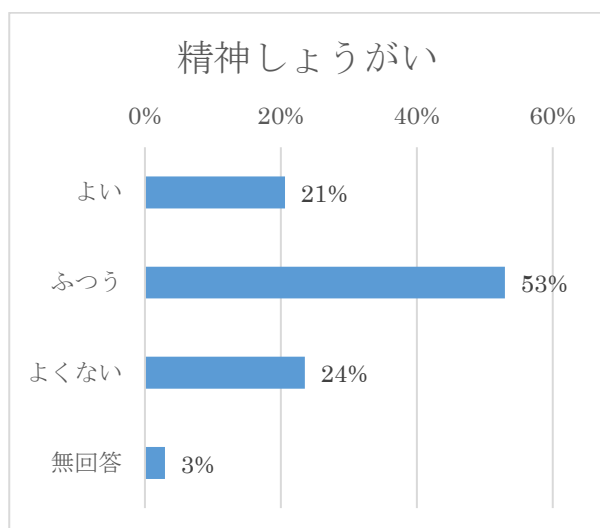
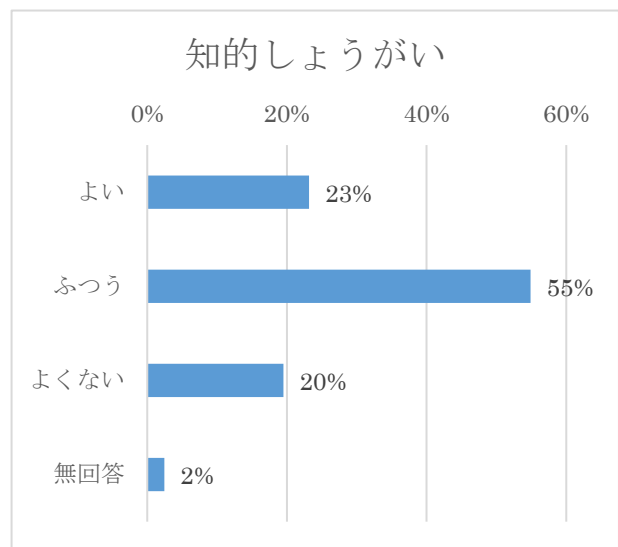
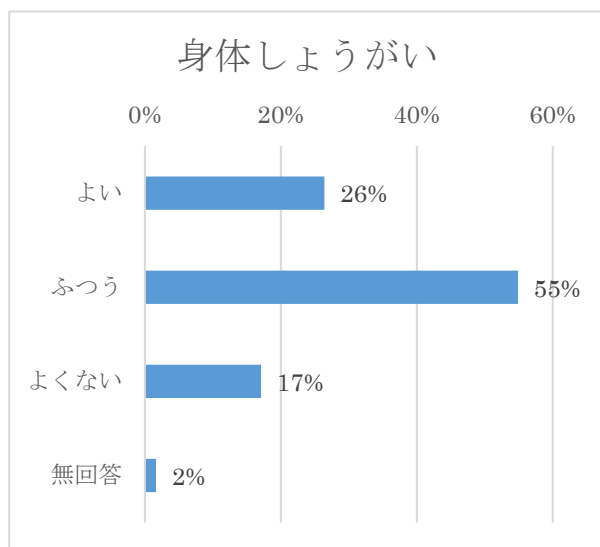
③健康状態（〇は1つだけ）

身体しょうがいでは、「ふつう」の割合が55%と最も高く、次いで「よい」の割合が26%、「よくない」の割合が17%となっています。

知的しょうがいでは、「ふつう」の割合が55%と最も高く、次いで「よい」の割合が23%、「よくない」の割合が20%となっています。

精神しょうがいでは、「ふつう」の割合が53%と最も高く、次いで「よくない」の割合が24%、「よい」の割合が21%となっています。

しょうがい児では、「よい」の割合が48%と最も高く、次いで「ふつう」の割合が33%、「よくない」の割合が19%となっています。



2 しょうがいの状況について

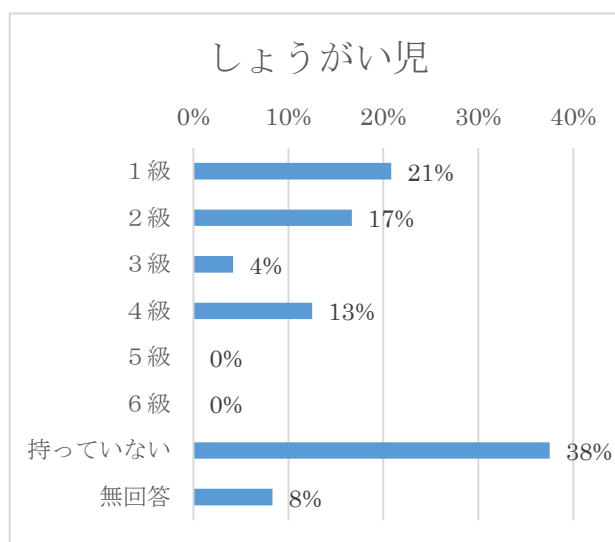
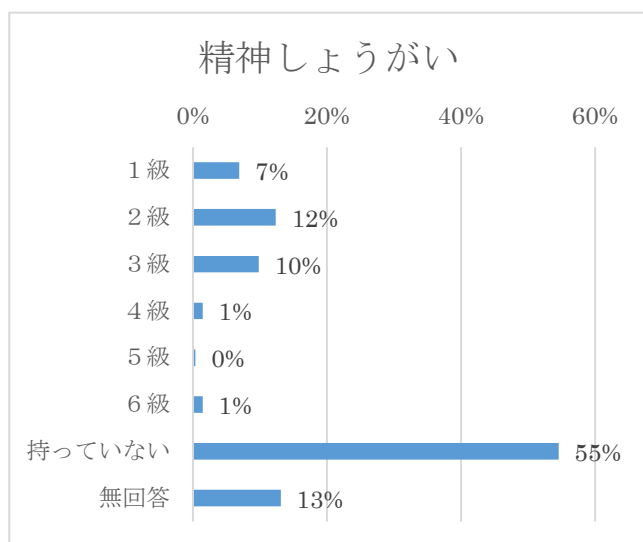
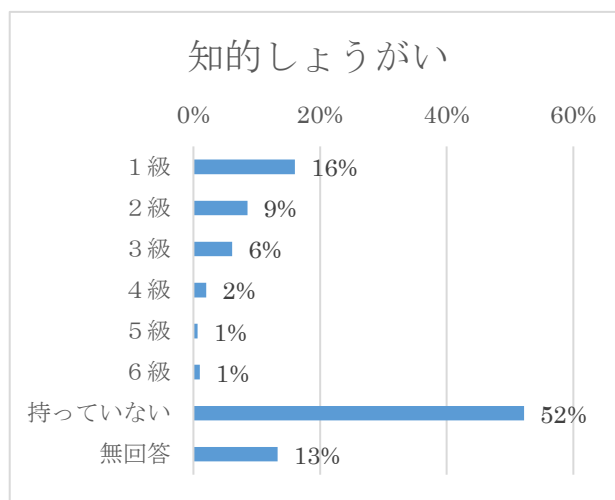
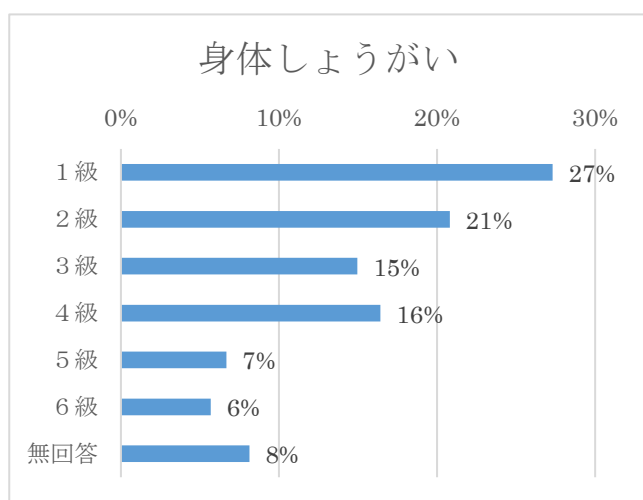
問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「1級」の割合が27%と最も高く、次いで「2級」の割合が21%、「4級」の割合が16%となっています。

知的しょうがいでは、「持っていない」の割合が52%と最も高く、次いで「1級」の割合が16%となっています。

精神しょうがいでは、「持っていない」の割合が55%と最も高く、次いで「2級」の割合が12%となっています。

しょうがい児では、「持っていない」の割合が38%と最も高く、次いで「1級」の割合が21%となっています。



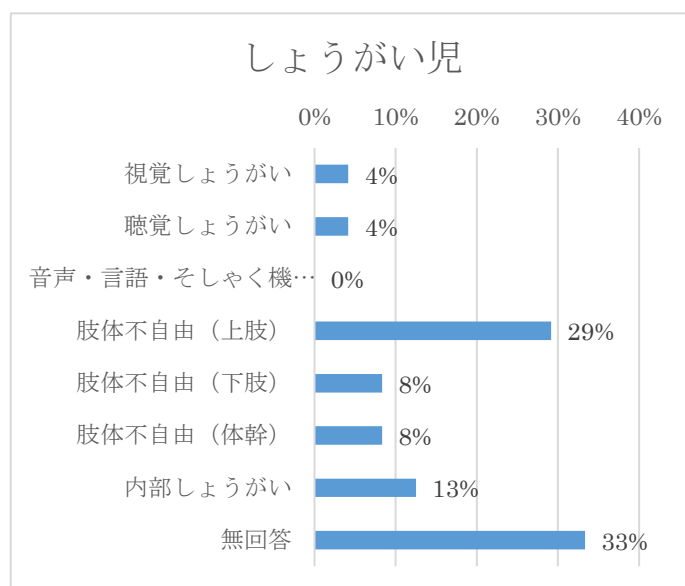
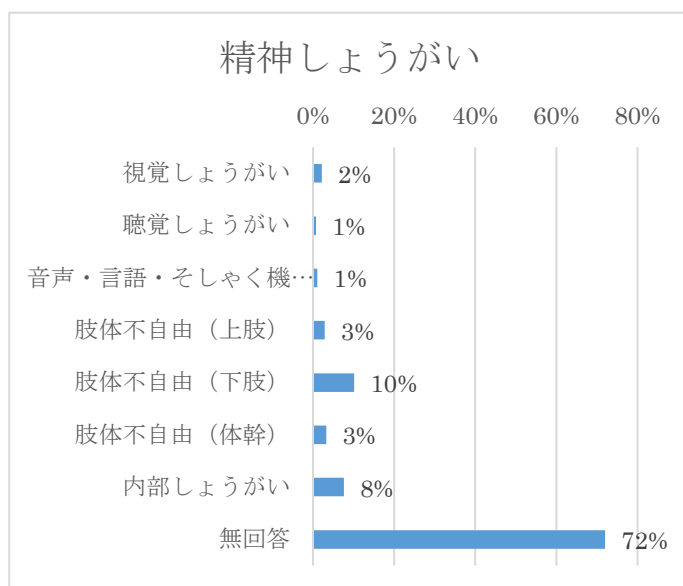
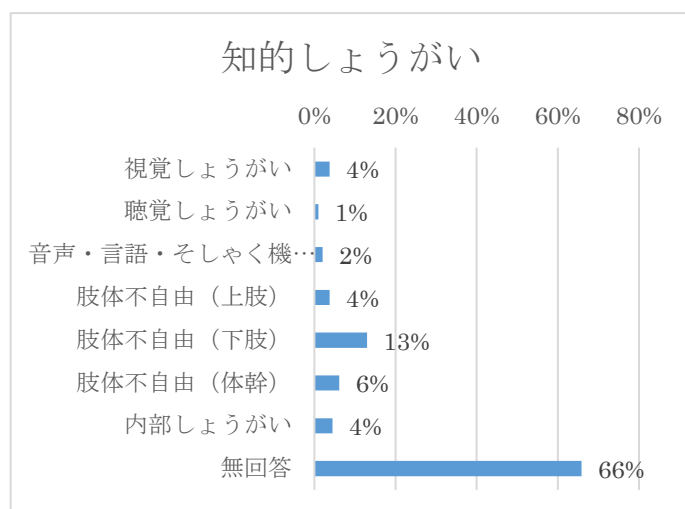
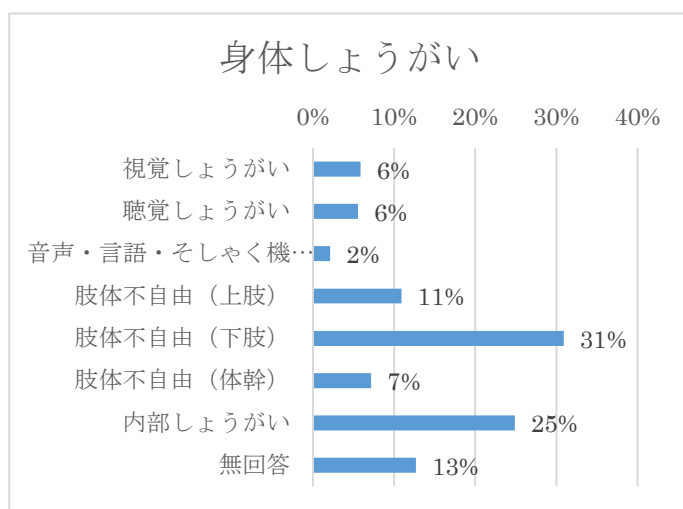
問 10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たるしょうがいをお答えください。
(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「肢体不自由（下肢）」の割合が31%と最も高く、次いで「内部しょうがい」の割合が25%となっています。

知的しょうがいでは、「肢体不自由（下肢）」の割合が13%と最も高く、次いで「肢体不自由（体幹）」の割合が6%となっています。

精神しょうがいでは、「肢体不自由（下肢）」の割合が10%と最も高く、次いで「内部しょうがい」の割合が8%となっています。

しょうがい児では、「肢体不自由（上肢）」の割合が29%と最も高く、次いで「内部しょうがい」の割合が13%となっています。



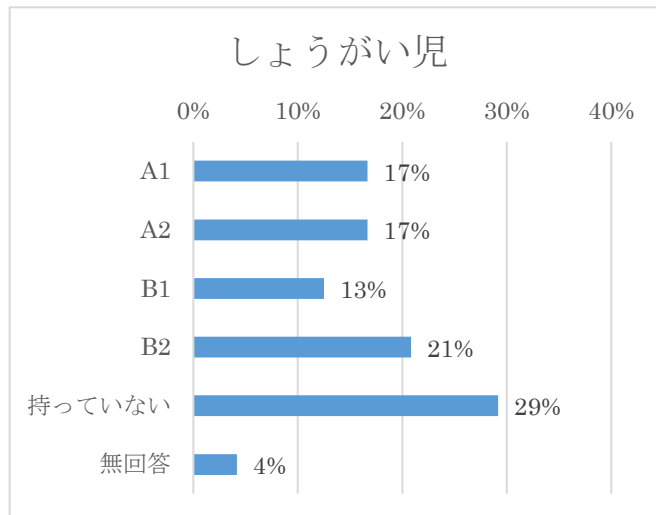
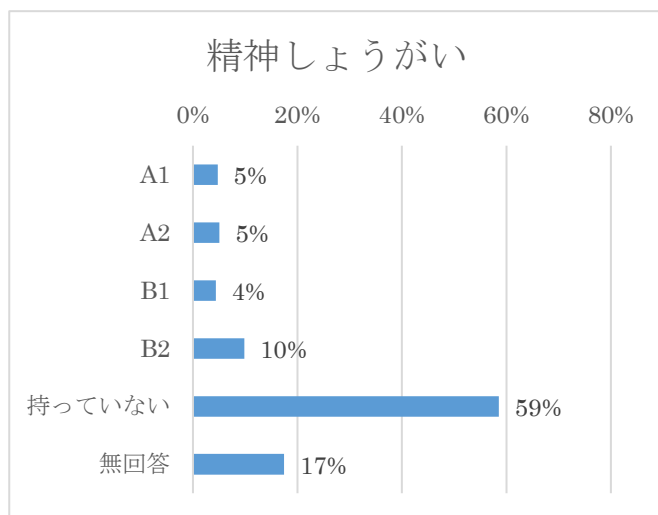
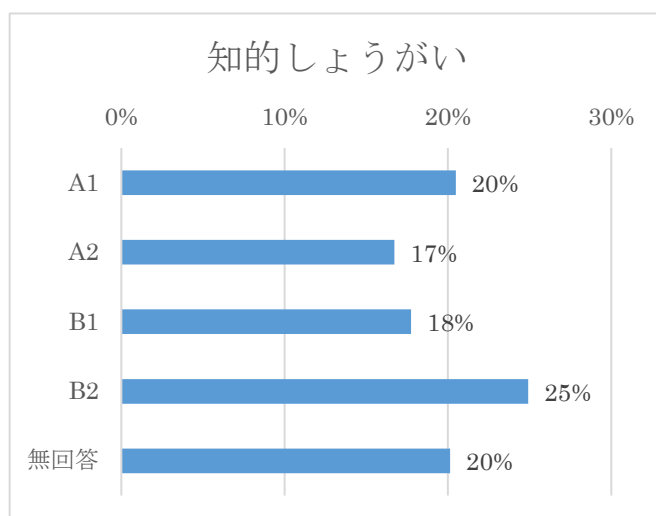
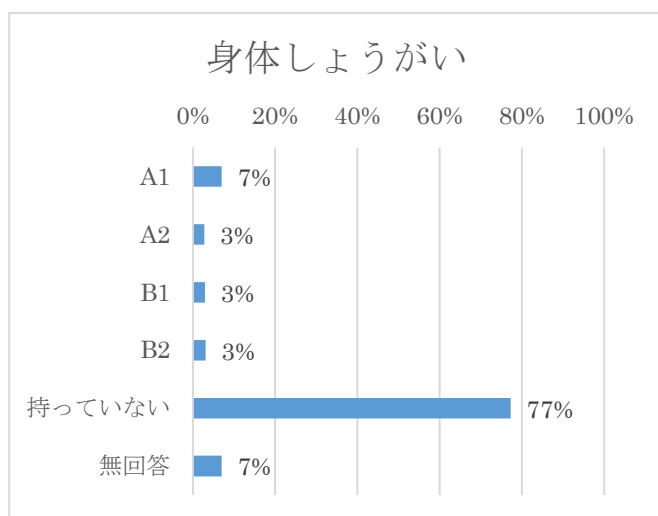
問 11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「持っていない」の割合が 77%と最も高く、次いで「A 1」の割合が 7%となっています。

知的しょうがいでは、「B 2」の割合が 25%と最も高く、次いで「A 1」の割合が 20%、「B 1」の割合が 18%となっています。

精神しょうがいでは、「持っていない」の割合が 59%と最も高く、次いで「B 2」の割合が 10%となっています。

しょうがい児では、「持っていない」の割合が 29%と最も高く、次いで「B 2」の割合が 21%となっています。



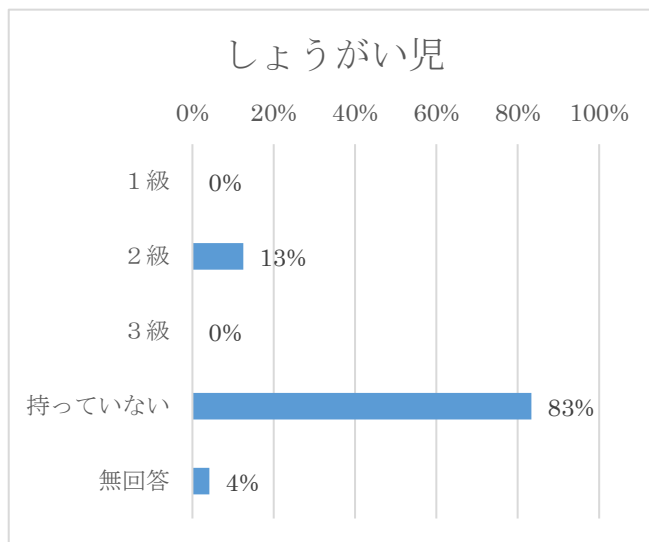
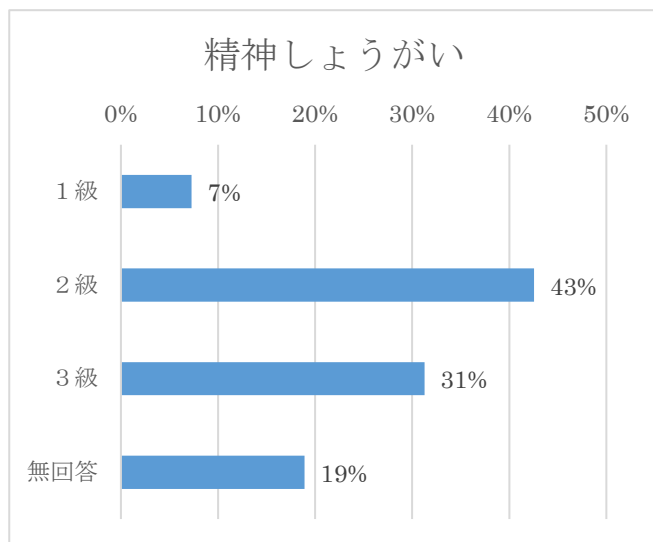
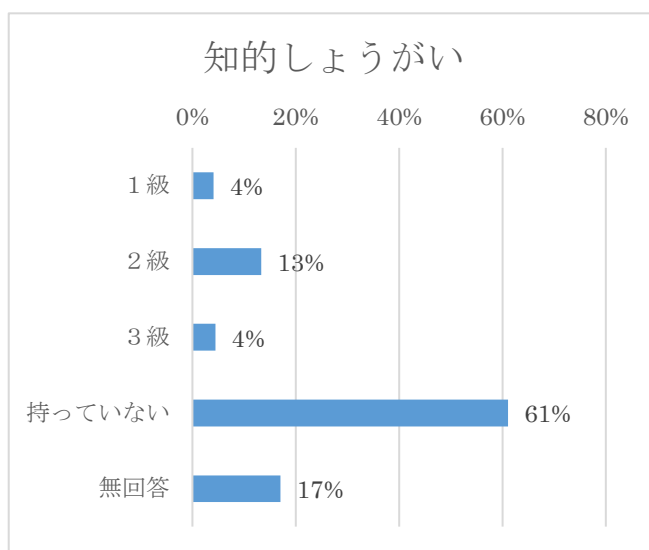
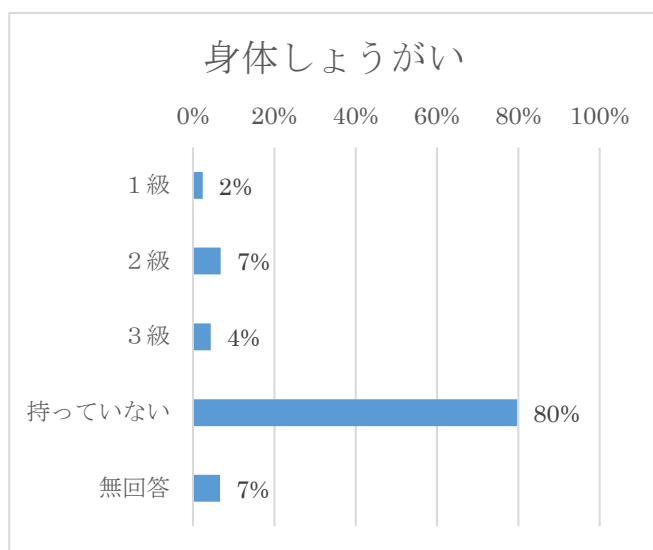
問 12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「持っていない」の割合が80%と最も高く、次いで「2級」の割合が7%となっています。

知的しょうがいでは、「持っていない」の割合が61%と最も高く、次いで「2級」の割合が13%となっています。

精神しょうがいでは、「2級」の割合が43%と最も高く、次いで「3級」の割合が31%、「1級」の割合が7%となっています。

しょうがい児では、「持っていない」の割合が83%と最も高くなっています。



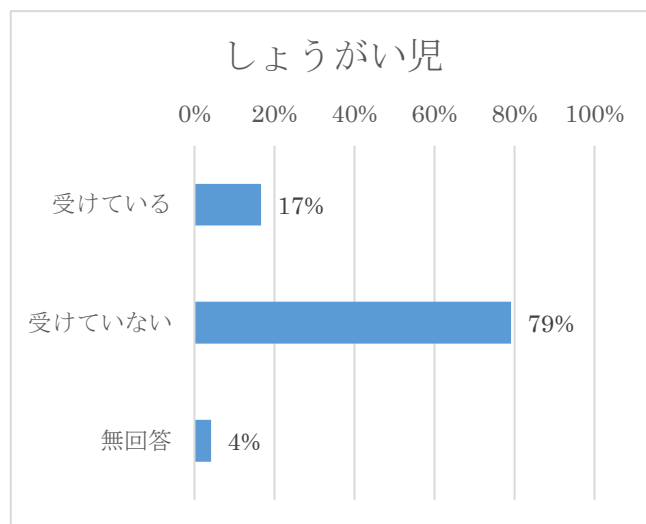
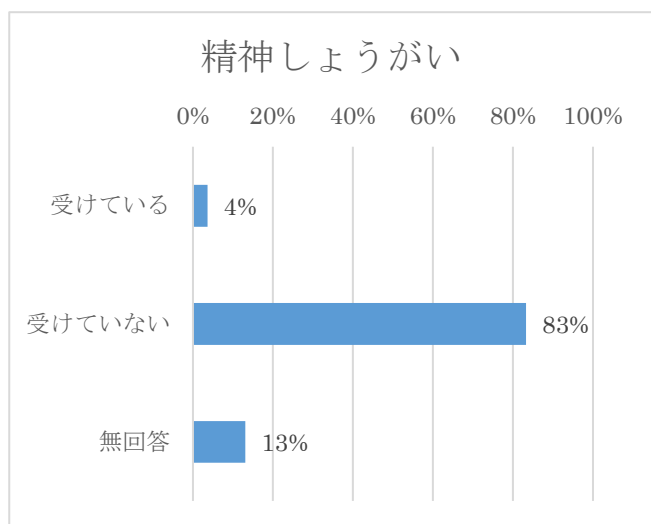
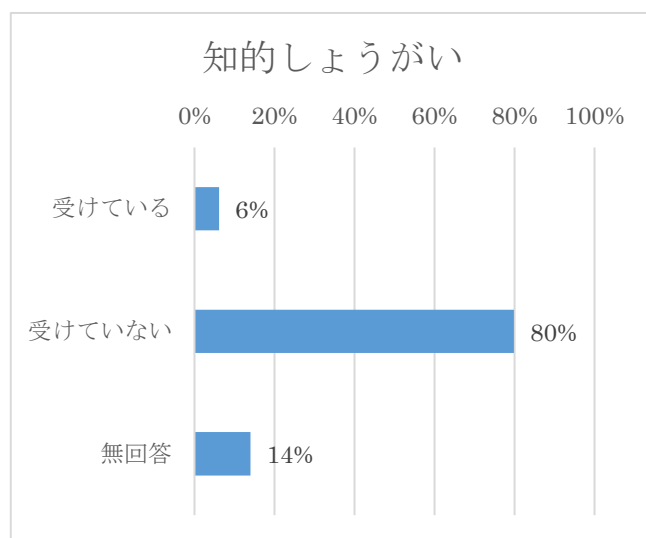
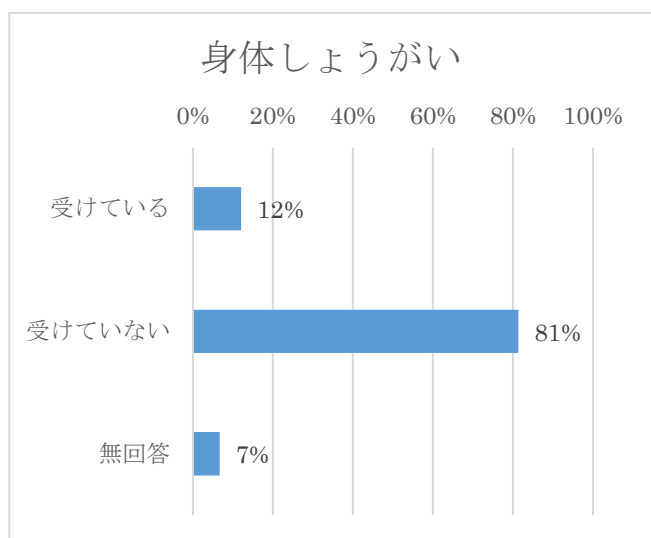
問 13 あなたは特定医療費（指定難病）を受給していますか。（○は1つだけ）

身体しょうがいでは、「受けている」の割合が 12%、「受けていない」の割合が 81%となっています。

知的しょうがいでは、「受けている」の割合が 6%、「受けていない」の割合が 80%となっています。

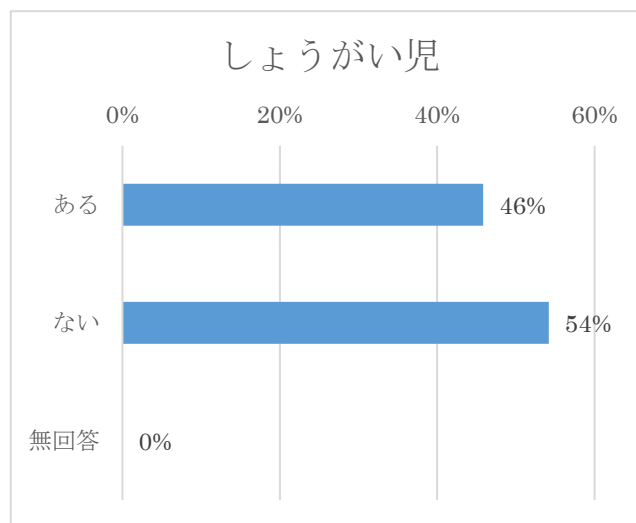
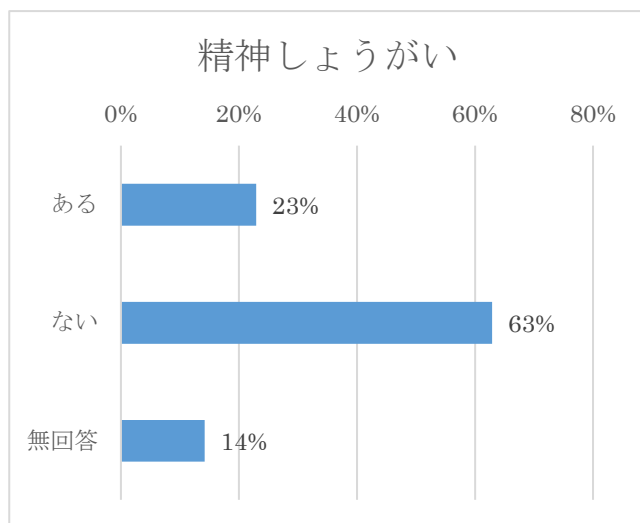
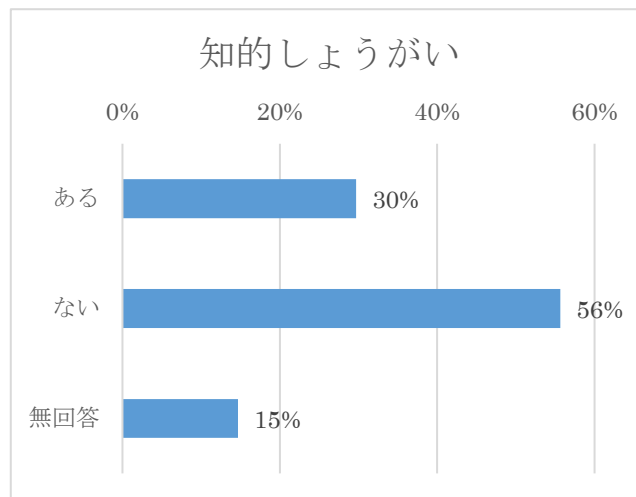
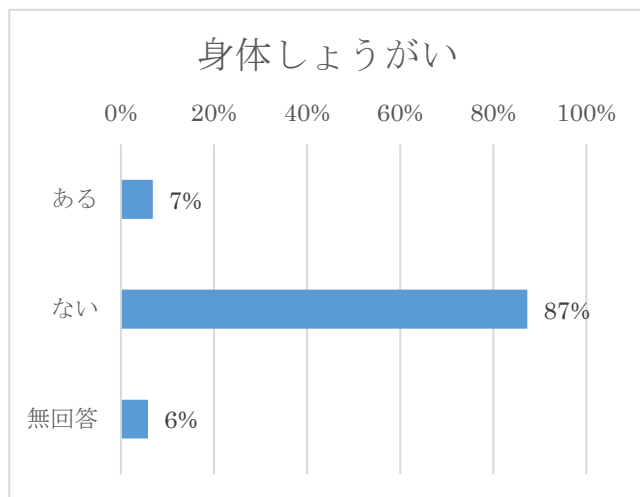
精神しょうがいでは、「受けている」の割合が 4%、「受けていない」の割合が 83%となっています。

しょうがい児では、「受けている」の割合が 17%、「受けていない」の割合が 79%となっています。



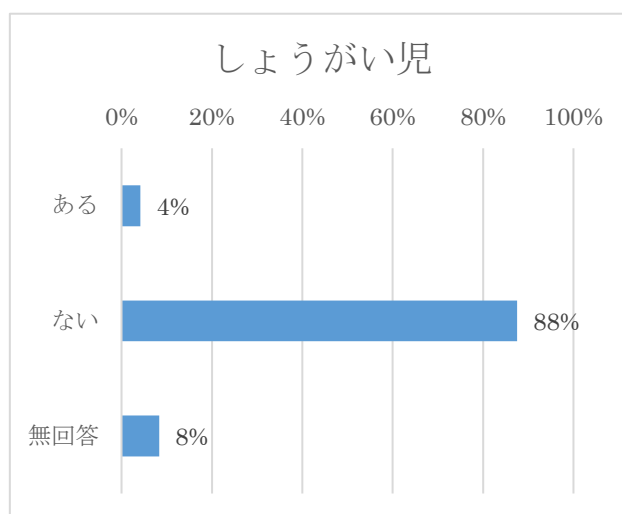
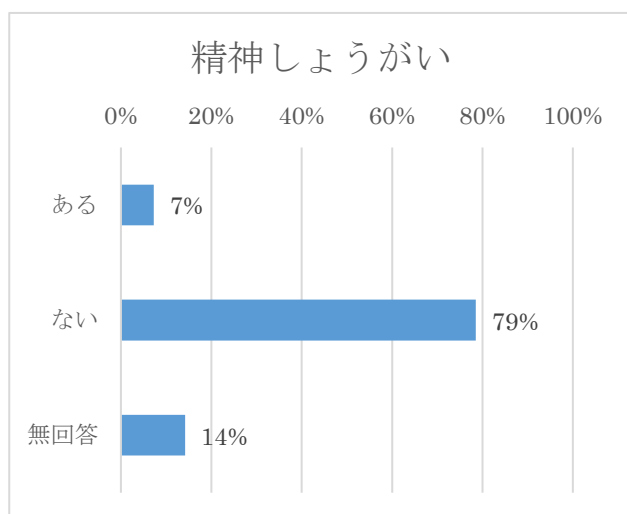
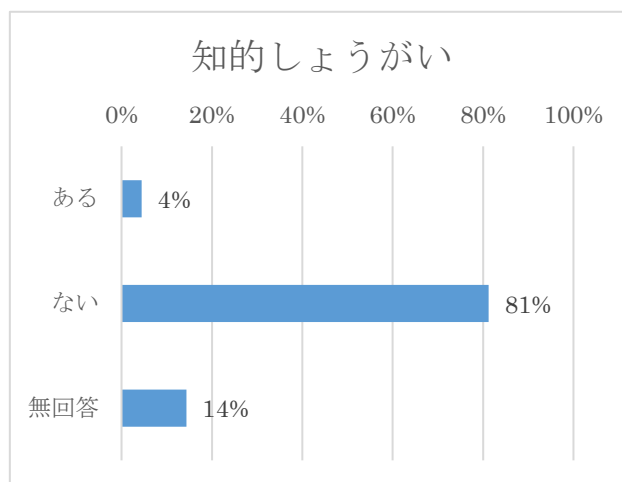
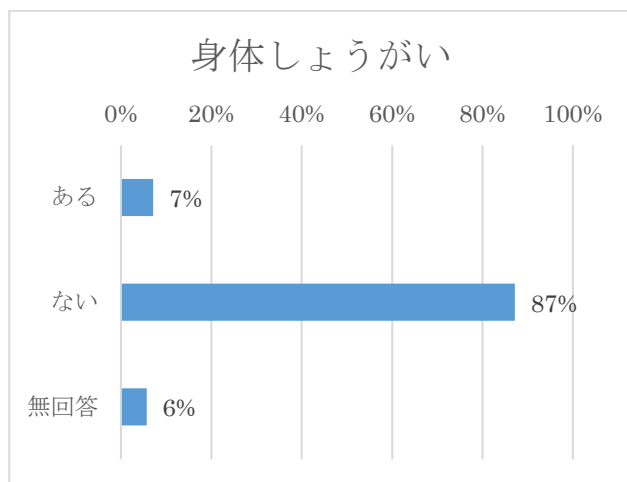
問 14 あなたは発達しょうがいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「ある」の割合が7%、「ない」の割合が87%となっています。
知的しょうがいでは、「ある」の割合が30%、「ない」の割合が56%となっています。
精神しょうがいでは、「ある」の割合が23%、「ない」の割合が63%となっています。
しょうがい児では、「ある」の割合が46%、「ない」の割合が54%となっています。



問 15 あなたは高次脳機能しょうがいとして診断されたことがありますか。
(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「ある」の割合が7%、「ない」の割合が87%となっています。
知的しょうがいでは、「ある」の割合が4%、「ない」の割合が81%となっています。
精神しょうがいでは、「ある」の割合が7%、「ない」の割合が79%となっています。
しょうがい児では、「ある」の割合が4%、「ない」の割合が88%となっています。



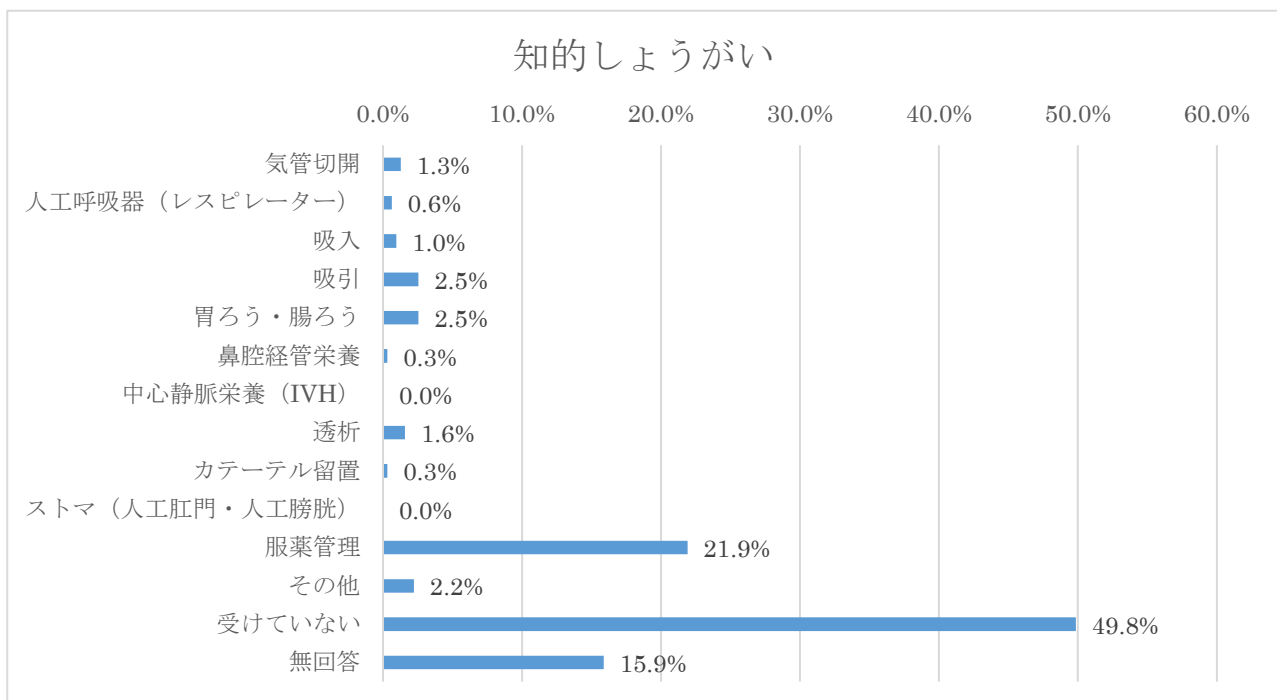
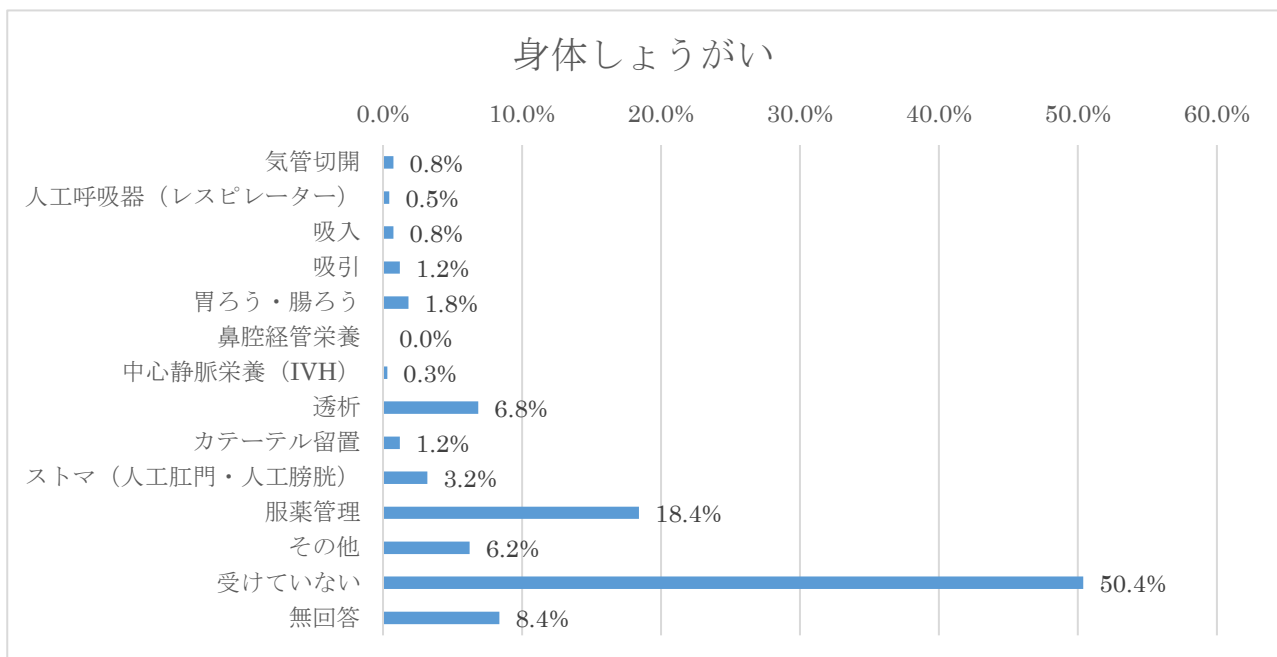
問 16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。
(あてはまるものすべてに○)

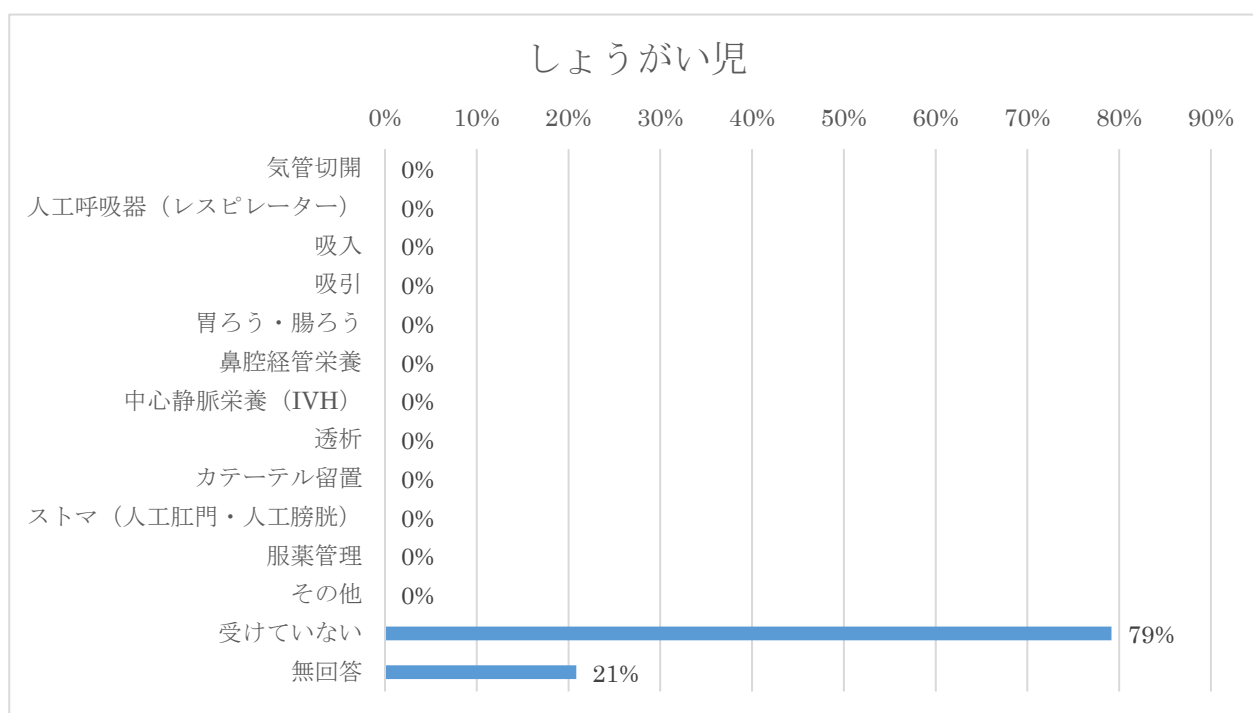
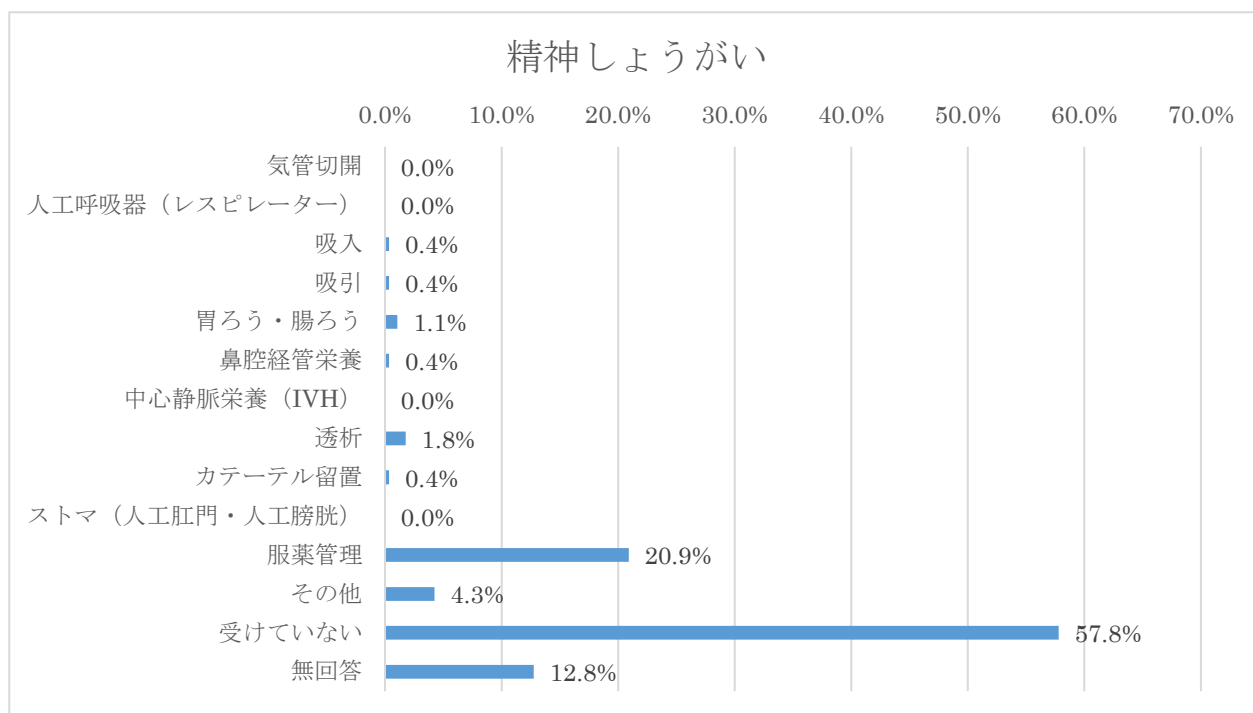
身体しょうがいでは、「受けていない」の割合が 50.4%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が 18.4%となっています。

知的しょうがいでは、「受けていない」の割合が 49.8%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が 21.9%となっています。

精神しょうがいでは、「受けていない」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が 20.9%となっています。

しょうがい児では、「受けていない」の割合が 79%となっています。





その他…バルーン、人工関節、ペースメーカー、在宅酸素、人工内耳、排便処置 など

3 住まいや暮らしについて

問 17 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

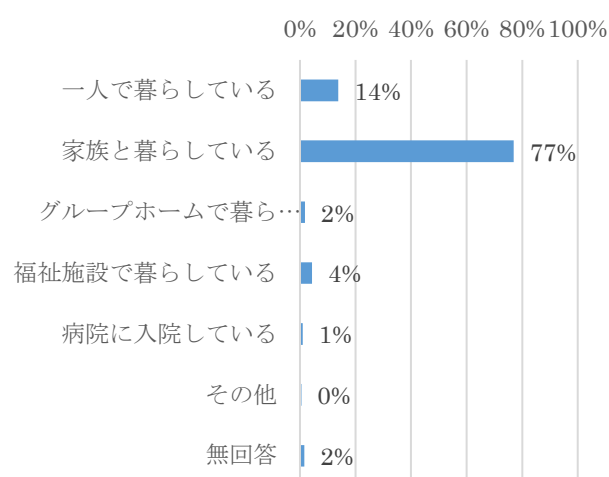
身体しょうがいでは、「家族と暮らしている」の割合が 77%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が 14%となっています。

知的しょうがいでは、「家族と暮らしている」の割合が 69%と最も高く、次いで「福祉施設で暮らしている」の割合が 10%となっています。

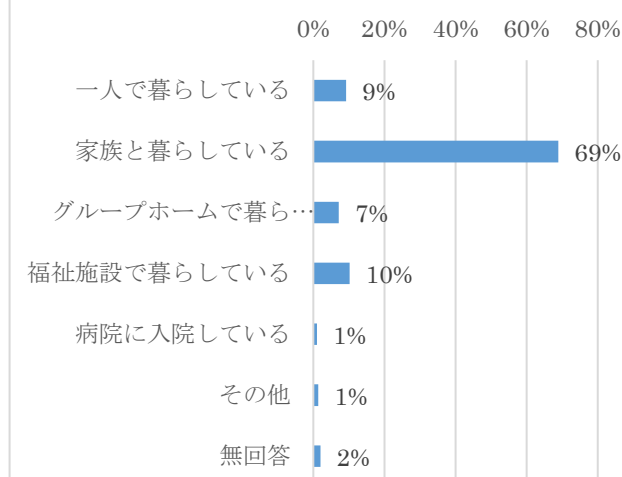
精神しょうがいでは、「家族と暮らしている」の割合が 73%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が 14%となっています。

しょうがい児では、「家族と暮らしている」の割合が 100%となっています。

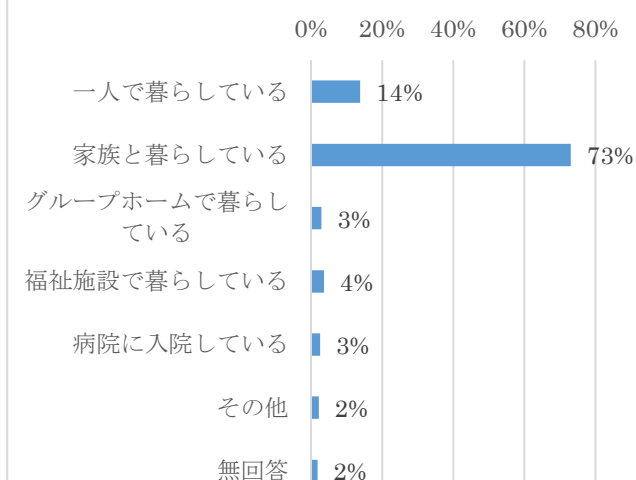
身体しょうがい



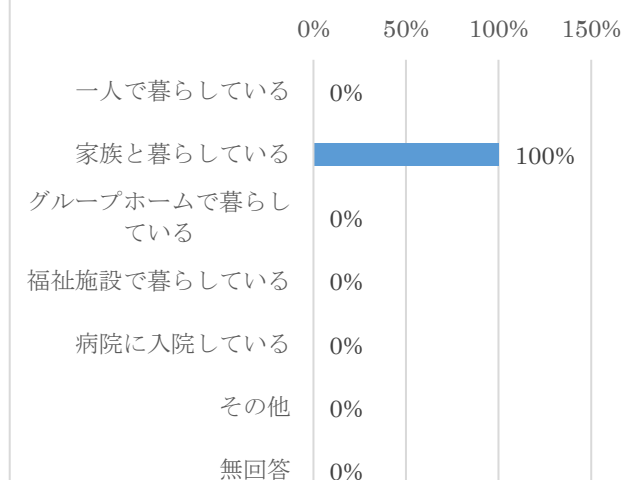
知的しょうがい



精神しょうがい者



しょうがい児



【問 17 で「福祉施設（しょうがい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」と回答された方にお聞きます。】

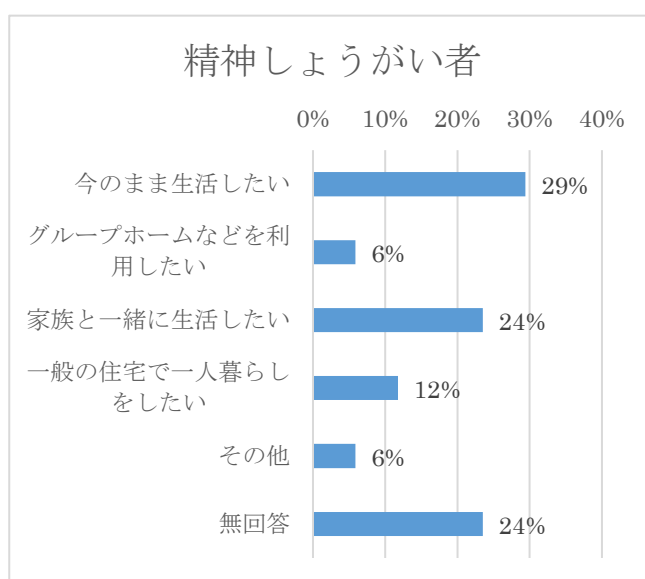
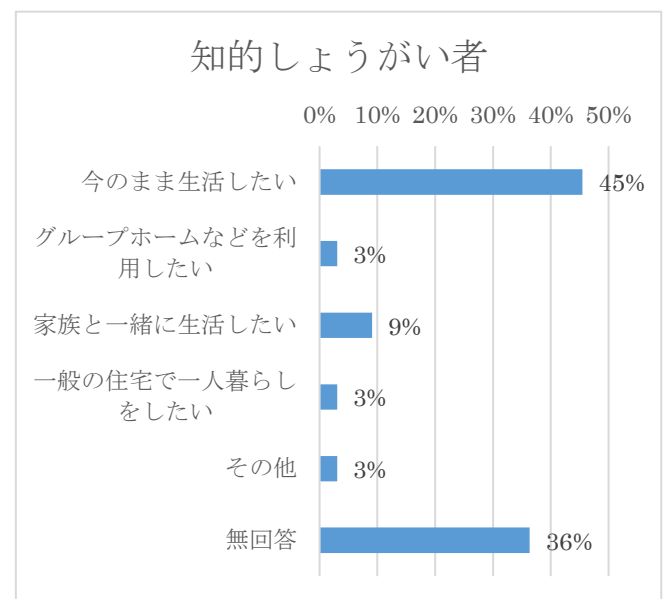
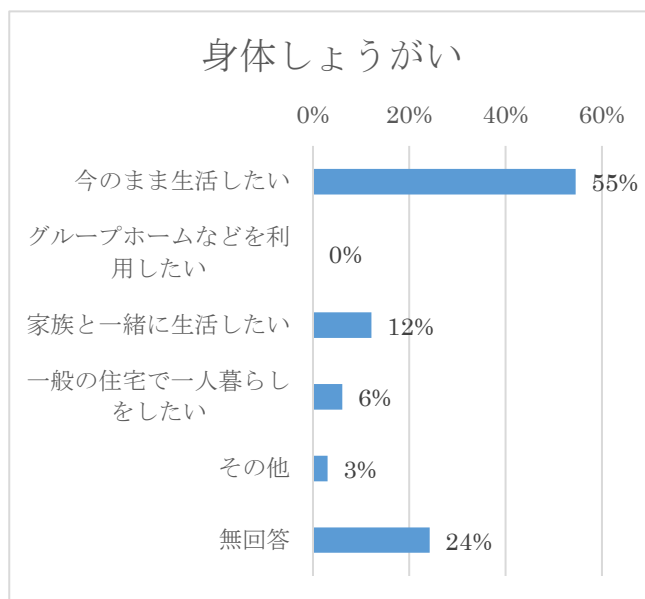
問 18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。（○は 1 つだけ）

身体しょうがいでは、「今のまま生活したい」の割合が 55%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が 12%となっています。

知的しょうがいでは、「今のまま生活したい」の割合が 45%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が 9%となっています。

精神しょうがいでは、「今のまま生活したい」の割合が 29%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が 24%となっています。

しょうがい児では、該当者はありませんでした。



その他…同居人、内縁の彼、姉の家族 など

【問17で「福祉施設（しょうがい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」と回答された方にお聞きます。】

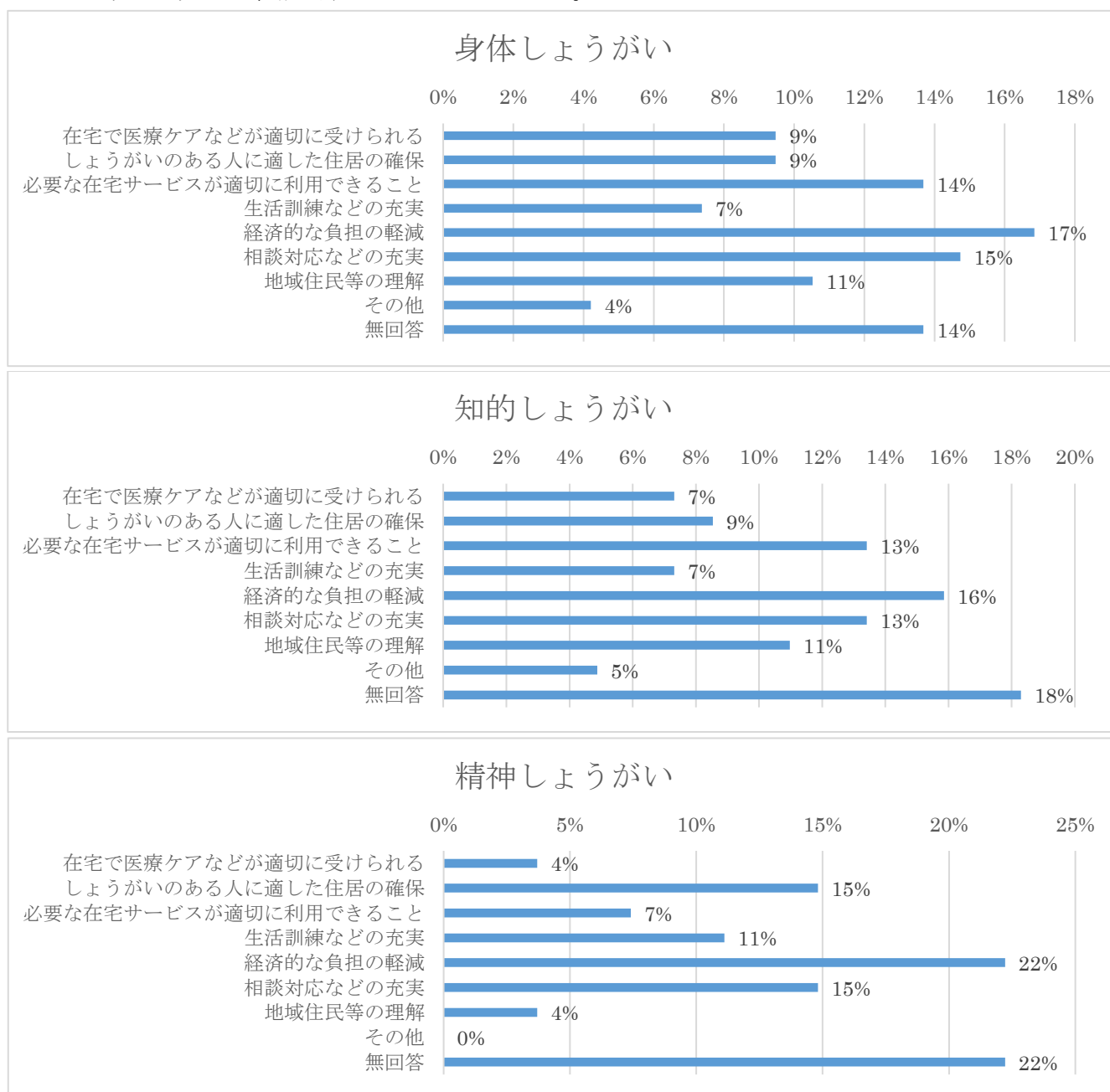
問19 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

身体しょうがいでは、「経済的な負担の軽減」の割合が17%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」の割合が15%となっています。

知的しょうがいでは、「経済的な負担の軽減」の割合が16%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応などの充実」の割合が13%となっています。

精神しょうがいでは、「経済的な負担の軽減」が22%と最も高く、次いで「しょうがいのある人に適した住居の確保」「相談対応などの充実」の割合が15%となっています。

しょうがい児では、該当者はありませんでした。



その他…バリアフリー化の促進、24 時間サービス(ヘルパー等)、通院サポート、見守り など

4 日中活動や就労について

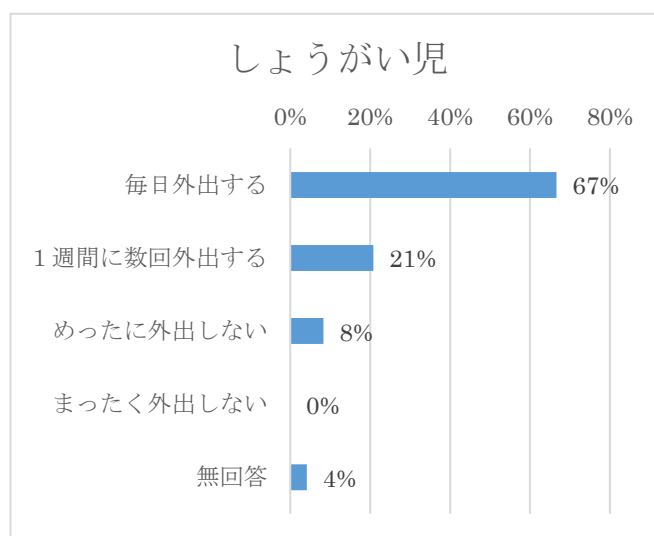
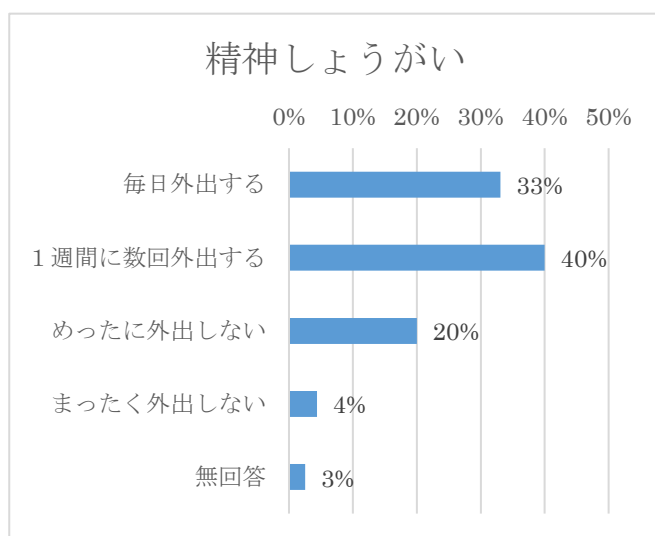
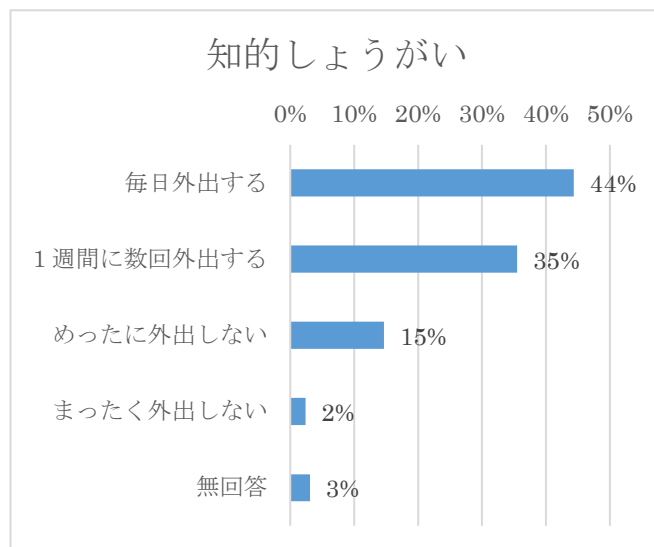
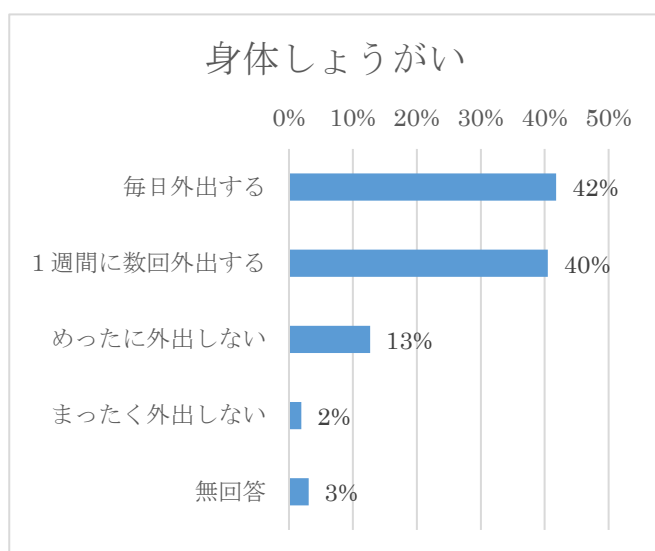
問 20 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「毎日外出する」の割合が 42%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」の割合が 40%となっています。

知的しょうがいでは、「毎日外出する」の割合が 44%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」の割合が 35%となっています。

精神しょうがいでは、「1週間に数回外出する」の割合が 40%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が 33%となっています。

しょうがい児では、「毎日外出する」の割合が 67%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」の割合が 21%となっています。



【問 20 で、「まったく外出しない」以外に回答された方にお聞きします。】

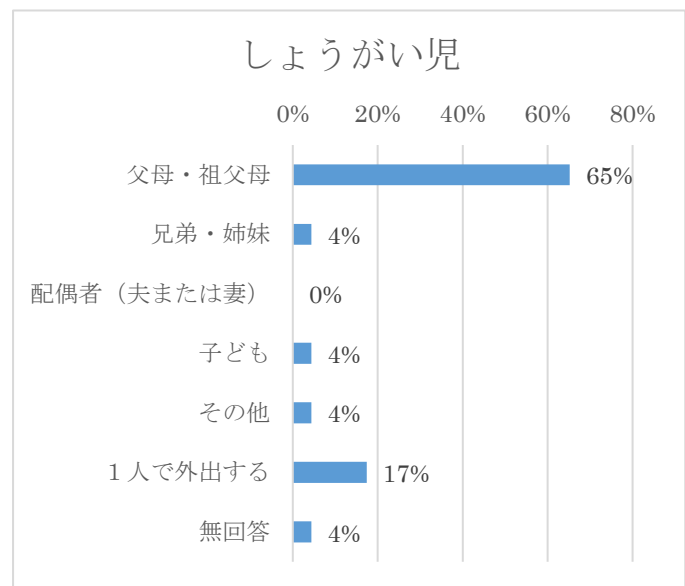
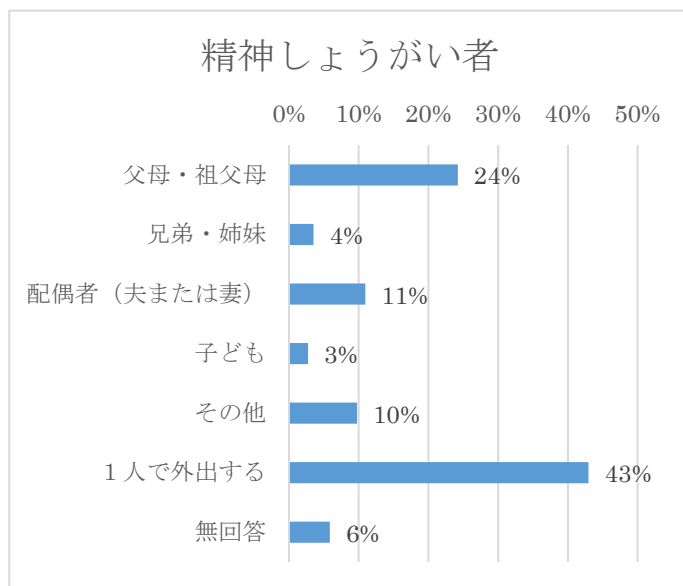
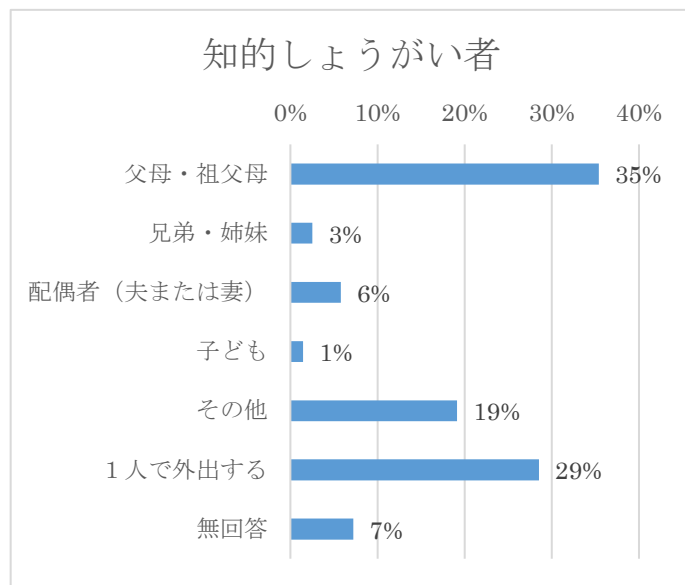
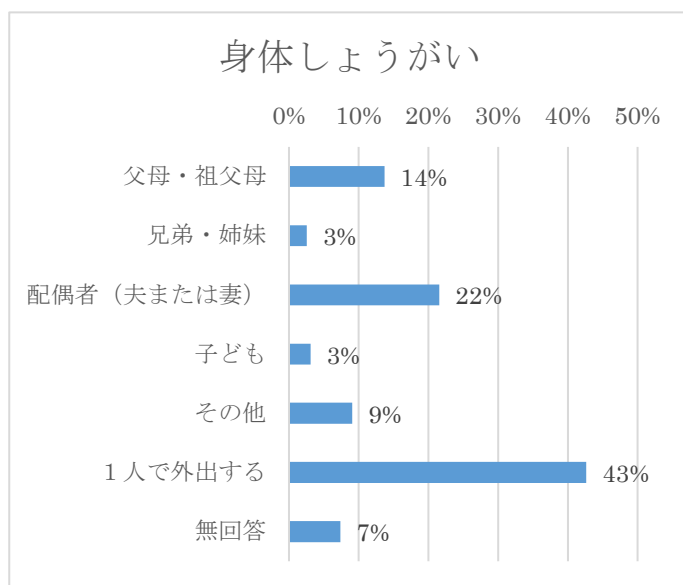
問 21 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「一人で外出する」の割合が 43%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が 22%となっています。

知的しょうがいでは、「父母・祖父母」の割合が 35%と最も高く、次いで「一人で外出する」の割合が 29%となっています。

精神しょうがいでは、「一人で外出する」の割合が 43%と最も高く、次いで「父母・祖父母」の割合が 24%となっています。

しょうがい児では、「父母・祖父母」の割合が 65%と最も高く、次いで「一人で外出する」の割合が 17%となっています。



その他…施設職員、ヘルパー、病院職員、同居人、友人、隣人 など

【問 20 で、「まったく外出しない」以外に回答された方にお聞きます。】

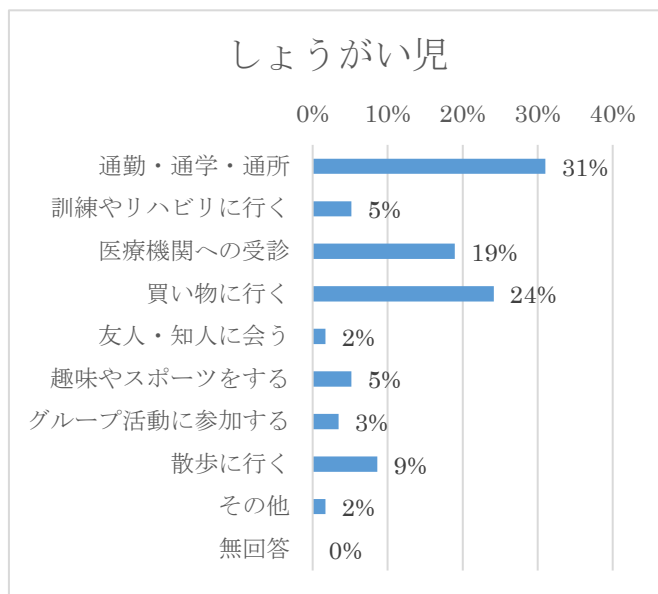
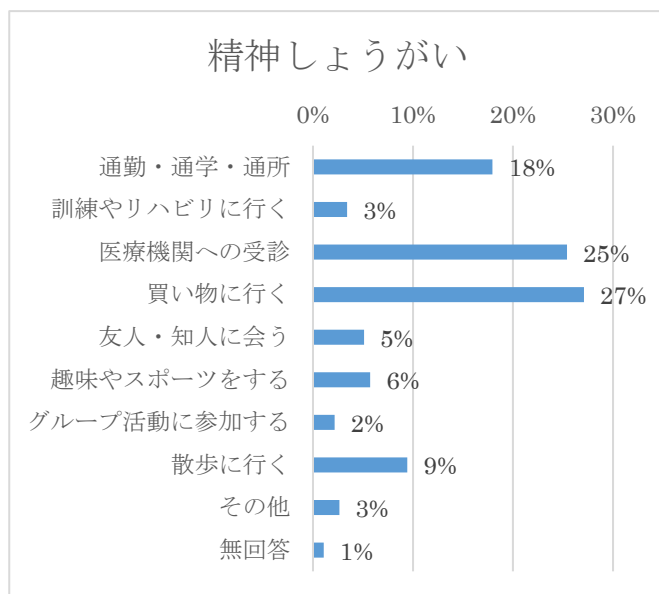
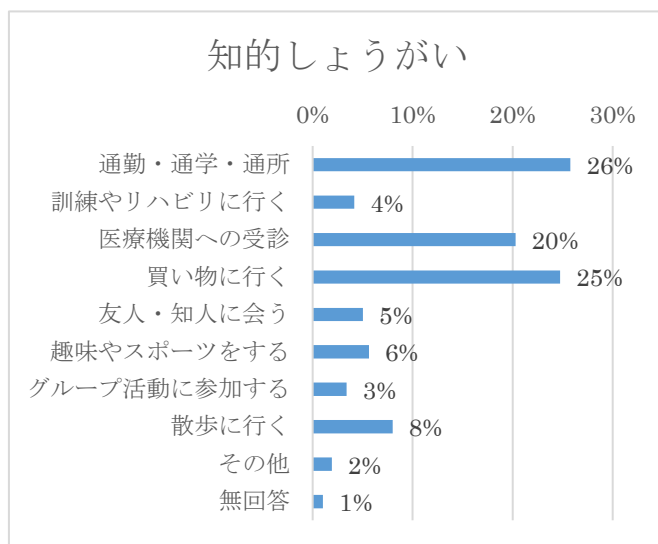
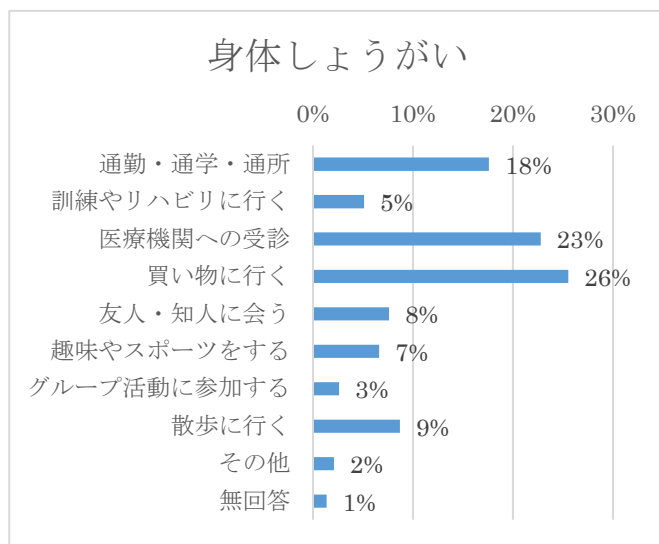
問 22 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)

身体しょうがいでは、「買い物に行く」の割合が 26%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が 23%となっています。

知的しょうがいでは、「通勤・通学・通所」の割合が 26%と最も高く、次いで「買い物に行く」の割合が 25%となっています。

精神しょうがいでは、「買い物に行く」の割合が 27%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が 25%となっています。

しょうがい児では、「通勤・通学・通所」の割合が 31%と最も高く、次いで「買い物に行く」の割合が 24%となっています。



その他…ドライブ、デイサービス、ゴミ出し、金融機関、旅行、レジャー、図書館、畑仕事 など

【問 20 で、「まったく外出しない」以外に回答された方にお聞きします。】

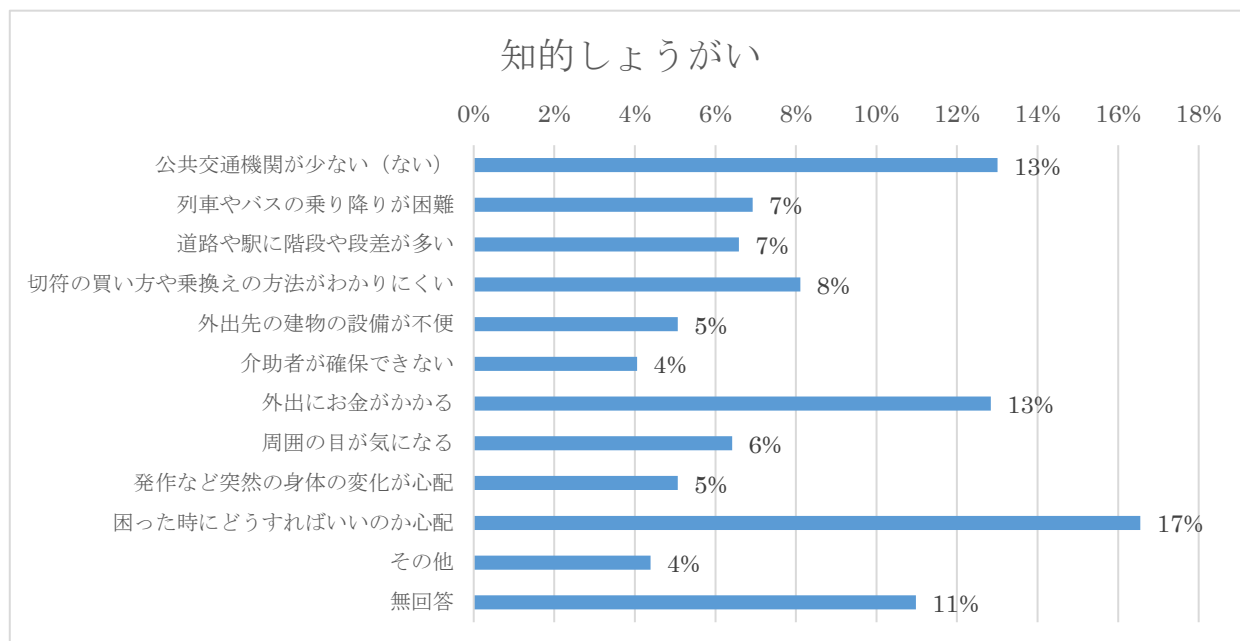
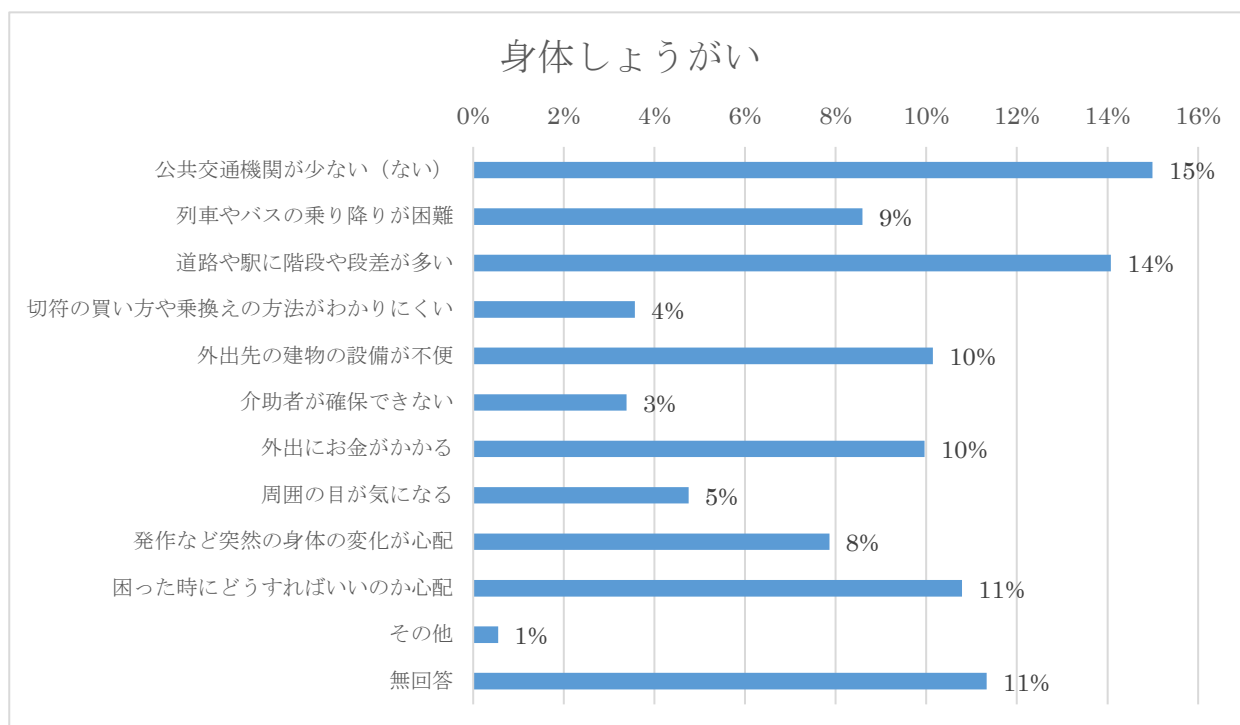
問 23 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

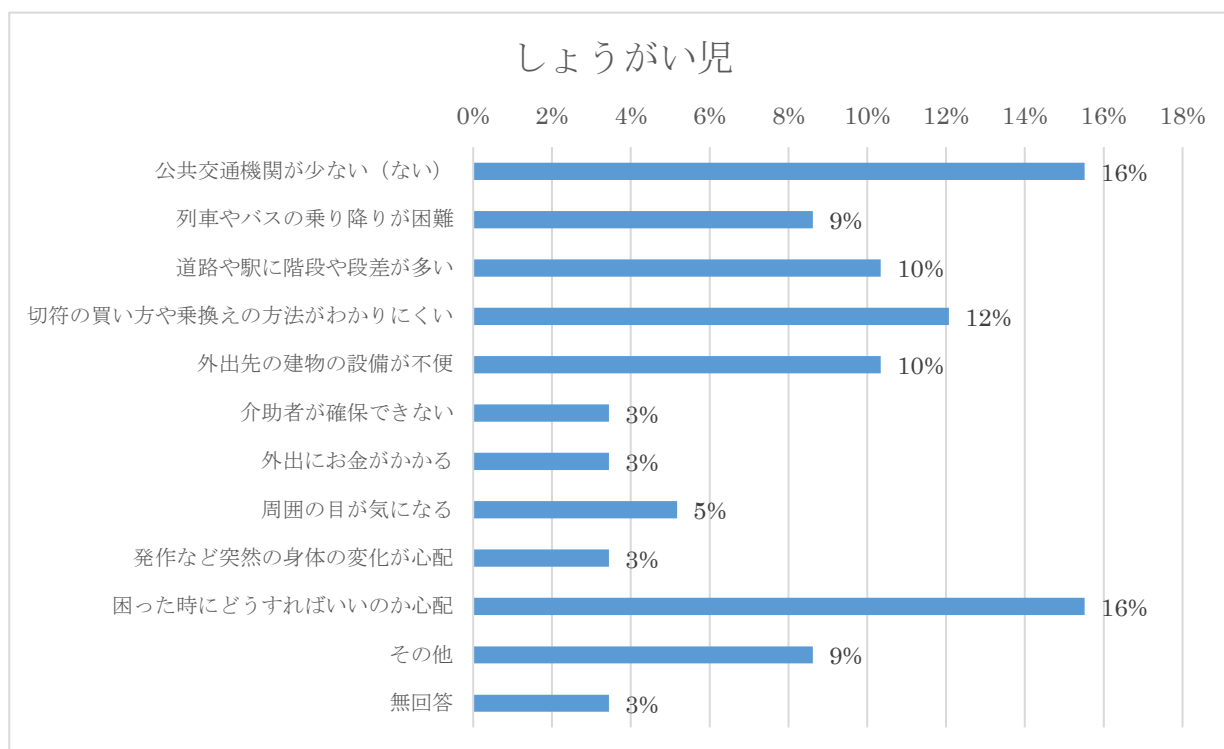
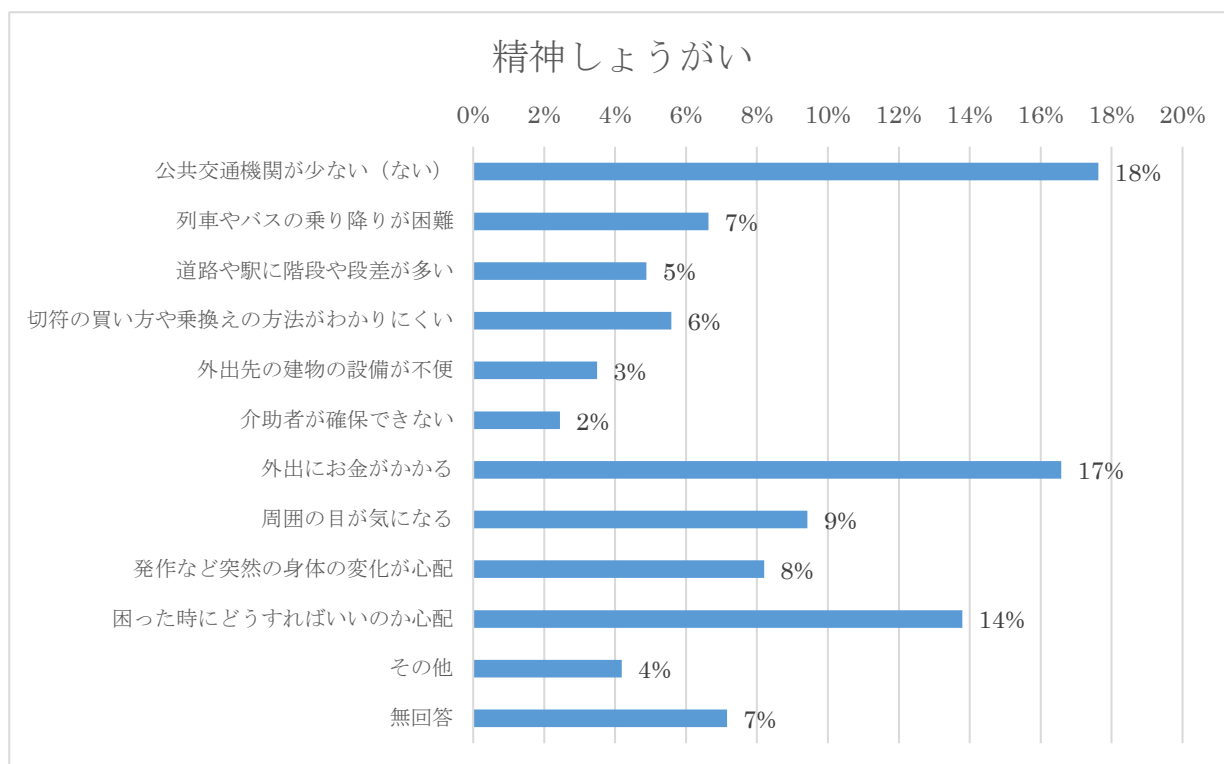
身体しょうがいでは、「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が 15%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が 14%となっています。

知的しょうがいでは、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が 17%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」「外出にお金がかかる」の割合が 13%となっています。

精神しょうがいでは、「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が 18%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」の割合が 17%となっています。

しょうがい児では、「公共交通機関が少ない（ない）」「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が 16%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」の割合が 12%となっています。





その他…トイレ使用（物置き、ひっかけがない）、移動支援タクシーが少ない

自動車を運転しないため病院までの通院がやや遠い、移動はほぼ自転車のため遠くに行けない
 免許はあるが服薬のため自分で車が運転できない、常時必要な医療機器が多く移動が大変
 健常者が身体障害者専用駐車場に車を停めている、視野が狭いので周りや足元の不安
 買い物の場合、店員の声やアナウンスが聞こえない、一人で外出できない
 自家用車をいつまで運転できるかわからない、公共交通機関を乗り継いでの通院が大変 など

問 24 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）

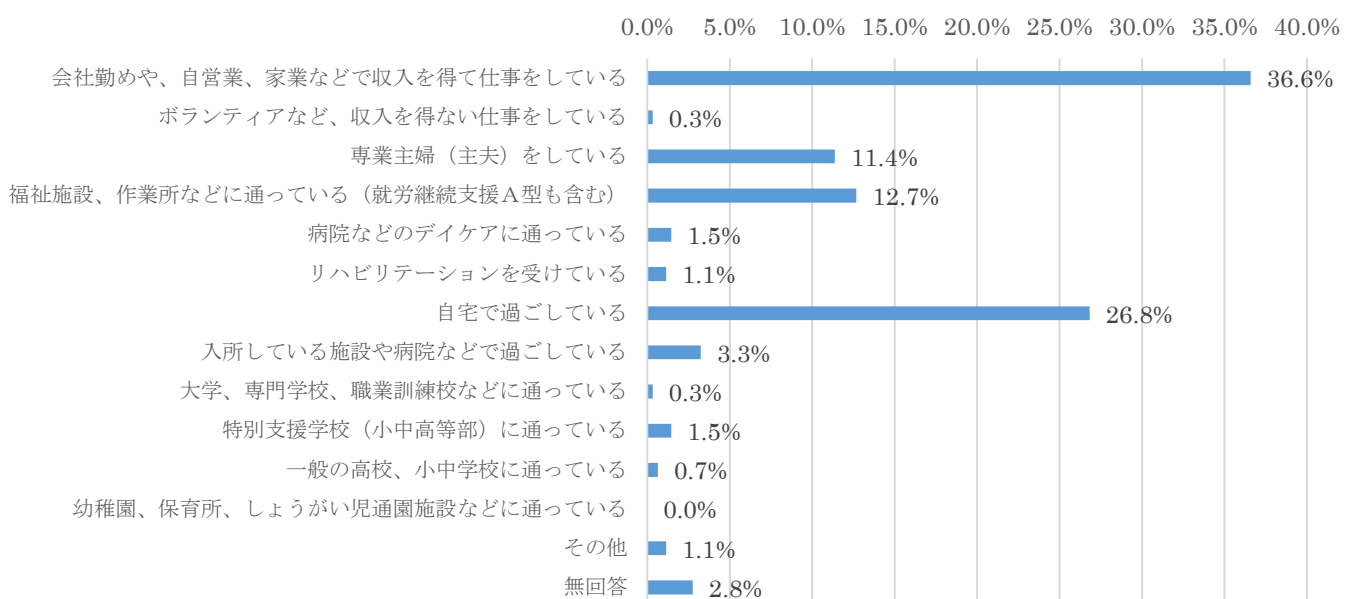
身体しょうがいでは、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が36.6%と最も高く、次いで「自宅で過ごしている」の割合が26.8%となっています。

知的しょうがいでは、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」の割合が42.3%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が19.5%となっています。

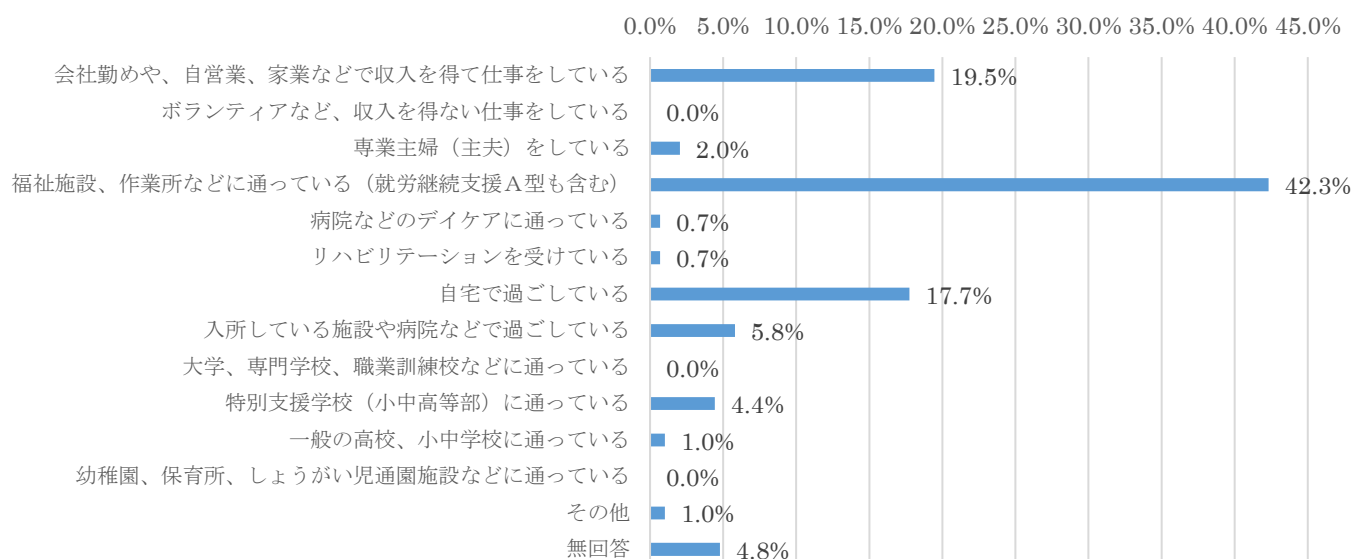
精神しょうがいでは、「自宅で過ごしている」の割合が32.7%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」の割合が25.8%となっています。

しょうがい児では、「特別支援学校（小中高等部）に通っている」の割合が62.5%と最も高く、次いで「一般の高校、小中学校に通っている」の割合が25.0%となっています。

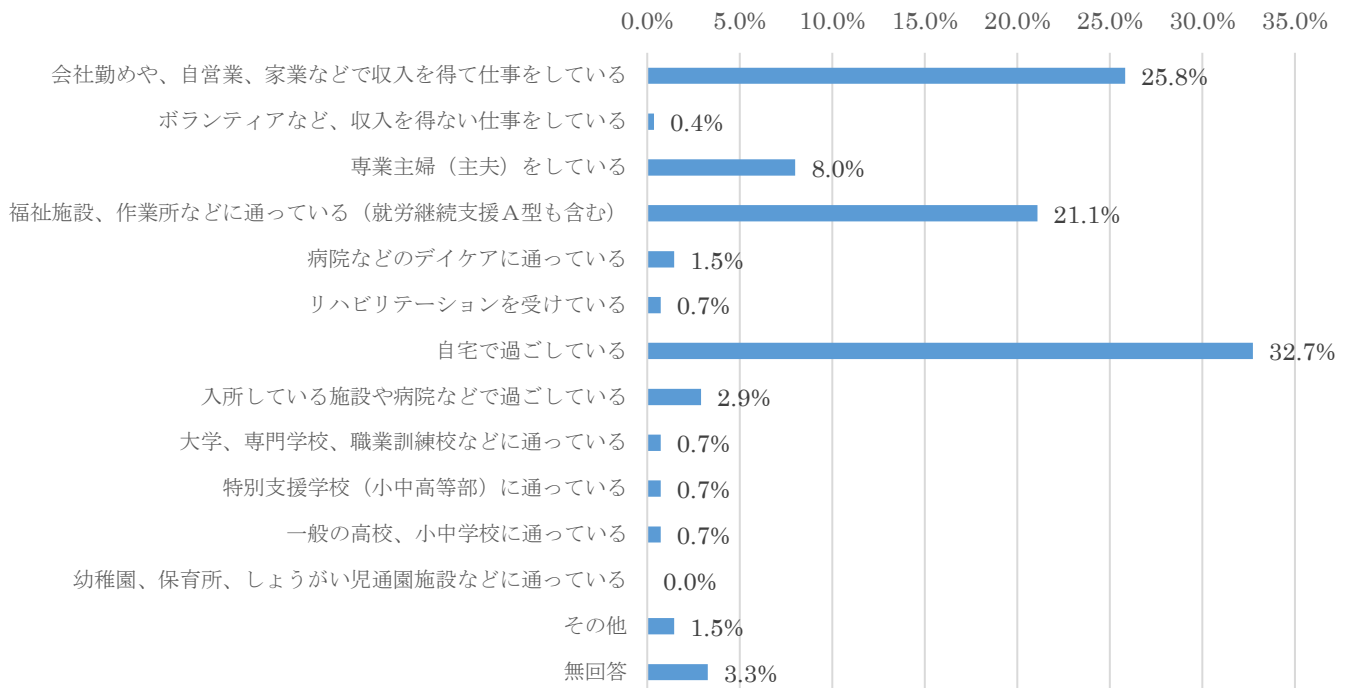
身体しょうがい



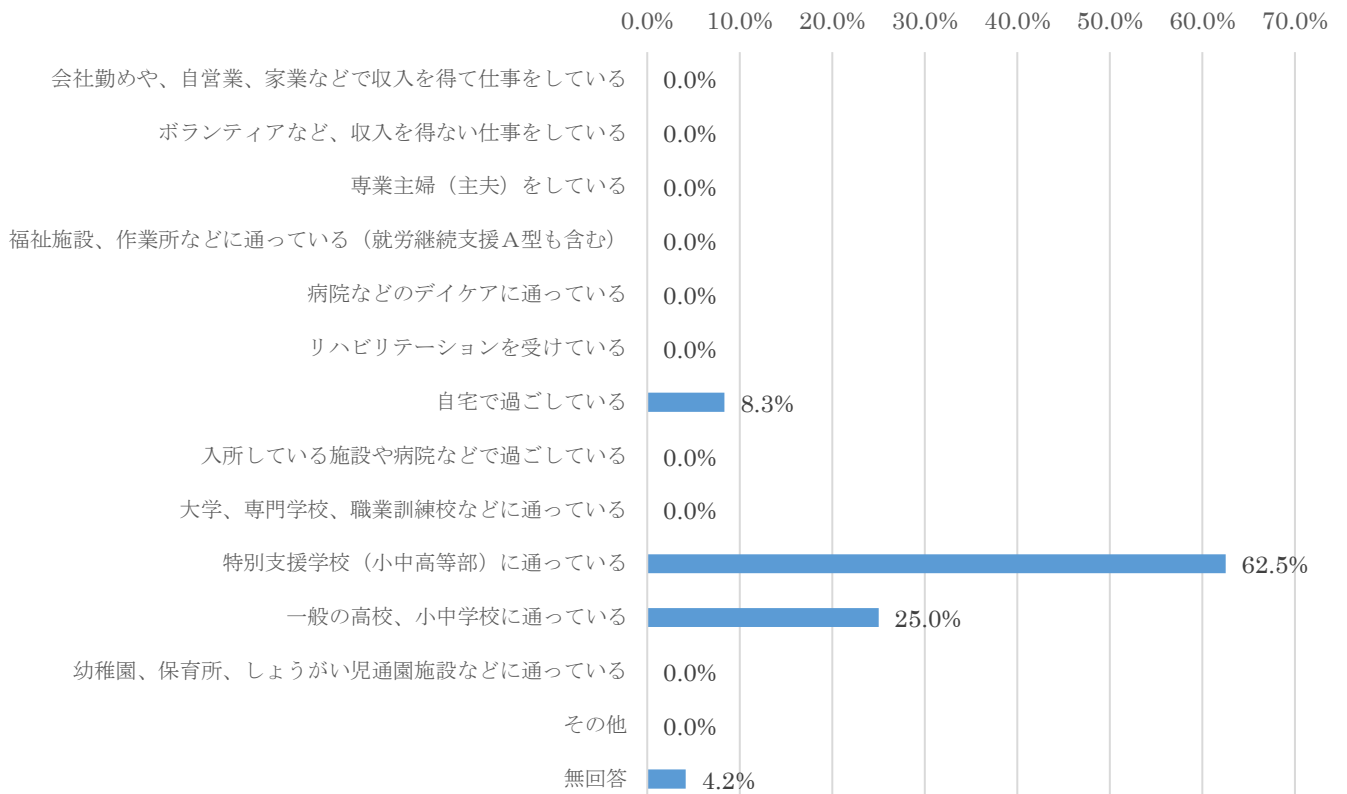
知的しょうがい



精神しょうがい



しょうがい児



その他…透析、手話・パソコンサークル、グループホームや実家の仕事を手伝い
通院、買い物、家事、介護 など

【問 24 で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答された方にお聞きします。】

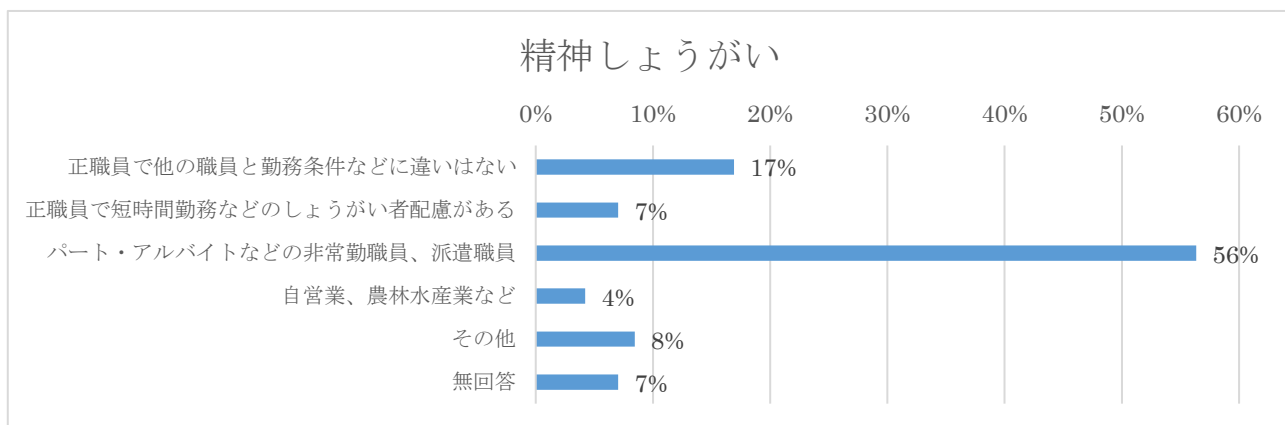
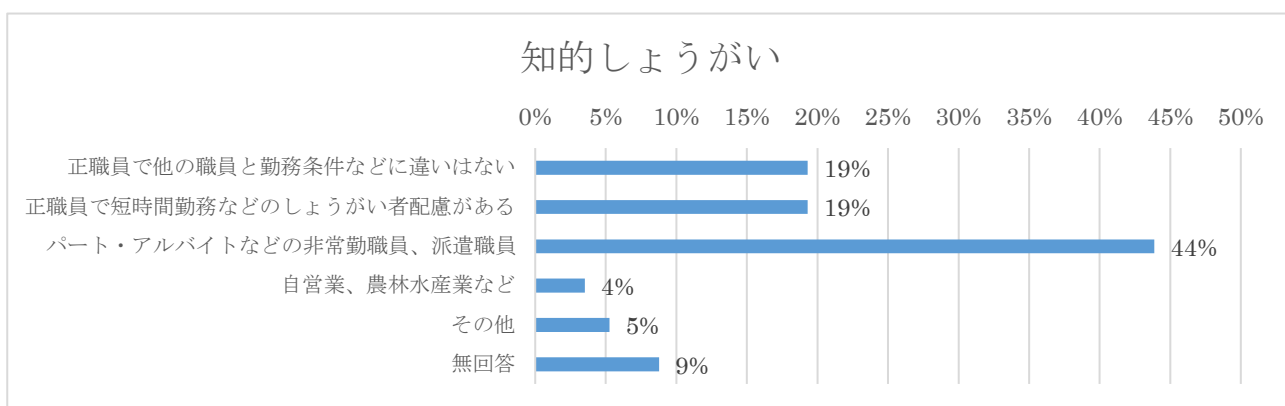
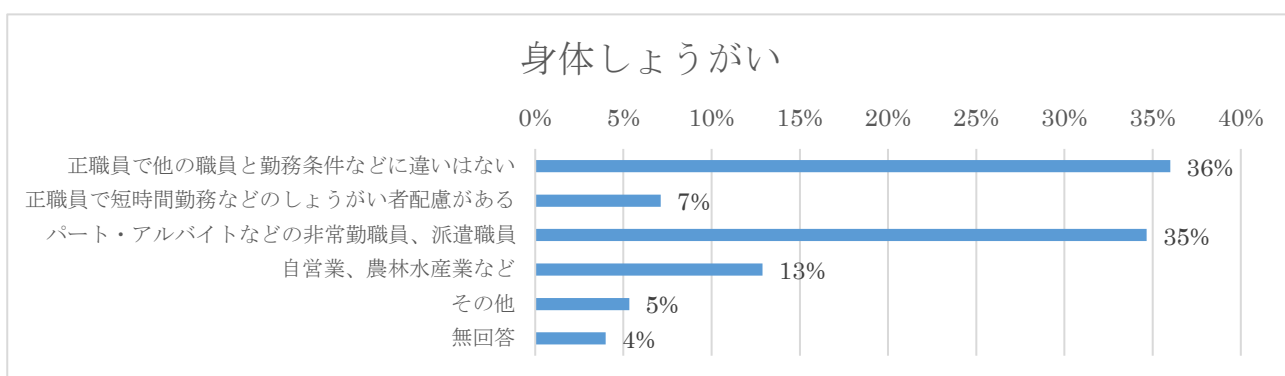
問 25 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」の割合が 36%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が 35%となっています。

知的しょうがいでは、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が 44%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」「正職員で短時間勤務などのしょうがい者配慮がある」の割合が 19%となっています。

精神しょうがいでは、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が 56%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」の割合が 17%となっています。

しょうがい児では、該当者がありませんでした。



その他…障害者雇用のパート、内職、在宅勤務、法人役員、出勤時間等の配慮、準社員、嘱託契約社員 など

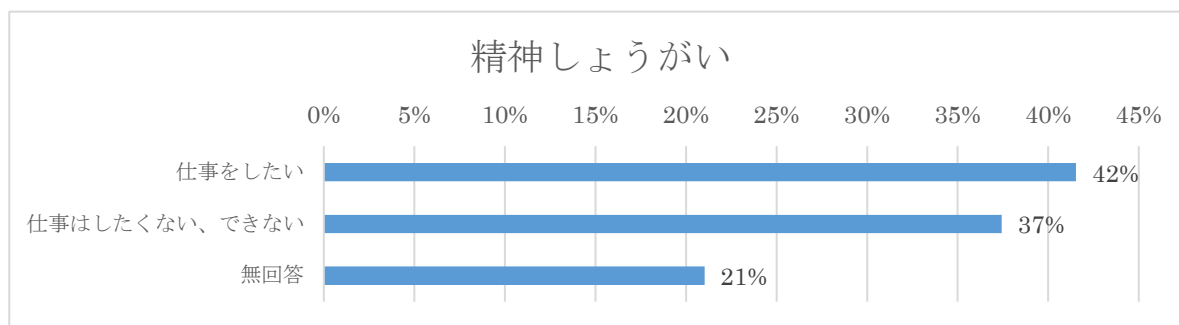
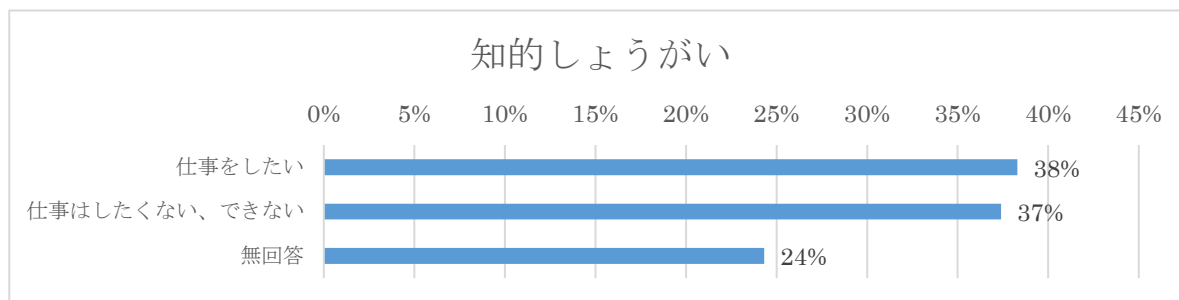
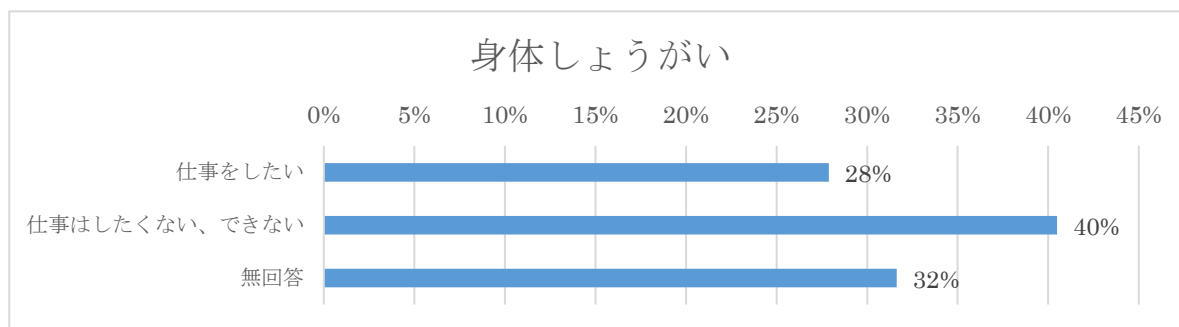
【問 24 で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した 18～64 歳の方にお聞きします。】

問 26 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は 1 つだけ)

身体しょうがいでは、「仕事をしたい」の割合が 28%、「仕事はしたくない、できない」の割合が 40%となっています。

知的しょうがいでは、「仕事をしたい」の割合が 38%、「仕事はしたくない、できない」の割合が 37%となっています。

精神しょうがいでは、「仕事をしたい」の割合が 42%、「仕事はしたくない、できない」の割合が 37%となっています。

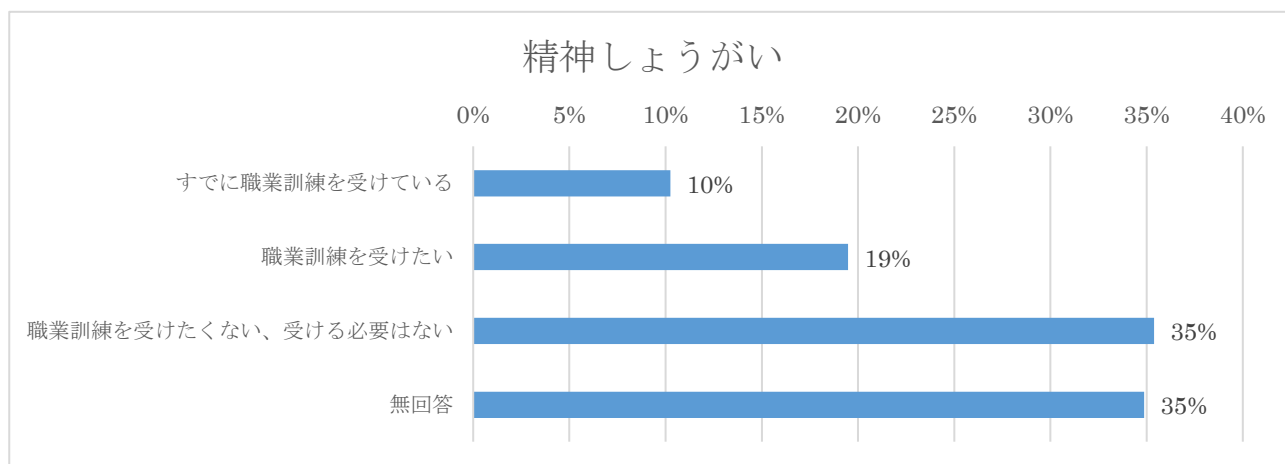
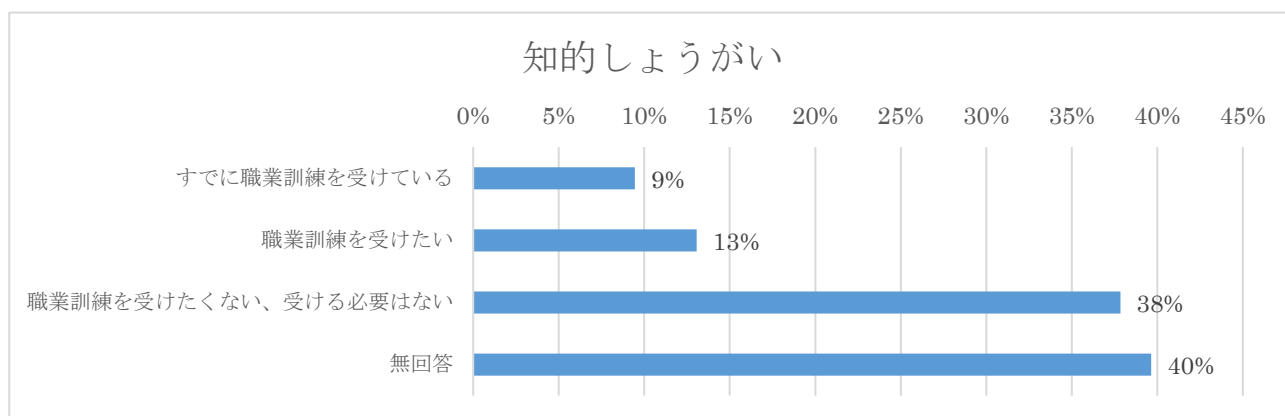
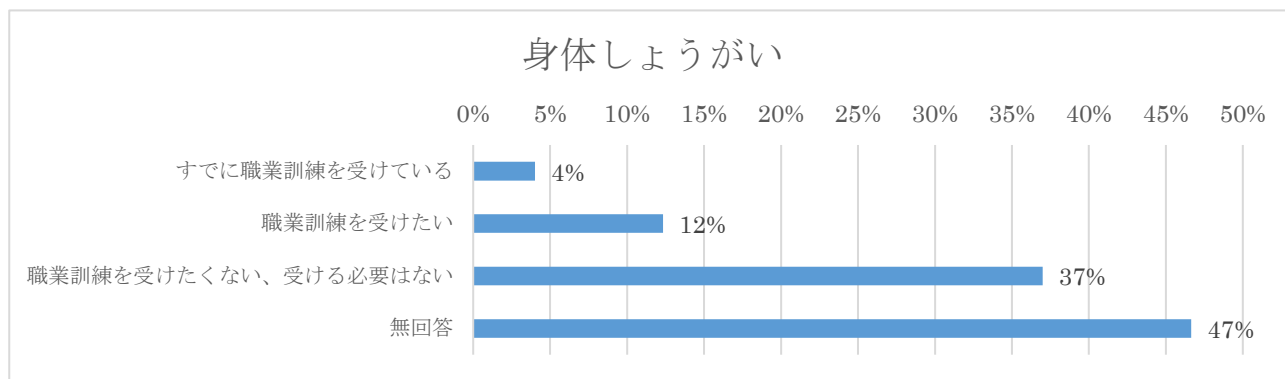


問 27 収入を得る仕事に就くために、職業訓練を受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が 37%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が 12%となっています。

知的しょうがいでは、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が 38%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が 13%となっています。

精神しょうがいでは、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が 35%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が 19%となっています。



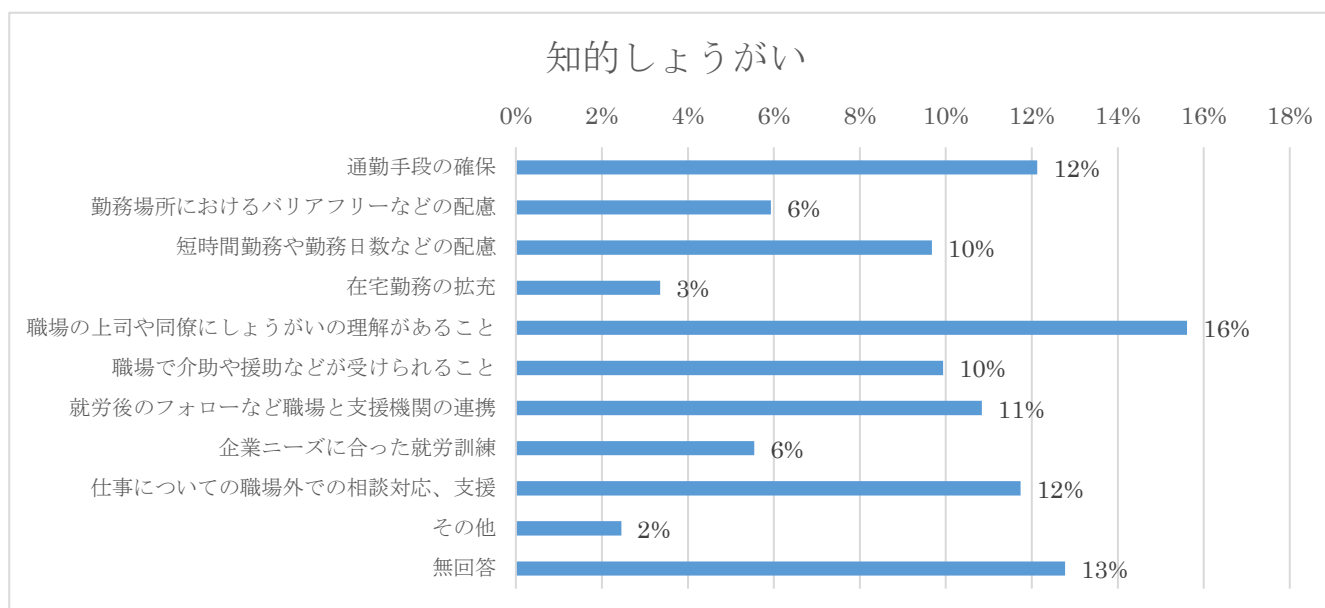
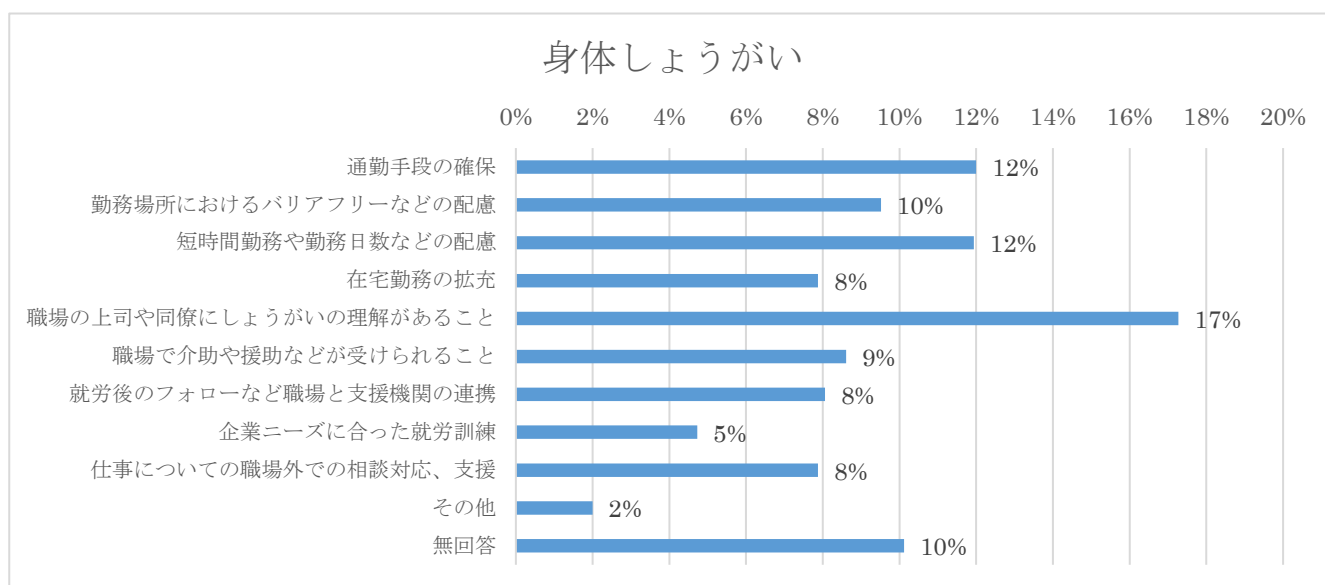
問 28 あなたは、しょうがい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

身体しょうがいでは、「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」の割合が 17%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の割合が 12%となっています。

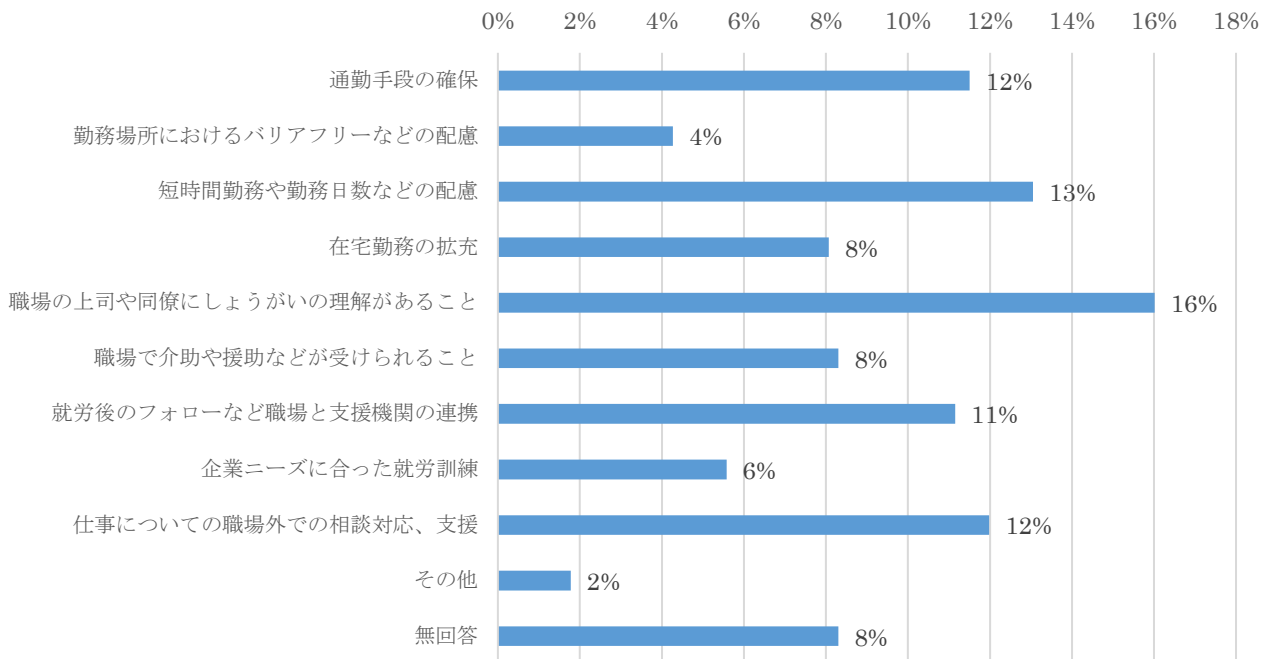
知的しょうがいでは、「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」の割合が 16%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が 12%となっています。

精神しょうがいでは、「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」の割合が 16%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」の割合が 13%となっています。

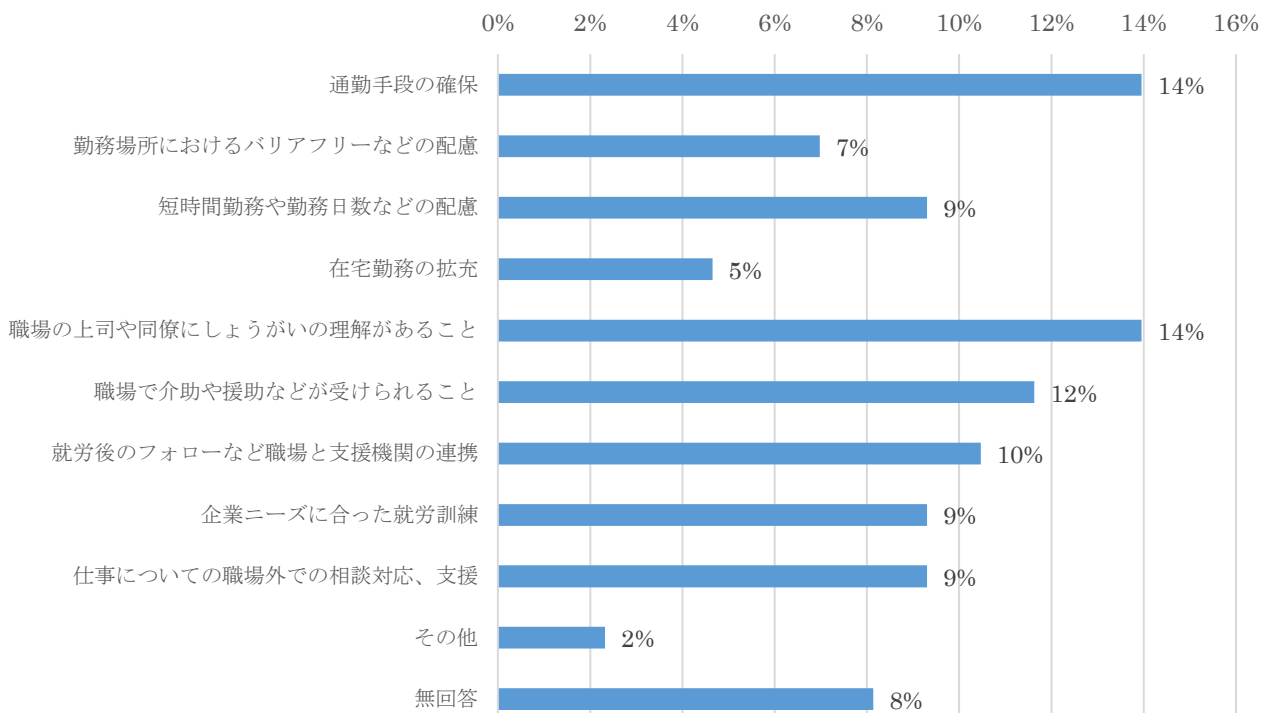
しょうがい児では、「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」の割合が 14%と最も高く、次いで「職場で介助や援助などが受けられること」の割合が 12%となっています。



精神しょうがい



しょうがい児



その他…犯罪被害から守る安全な居場所、日給の増額、職場から自宅などに帰った時のフォロー
 性同一性障害を有しているが心の性で働きたい、就労できる会社も施設もない
 一般従業員と同じ給料、ハロワークでの相談のしやすさ、重度障害のため就労不可 など

5 しょうがい福祉サービスなどの利用について

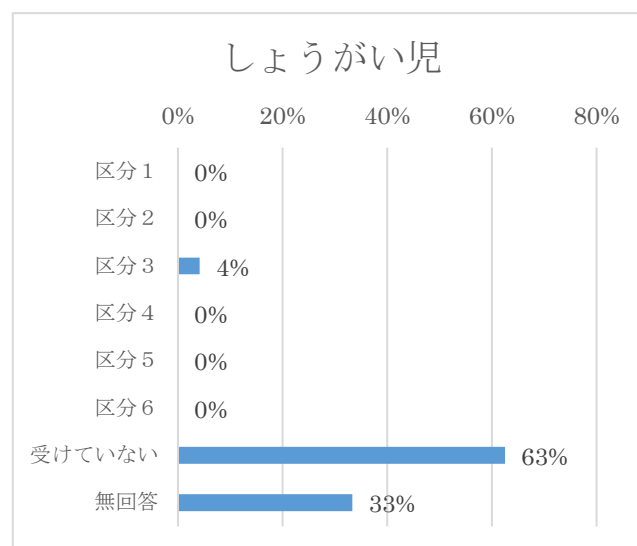
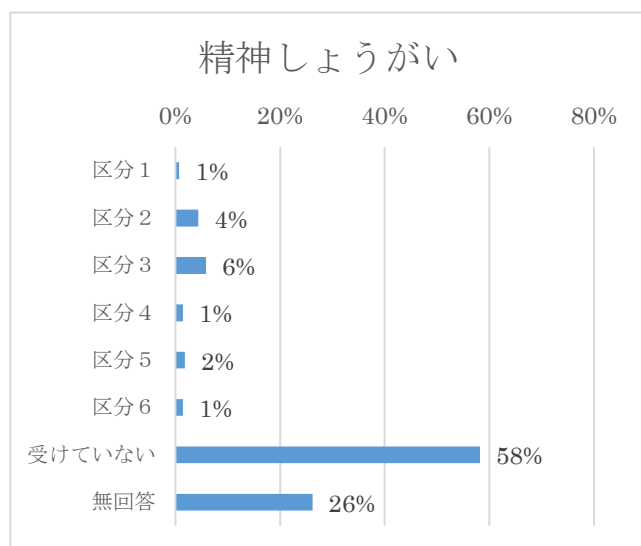
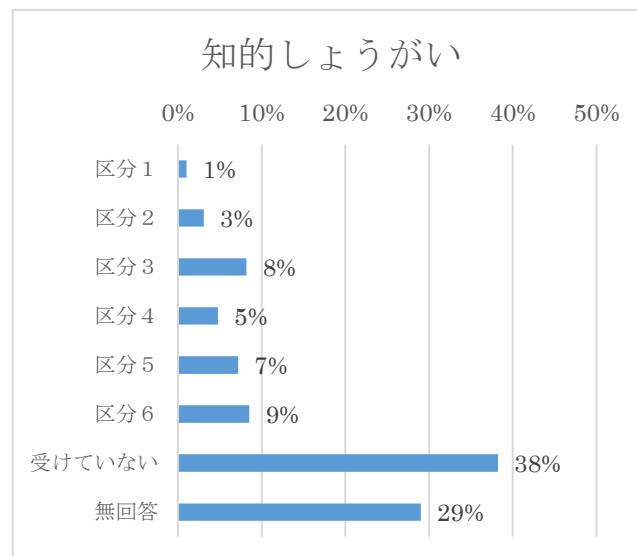
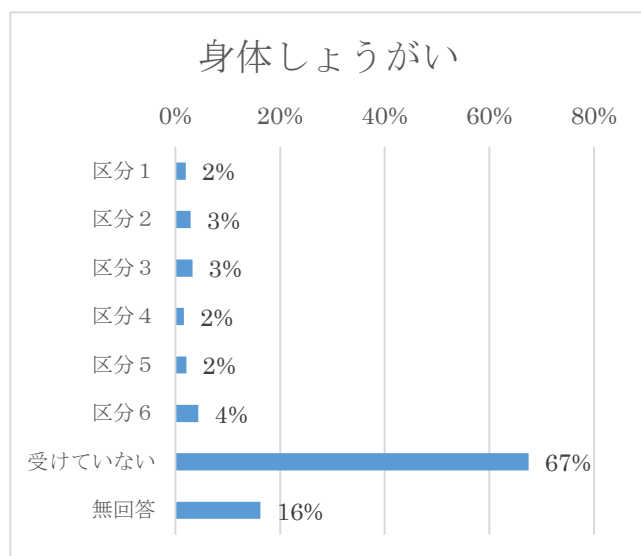
問 29 あなたはしょうがい支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「受けていない」の割合が67%と最も高くなっています。

知的しょうがいでは、「受けていない」の割合が38%と最も高く、次いで「区分6」の割合が9%となっています。

精神しょうがいでは、「受けていない」の割合が58%と最も高く、次いで「区分3」の割合が6%となっています。

しょうがい児では、「受けていない」の割合が63%と最も高くなっています。

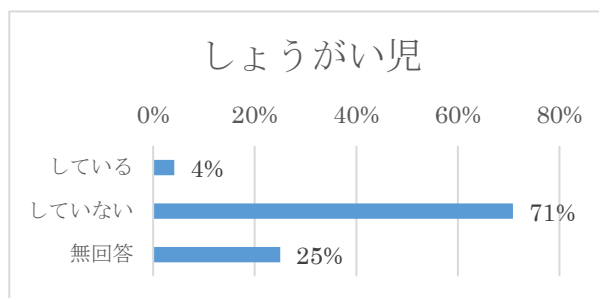
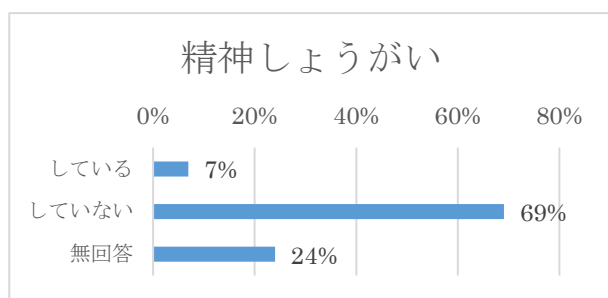
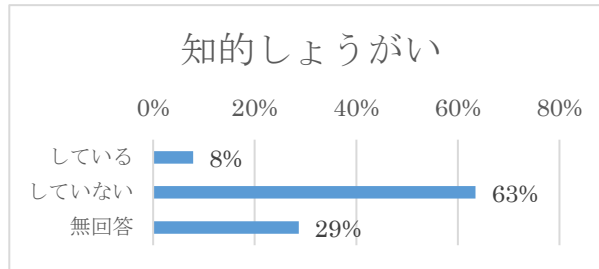
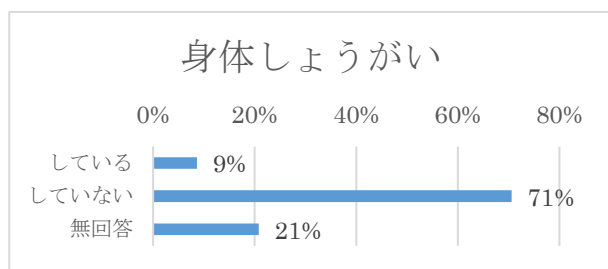


問 30 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えるか。(①から②のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください)

【現在の利用状況】

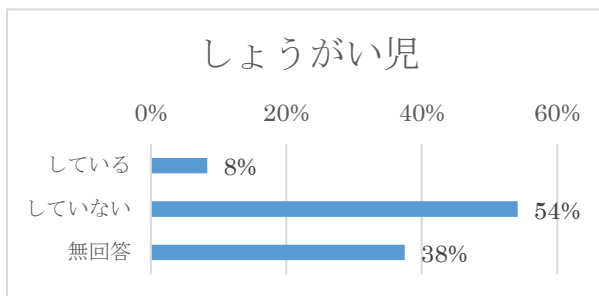
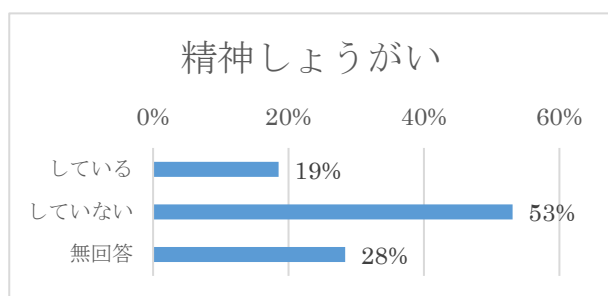
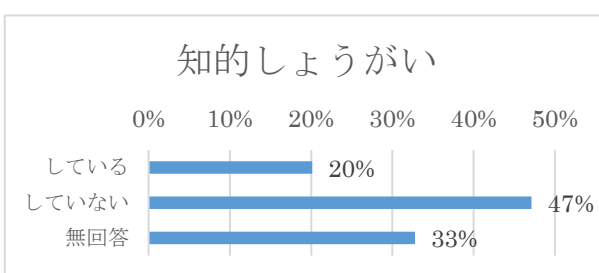
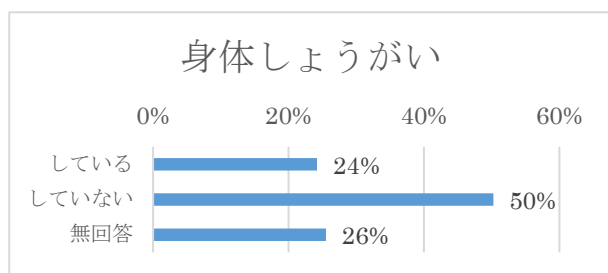
① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体しょうがいでは、「している」の割合が9%、「していない」の割合が71%となっています。
知的しょうがいでは、「している」の割合が8%、「していない」の割合が63%となっています。
精神しょうがいでは、「している」の割合が7%、「していない」の割合が69%となっています。
しょうがい児では、「している」の割合が4%、「していない」の割合が71%となっています。



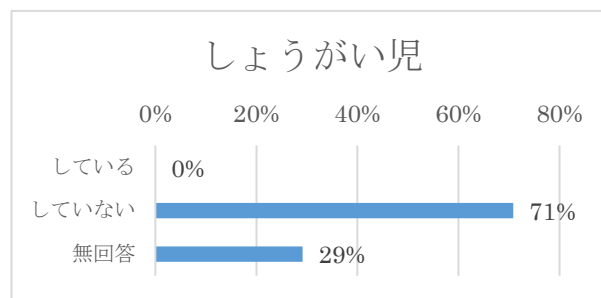
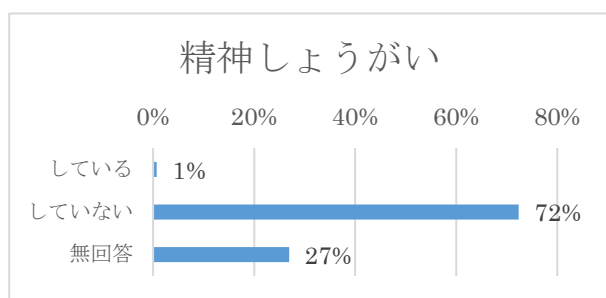
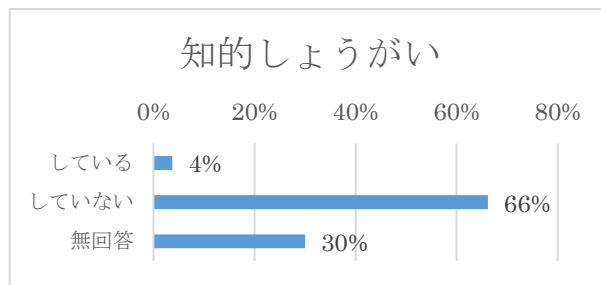
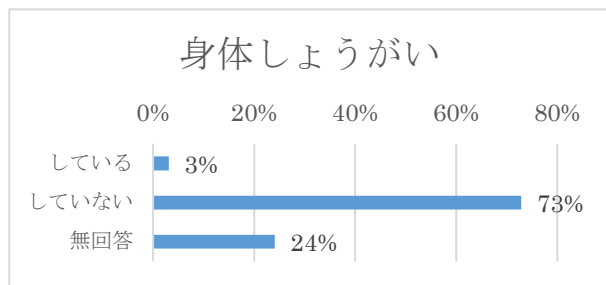
② 重度訪問介護

身体しょうがいでは、「している」の割合が24%、「していない」の割合が50%となっています。
知的しょうがいでは、「している」の割合が20%、「していない」の割合が47%となっています。
精神しょうがいでは、「している」の割合が19%、「していない」の割合が53%となっています。
しょうがい児では、「している」の割合が8%、「していない」の割合が54%となっています。



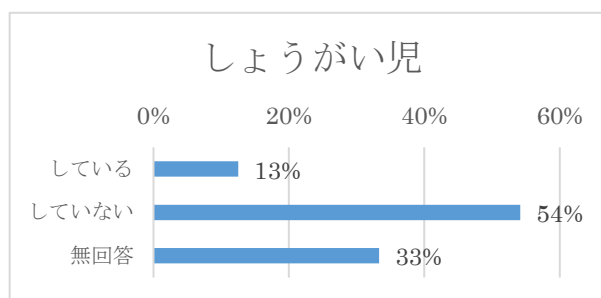
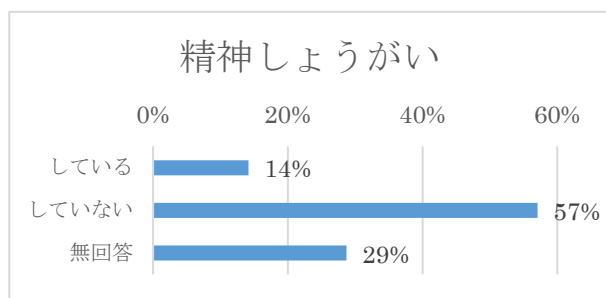
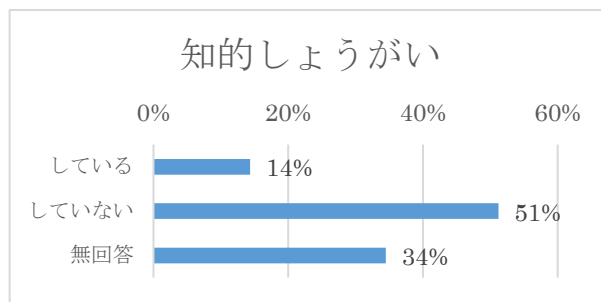
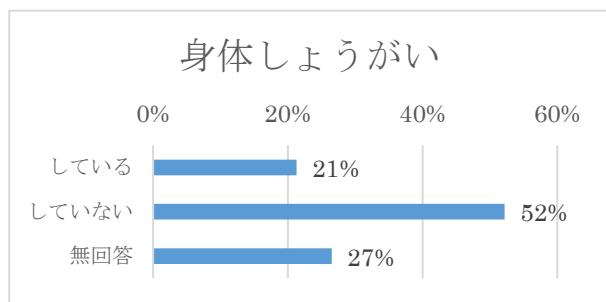
③ 同行援護

身体しょうがいでは、「している」の割合が3%、「していない」の割合が73%となっています。
知的しょうがいでは、「している」の割合が4%、「していない」の割合が66%となっています。
精神しょうがいでは、「している」の割合が1%、「していない」の割合が72%となっています。
しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が71%となっています。



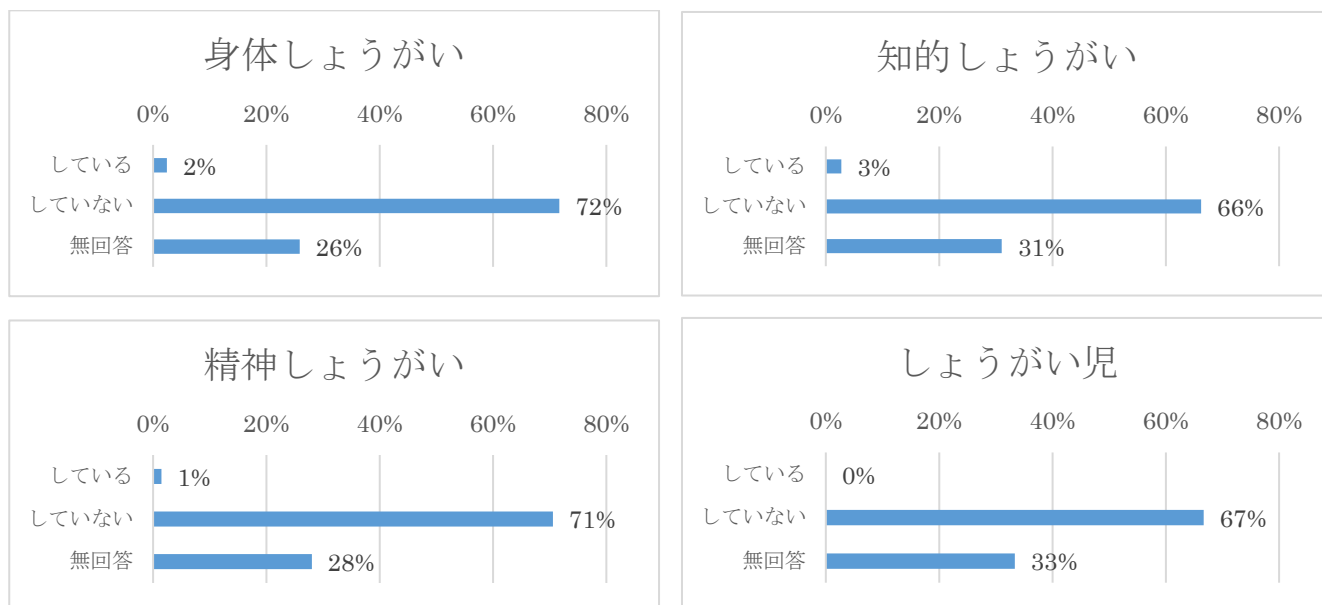
④ 行動援護

身体しょうがいでは、「している」の割合が21%、「していない」の割合が52%となっています。
知的しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が51%となっています。
精神しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が57%となっています。
しょうがい児では、「している」の割合が13%、「していない」の割合が54%となっています。



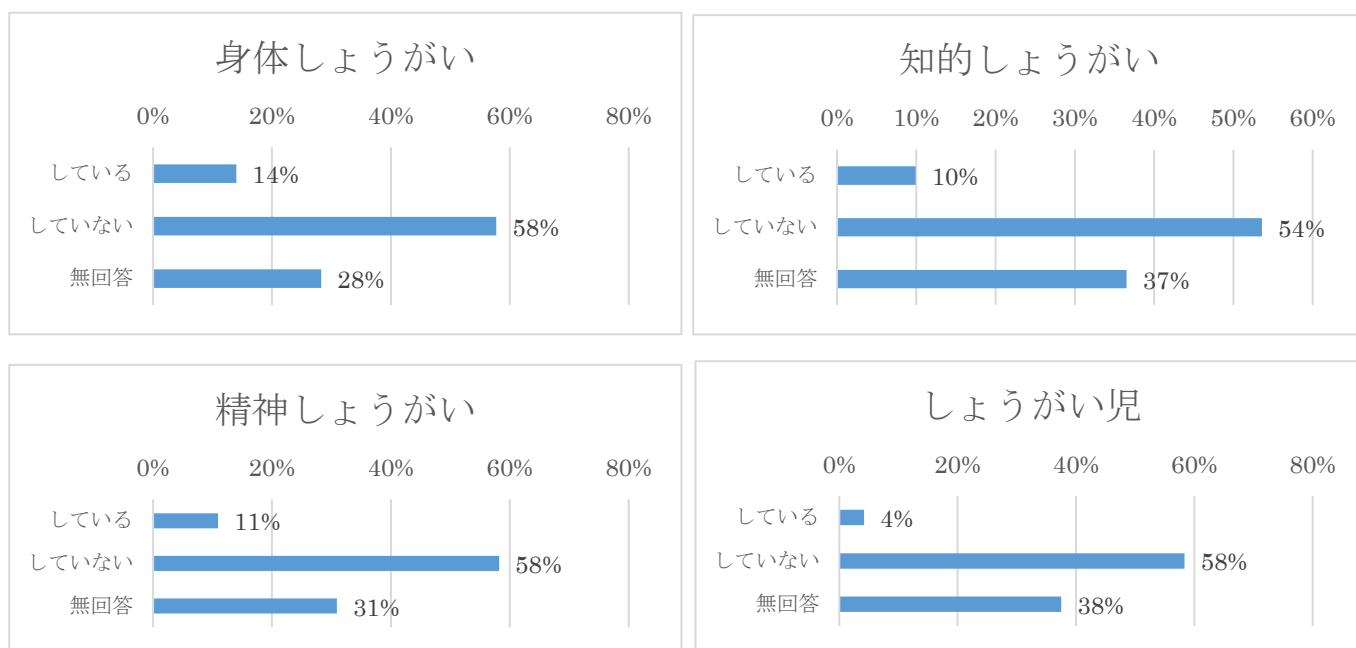
⑤ 重度障害者等包括支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が2%、「していない」の割合が72%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が3%、「していない」の割合が66%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が1%、「していない」の割合が71%となっています。
 しょうがい児では、「していない」の割合が67%となっています。



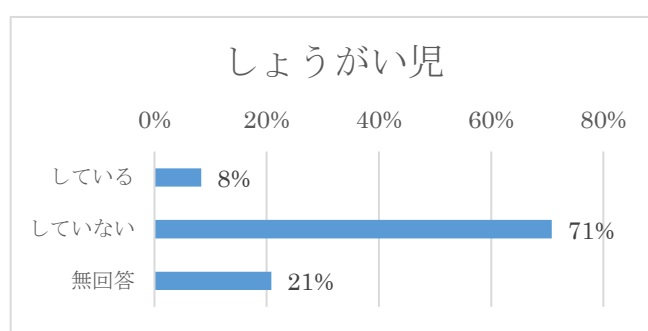
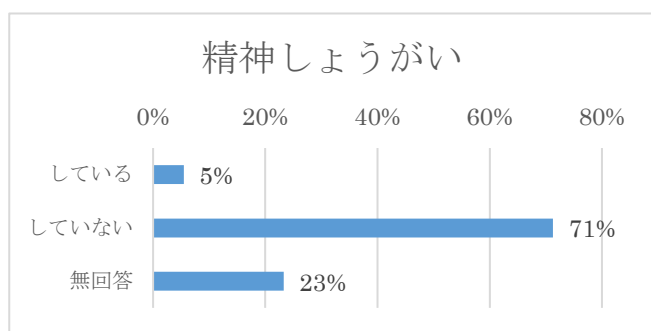
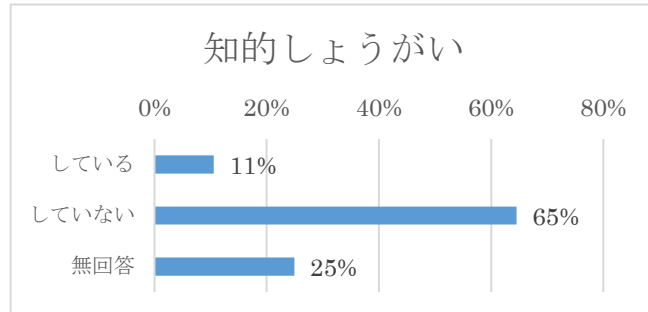
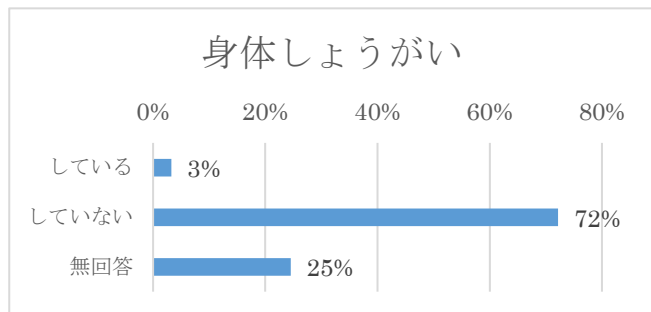
⑥ 生活介護

身体しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が58%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が10%、「していない」の割合が54%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が11%、「していない」の割合が58%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が4%、「していない」の割合が58%となっています。



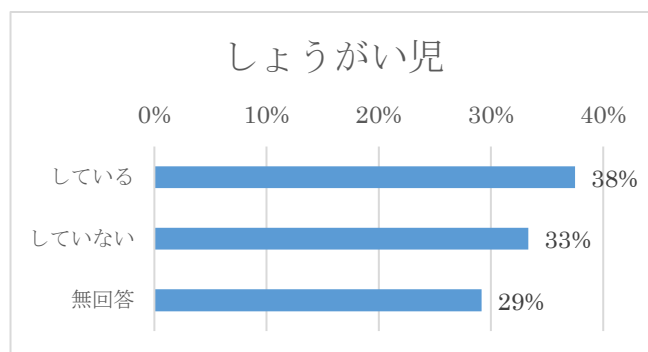
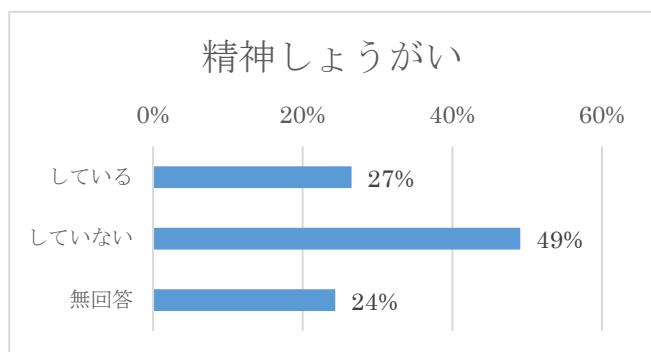
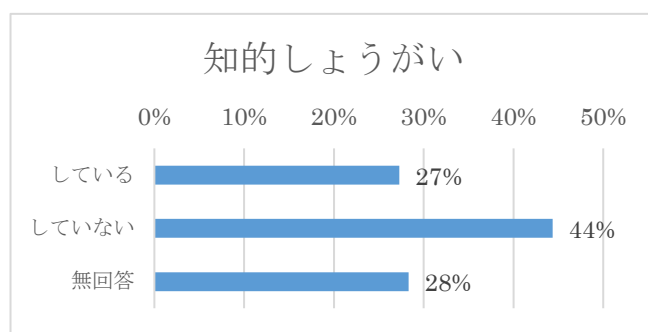
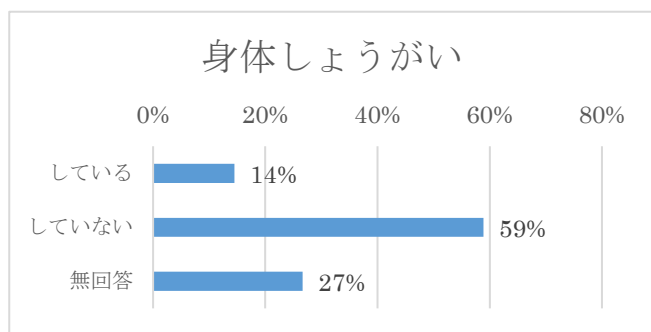
⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

身体しょうがいでは、「している」の割合が3%、「していない」の割合が72%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が11%、「していない」の割合が65%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が71%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が8%、「していない」の割合が71%となっています。



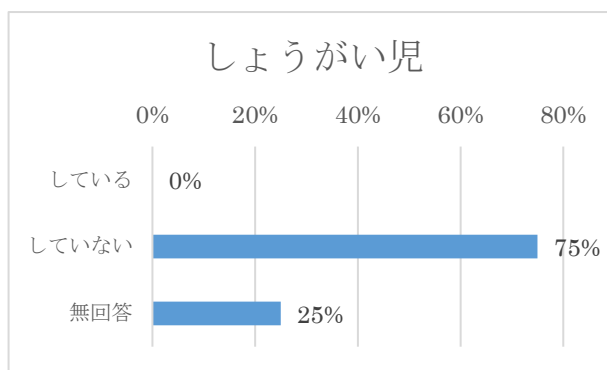
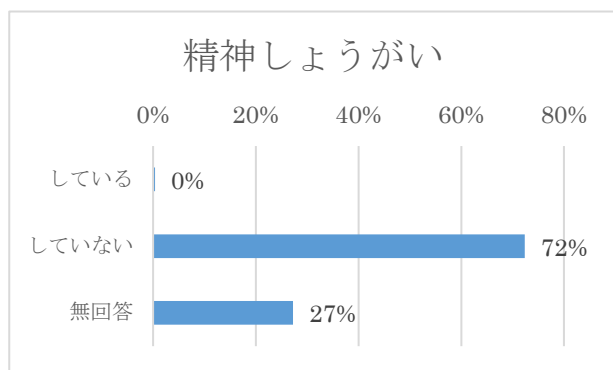
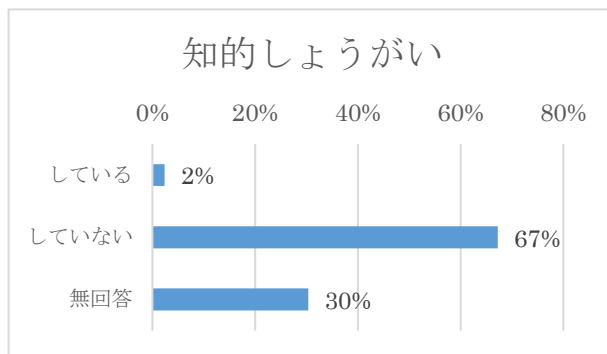
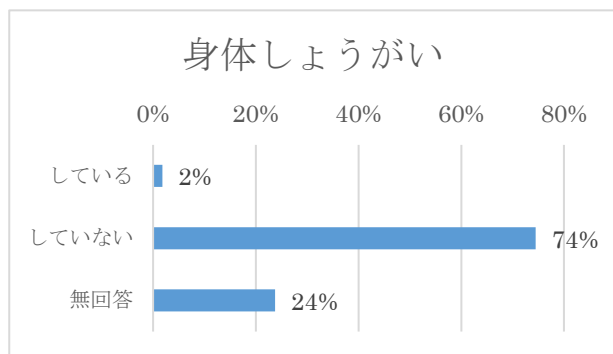
⑧ 就労移行支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が59%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が27%、「していない」の割合が44%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が27%、「していない」の割合が49%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が38%、「していない」の割合が33%となっています。



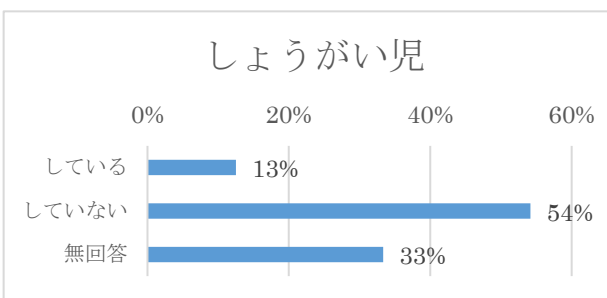
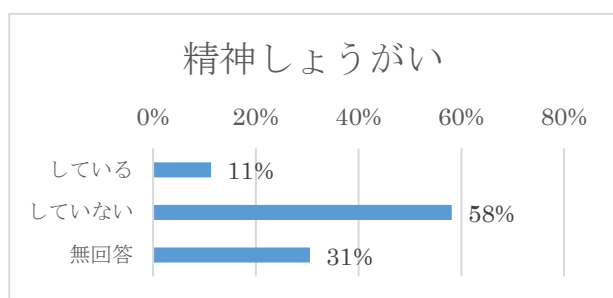
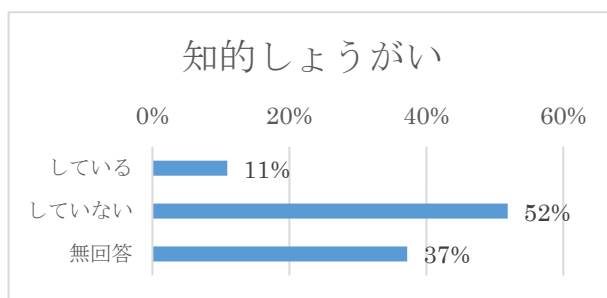
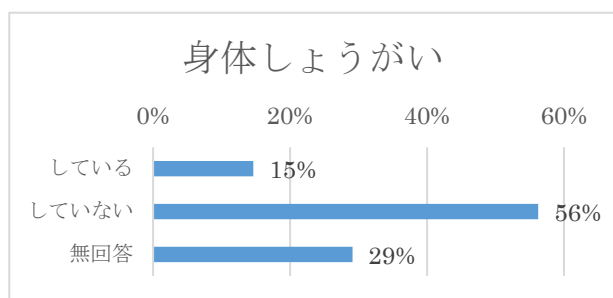
⑨ 就労継続支援A型

身体しょうがいでは、「している」の割合が2%、「していない」の割合が74%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が2%、「していない」の割合が67%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が0%、「していない」の割合が72%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が75%となっています。



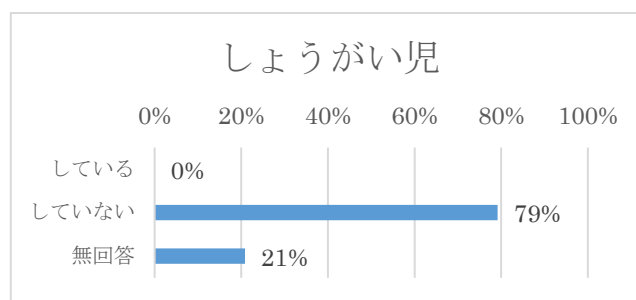
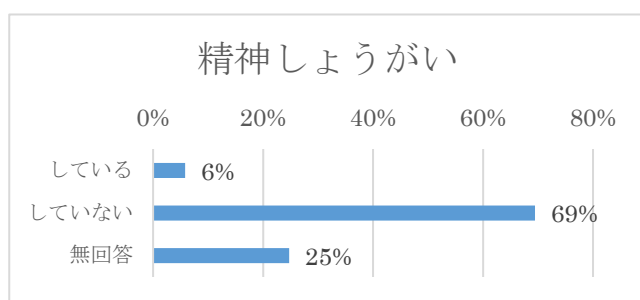
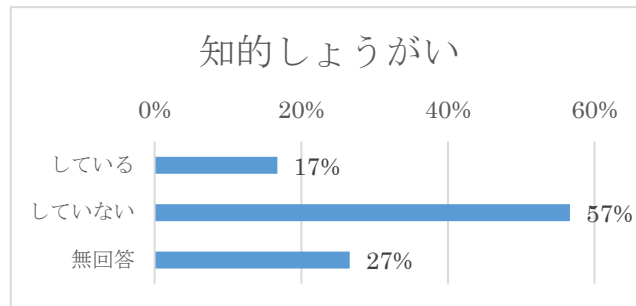
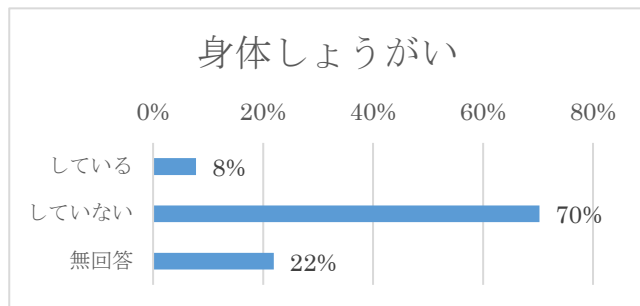
⑩ 就労継続支援B型

身体しょうがいでは、「している」の割合が15%、「していない」の割合が56%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が11%、「していない」の割合が52%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が11%、「していない」の割合が58%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が13%、「していない」の割合が54%となっています。



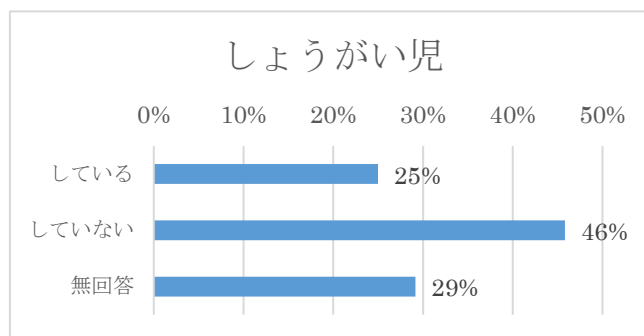
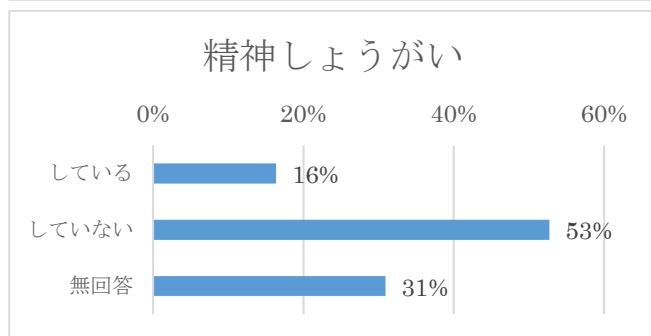
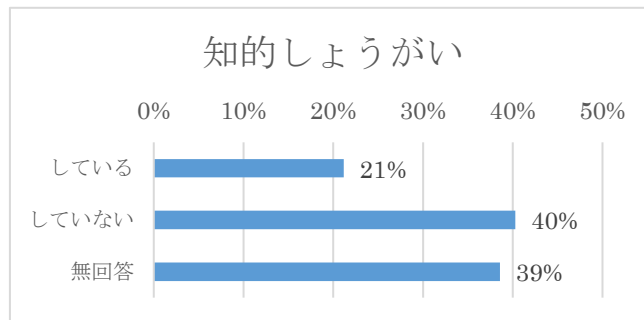
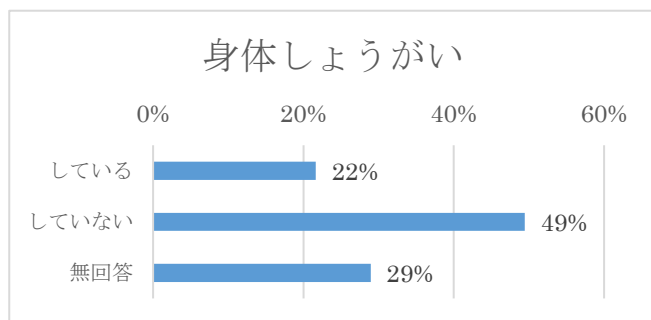
⑪ 療養介護

身体しょうがいでは、「している」の割合が8%、「していない」の割合が70%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が17%、「していない」の割合が57%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が6%、「していない」の割合が69%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が79%となっています。



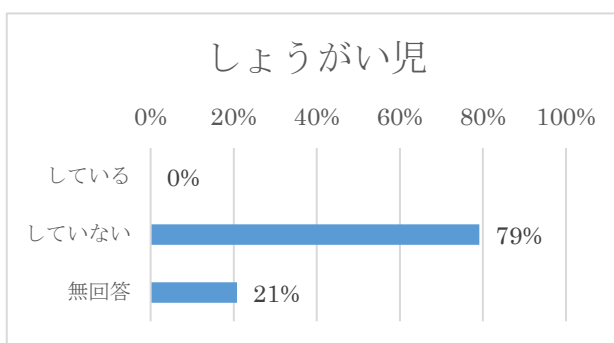
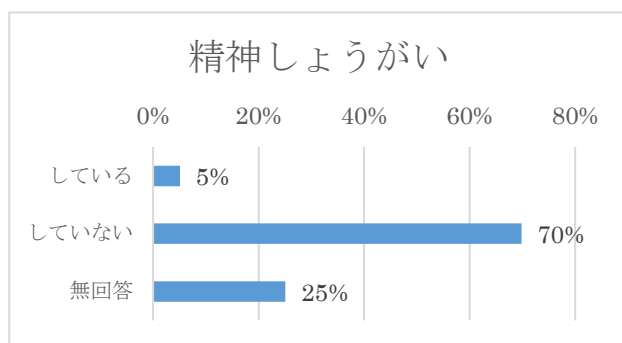
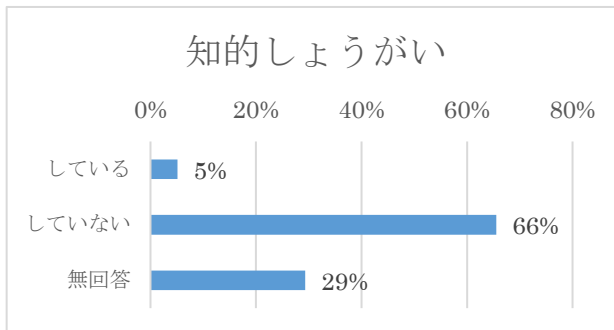
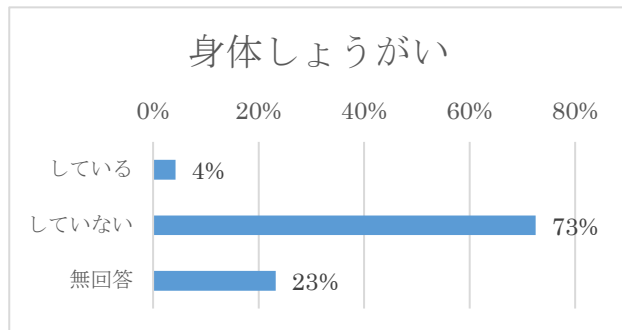
⑫ 短期入所（ショートステイ）

身体しょうがいでは、「している」の割合が22%、「していない」の割合が49%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が21%、「していない」の割合が40%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が16%、「していない」の割合が53%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が25%、「していない」の割合が46%となっています。



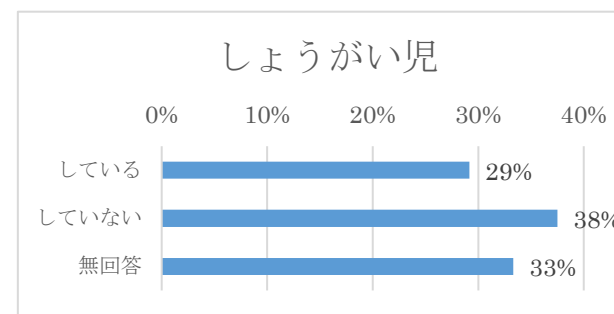
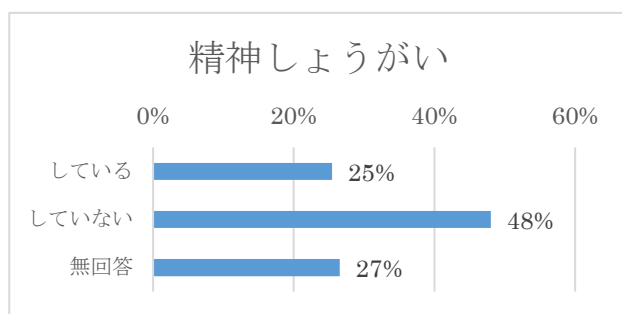
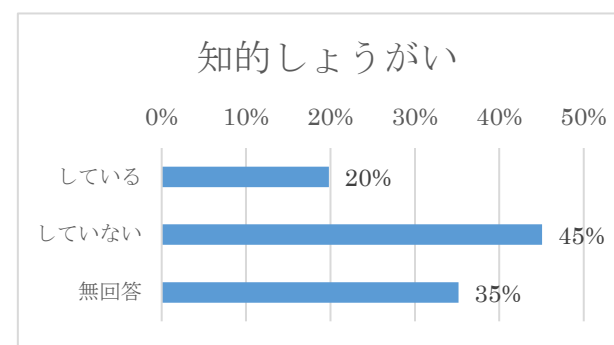
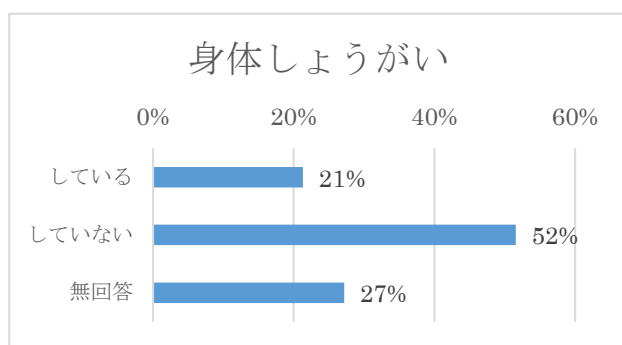
⑬ 共同生活援助（グループホーム）

身体しょうがいでは、「している」の割合が4%、「していない」の割合が73%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が66%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が70%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が79%となっています。



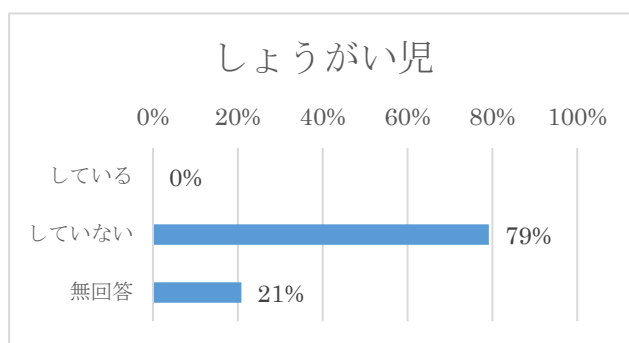
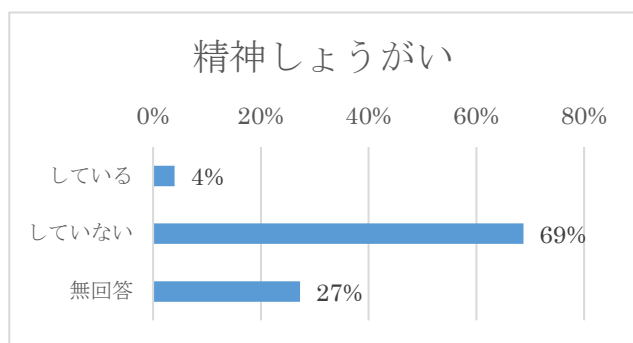
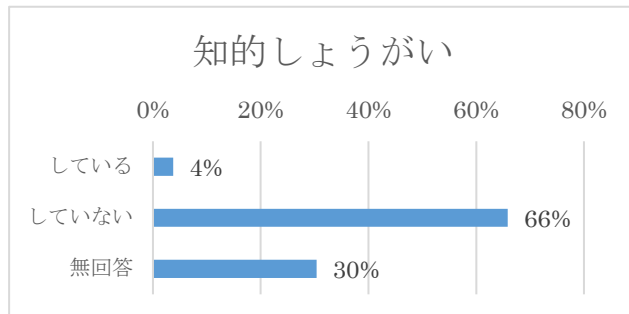
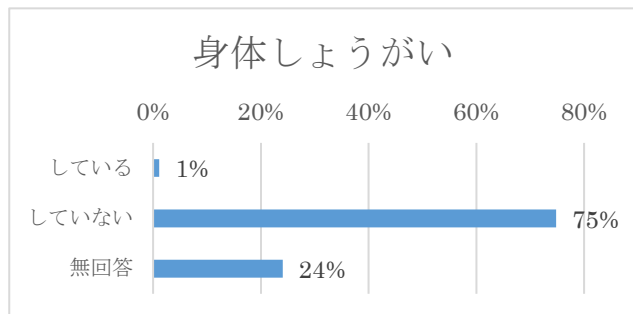
⑭ 施設入所支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が21%、「していない」の割合が52%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が20%、「していない」の割合が45%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が25%、「していない」の割合が48%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が29%、「していない」の割合が38%となっています。



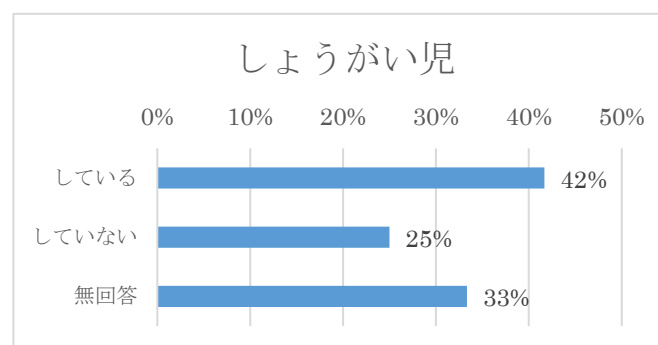
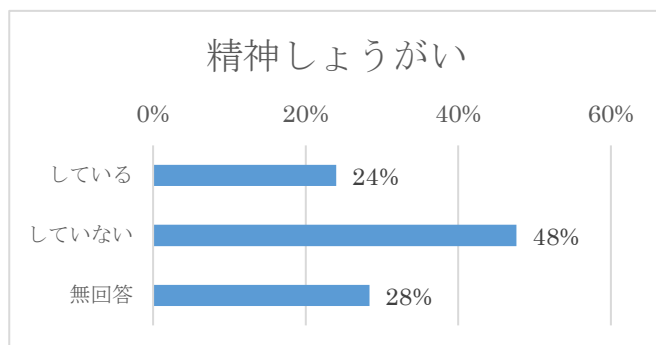
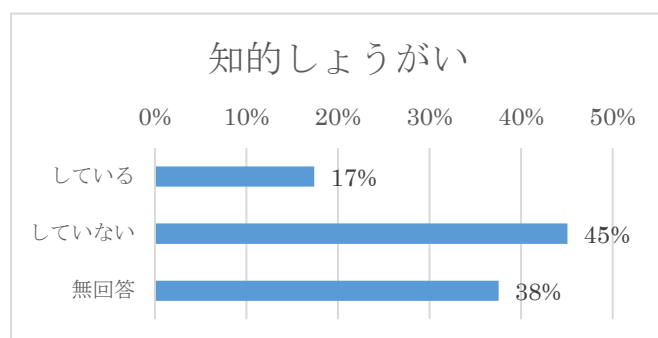
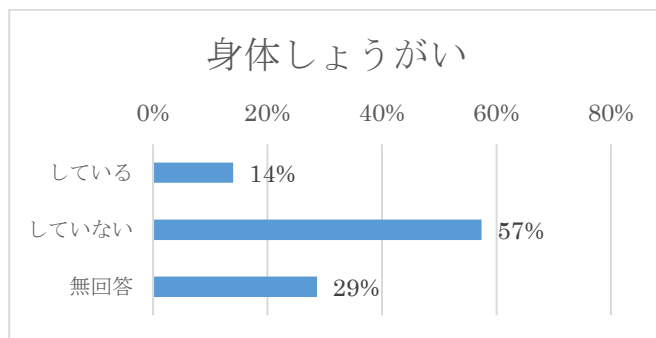
⑮ 相談支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が1%、「していない」の割合が75%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が4%、「していない」の割合が66%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が4%、「していない」の割合が69%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が79%となっています。



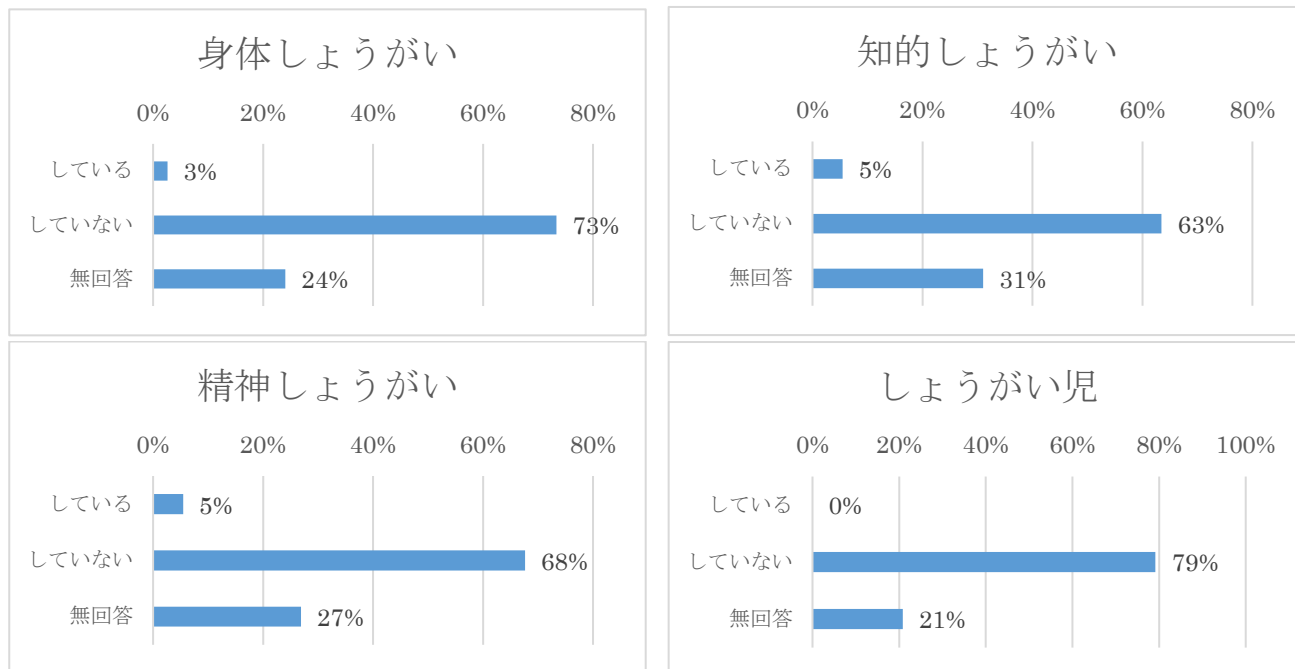
⑯ 児童発達支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が57%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が17%、「していない」の割合が45%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が24%、「していない」の割合が48%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が42%、「していない」の割合が25%となっています。



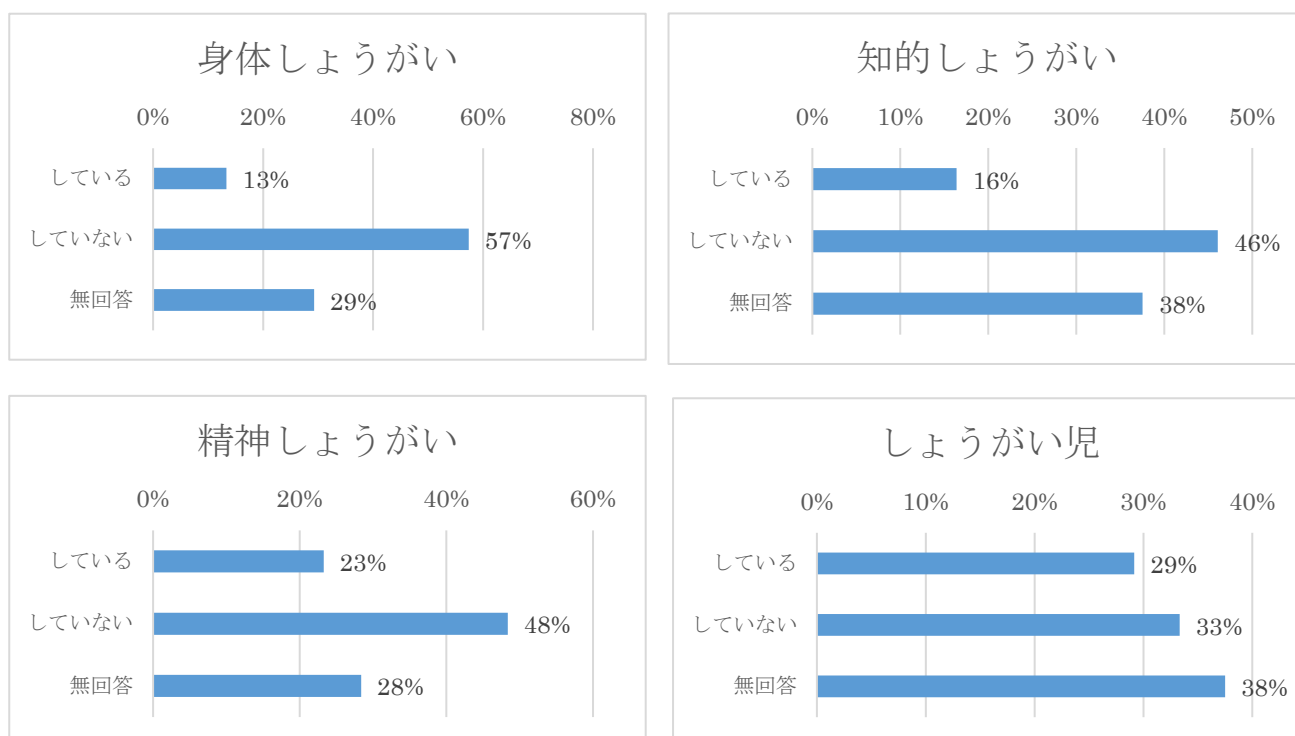
⑪ 放課後等デイサービス

身体しょうがいでは、「している」の割合が3%、「していない」の割合が73%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が63%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が68%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が79%となっています。



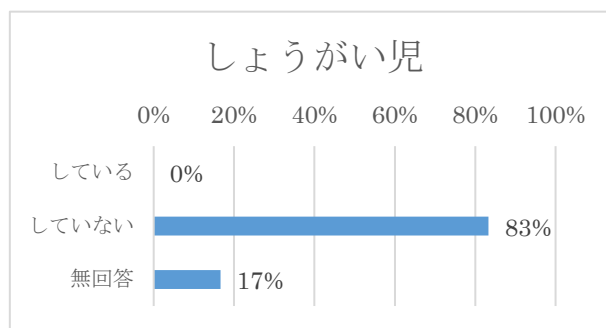
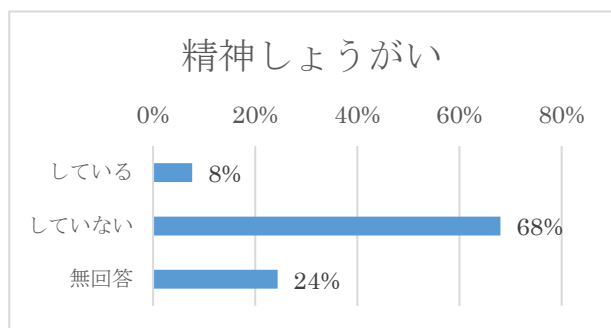
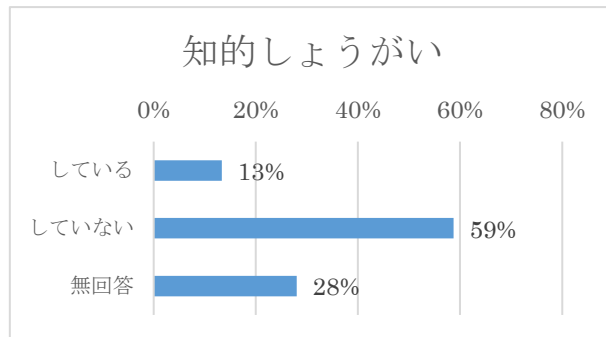
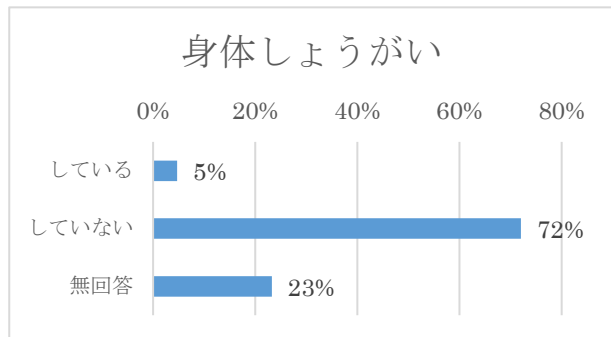
⑫ 保育所等訪問支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が13%、「していない」の割合が57%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が16%、「していない」の割合が46%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が23%、「していない」の割合が48%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が29%、「していない」の割合が33%となっています。



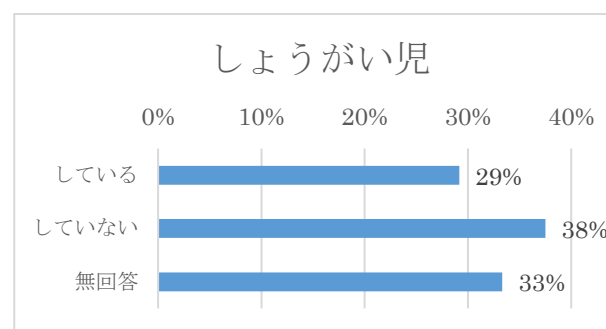
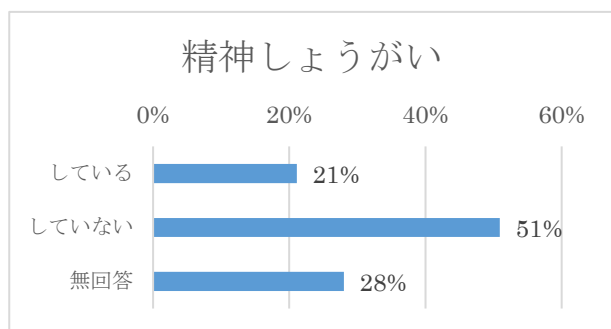
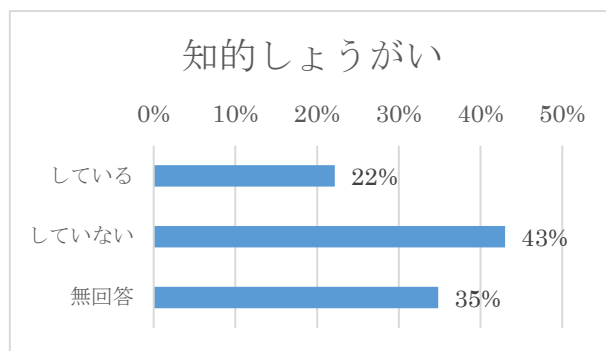
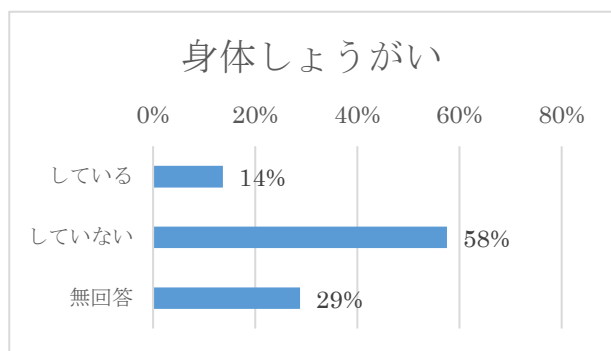
⑱ 医療型児童発達支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が5%、「していない」の割合が72%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が13%、「していない」の割合が59%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が8%、「していない」の割合が68%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が83%となっています。



⑳ 福祉型児童入所支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が14%、「していない」の割合が58%となっています。
 知的しょうがいでは、「している」の割合が22%、「していない」の割合が43%となっています。
 精神しょうがいでは、「している」の割合が21%、「していない」の割合が51%となっています。
 しょうがい児では、「している」の割合が29%、「していない」の割合が38%となっています。



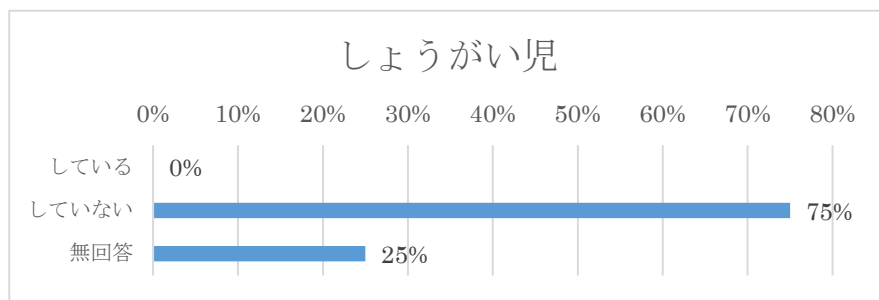
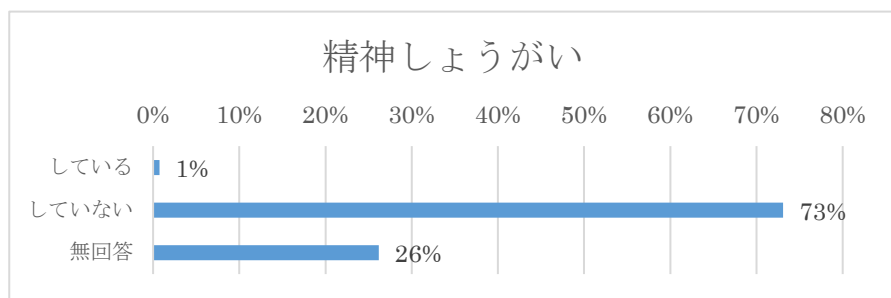
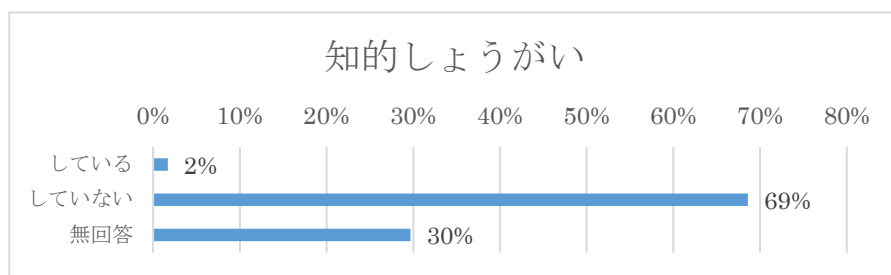
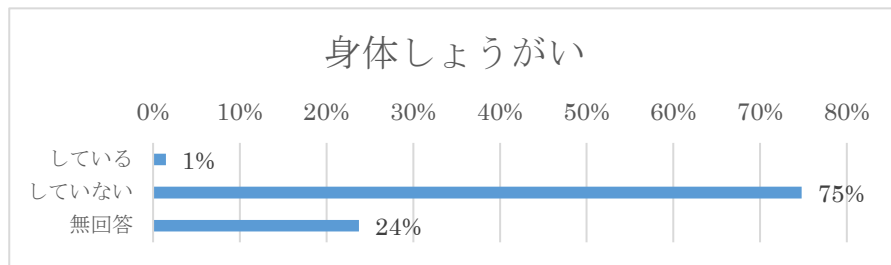
②① 医療型児童入所支援

身体しょうがいでは、「している」の割合が1%、「していない」の割合が75%となっています。

知的しょうがいでは、「している」の割合が2%、「していない」の割合が69%となっています。

精神しょうがいでは、「している」の割合が1%、「していない」の割合が73%となっています。

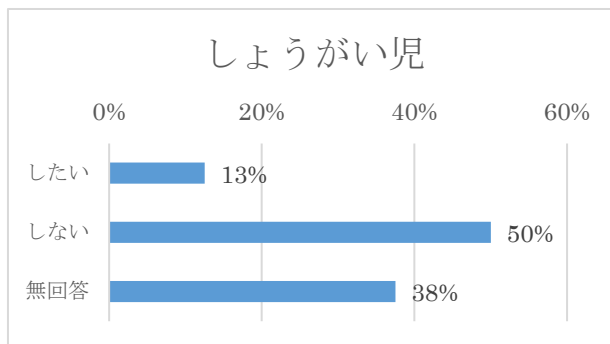
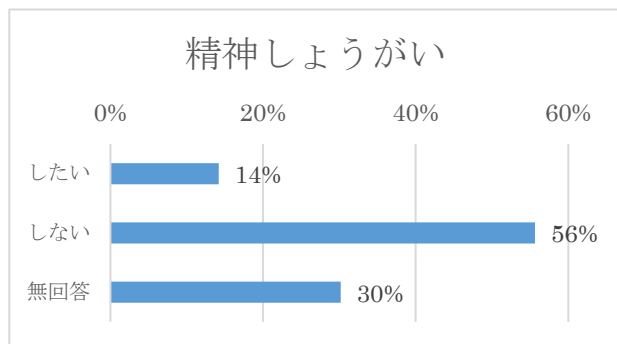
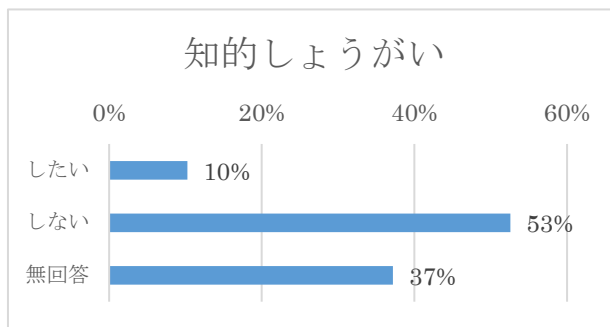
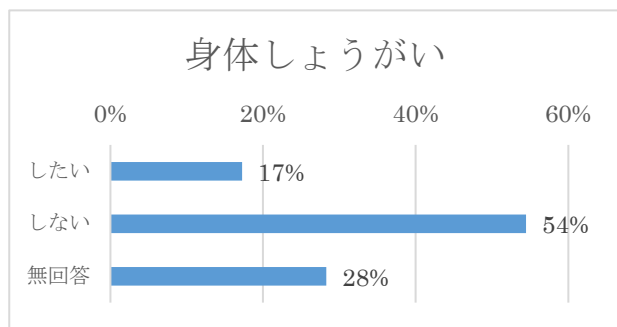
しょうがい児では、「している」の割合が0%、「していない」の割合が75%となっています。



【今後の利用意向】

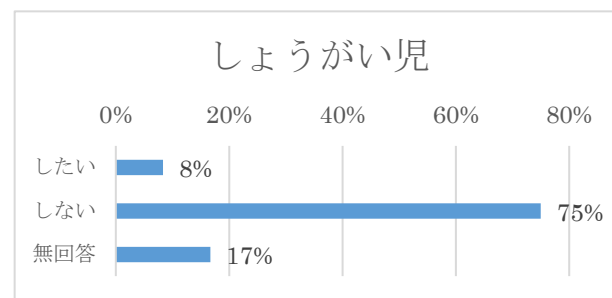
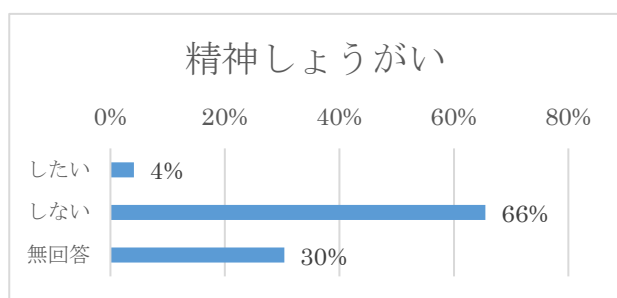
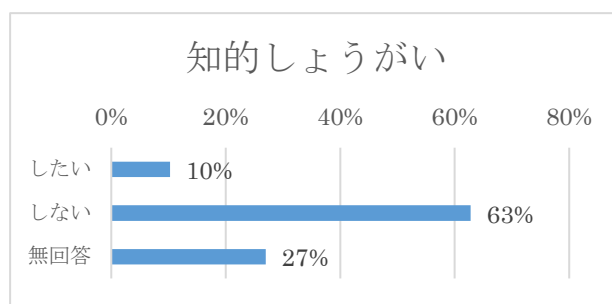
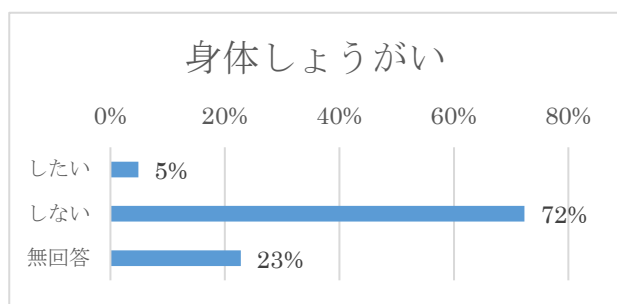
① 居宅介護（ホームヘルプ）

身体しょうがいでは、「したい」の割合が17%、「しない」の割合が54%となっています。
知的しょうがいでは、「したい」の割合が10%、「しない」の割合が53%となっています。
精神しょうがいでは、「したい」の割合が14%、「しない」の割合が56%となっています。
しょうがい児では、「したい」の割合が13%、「しない」の割合が50%となっています。



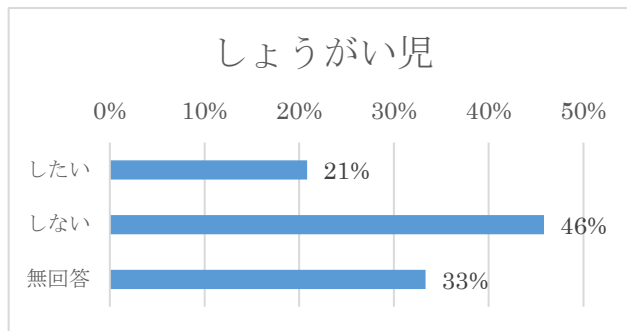
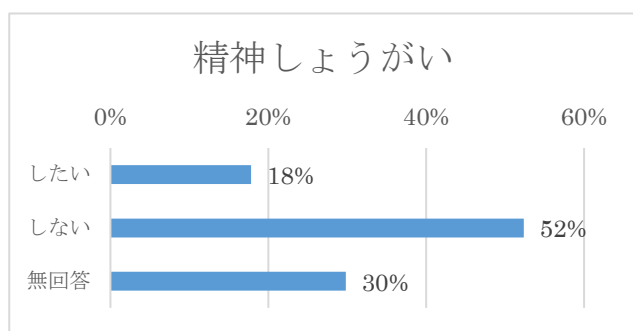
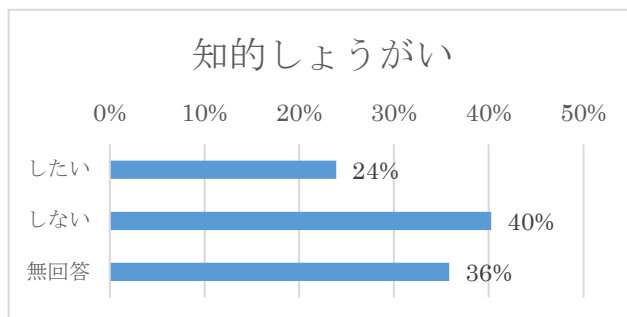
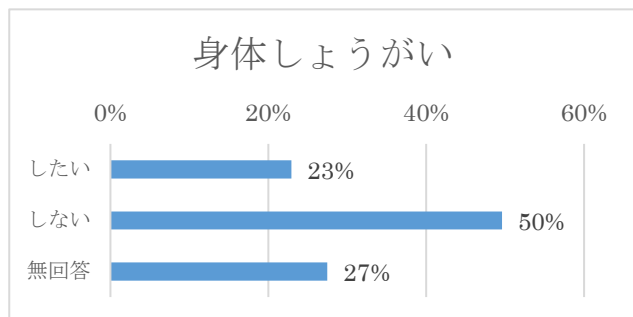
② 重度訪問介護

身体しょうがいでは、「したい」の割合が5%、「しない」の割合が72%となっています。
知的しょうがいでは、「したい」の割合が10%、「しない」の割合が63%となっています。
精神しょうがいでは、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が66%となっています。
しょうがい児では、「したい」の割合が8%、「しない」の割合が75%となっています。



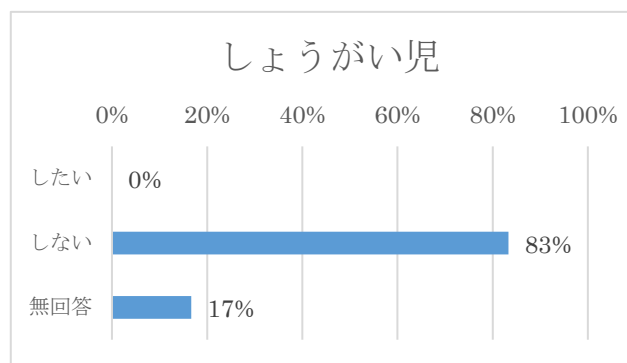
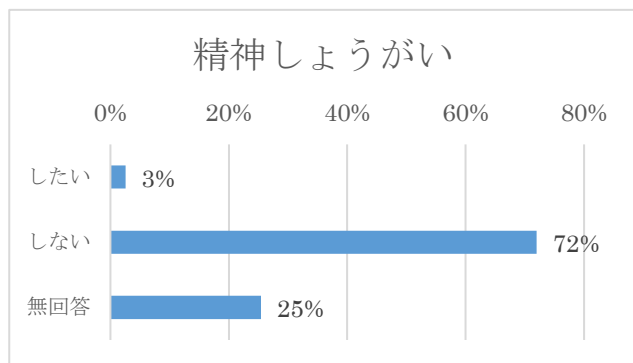
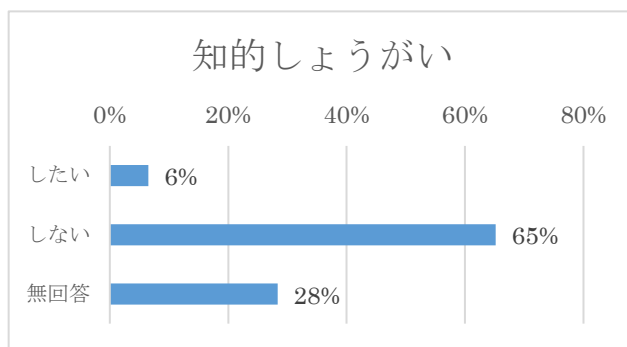
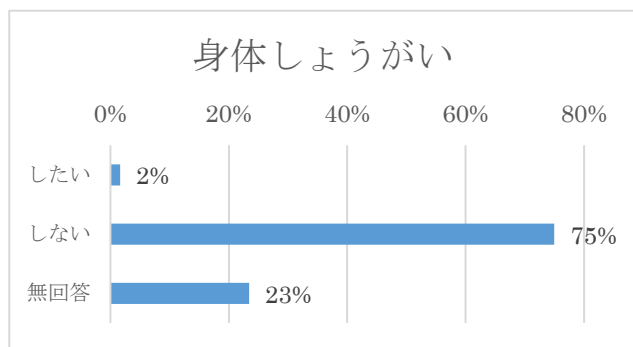
③ 同行援護

身体しょうがいでは、「したい」の割合が23%、「しない」の割合が50%となっています。
知的しょうがいでは、「したい」の割合が24%、「しない」の割合が40%となっています。
精神しょうがいでは、「したい」の割合が18%、「しない」の割合が52%となっています。
しょうがい児では、「したい」の割合が21%、「しない」の割合が46%となっています。



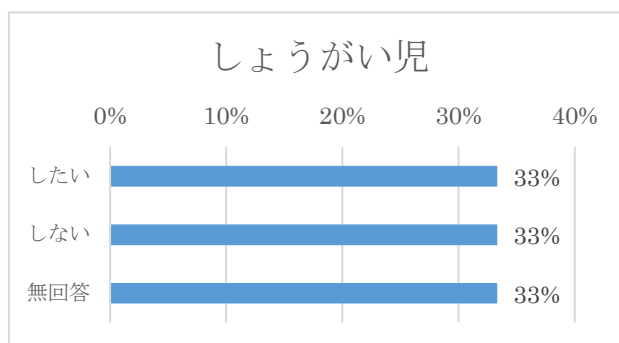
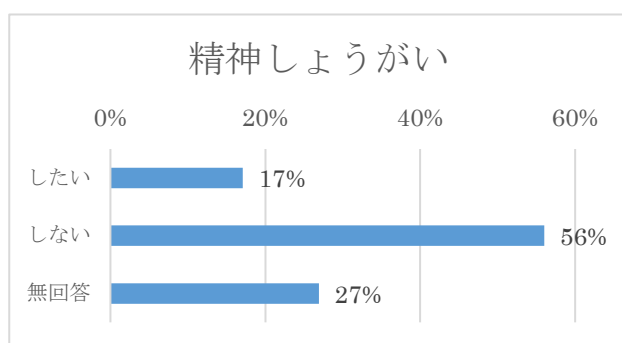
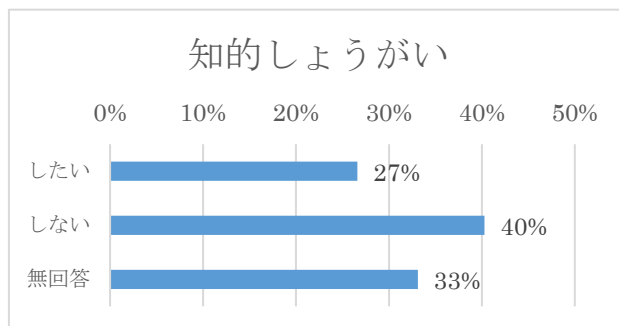
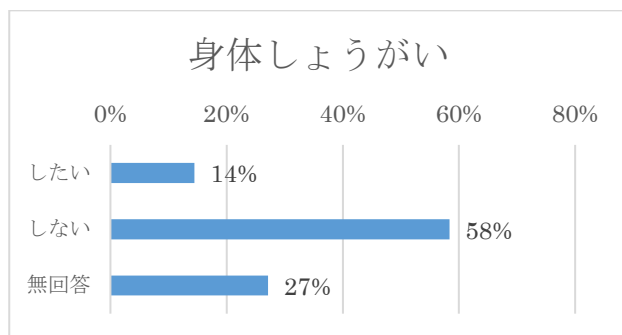
④ 行動援護

身体しょうがいでは、「したい」の割合が2%、「しない」の割合が75%となっています。
知的しょうがいでは、「したい」の割合が6%、「しない」の割合が65%となっています。
精神しょうがいでは、「したい」の割合が3%、「しない」の割合が72%となっています。
しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が83%となっています。



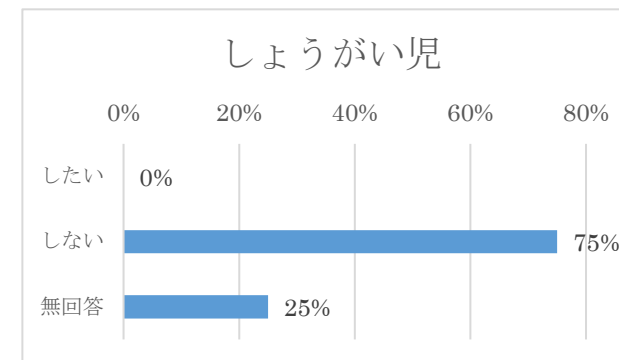
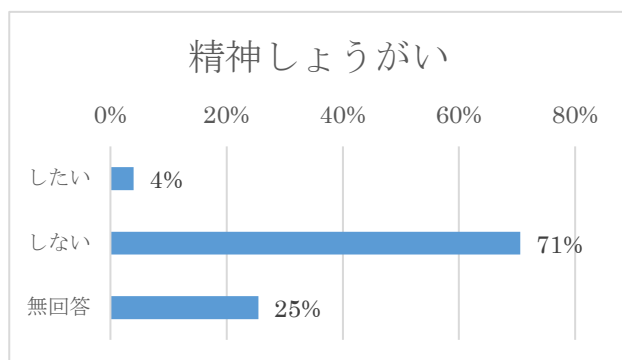
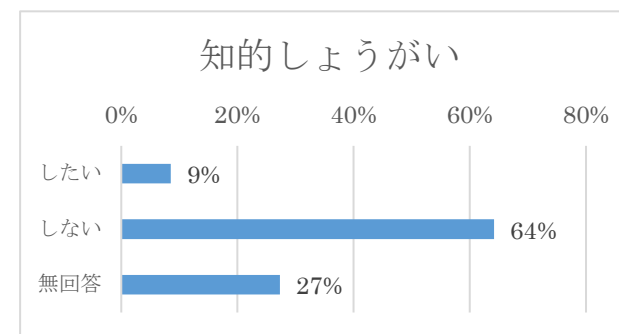
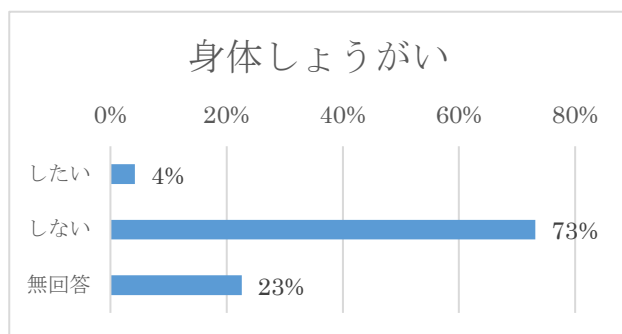
⑤ 重度障害者等包括支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が14%、「しない」の割合が58%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が27%、「しない」の割合が40%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が17%、「しない」の割合が56%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が33%、「しない」の割合が33%となっています。



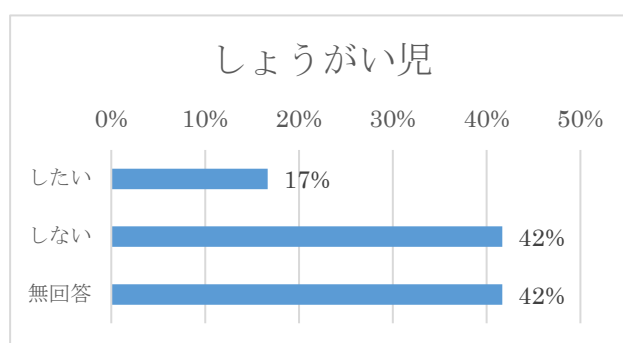
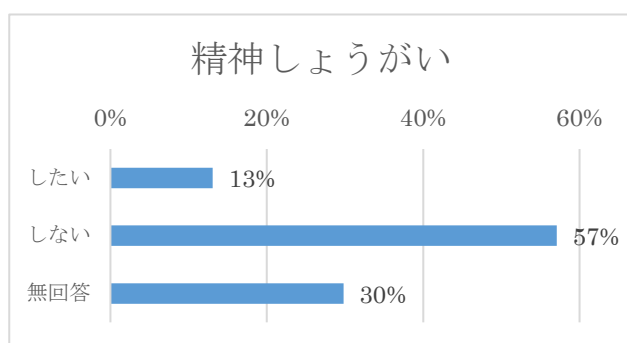
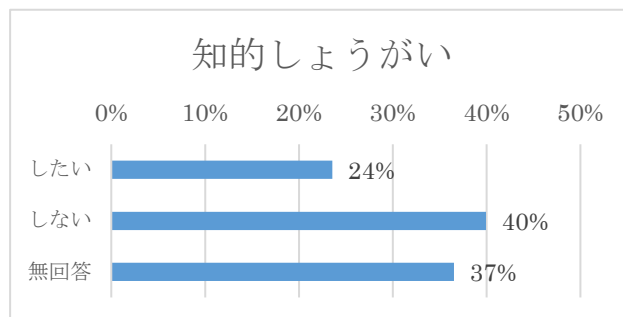
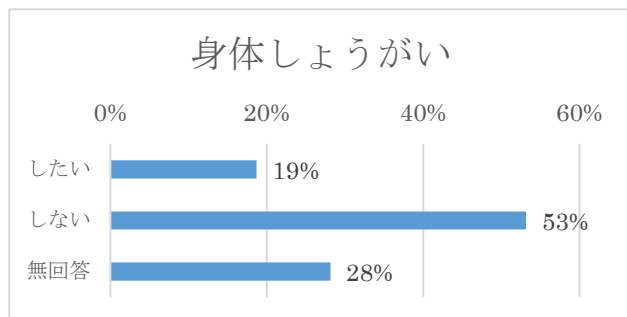
⑥ 生活介護

身体しょうがいでは、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が73%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が9%、「しない」の割合が64%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が71%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が75%となっています。



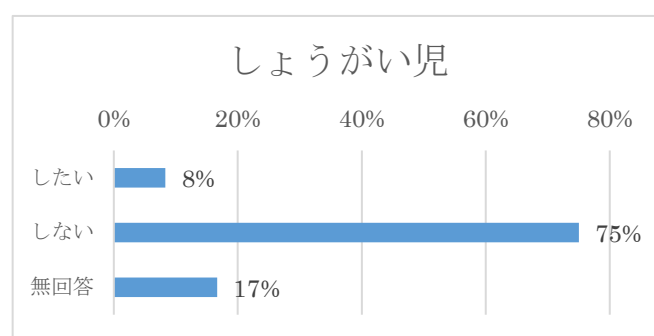
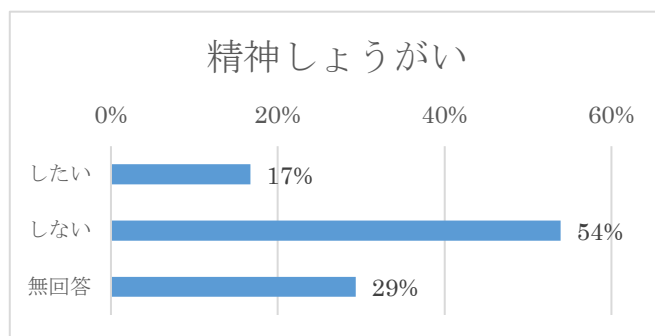
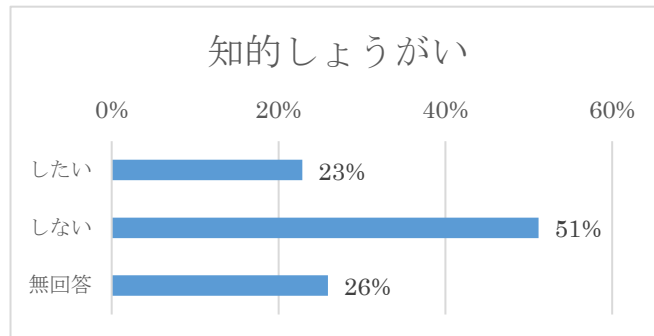
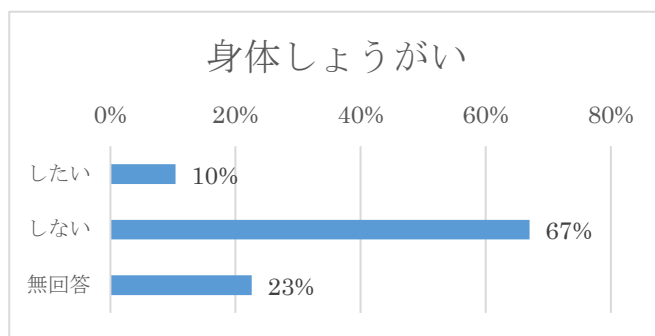
⑦ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

身体しょうがいでは、「したい」の割合が19%、「しない」の割合が53%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が24%、「しない」の割合が40%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が13%、「しない」の割合が57%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が17%、「しない」の割合が42%となっています。



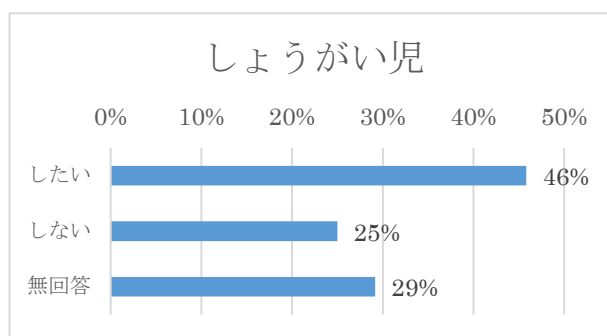
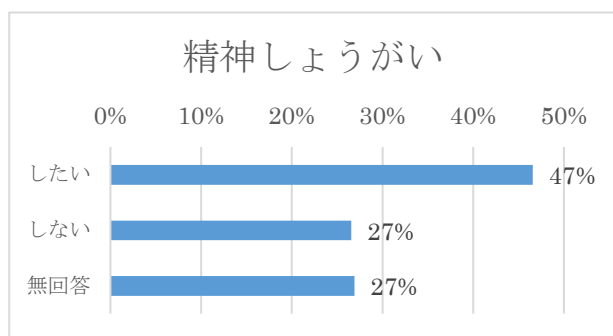
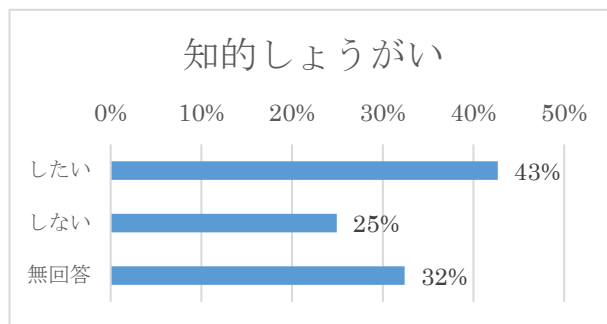
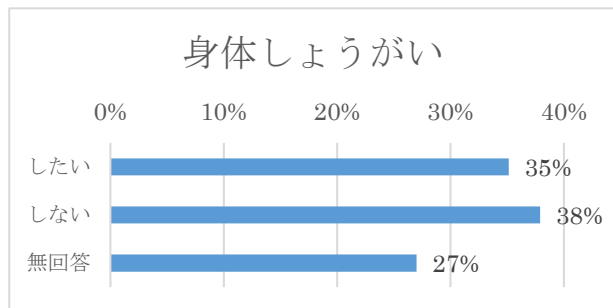
⑧ 就労移行支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が10%、「しない」の割合が67%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が23%、「しない」の割合が51%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が17%、「しない」の割合が54%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が8%、「しない」の割合が75%となっています。



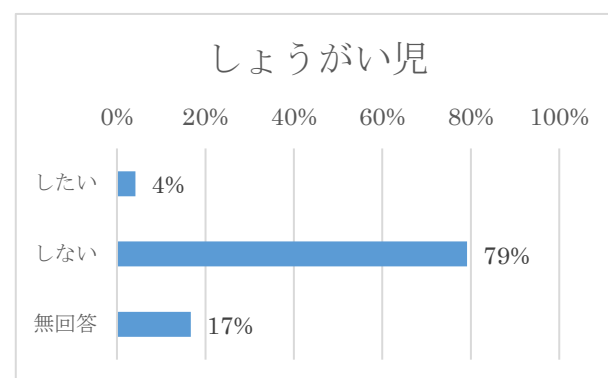
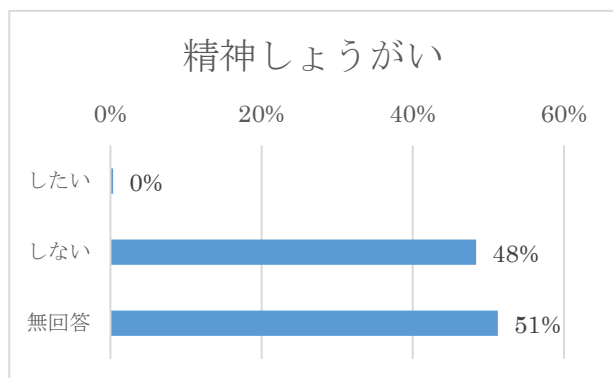
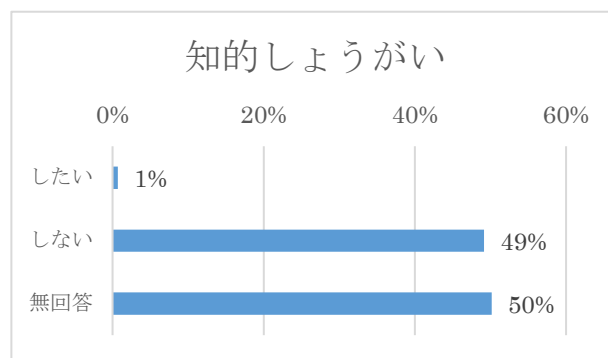
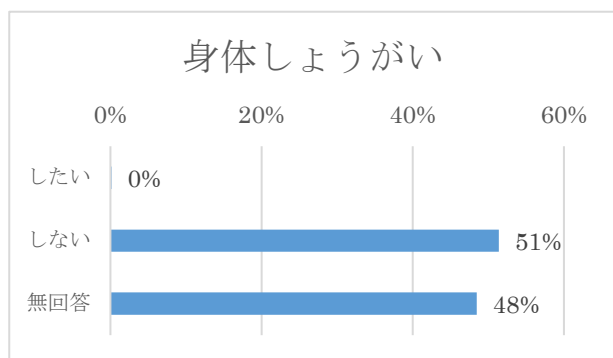
⑨ 就労継続支援A型

身体しょうがいでは、「したい」の割合が35%、「しない」の割合が38%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が43%、「しない」の割合が25%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が47%、「しない」の割合が27%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が46%、「しない」の割合が25%となっています。



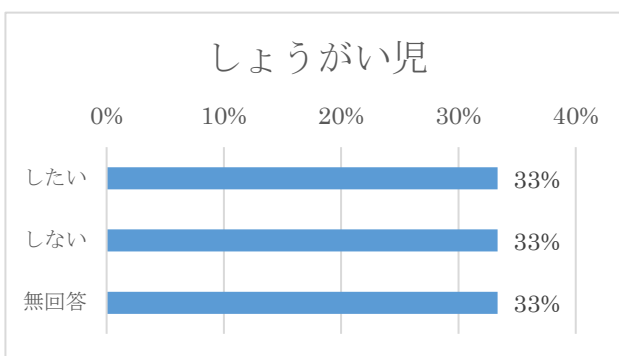
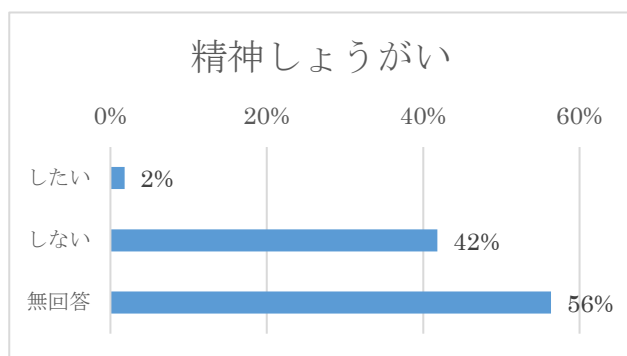
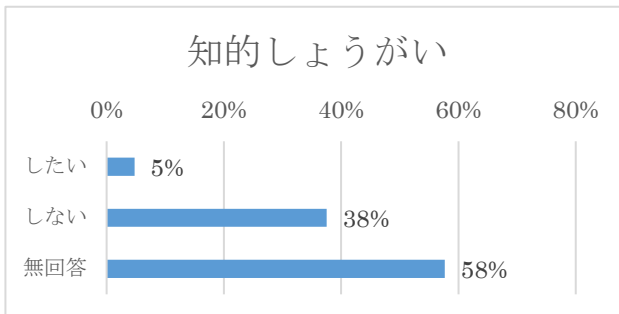
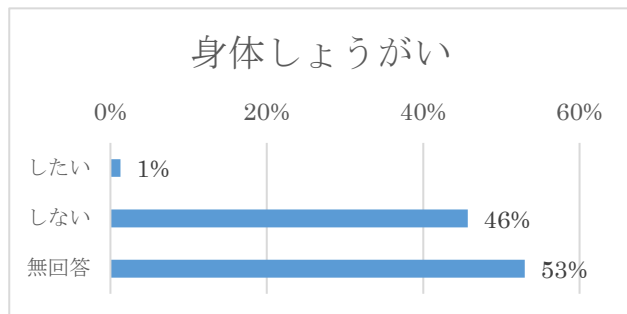
⑩ 就労継続支援B型

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が51%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が49%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が48%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が79%となっています。



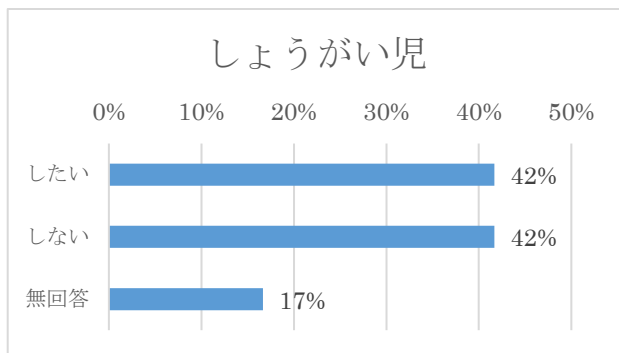
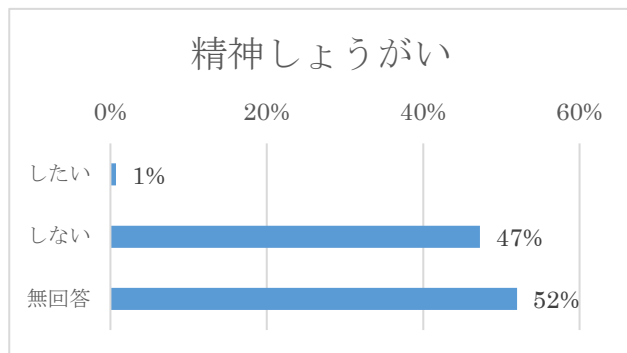
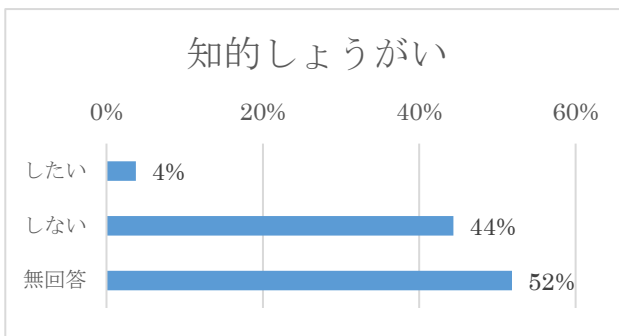
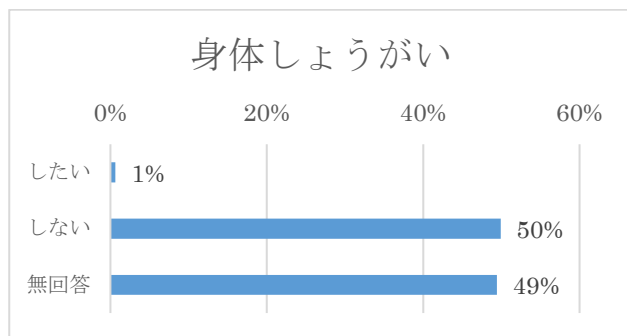
⑪ 療養介護

身体しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が46%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が5%、「しない」の割合が38%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が2%、「しない」の割合が42%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が33%、「しない」の割合が33%となっています。



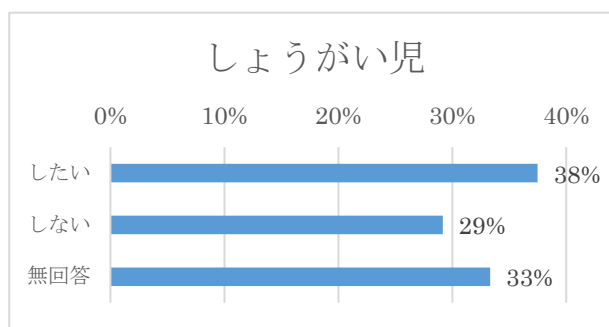
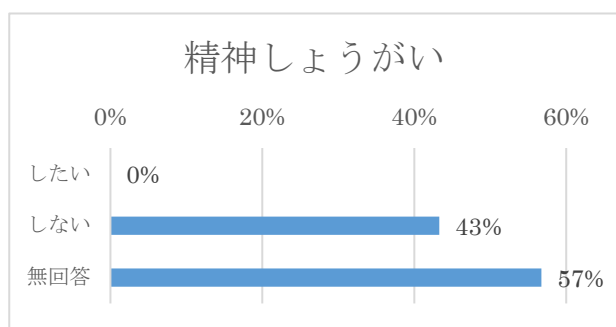
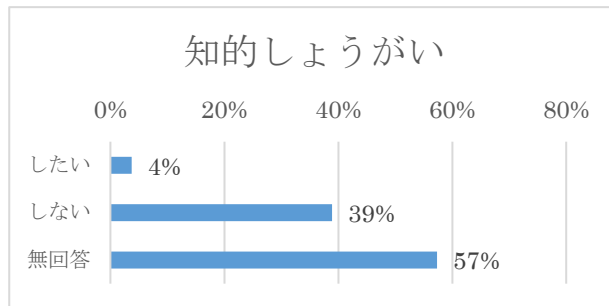
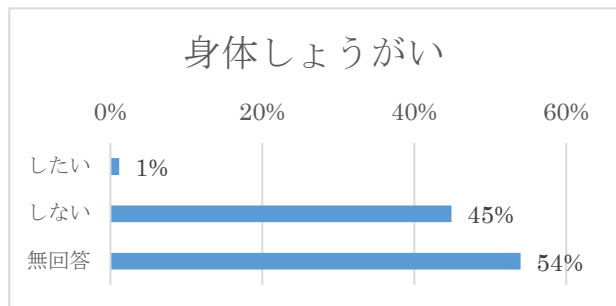
⑫ 短期入所（ショートステイ）

身体しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が50%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が44%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が47%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が42%、「しない」の割合が42%となっています。



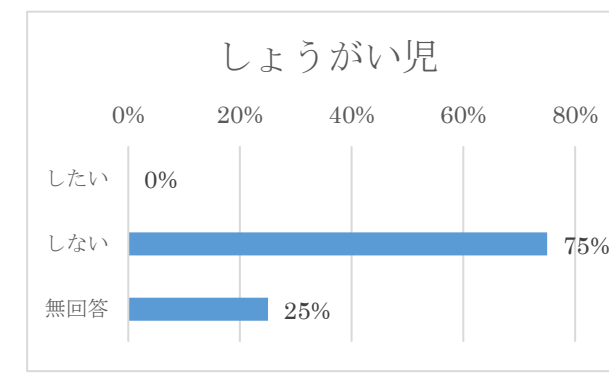
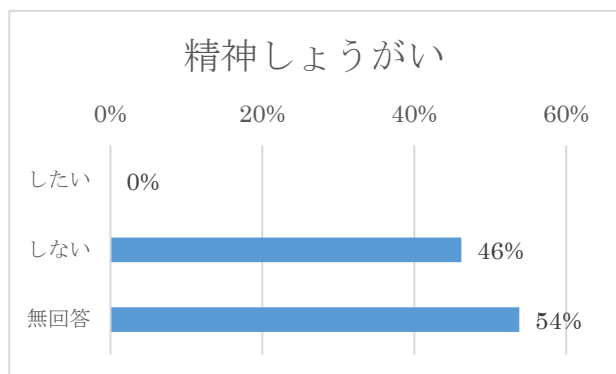
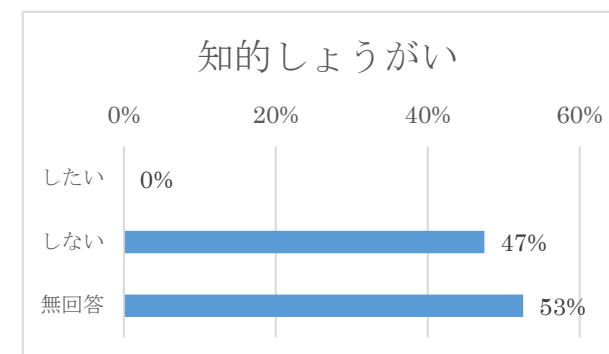
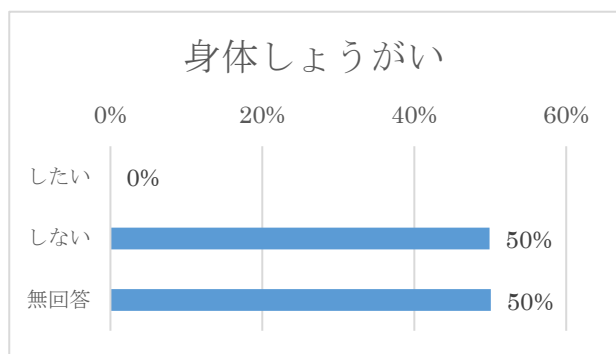
⑬ 共同生活援助（グループホーム）

身体しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が45%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が4%、「しない」の割合が39%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が43%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が38%、「しない」の割合が29%となっています。



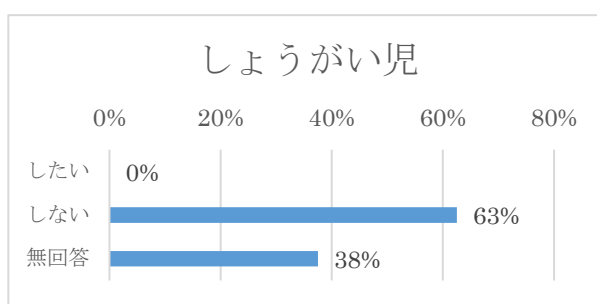
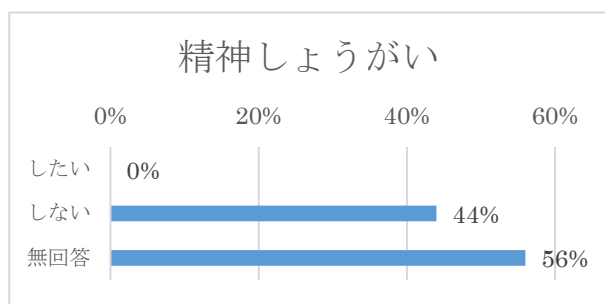
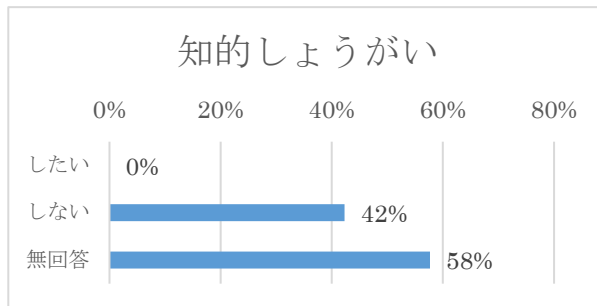
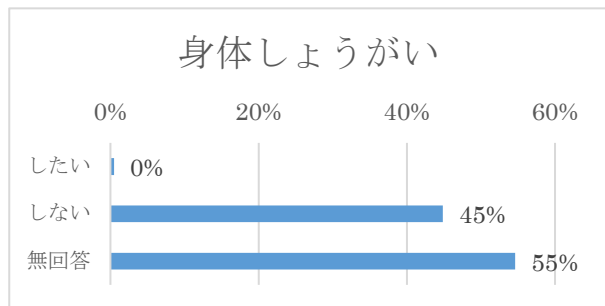
⑭ 施設入所支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が50%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が47%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が46%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が75%となっています。



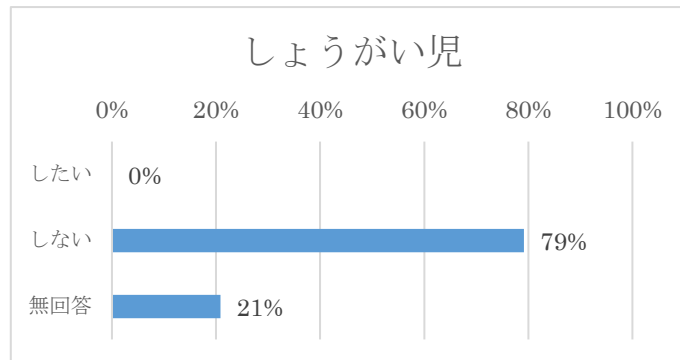
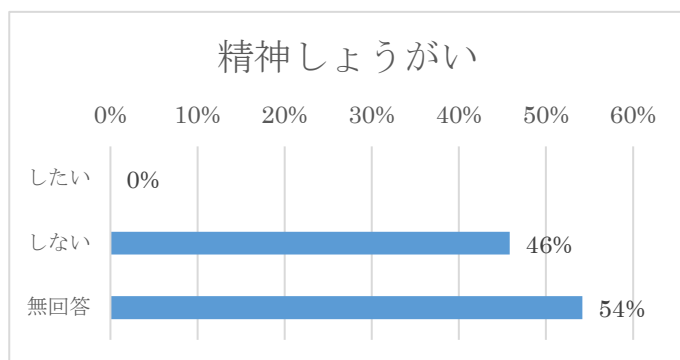
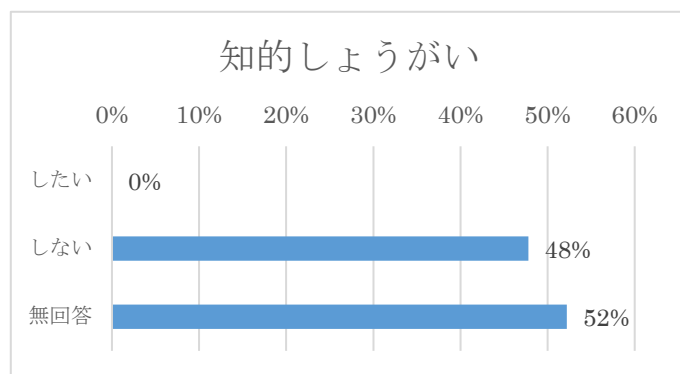
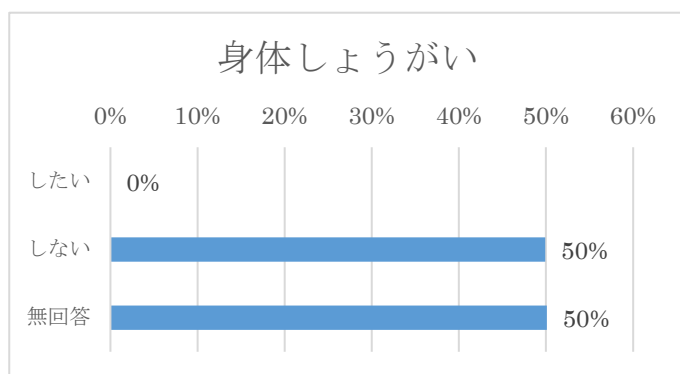
⑮ 相談支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が45%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が42%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が44%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が63%となっています。



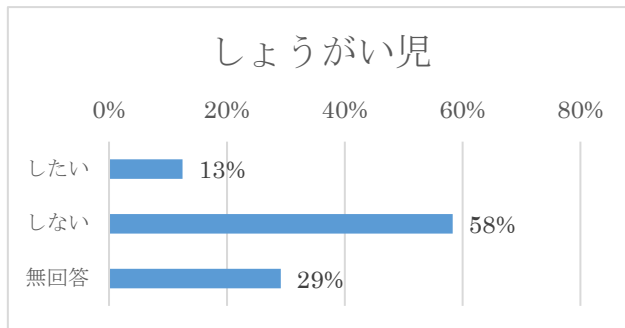
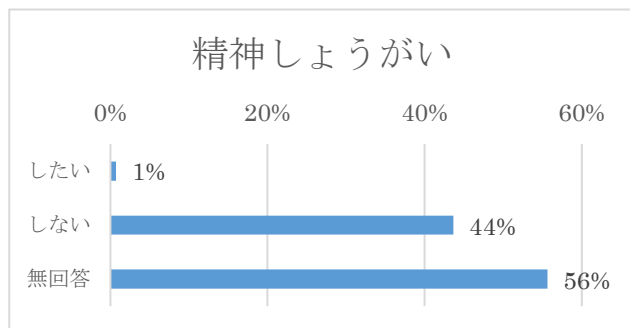
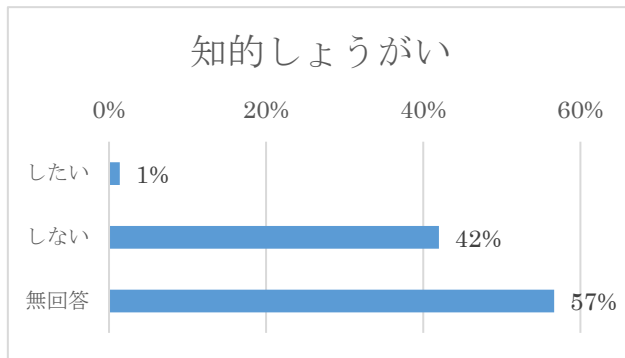
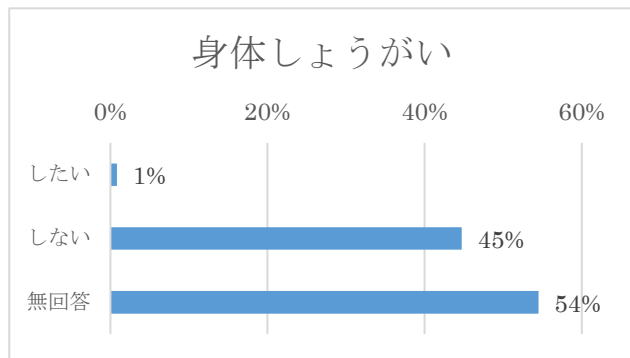
⑯ 児童発達支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が50%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が48%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が46%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が79%となっています。



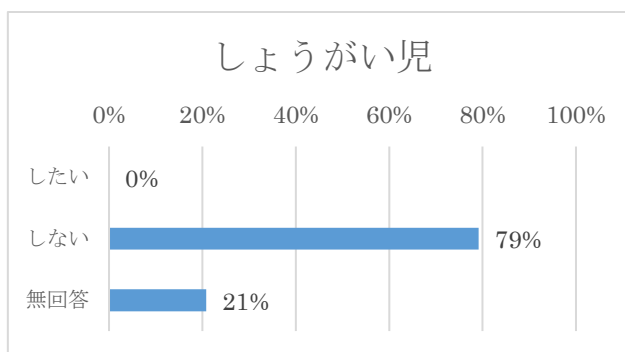
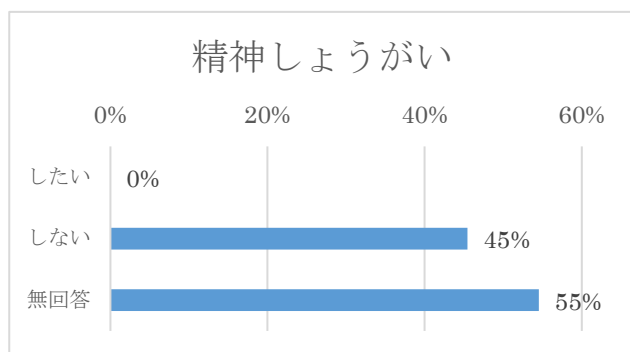
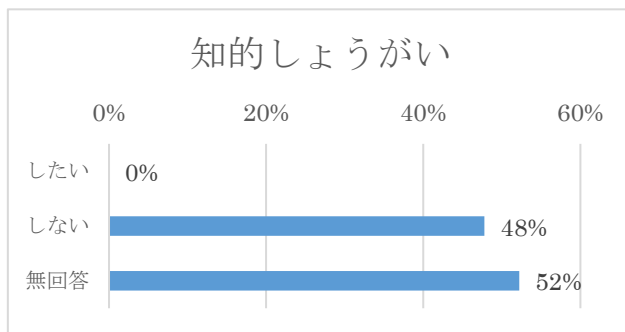
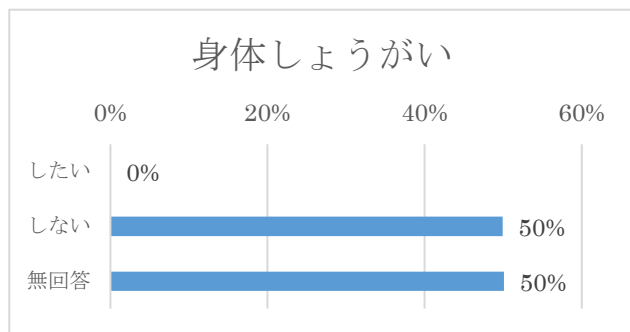
⑪ 放課後等デイサービス

身体しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が45%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が42%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が44%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が13%、「しない」の割合が58%となっています。



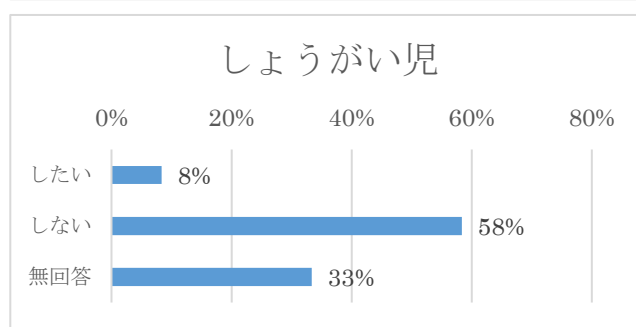
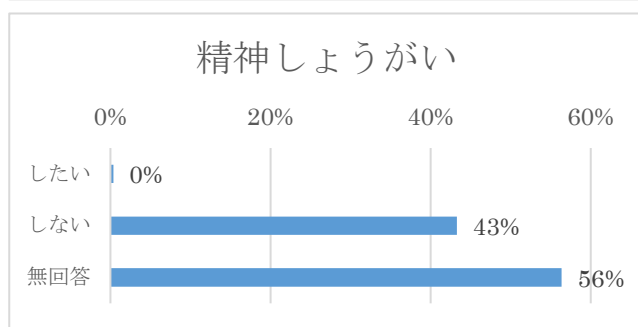
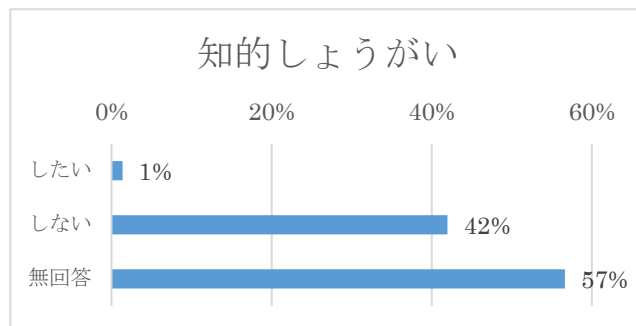
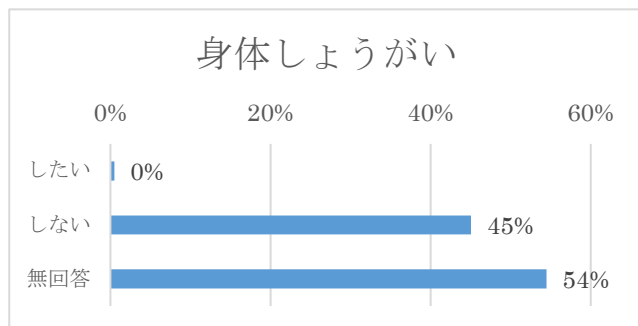
⑫ 保育所等訪問支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が50%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が48%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が45%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が79%となっています。



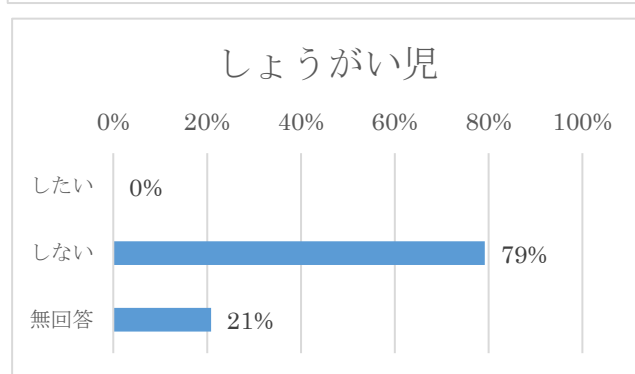
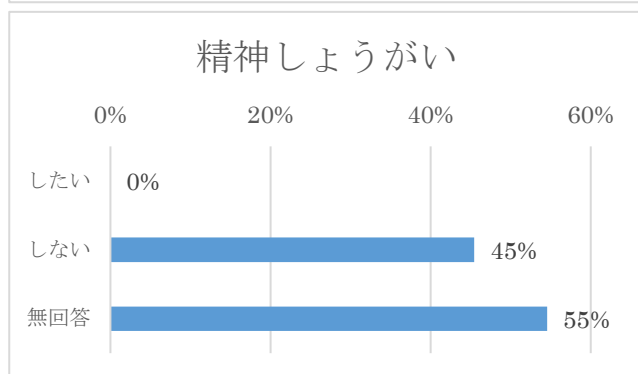
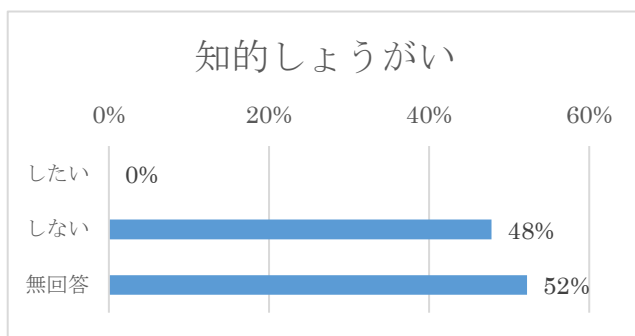
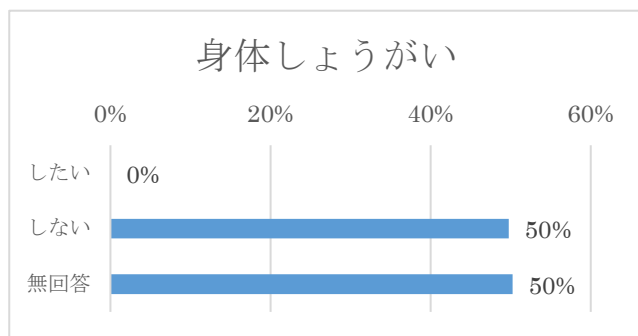
⑱ 医療型児童発達支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が45%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が42%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が43%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が8%、「しない」の割合が58%となっています。



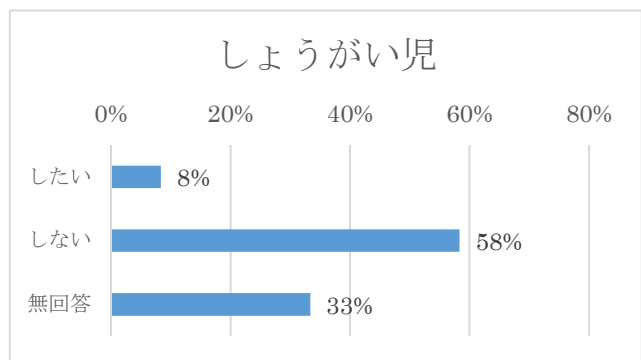
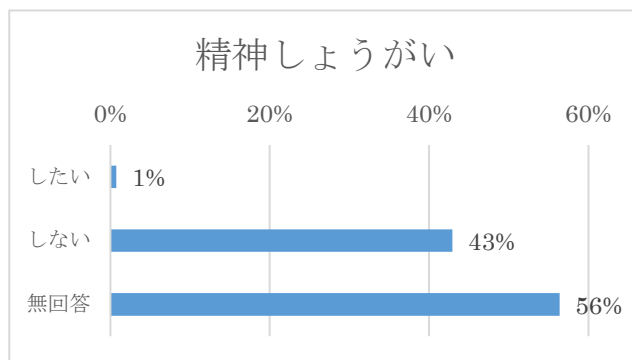
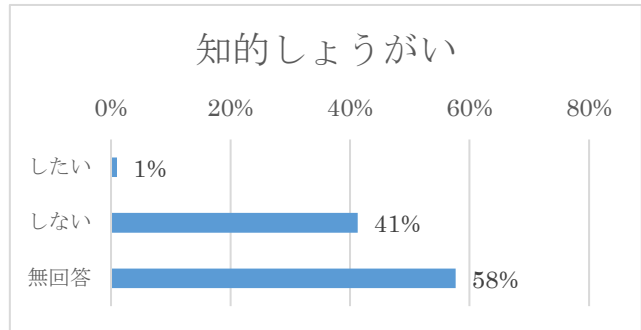
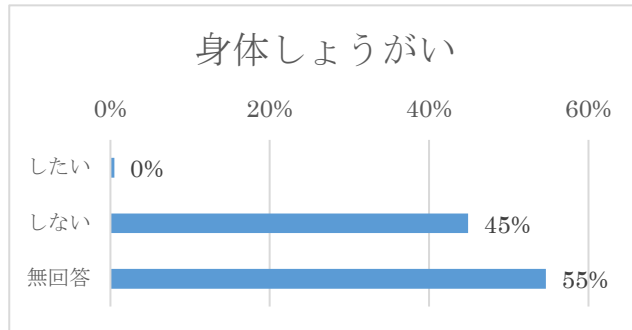
⑳ 福祉型児童入所支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が50%となっています。
 知的しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が48%となっています。
 精神しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が45%となっています。
 しょうがい児では、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が79%となっています。



②① 医療型児童入所支援

身体しょうがいでは、「したい」の割合が0%、「しない」の割合が45%となっています。
知的しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が41%となっています。
精神しょうがいでは、「したい」の割合が1%、「しない」の割合が43%となっています。
しょうがい児では、「したい」の割合が8%、「しない」の割合が58%となっています。



6 相談相手について

問 31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

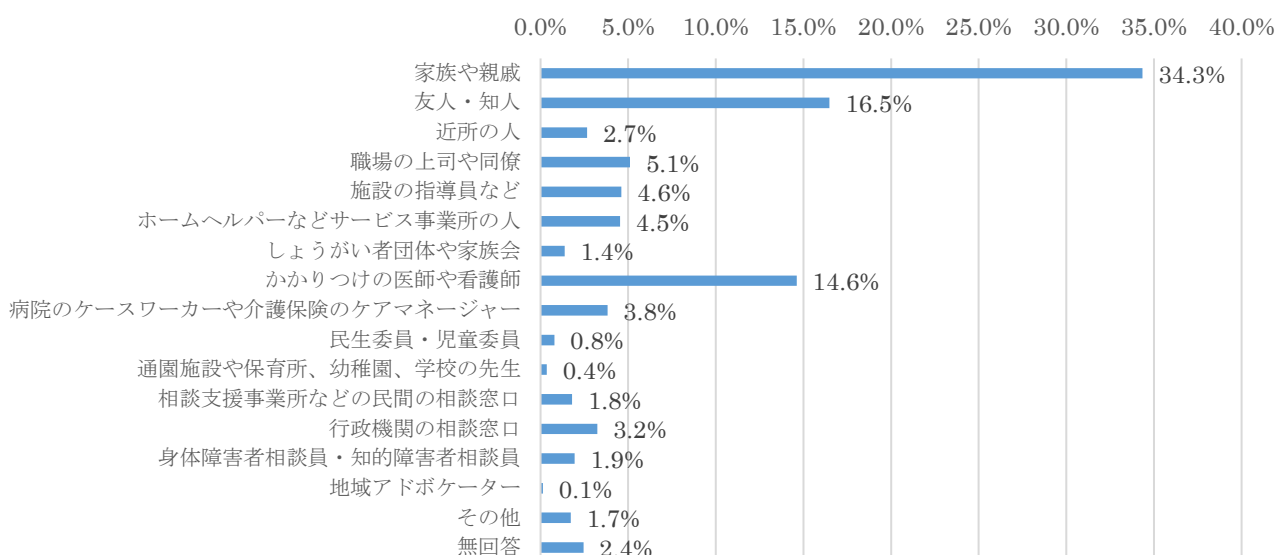
身体しょうがいでは、「家族や親せき」の割合が 34.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が 16.5%となっています。

知的しょうがいでは、「家族や親せき」の割合が 29.1%と最も高く、次いで「施設の指導員など」の割合が 12.8%となっています。

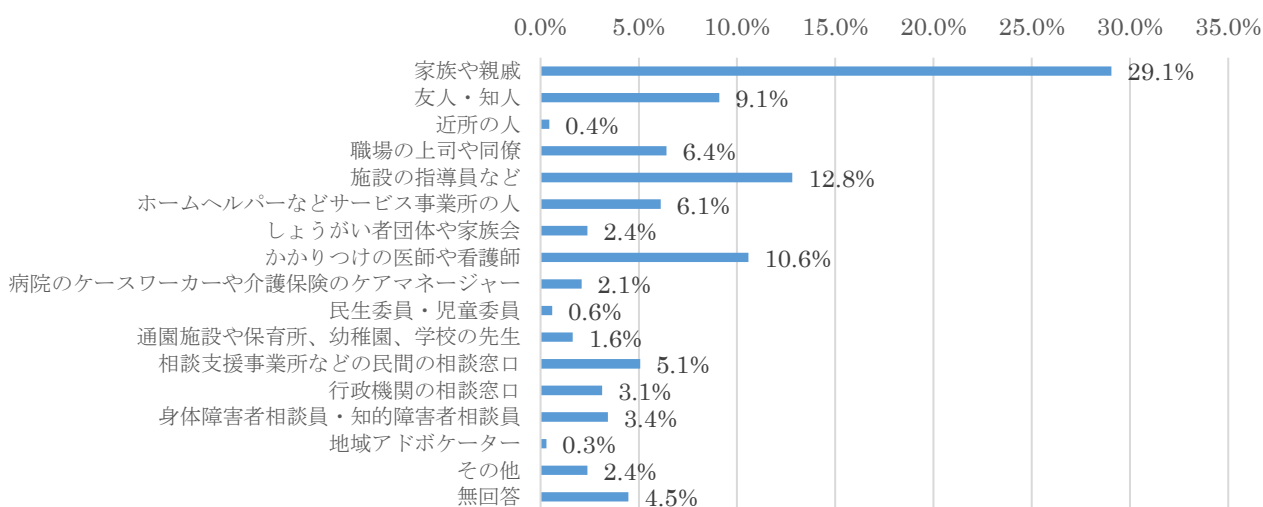
精神しょうがいでは、「家族や親せき」の割合が 29.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が 16.8%

しょうがい児では、「家族や親せき」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が 14.0%となっています。

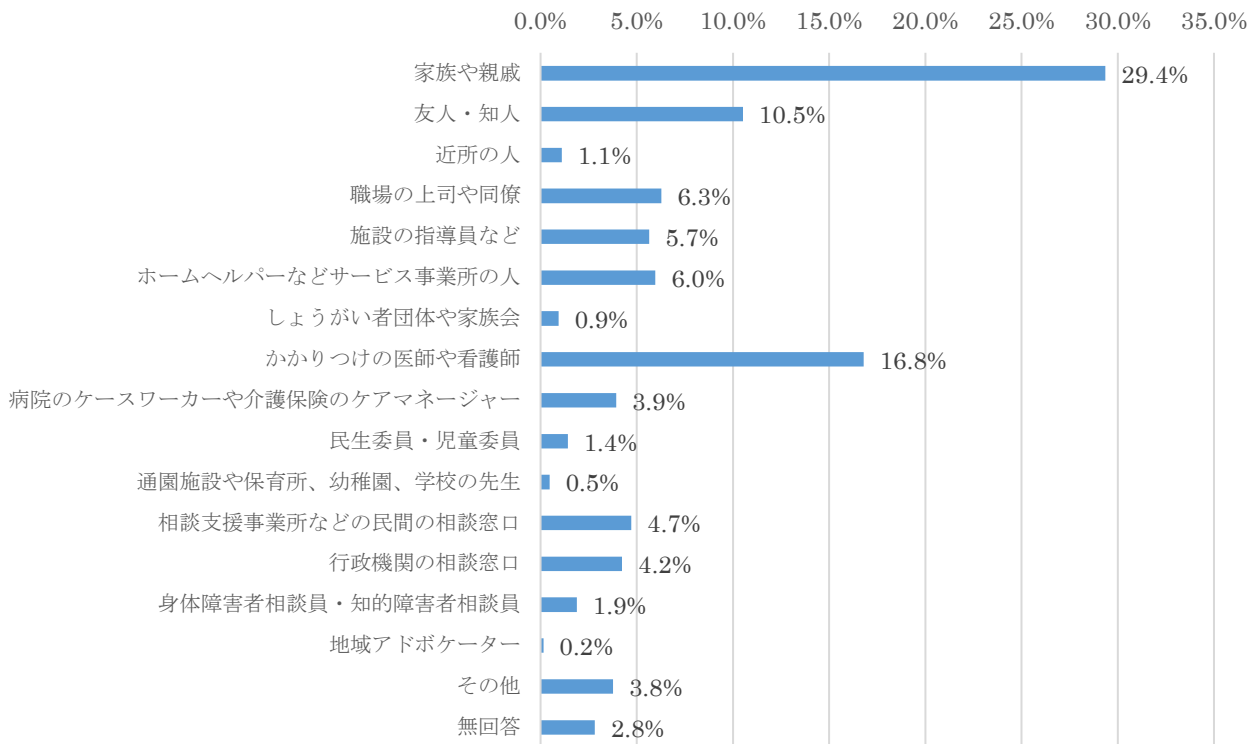
身体しょうがい



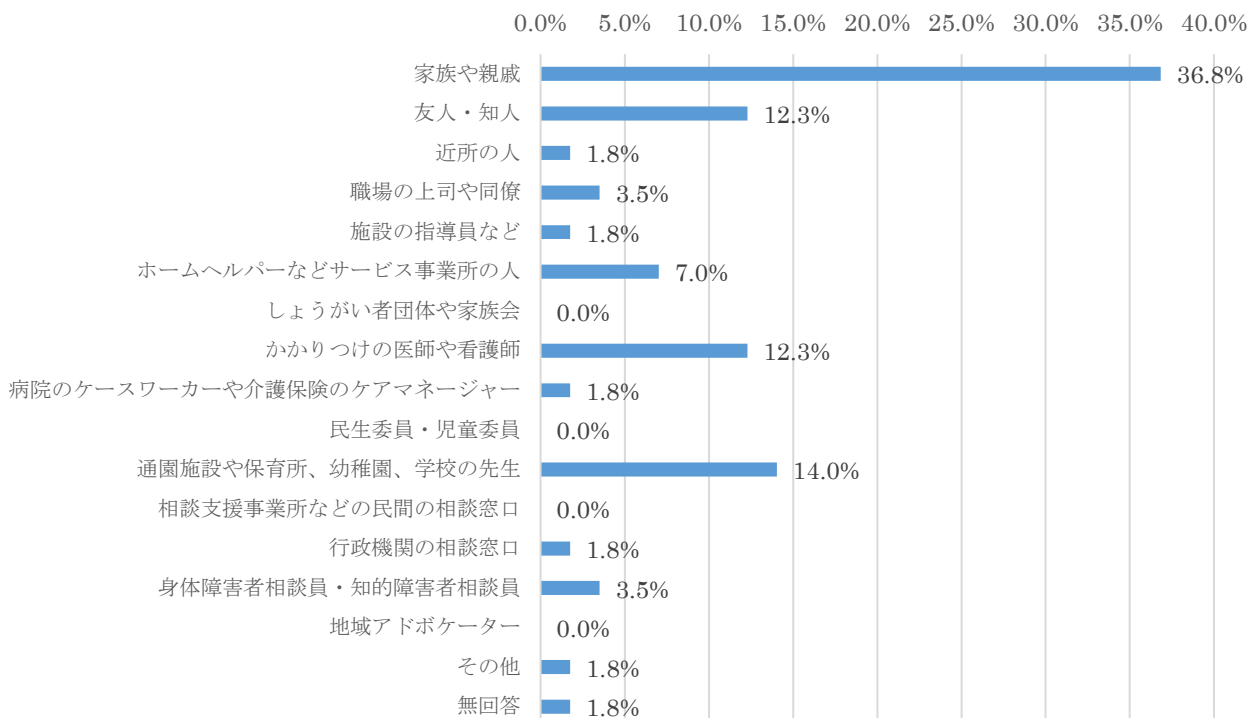
知的しょうがい



精神しょうがい



しょうがい児



その他…保健所、警察、権利擁護担当者、社協、以前通所した作業所職員、元担当の先生
グループホームの世話人や看護師、補聴器販売店、カウンセラー、機能訓練の理学療法士
訪問看護師、産業医、主治医、後見人 など

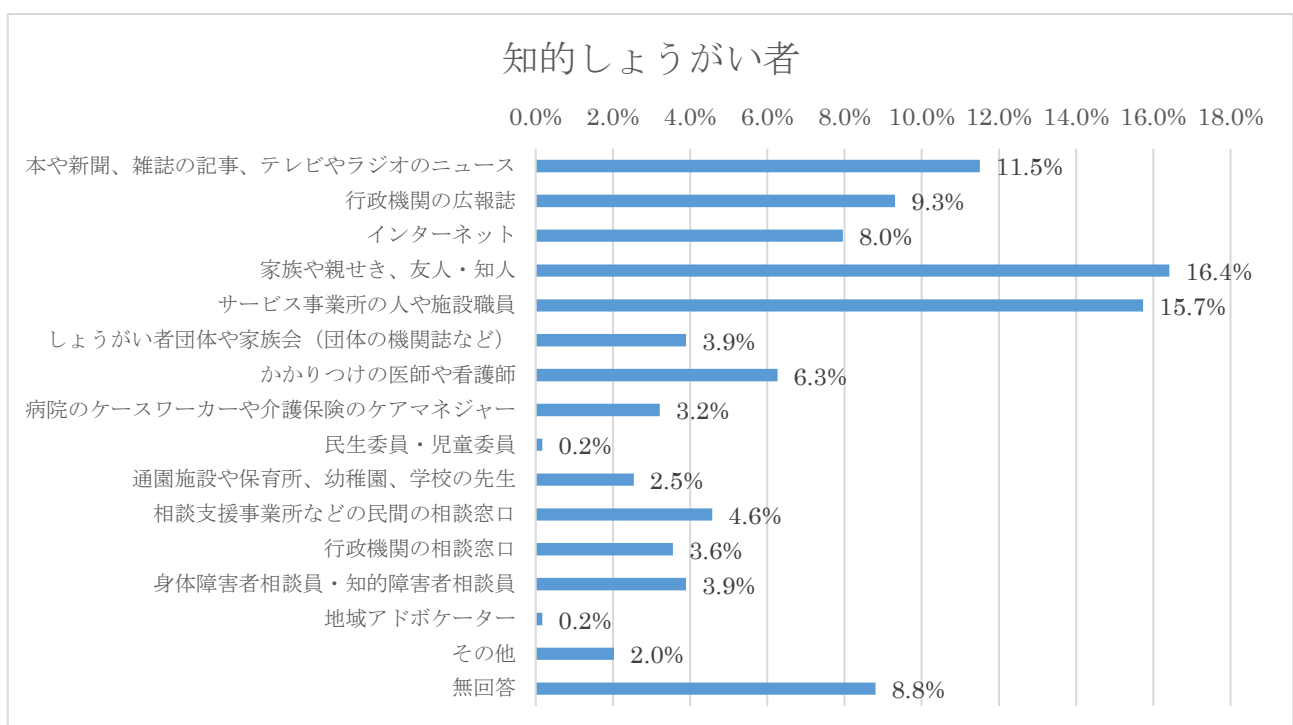
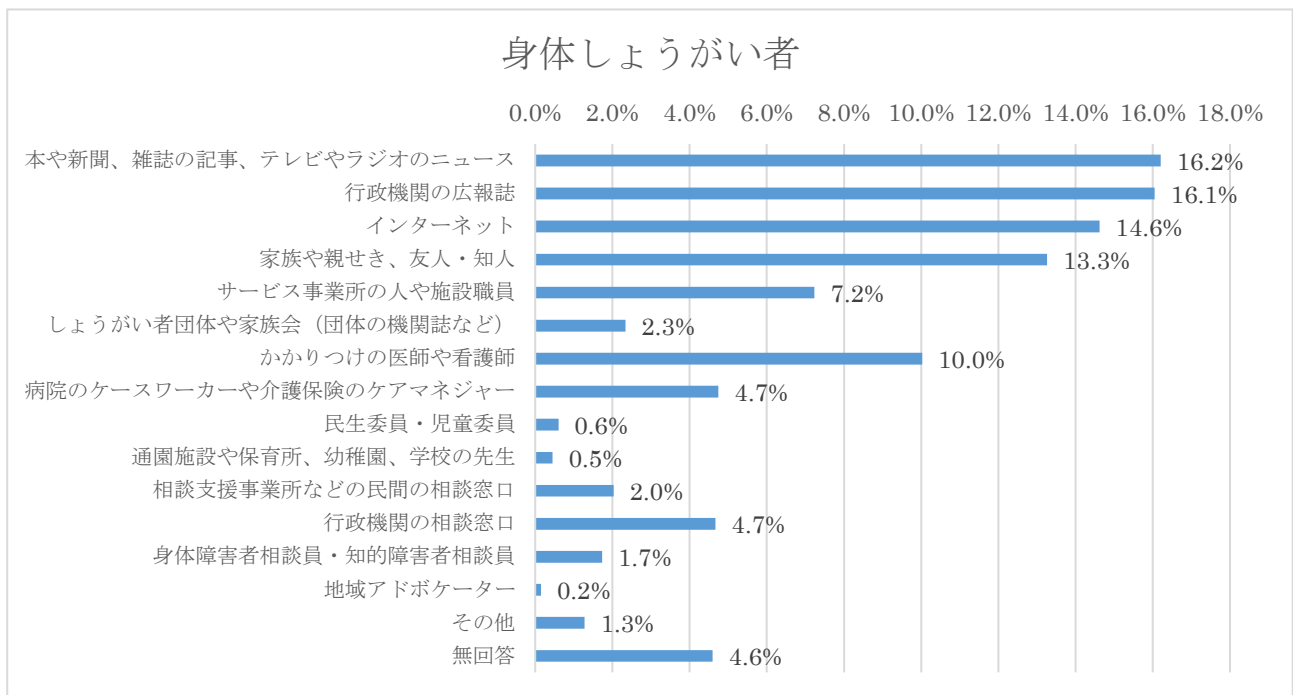
問 32 あなたはしょうがいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

身体しょうがいでは、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が 16.2%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」の割合が 16.1%となっています。

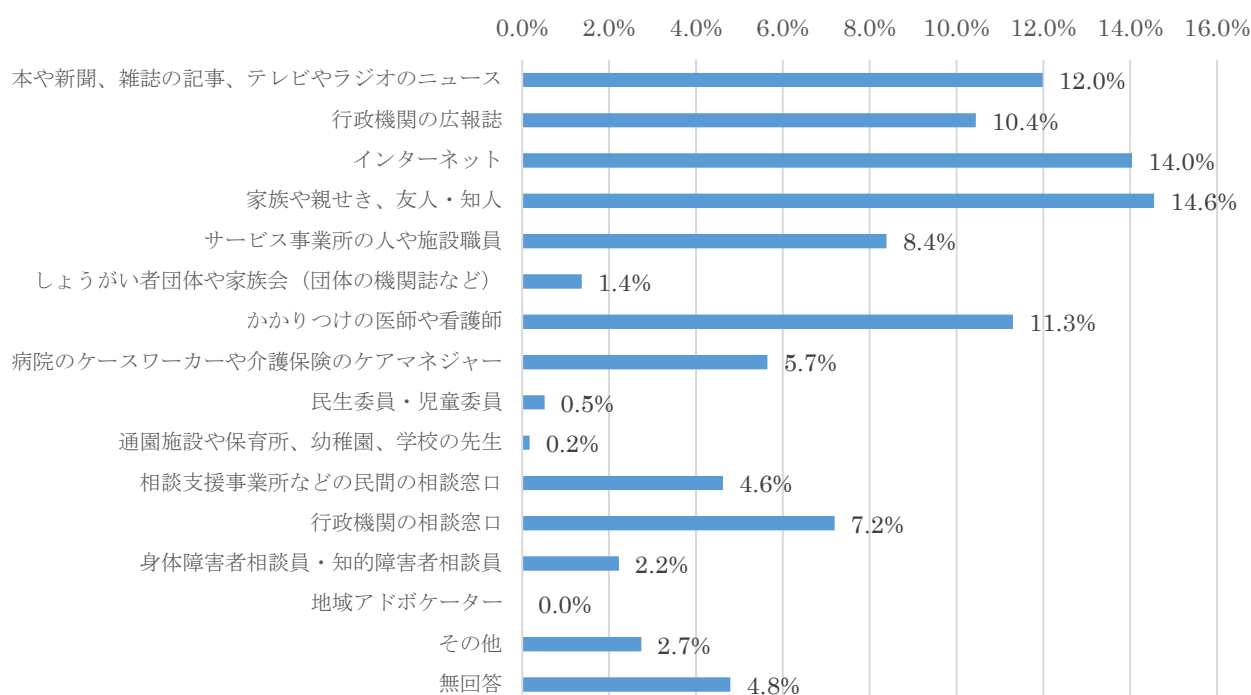
知的しょうがいでは、「家族や親せき、友人・知人」の割合が 16.4%と最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」の割合が 15.7%となっています。

精神しょうがいでは、「家族や親せき、友人・知人」の割合が 14.6%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が 14.0%となっています。

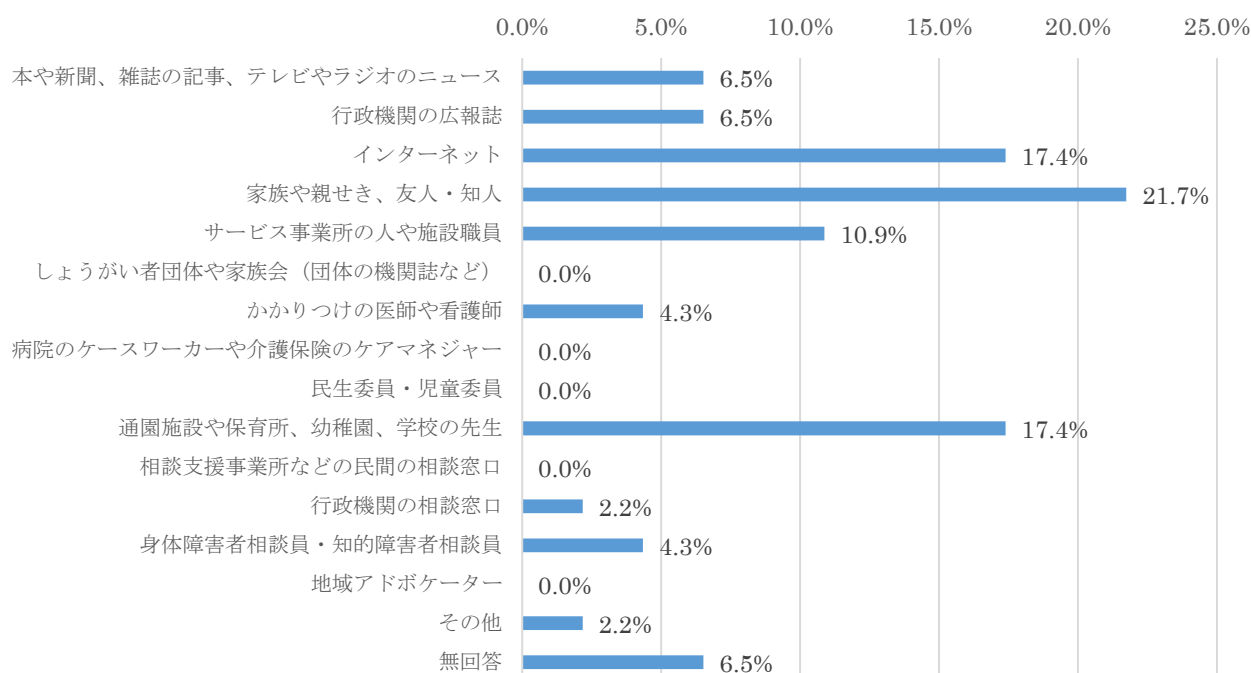
しょうがい児では、「家族や親せき、友人・知人」の割合が 21.7%と最も高く、次いで「インターネット」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が 17.4%となっています。



精神しょうがい者



しょうがい児



その他…社協、SNS、市役所、作業所職員、働らきくらし応援センターこほく、政治家・法律家
補助人、後見人、パンフレットや掲示板、就労移行センター、特になし など

7 権利擁護について

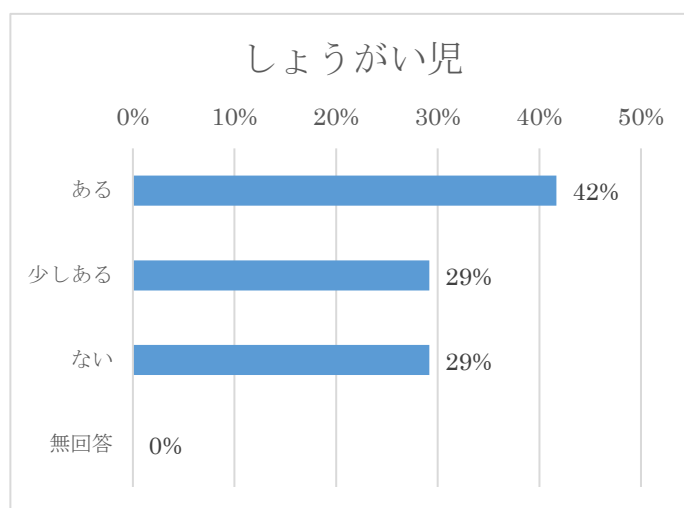
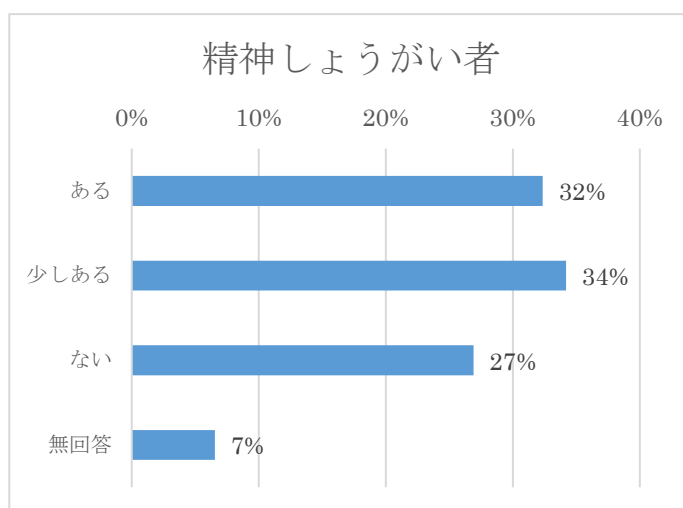
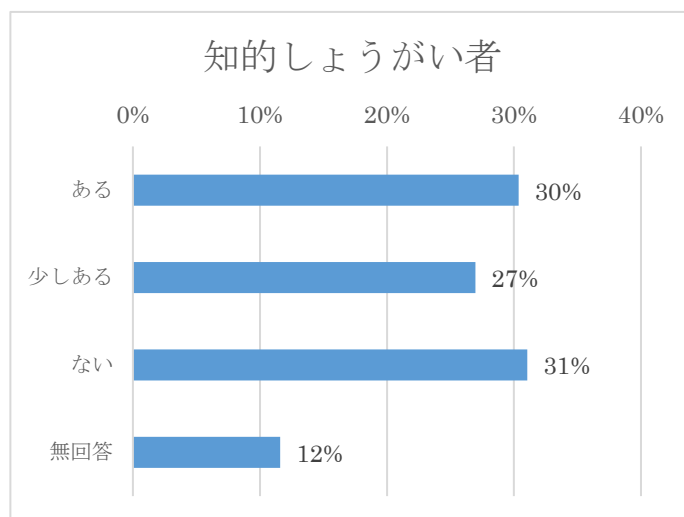
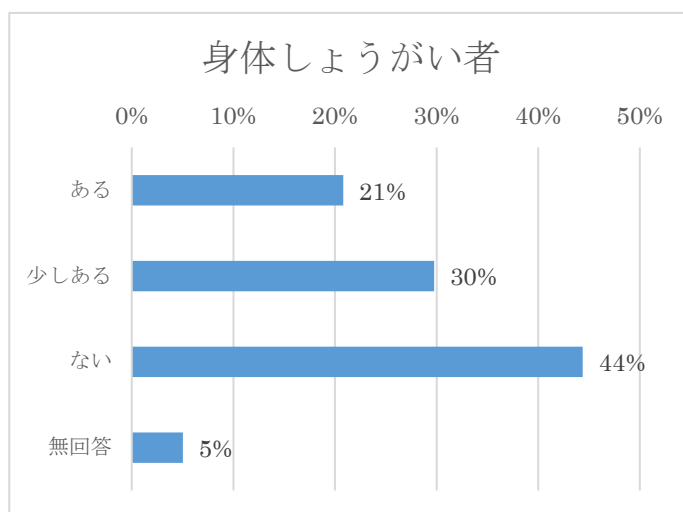
問 33 あなたは、しょうがいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

身体しょうがいでは、「ない」の割合が 44%と最も高く、次いで「少しある」の割合が 30%、「ある」の割合が 21%となっています。

知的しょうがいでは、「ない」の割合が 31%と最も高く、次いで「ある」の割合が 30%、「少しある」の割合が 27%となっています。

精神しょうがいでは、「少しある」の割合が 34%と最も高く、次いで「ある」の割合が 32%、「ない」の割合が 27%となっています。

しょうがい児では、「ある」の割合が 42%と最も高く、次いで「少しある」「ない」の割合 29%となっています。



【問 33 で、「ある」又は「少しある」と回答された方にお聞きします。】

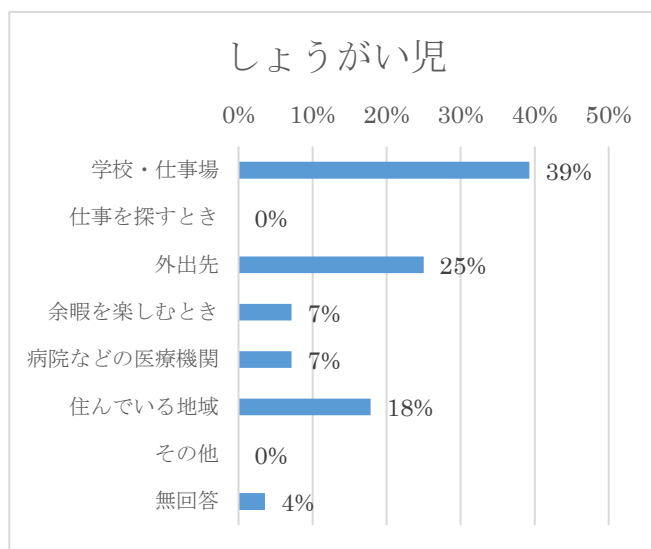
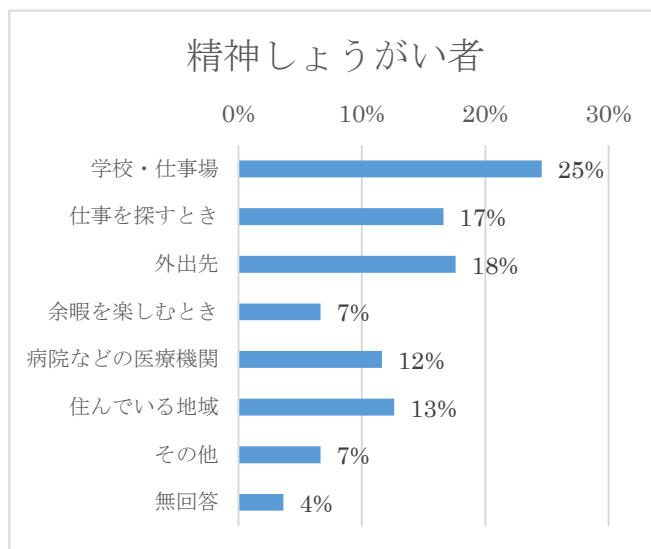
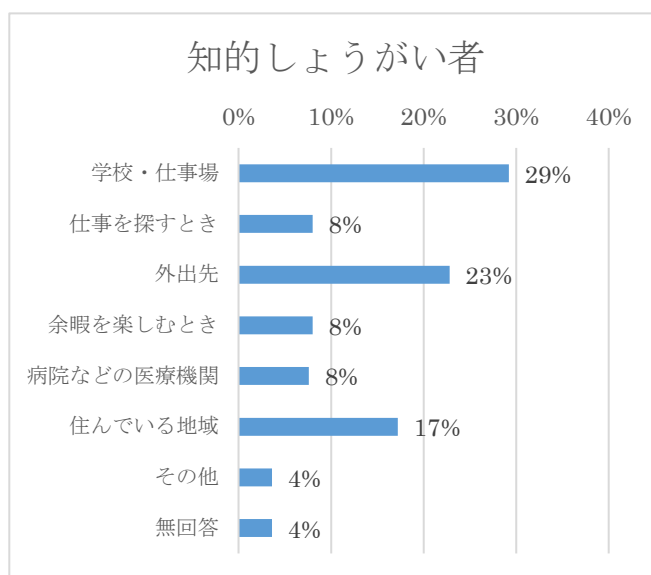
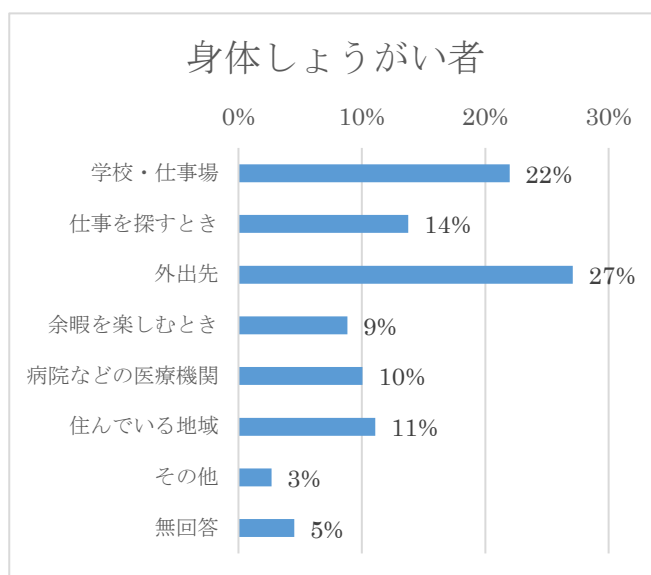
問 34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

身体しょうがいでは、「外出先」の割合が 27%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が 22%、「仕事を探すとき」の割合が 14%となっています。

知的しょうがいでは、「学校・仕事場」の割合が 29%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 23%、「住んでいる地域」の割合が 17%となっています。

精神しょうがいでは、「学校・仕事場」の割合が 25%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 18%、「仕事を探すとき」の割合が 17%となっています。

しょうがい児では、「学校・仕事場」の割合が 39%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 25%、「住んでいる地域」の割合が 18%となっています。



その他…家族、親戚、友人、福祉施設、就労移行支援センター、行政機関、SNS、ネット

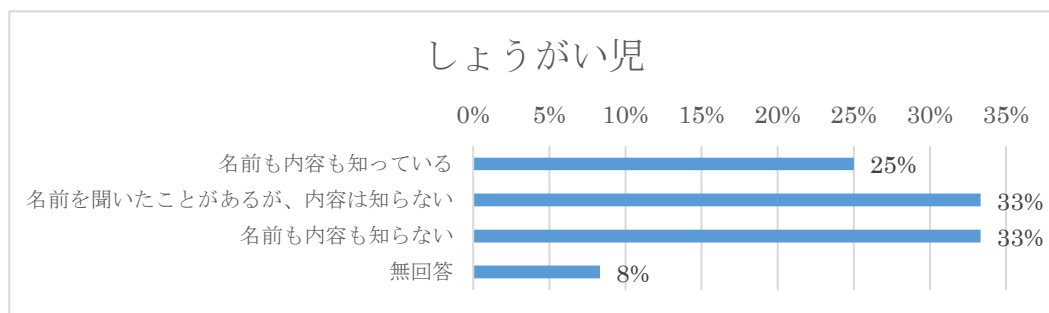
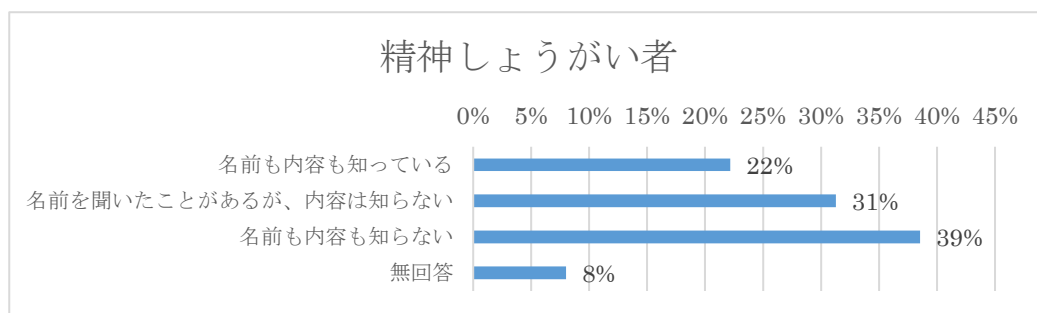
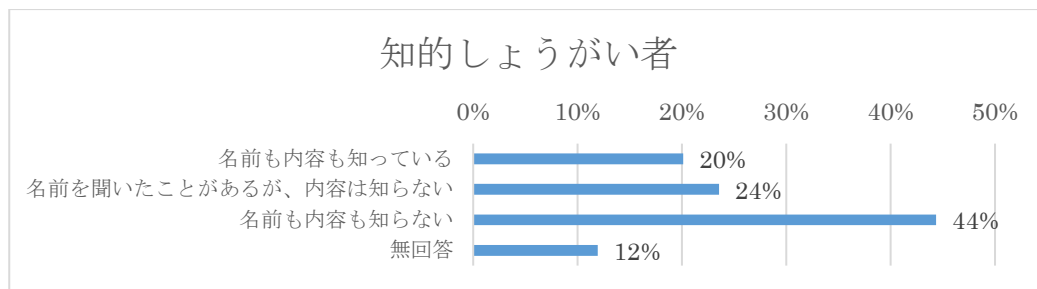
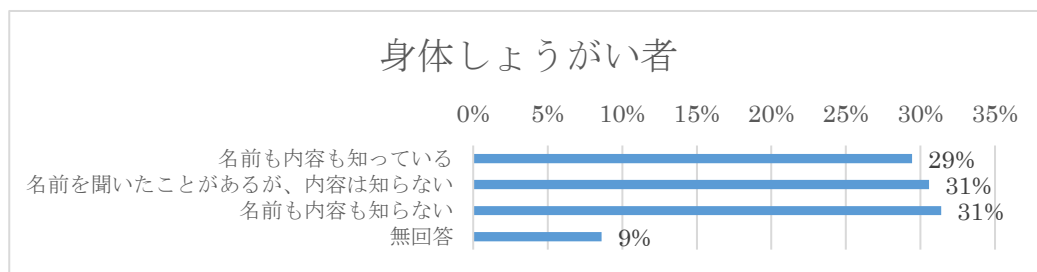
問 35 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

身体しょうがいでは、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が31%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が29%となっています。

知的しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が44%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が24%、「名前も内容も知っている」の割合が20%となっています。

精神しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が39%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が31%、「名前も内容も知っている」の割合が22%となっています。

しょうがい児では、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が33%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が25%となっています。



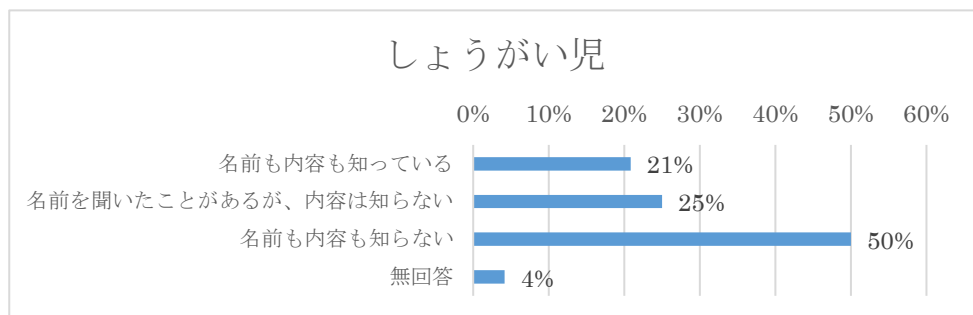
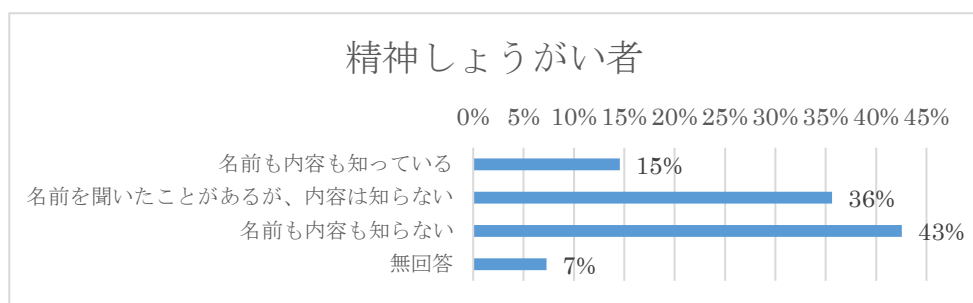
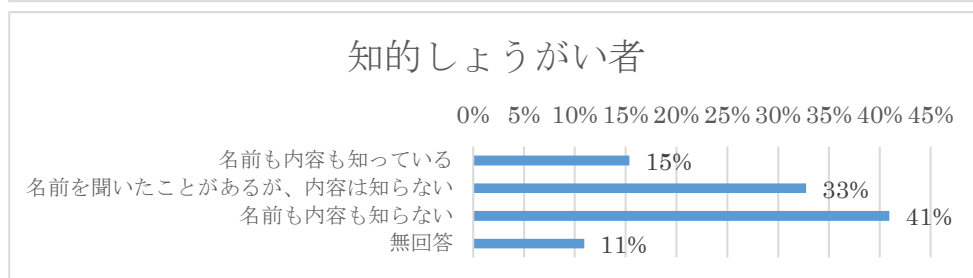
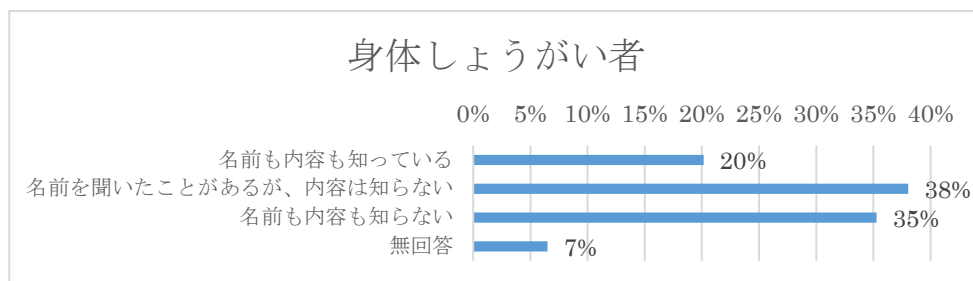
問 36 あなたは、「障害者虐待防止法」を知っていますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合 38%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が 35%、「名前も内容も知っている」の割合が 20%となっています。

知的しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 41%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 33%、「名前も内容も知っている」の割合が 15%となっています。

精神しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 43%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 36%、「名前も内容も知っている」の割合が 15%となっています。

しょうがい児では、「名前も内容も知らない」の割合が 50%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 25%、「名前も内容も知っている」の割合が 21%となっています。



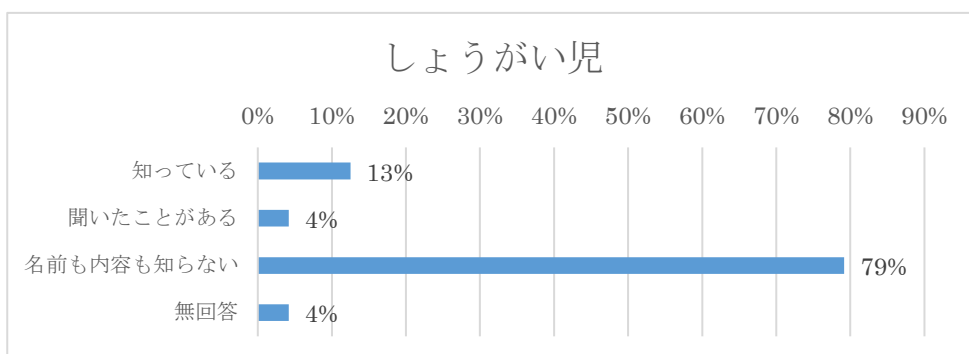
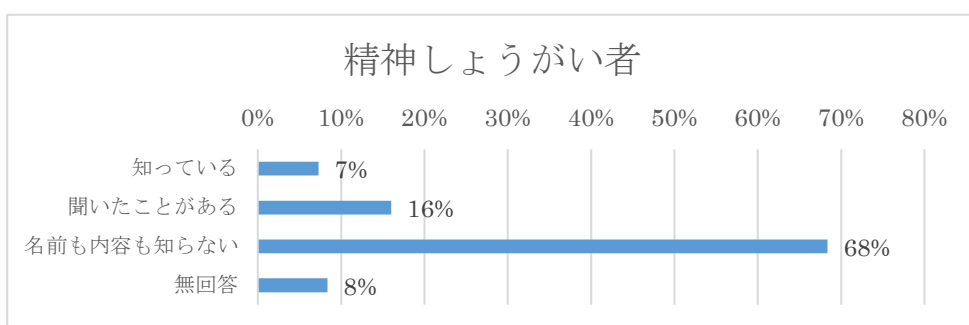
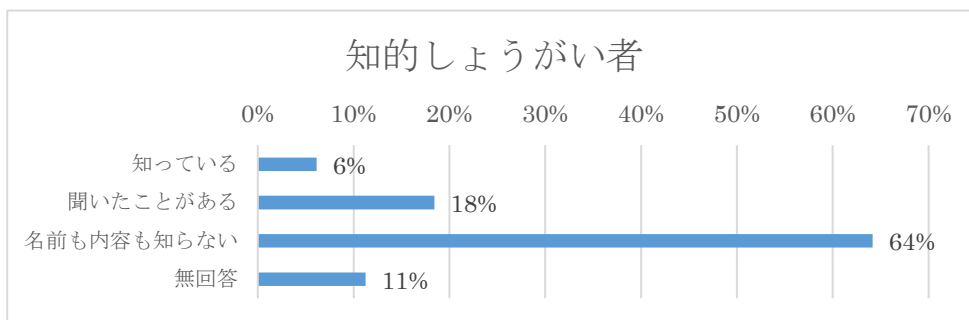
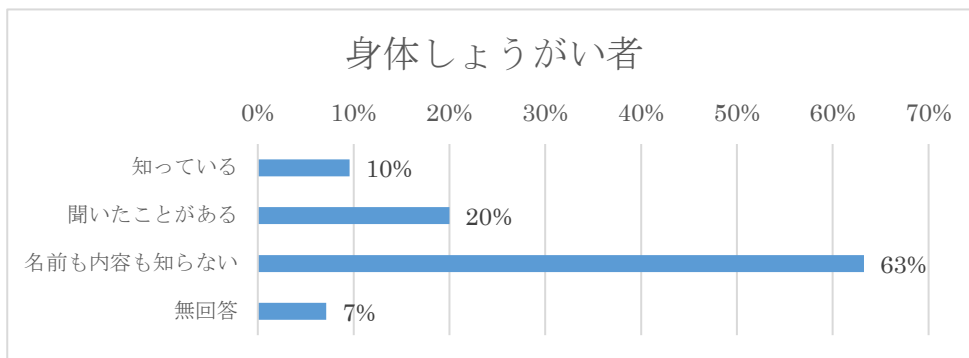
**問 37 しょうがい者虐待対応の身近な窓口であるしょうがい者虐待防止センターが、長
浜市しょうがい福祉課内にあることを知っていますか。（○は1つだけ）**

身体しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 63%と最も高く、次いで「聞いたこ
とがある」の割合が 20%となっています。

知的しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 64%と最も高く、次いで「聞いたこ
とがある」の割合が 18%となっています。

精神しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 68%と最も高く、次いで「聞いたこ
とがある」の割合が 16%となっています。

しょうがい児では、「名前も内容も知らない」の割合が 79%と最も高く、次いで「知っている」
の割合が 13%となっています。



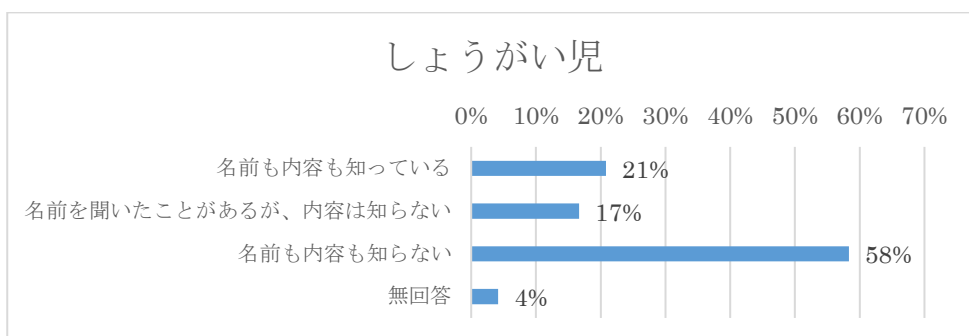
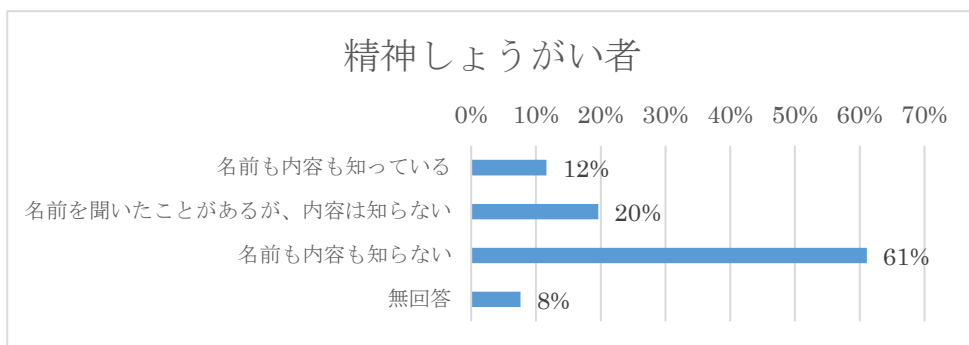
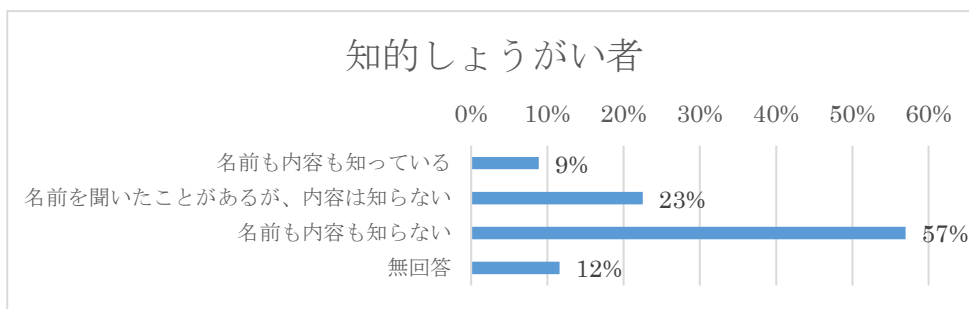
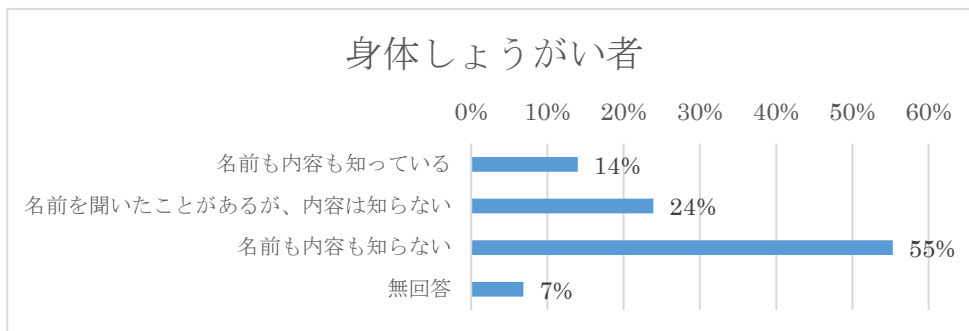
問 38 あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 55%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 24%となっています。

知的しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 57%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 23%となっています。

精神しょうがいでは、「名前も内容も知らない」の割合が 61%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が 20%となっています。

しょうがい児では、「名前も内容も知らない」の割合が 58%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が 21%となっています。



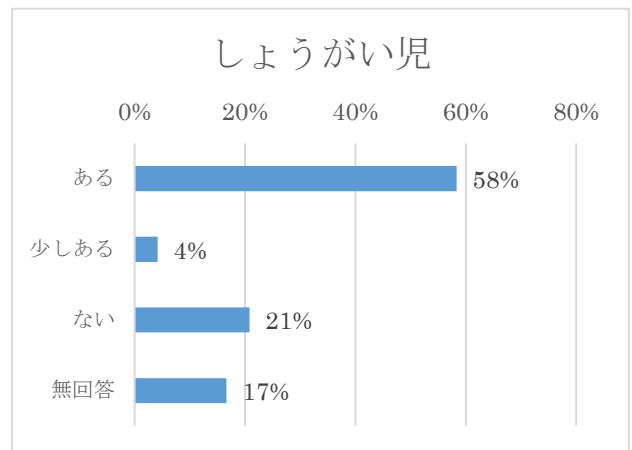
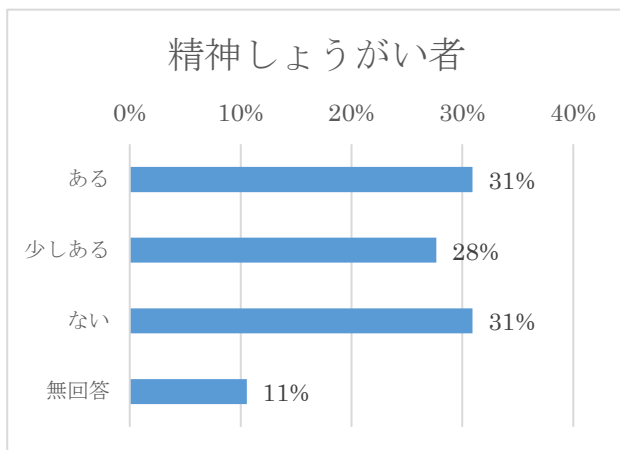
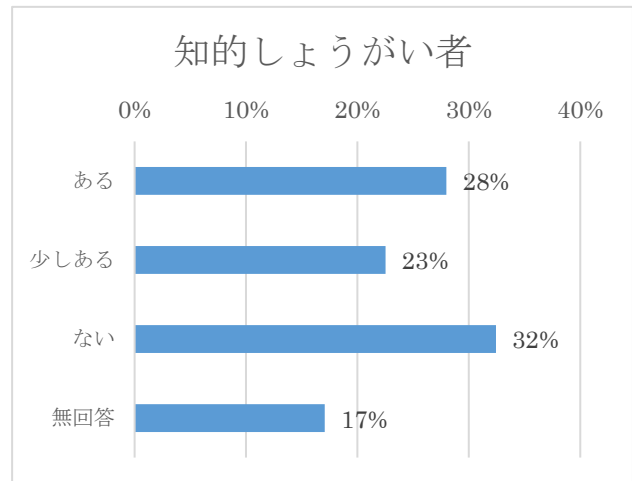
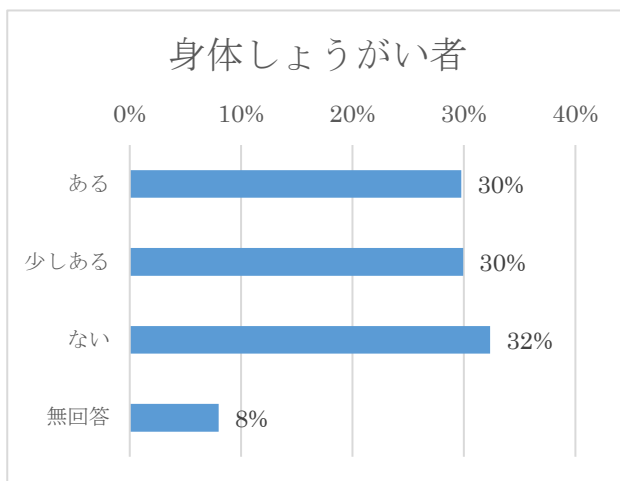
問 39 あなたは、日常生活や外出時などに他人から何らかの配慮を受けて、良かったと思う（思った）ことがありますか。（○は1つだけ）

身体しょうがいでは、「ない」の割合が32%と最も高く、次いで「ある」「少しある」の割合が30%となっています。

知的しょうがいでは、「ない」の割合が32%と最も高く、次いで「ある」の割合が28%、「少しある」の割合が23%となっています。

精神しょうがいでは、「ある」「ない」の割合が31%と最も高く、次いで「少しある」の割合が28%となっています。

しょうがい児では、「ある」の割合が58%と最も高く、次いで「ない」の割合が21%、「少しある」の割合が4%となっています。



【問 39 で、「ある」又は「少しある」と回答された方にお聞きます。】

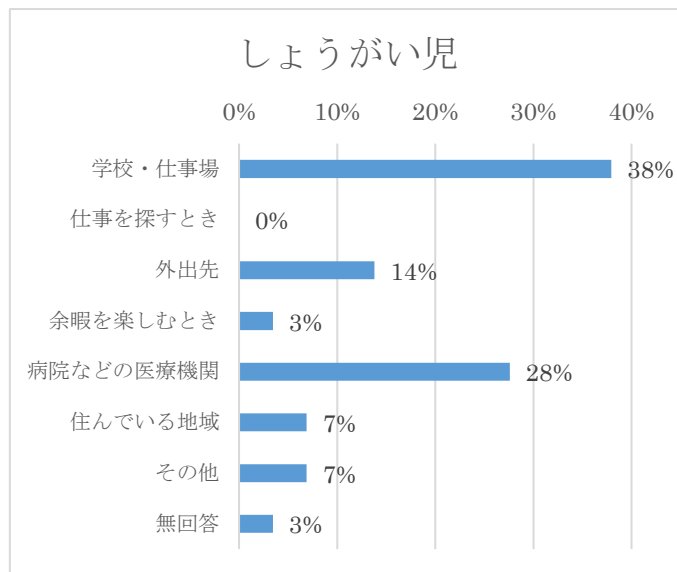
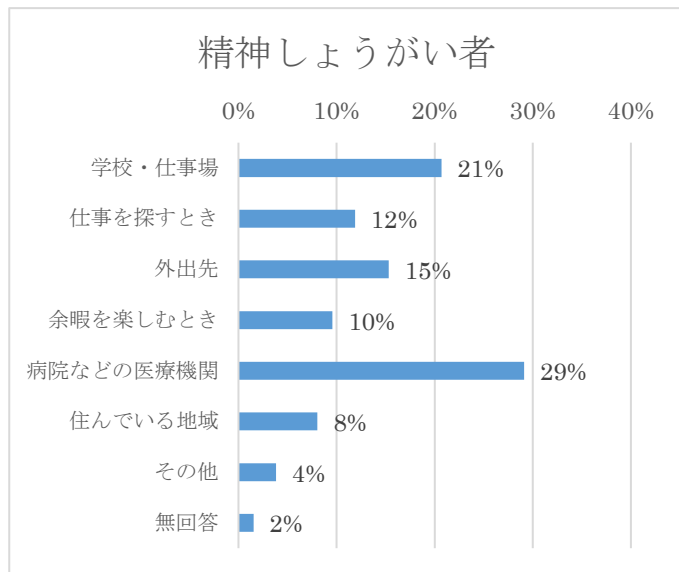
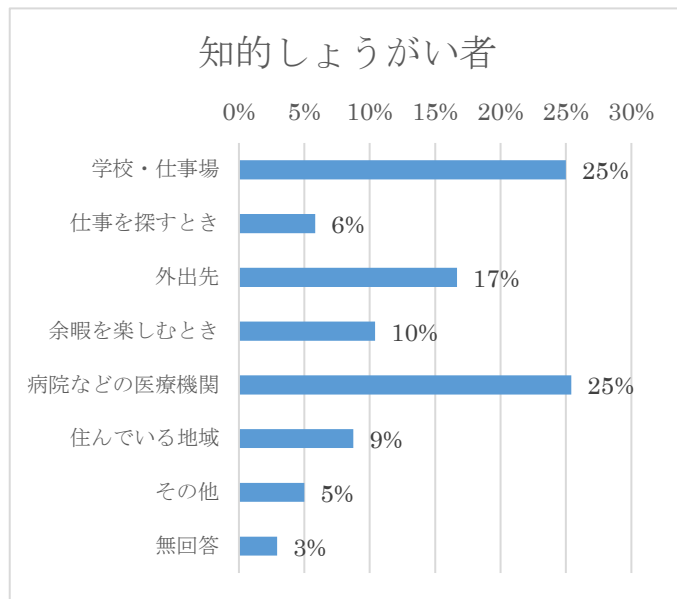
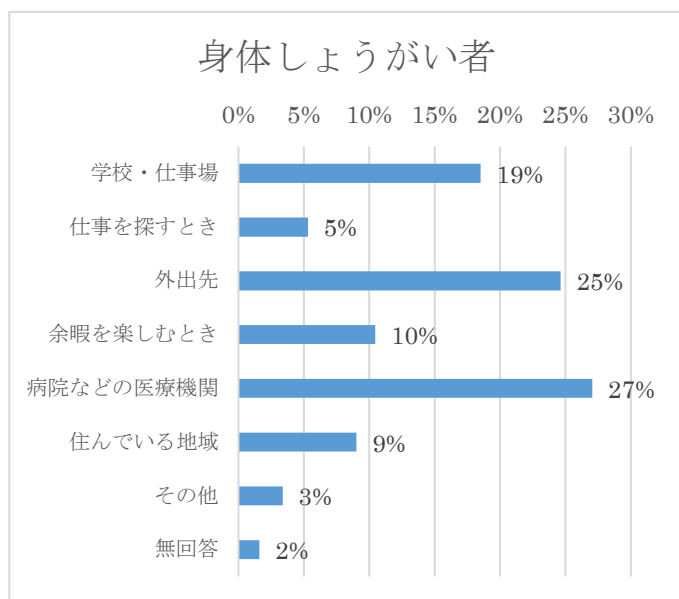
問 40 どのような場所で配慮を受けて良かったと思いましたか。
(あてはまるものすべてに○)

身体しょうがいでは、「病院などの医療機関」の割合が 27%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 25%、「学校・仕事場」の割合が 19%となっています。

知的しょうがいでは、「学校・仕事場」「病院などの医療機関」の割合が 25%と最も高く、次いで「外出先」の割合が 17%となっています。

精神しょうがいでは、「病院などの医療機関」の割合が 29%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が 21%、「外出先」の割合が 15%となっています。

しょうがい児では、「学校・仕事場」の割合が 38%と最も高く、次いで「病院などの医療機関」の割合が 28%、「外出先」の割合が 14%となっています。



その他…市役所、自治会活動、病院職員、施設生活にて、JR、スーパー、放課後デイサービス
介護施設 など

問 41 あなたは、社会全体でしょうがいのある人への理解が以前より深まったと感じますか。(〇は1つだけ)

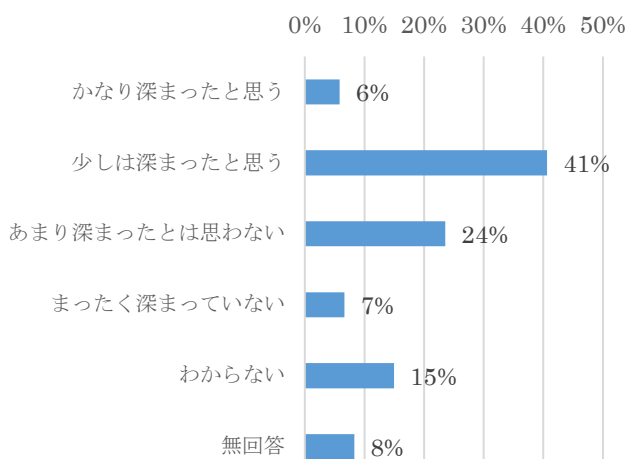
身体しょうがいでは、「かなり深まったと思う」と「少しは深まったと思う」をあわせた“深まったと思う”の割合が47%、「あまり深まったとは思わない」と「まったく深まっていない」をあわせた“深まっていない”の割合が31%となっています。

知的しょうがいでは、“深まったと思う”の割合が28%、“深まっていない”の割合が30%となっています。

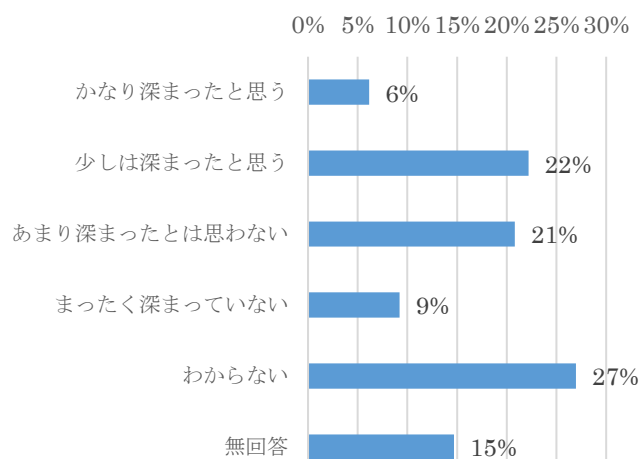
精神しょうがいでは、“深まったと思う”の割合が30%、“深まっていない”の割合が42%となっています。

しょうがい児では、“深まったと思う”の割合が29%、“深まっていない”の割合が46%となっています。

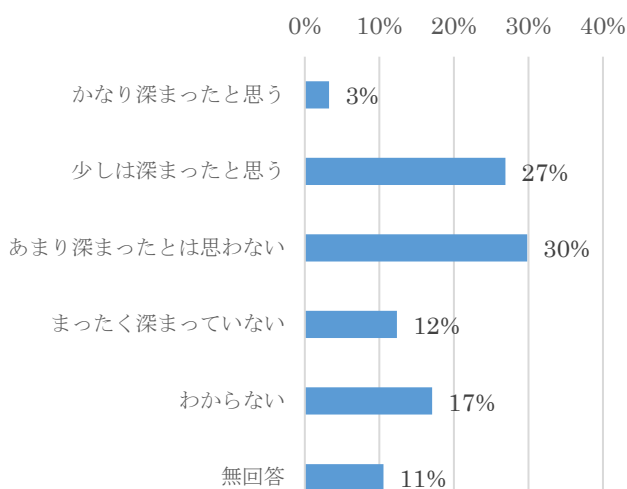
身体しょうがい者



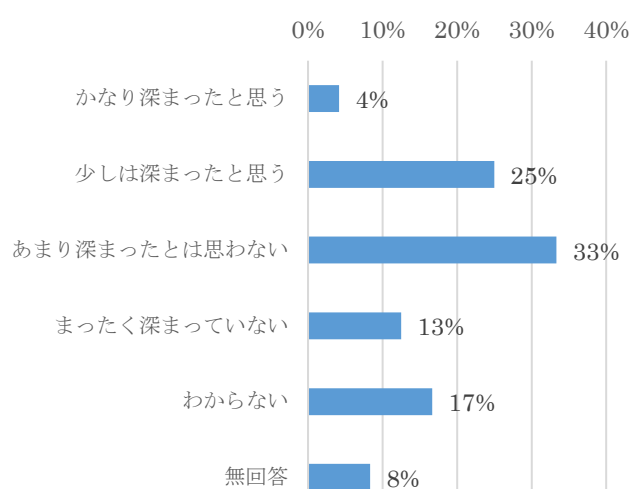
知的しょうがい者



精神しょうがい者



しょうがい児



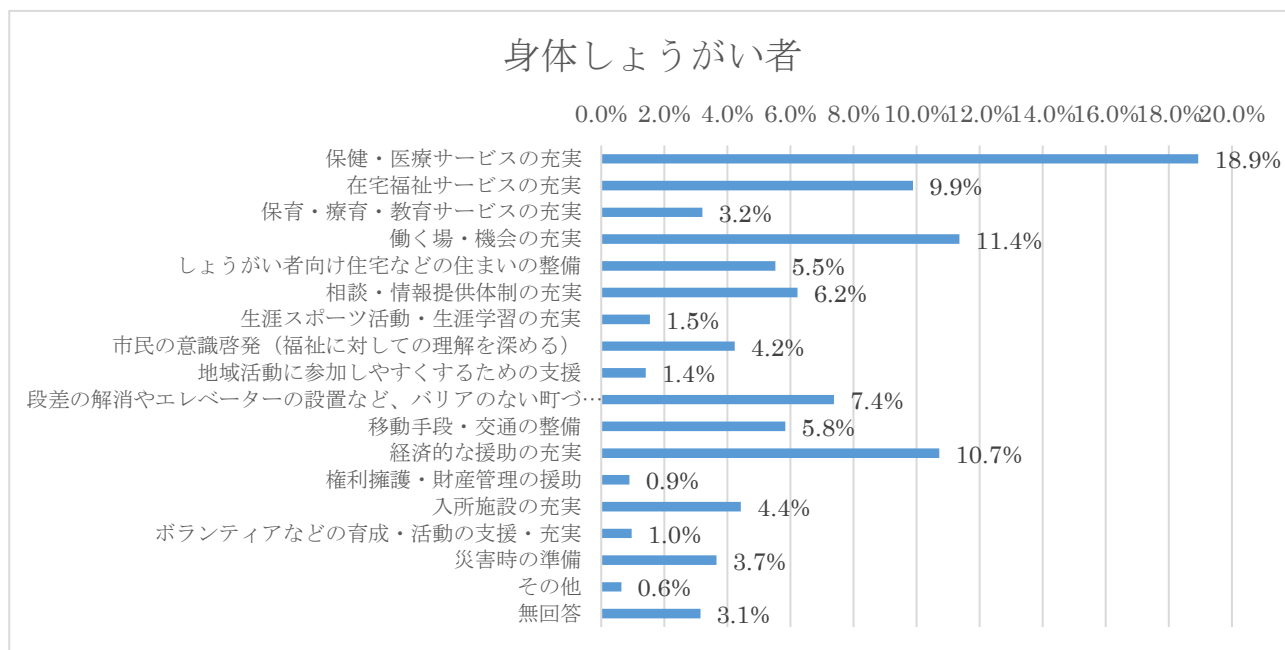
問 42 今後、しょうがい福祉施策を充実させるために、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。（あてはまるもの3つまで○）

身体しょうがいでは、「保健・医療サービスの充実」の割合が 18.9%と最も高く、次いで「働く場・機会の充実」の割合が 11.4%となっています。

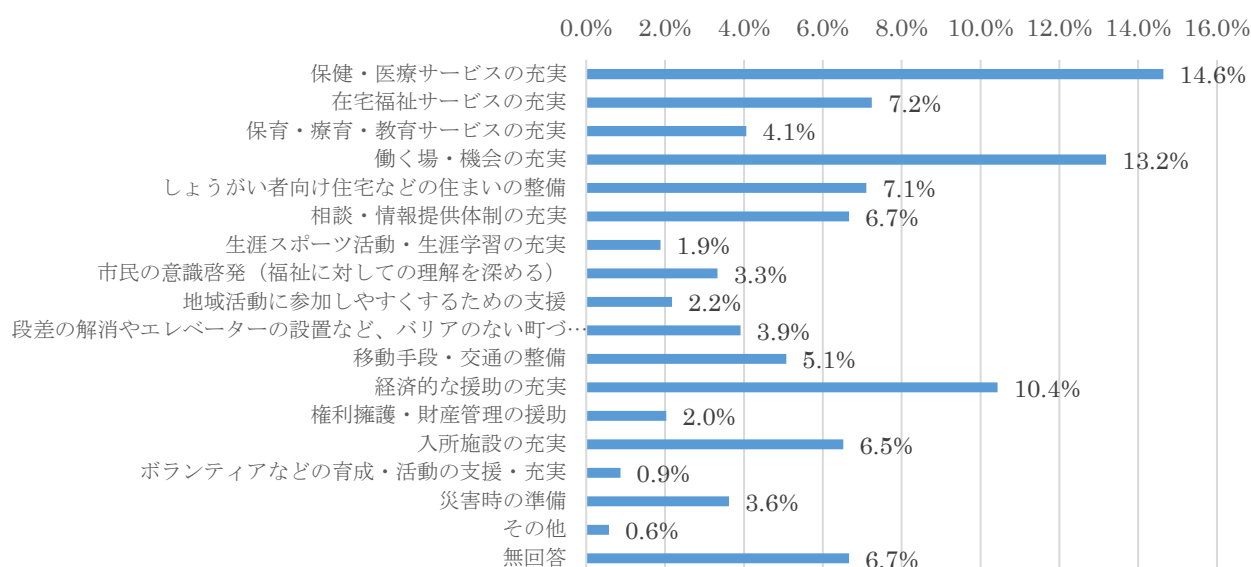
知的しょうがいでは、「保健・医療サービスの充実」の割合が 14.6%と最も高く、次いで「働く場・機会の充実」の割合が 13.2%となっています。

精神しょうがいでは、「保健・医療サービスの充実」の割合が 14.1%と最も高く、次いで「働く場・機会の充実」の割合が 13.3%となっています。

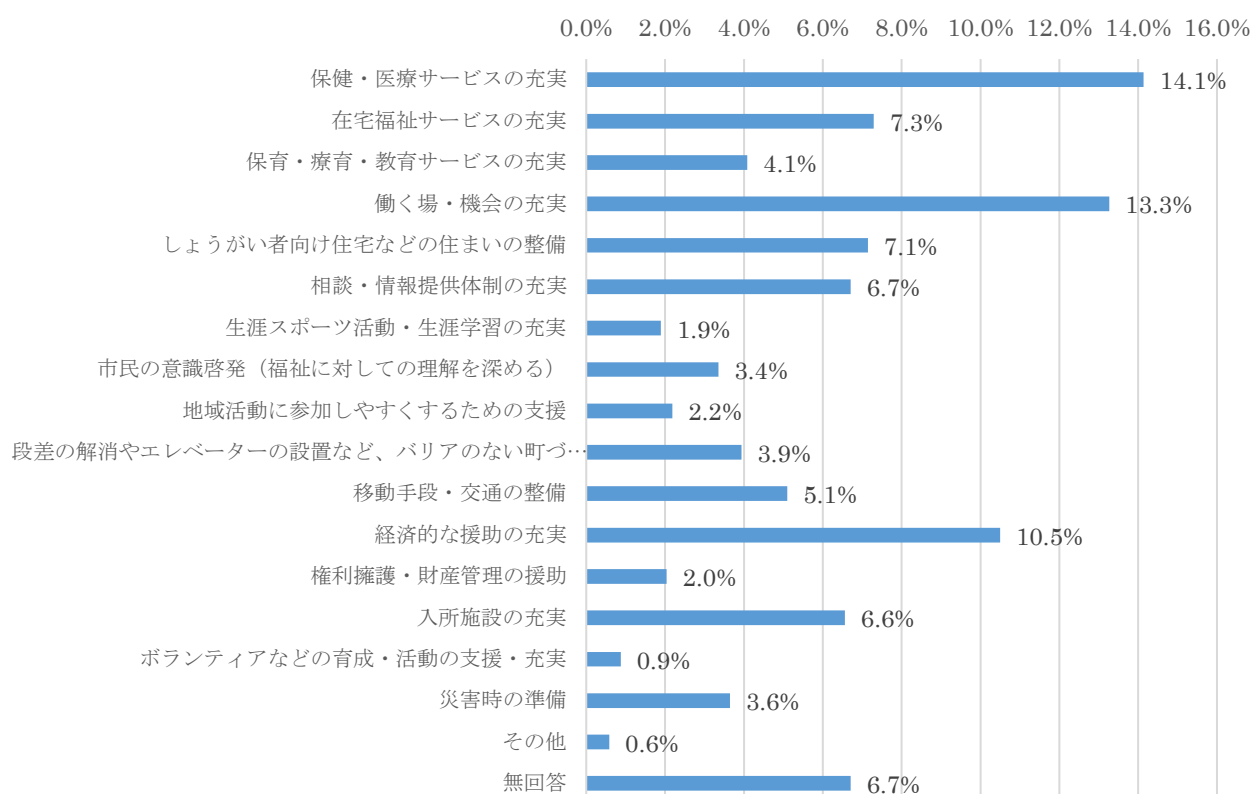
しょうがい児では、「保健・医療サービスの充実」「働く場・機会の充実」の割合が 15.3%と最も高く、次いで「保育・療育・教育サービスの充実」「しょうがい者向け住宅などの住まいの整備」「経済的な援助の充実」の割合が 11.9%となっています。



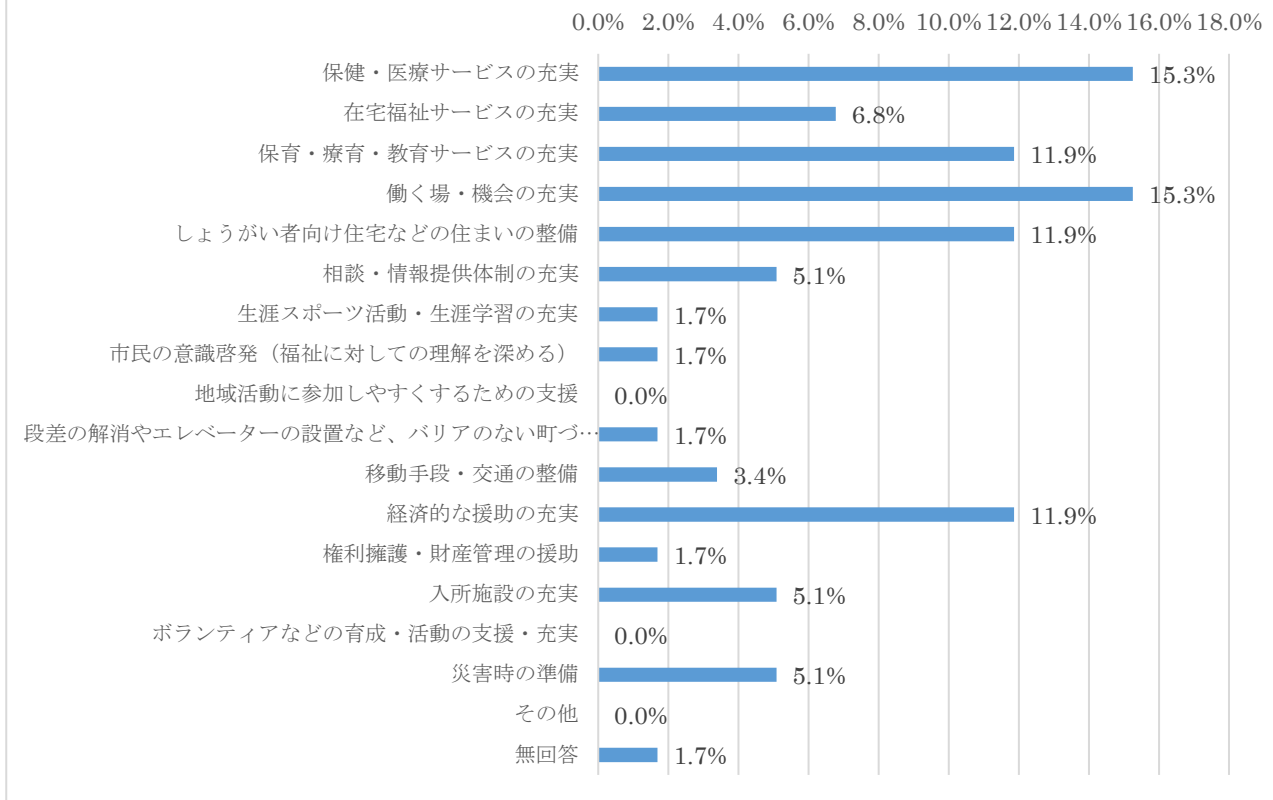
知的しょうがい者



精神しょうがい者



しょうがい児



その他…収入の増加、スマホの活用、車の自動運転、しょうがい者への理解を深める政策、装具無料
発達障害者の移動支援、家族へのケア、自分や他人を思いやれる人が増えること など

8 災害時の避難などについて

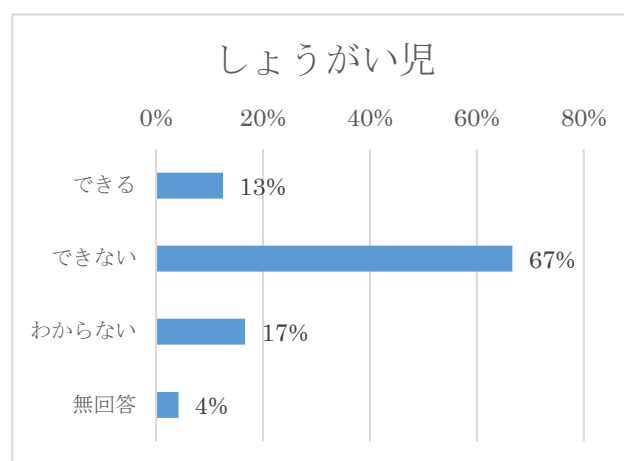
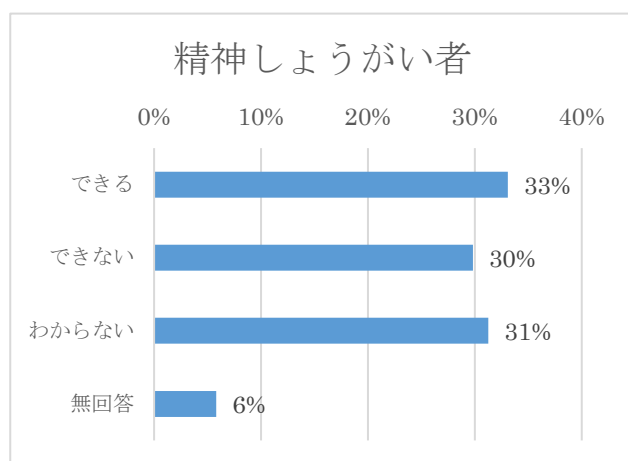
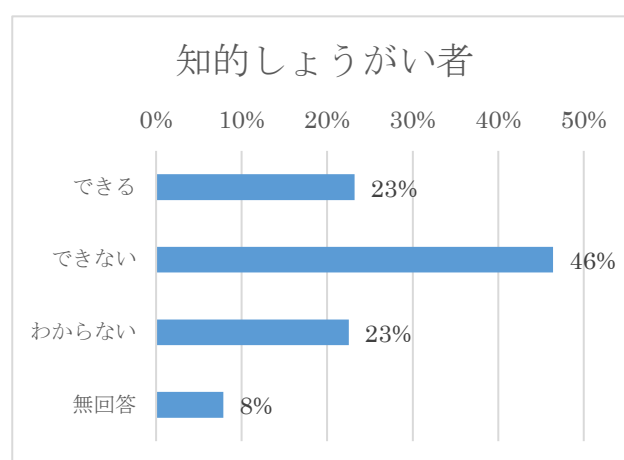
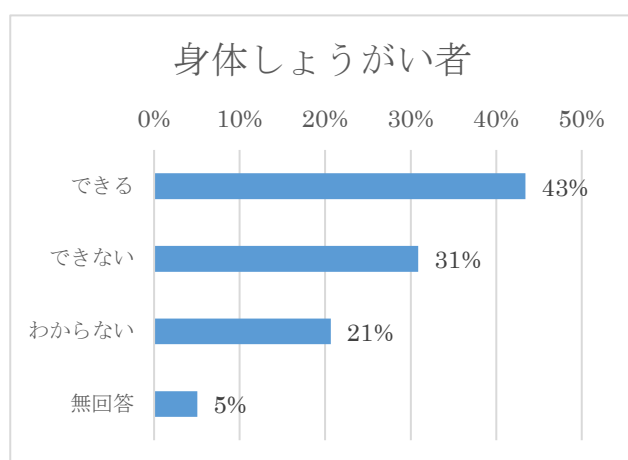
問 43 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「できる」の割合が43%と最も高く、次いで「できない」の割合が31%、「わからない」の割合が21%となっています。

知的しょうがいでは、「できない」の割合が46%と最も高く、次いで「できる」、「わからない」の割合が23%となっています。

精神しょうがいでは、「できる」の割合が33%と最も高く、次いで「わからない」の割合が31%、「できない」の割合が30%となっています。

しょうがい児では、「できない」の割合が67%と最も高く、次いで「わからない」の割合が17%、「できる」の割合が13%となっています。



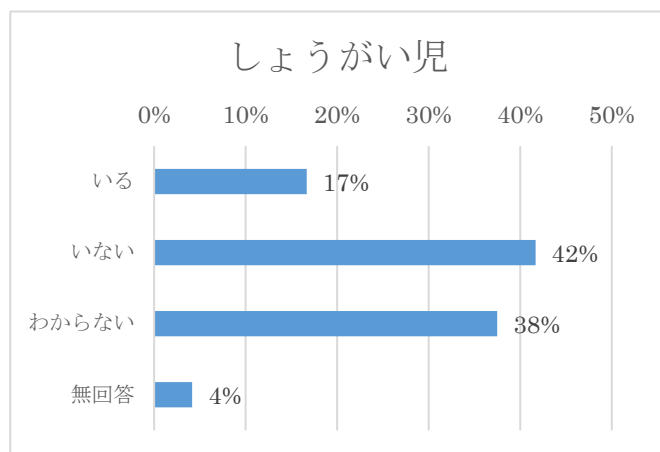
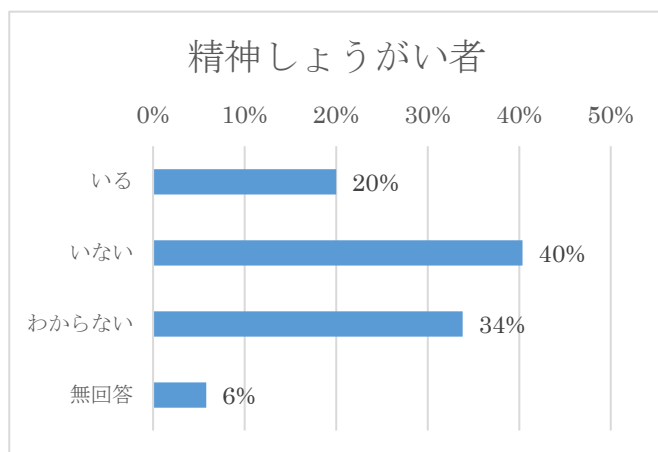
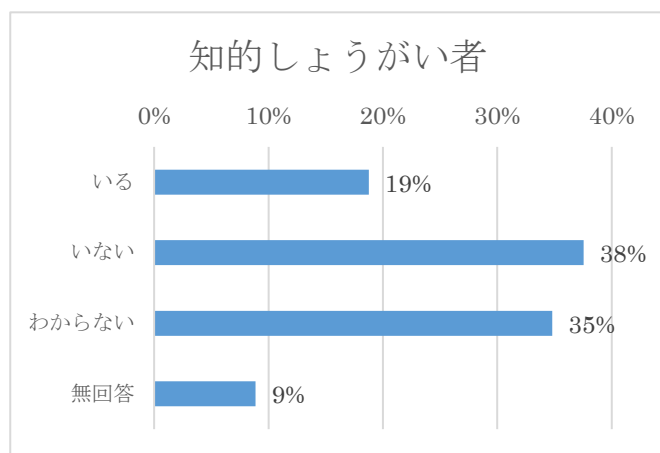
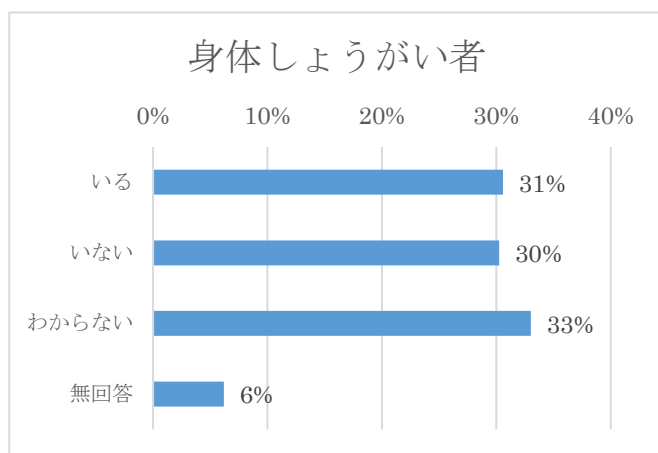
問 44 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。（○は1つだけ）

身体しょうがいでは、「わからない」の割合が 33%と最も高く、次いで「いる」の割合が 31%、「いない」の割合が 30%となっています。

知的しょうがいでは、「いない」の割合が 38%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 35%、「いる」の割合が 19%となっています。

精神しょうがいでは、「いない」の割合が 40%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 34%、「いる」の割合が 20%となっています。

しょうがい児では、「いない」の割合が 42%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 38%、「いる」の割合が 17%となっています。



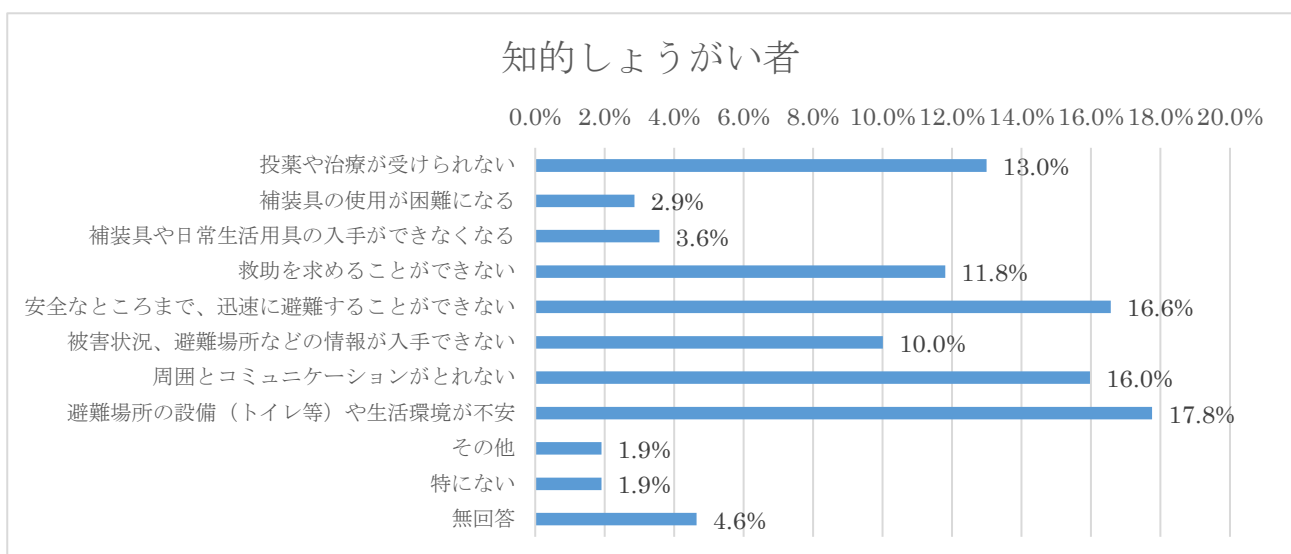
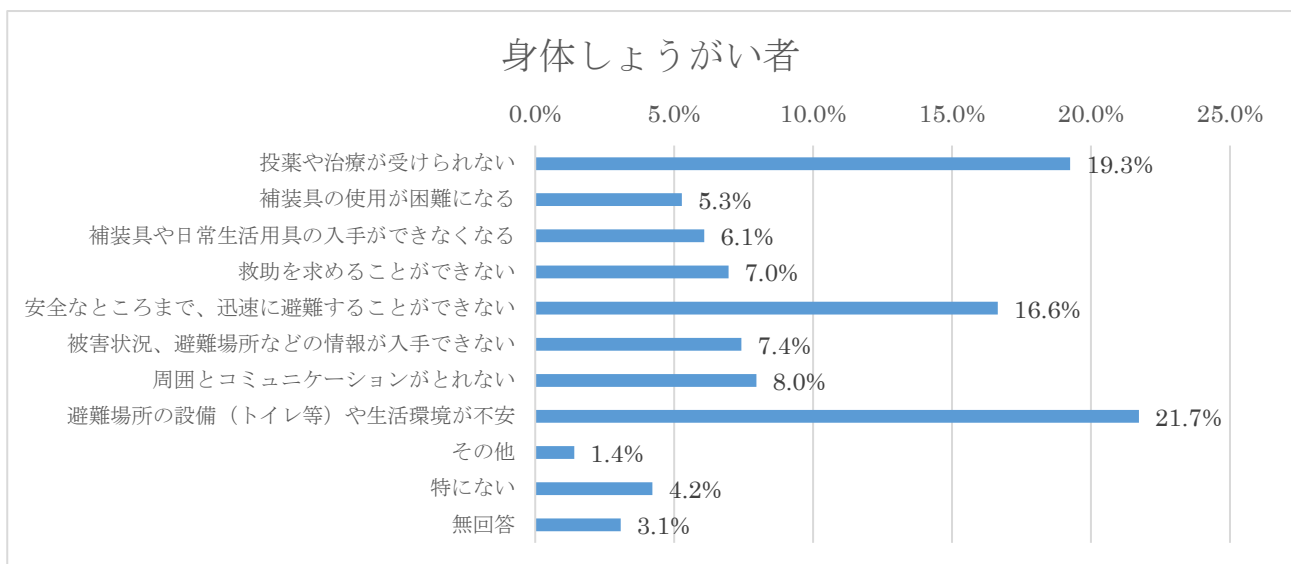
問 45 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

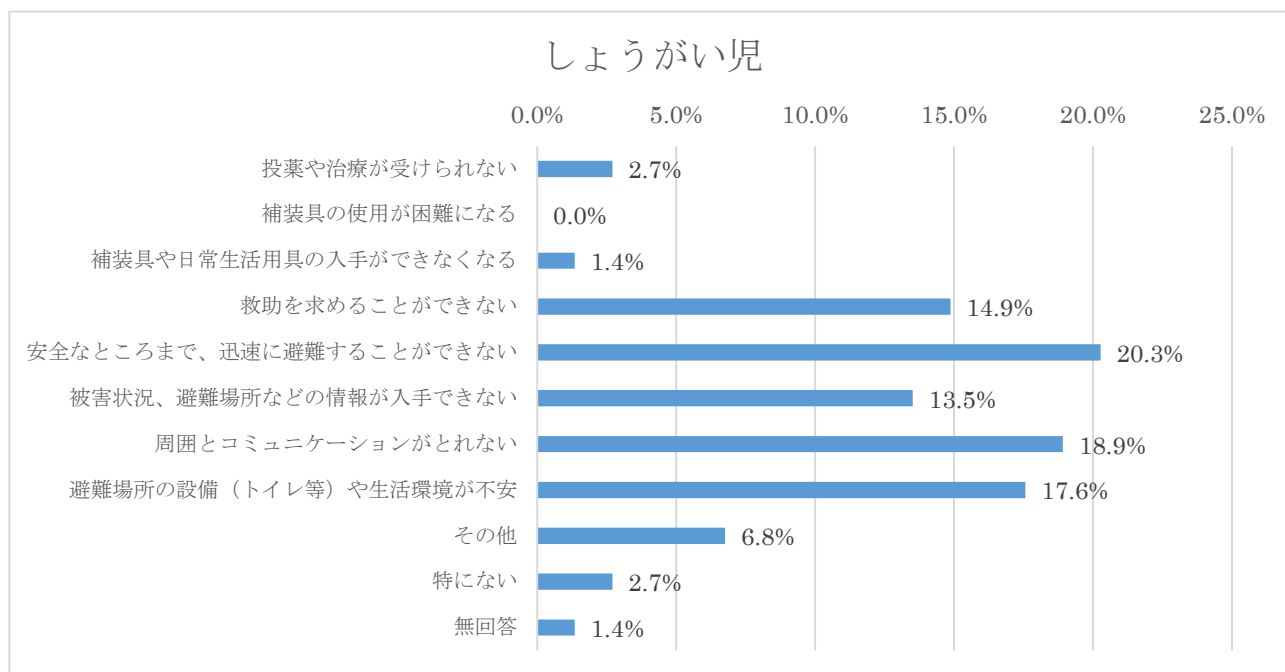
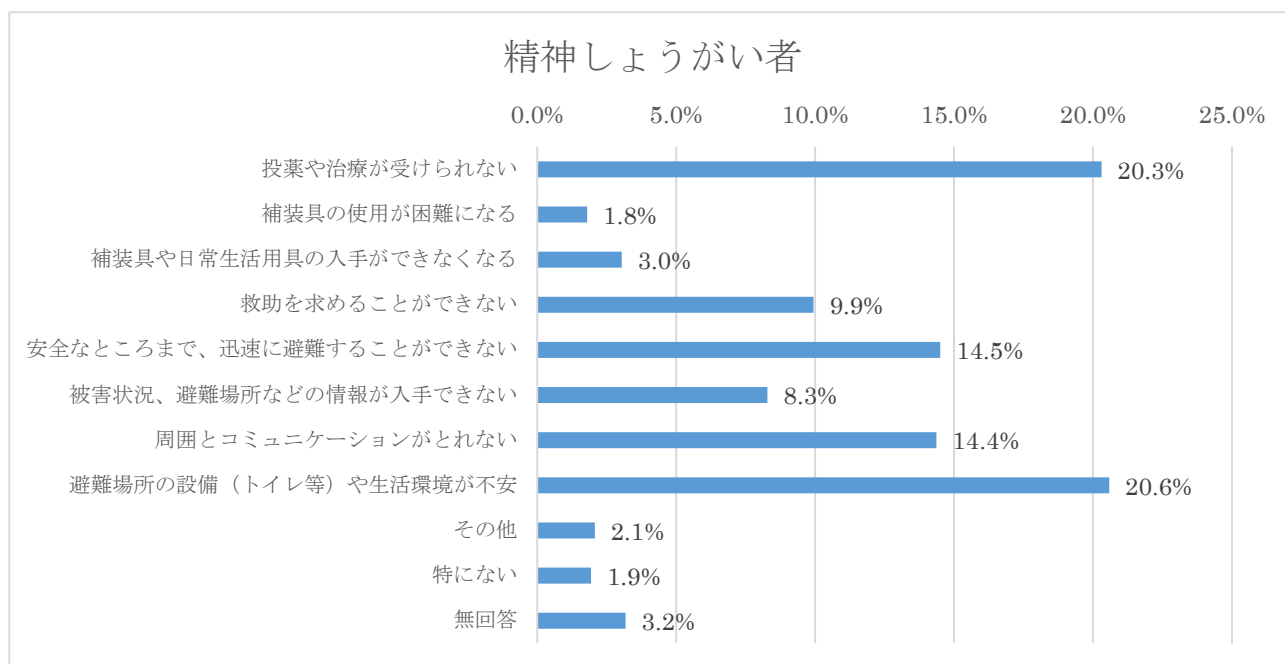
身体しょうがいでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 21.7%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が 19.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 16.6%となっています。

知的しょうがいでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 17.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 16.6%、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が 16.0%となっています。

精神しょうがいでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 20.6%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が 20.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 14.5%となっています。

しょうがい児では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が 20.3%と最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が 18.9%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が 17.6%となっています。





その他…どこに避難したらいいかわからない、親の介護、起こってみないとわからない

停電時に吸入装置が使用出来なくなる、パニック等の発作への対処、呼吸器などの電源の確保
 障害が排泄に関わるものなので不安、地区の放送が聞こえない、食品や飲料品の入手困難
 ストレスによる体調不安、補助人工心臓の電源確保、生理の不安、避難所での集団生活が困難
 体重が重く車いすでの避難が難しい、視覚障害で夜間は見えない など

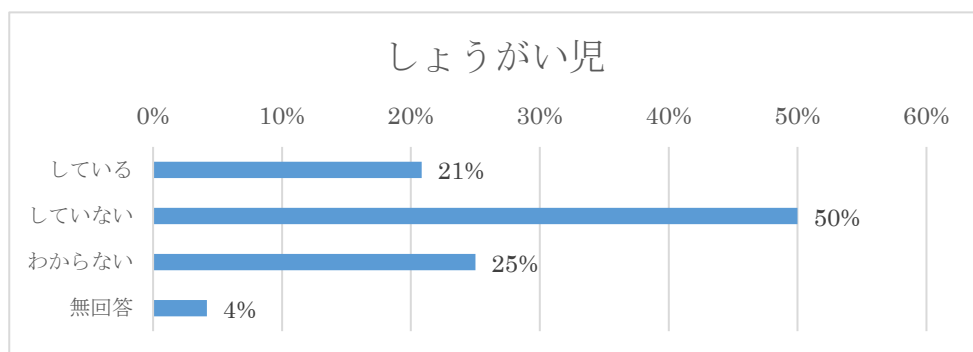
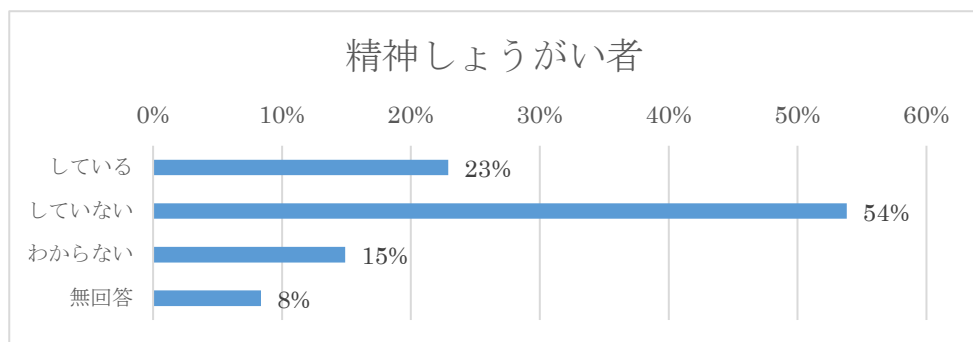
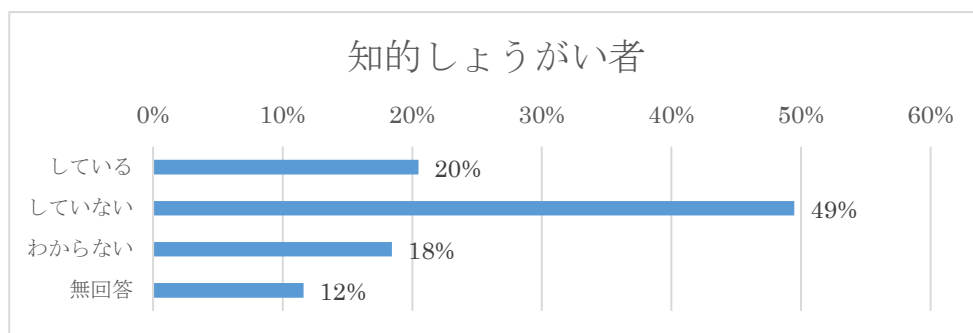
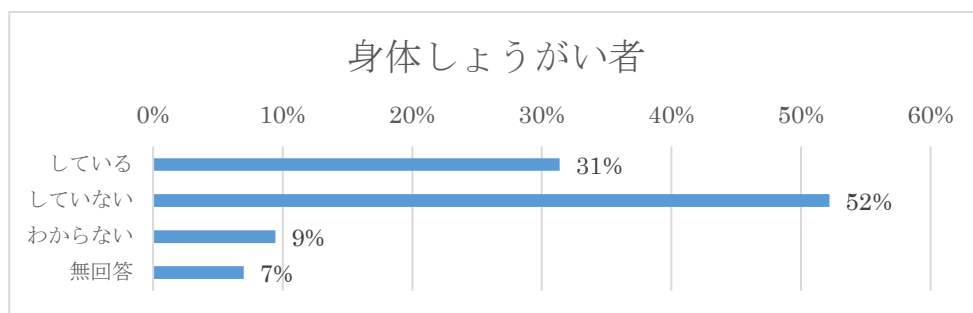
問 46 水害や地震などの災害への備えをしていますか。(○は1つだけ)

身体しょうがいでは、「していない」の割合が 52%と最も高く、次いで「している」の割合が 31%、「わからない」の割合が 9%となっています。

知的しょうがいでは、「していない」の割合が 49%と最も高く、次いで「している」の割合が 20%、「わからない」の割合が 18%となっています。

精神しょうがいでは、「していない」の割合が 54%と最も高く、次いで「している」の割合が 23%、「わからない」の割合が 15%となっています。

しょうがい児では、「していない」の割合が 50%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 25%、「している」の割合が 21%となっています。



【問 46 で、「1. している」と回答された方にお聞きします。】

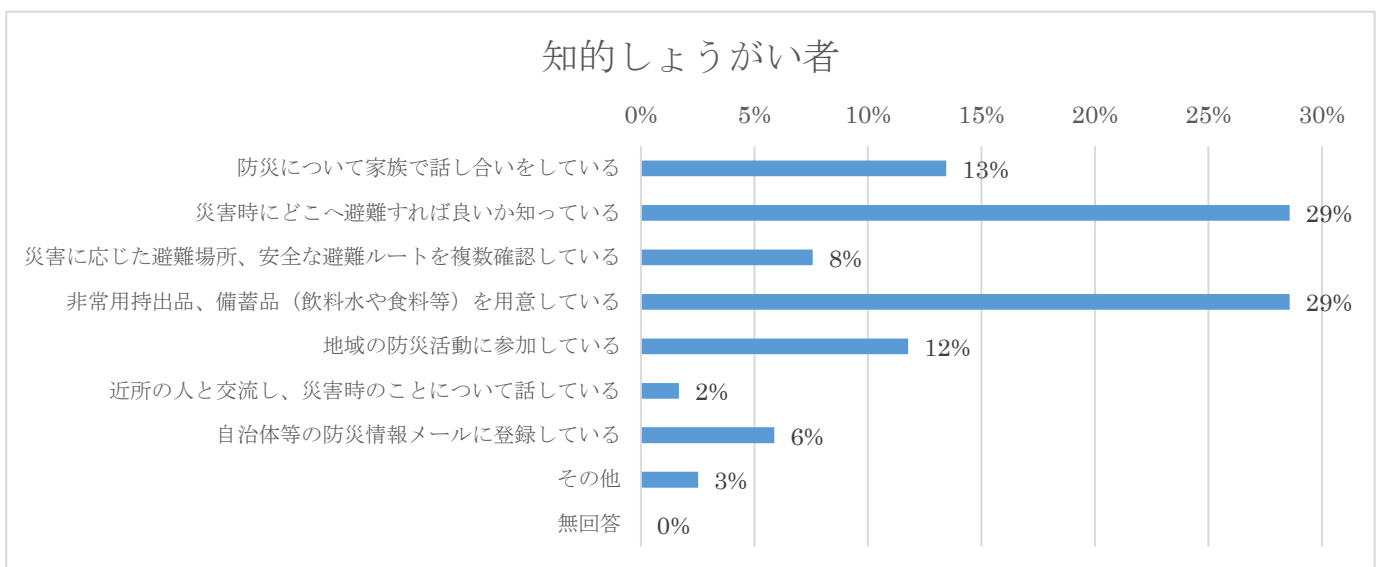
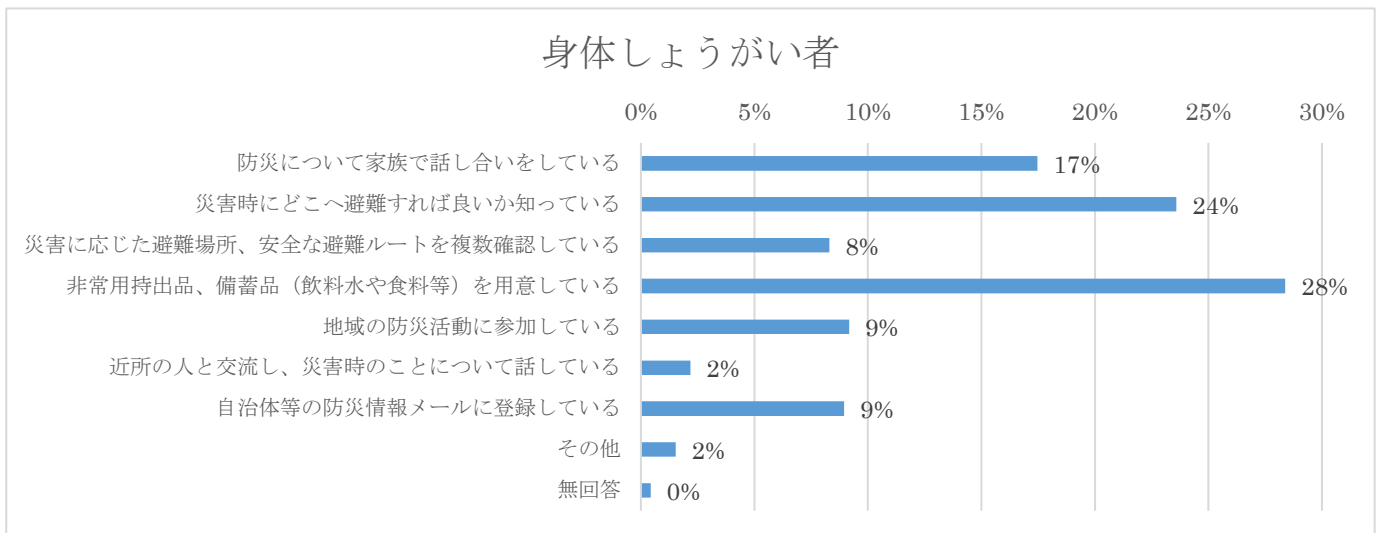
問 47 どのような防災対策をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

身体しょうがいでは、「非常用持出品、備蓄品（飲料水や食料等）を用意している」の割合が 28% と最も高く、次いで「災害時にどこへ避難すれば良いか知っている」の割合が 24%、「防災について家族で話し合いをしている」の割合が 17%となっています。

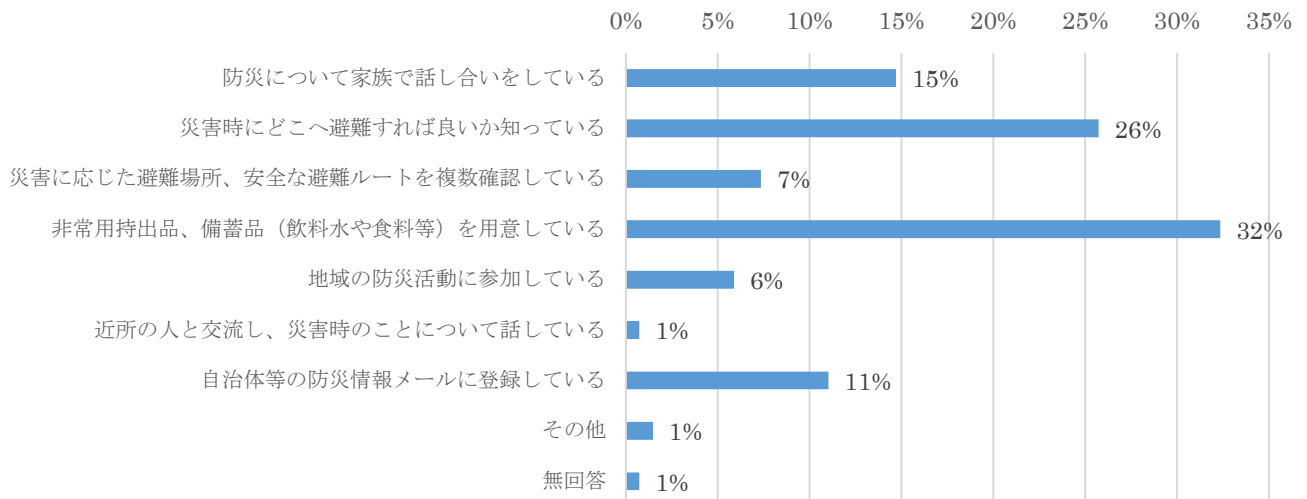
知的しょうがいでは、「災害時にどこへ避難すれば良いか知っている」「非常用持出品、備蓄品（飲料水や食料等）を用意している」の割合が 29%と最も高く、次いで「防災について家族で話し合いをしている」の割合が 13%となっています。

精神しょうがいでは、「非常用持出品、備蓄品（飲料水や食料等）を用意している」の割合が 32% と最も高く、次いで「災害時にどこへ避難すれば良いか知っている」の割合が 26%、「防災について家族で話し合いをしている」の割合が 15%となっています。

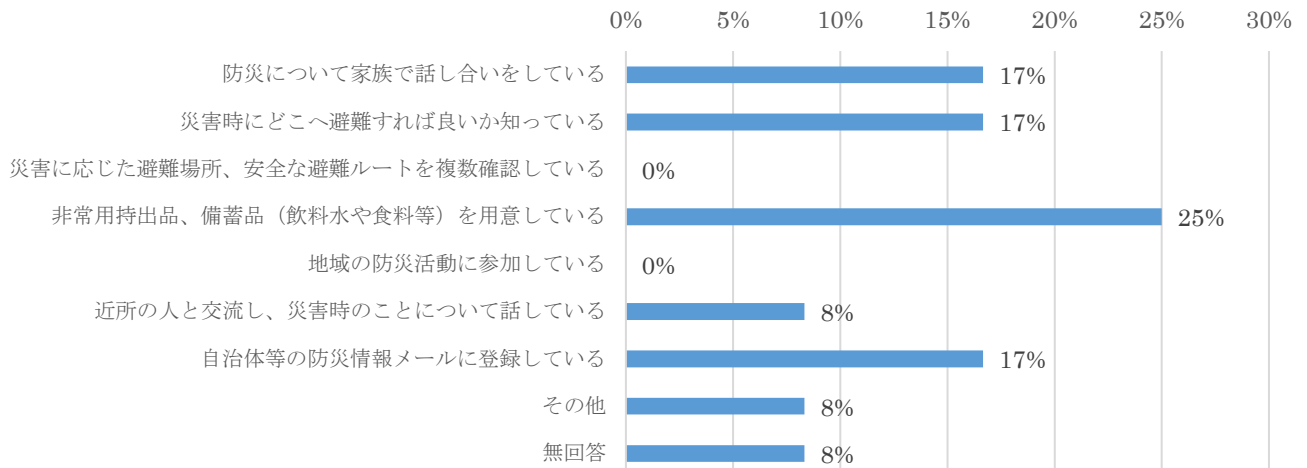
しょうがい児では、「非常用持出品、備蓄品（飲料水や食料等）を用意している」の割合が 25%と最も高く、次いで「防災について家族で話し合いをしている」「災害時にどこへ避難すれば良いか知っている」「自治体等の防災情報メールに登録している」の割合が 17%となっています。



精神しょうがい者



しょうがい児



その他…施設にて対策されている、長浜市の防災ラジオ、鉄鋼建、太陽光発電、現金の用意
ラジオ・懐中電灯 など

しょうがい福祉プラン策定に係る当事者アンケート意見

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
1	4 0 代	1 級	肢体不自由（上肢）	－	2 級	選挙の不在者投票へのタクシー送迎を就労支援施設も利用できるようにして欲しい 困ったときやどうすれば良いかわからない時にすぐ利用できるようなパンフレットか冊子を作成して欲しい	移動手段・交通の整備
2	5 0 代	1 級	内部障害	－	－	（週に2～3回）病院に透析に行っていますが、家族の送迎が無理な時もあり、介護タクシーも有料で急に依頼するのも難しいと聞いています。病院への送迎バスをしてほしいと思います。	移動手段・交通の整備
3	6 0 代	1 級	内部障害	－	－	いつ誰が身障者になるか分からないので、健常者の方々の理解と福祉サービスの更なる充実を期待する。特に移動の交通手段。最近は身内にも移動を頼むのを遠慮されている感があり、ますます障害者が家に閉じこもっていると思います。	移動手段・交通の整備
4	4 0 代	1 級	肢体不自由（体幹）	－	－	長浜市からもうちょっと援助してほしい。バスやタクシー券を利用できるサービスを幅広くできるようにしてほしい	移動手段・交通の整備
5	4 0 代	2 級	視覚障害	－	－	視覚障害者への理解が足りなく、冷たく感じる。彦根はあちこちに点字ブロックがある。点字ブロックが景観のためか、黄色でないところもあったりするが、それでは視覚障害者は困る。段差があちこちあり、穴が開いているところもある。それらをどこに言えば直してもらえるのかどうなのかわからない。手をあげても道を渡らせてもらえない。	移動手段・交通の整備
6	無回答	5 級	視覚障害	－	－	視野障害で車の免許もとれないが、周りに何も無い田舎に住んでいる。5級なので使えるサービスもなく、高齢の親や妻に頼らなければならない。移動手段として、手軽に使えるサービスがあれば嬉しいと思う。	移動手段・交通の整備
7	4 0 代	6 級	肢体不自由（下肢）	－	－	車が無いと移動できない地域なので交通手段に対して手厚い保障があれば	移動手段・交通の整備
8	3 0 代	－	－	A1	－	長浜市内を乗り降り自由なバスを動かしてほしい。障害者を連れて自転車に乗せられない。車が乗れなくなったら移動することができない。数年後のことを思うと不安です。毎回タクシーは乗れません。	移動手段・交通の整備
9	3 0 代	－	－	－	3 級	長浜市内だけでなく長浜市全域が便利になってほしい。車を持っていない家や人がいるのに不便過ぎます。電車もバスも少ない。若い人が楽しめる場所もあると良いと思います。	移動手段・交通の整備
10	3 0 代	－	－	－	2 級	発達障害はタクシー割引にならないのが不満。発達障害は他の障害と比べて軽いものだと勘違いされているが、コミュニケーションが苦手だから教習所へも行けず免許もとれないので、車の移動は親を頼るしかない。タクシーなどで自由に移動できれば自立への道がひらける。名古屋市では、教習所で障害者をサポートする制度があったり、タクシー割引もあるのでうらやましい。発達障害のみならず、言葉が出てこなかったり目を合わせられないコミュニケーションが苦手な人が生きやすい社会を作してほしい。 しょうがい福祉課の窓口も、番号札で呼ぶとか、案内の文章を分かりやすくするなど工夫してほしい。利用者からしゃべりかけないといけないのではなく、窓口の人から声をかけてほしい。 本紙の福祉サービスについての質問で、サービスについて何の解説もないからわかりにくかった。行動援護と移動支援がどう違うのか注釈をつけてほしかった。今受けていないサービスに○をつけるやり方が面倒。	移動手段・交通の整備 その他
11	6 0 代	－	－	－	1 級	寝たきり状態で酸素も必要なため入院中。若年性認知症であったため就労支援から入院までいろいろな過程でいろんな方の援助を受けた。就労支援では、認知障害が進むとサービスを利用するための交通手段に困った。送迎をすると自分の仕事に支障を来す。障害が軽く維持するためにサービスを利用したいと思うが費用が不足する。送迎のためパート職員になると生活費に困ることになり、どちらかをあきらめることになる。その後、施設入所したが費用が必要となり仕事に専念する日となりました。	移動手段・交通の整備 経済的な援助の充実
12	6 0 代	1 級	視覚障害	無回答	無回答	もっと生活を充実させるための支援がほしい	経済的な援助の充実
13	5 0 代	1 級	内部障害	－	－	もっと経済的な支援をしてほしい	経済的な援助の充実
14	4 0 代	1 級	視覚障害	A2	－	移動支援、休日の過ごし方の支援、自己負担の軽減等利用者の身になって支援していただきたい。	経済的な援助の充実
15	2 0 代	2 級	聴覚障害	－	－	障害を持つ妊婦のための金銭的援助がもっとあったらありがたい。	経済的な援助の充実
16	6 0 代	3 級	内部障害	－	－	外見ではわかりにくい内部しょうがい者は地域活動に参加した時、健常者の人よりは疲れやすく、さぼっているようにしか見られない事があり、自らしょうがいである事は、言いづらく時に苦しい思いをした事があります。病院での検査で、時にストマ（両方）保持者である事をいわなければならない時があり、見た目ではわからないしょうがいは辛いことがあります。私の場合、ストマ（両方）の補助金をしてもらっているが、どうしても自己負担が多くなってしまうので、生活に必要なため、出来たら全額補助をしていただけるととても助かります。	経済的な援助の充実
17	6 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	－	現在は自分のことは出来るので大丈夫ですが、今後高齢となっていくので十分に福祉サービスを受けられるか不安があります。年金生活者の夫婦にとって、介護保険料もかなりの負担になっていて、老後の身体的負担、金銭的負担を考えると不安ばかりです。病気もなく健康でいられるのが一番なのでしょうが難病指定を受けているので…。ただ、身体障害者で受信料を助けてもらっているなので、それはすごくありがたく思っています。	経済的な援助の充実
18	6 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	－	高齢化が進んでいく中で家をバリアフリーにするための費用の負担の枠をもっと広げ簡単にしてほしい。早急にしてほしい。	経済的な援助の充実
19	6 0 代	4 級	内部障害	－	－	しょうがい者の母親を介護する必要になったが、介護する側の私がしょうがい者になり、仕事ができず、車の運転もできなくなった。預貯金もたいしてなく、年金もあてにできない。将来の不安がたくさんある。	経済的な援助の充実

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
20	4 0 代	無回答	—	無回答	3 級	私は精神しょうがいですが（うつ病）、とにかくストレスフリーでいられないし、ストレス発散を進められますが、3 級という事で自費の負担が多く、ストレスがたまるだけ。市の方でも少しで良いからお金を受けられるとありがたい。（何をしてもお金がかかるが、まだ働ける状態でない為）	経済的な援助の充実
21	3 0 代	—	—	—	3 級	精神疾患で通院しているが、障害年金が支給されていないため、体がしんどくても仕事をしなければ収入が得られない状況でつらく感じることもあります。しかし、何とか、頑張っていております。障害年金の在り方について障害のある方皆に公平に支給されているのか、たまに疑問に思うことがある（障害年金について思ったことを少し書かせていただきました）	経済的な援助の充実
22	2 0 代	—	—	—	2 級	病院までの通院にかかる交通費が補助してもらえるとうれしい	経済的な援助の充実
23	3 0 代	—	肢体不自由（下肢）	A2	2 級	しょうがい者の親は、親亡き後のことを心配します。親亡き後も自分で生活していけるよう、親は備えておきたいとは思いますが、しょうがいを抱えながら生活していく上で、何かあった場合に包括的に相談支援していただける機関があればいいと思います。	権利擁護・財産管理の援助
24	6 0 代	4 級	—	—	—	風水害時の避難場所について再度検討してもらいたい。居住地区の避難場所はかえって危険である。また、避難場所にストマの対応ができる施設は市内に全くないのではないと思う。 障害者についての認識を深めるための啓発標語の募集等をしてもらいたい 公共交通機関がないので通院に困っている。タクシー代の一部補助だけでなく、市独自の通院助成費の拡充をお願いしたい。	災害時の準備 経済的な援助の充実
25	5 0 代	1 級	内部障害	—	—	障害福祉と介護保険のサービスに隔たりがあると感じる。高齢な人、障害者にこそ買い物支援や同行支援などのサービスが利用できることが理想であると思う。	在宅福祉サービスの充実
26	6 0 代	1 級	視覚障害	—	—	何においても同じ障害を持ちながら家族の有無で差別化されているので、家族の有無関係なしに一人の人間として公平にサービスを提供してほしい。	在宅福祉サービスの充実
27	3 0 代	—	—	B2	2 級	内職をしたいが、情報がない。彼氏と同棲しているが、1人の時が多く、生活が困難。また、話し相手がいないため、ふさぎこんでしまう。彼氏の収入も不安定なため、年金と彼氏の収入だけでは借金を重ねてしまっただけ。そのため、賃貸の家賃も支払いが安定しない。幻覚や幻聴、またその他の精神疾患が、まわりや家族、彼氏にも理解されない。病気が治ることは難しいとわかっていても、わずかでも希望が持てるようになりたい。しょうがい福祉課でもできることがあるなら、今すぐにでも助けが欲しい。生きていてもいいと受け入れてもらえる環境が欲しい。	在宅福祉サービスの充実
28	5 0 代	—	—	B2	—	一人になった時に食事などの用意に困る	在宅福祉サービスの充実
29	4 0 代	—	—	—	3 級	移動支援や訪問支援や通院介助のヘルパーさんが増えたら良いと思う。実家が遠方で保護者に何かあった時、子供を預かってくれるサービス。	在宅福祉サービスの充実
30	2 0 代	—	—	—	2 級	障害も目に見えにくい心の病気も他人の目から理解しにくい為、本人も悩んでしまっているのを解決や助言などあれば、少し気持ちが落ち着けるのではないかな。 出来ないことで困っていたときに助けがあるだけで、「ありがとう」という気持ちになれる もう少し湖北のバス料金が安くなれば利用したい	在宅福祉サービスの充実
31	6 0 代	—	—	—	2 級	兄弟2人で生活しており、兄は現在精神科病院に入院中。兄が退院後に世話を一人で背負うことになり、仕事を続けていけなくなるので、兄弟が安心して自宅で過ごせるような居宅福祉の充実を望みます。	在宅福祉サービスの充実
32	3 0 代	—	—	—	2 級	在宅で髪の毛をカットしてもらえるサービスを利用したい。精神障害者2級でもカットしてほしい。 性同一性障害を診療してもらえる医師を確保してほしい 物価高で経済的援助をしてほしい。例えば、社会参加援助金の増額をしてほしい 見守り配食支援事業（配食サービス）を昼食も夕食も1日2回配食してほしい 心身障害者扶養共済制度の掛金を助成してほしい。彦根市や米原市では導入済みなのに、長浜市にはない	在宅福祉サービスの充実 保健・医療サービスの充実
33	4 0 代	1 級	内部障害	—	—	車イスの場所に健常者が停車をしている。障害者専用の駐車プレートがないと駐車できないようになればよいと思う。	市民の意識啓発
34	5 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	—	—	障害者に対する意識は個人差が大きいに思います。身近な人で障害を抱えておられる方がいる人は近い存在であるし、そうでない人は関係ないみたいな人も実際は多いと思います。なくすことは難しいけれど、努力することは無駄ではないと思うので、少しずつでも裾野を広げていってほしいと思います。	市民の意識啓発
35	1 0 代	4 級	肢体不自由（下肢）	—	—	AYA世代へのかかわりをもっと増やして欲しい。学校での対応は、各学校の先生の考えに左右されることが大きい。行政として積極的なかかわりを望みます。	市民の意識啓発
36	4 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	—	—	自分が不自由な体になってから福祉サービスの有難さを感じる一方でどこかしさも感じています。車いす利用者用の駐車場に本当に必要な方が利用できていないこともあります。ホームセンターでステッカーが販売されていて便利な所に停められるという考えの人がいる。せっかくのサービスや取組が本来の目的通りにいくことを望みます。	市民の意識啓発
37	5 0 代	無回答	—	無回答	2 級	A型作業所に行っています（9 年目）。作業所での上司等に対しての悩み等を職員の人も勉強会研修会等で福祉の勉強をしてほしい。いろんな病気やしょうがいを持っていて作業所に行っているのを利用している側の理解もしてほしい。作業所では男性が多いため少し寂しいが、仕事をする所が無い。	市民の意識啓発
38	2 0 代	無回答	肢体不自由（下肢）	—	—	システムや様々な補助で多少は生きやすくなったのかと思います。あとは周りの人たちが障害の有無に関わらず一緒にやろうとしてくれるかだと思っています。	市民の意識啓発

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
39	6 0 代	－	—	－	2 級	しょうがい者＝弱者とならない社会をめざして欲しい しょうがい者に対して今以上に心配りをして欲しい 色々な更新申請手続きは毎年あって大変。もう少し簡素化して欲しい。	市民の意識啓発
40	3 0 代	－	—	－	2 級	身体障害者は見た目で障害があると理解され支援や援助が社会的に受けやすいと感じますが、精神障害者は見た目ではわかりづらく、外出時は無意識に他人と比べてしまうことがある。毎日の体調に波があり、友人を作らないようにしています。外出時は病気だと周りにバレないように必死です。タクシーに乗車時に手帳を提示したら馬鹿にされました。	市民の意識啓発
41	1 0 代	－	—	B1	－	余呉地域は自然豊かで心も体も穏やかな気持ちになる土地だと感じますが、障害者（児童）が参加しやすいスポーツ教室が少ないです。特に水泳教室です。今後拡充していただければ幸いです。	生涯スポーツ活動・生涯学習の充実
42	1 0 代	4 級	肢体不自由（上肢）	A1	－	スポーツに取り組める環境を作ってほしい。（スポーツ教室、体操、水泳、球技に触れる） 障害児も育てやすい環境を整えてほしい 手帳の更新を近くの支所でできるようにしてほしい。少数なので後回しにされている気がします。	生涯スポーツ活動・生涯学習の充実 保育・療育・教育サービスの充実
43	4 0 代	1 級	肢体不自由（上肢）	－	2 級	平日の夜間や休日はシェアハウス施設内に職員の方が不在の時間帯が多く、防犯面や体調が悪い時に不安です。出来るだけ職員の方医療従事者の方に常勤いただき施設内の様子や見回りをお願いしたい。男性利用者が多いので、女性専用のシェアハウスがあればいいと思う。 障害者向けのイベントや交流会等を増やしてほしい（女性向け等）。	住まいの整備
44	4 0 代	1 級	—	－	－	会社勤務して3 0 年以上になります。これまで頑張ってきたのは自分の頑張りはもちろんの事、家族の支えもあり、3 0 年と言う長きに勤務でき、またこれからは勤務して行きたいと思っていますが、障害があるためなのか、パワハラや差別があるように思います。また、相談したくても色々と悩む事でございます。	相談・情報提供体制の充実
45	6 0 代	1 級	肢体不自由（上肢）	－	－	福祉や医療関係の人達と話を聞いてもらって何とか生活している。まだまだ周りの人たちに理解してもらえず寂しい思いです。これからは障害者も堂々と生きていける様になったらと思います。	相談・情報提供体制の充実
46	5 0 代	2 級	内部障害	－	2 級	両親が高齢で、精神障害のある私が介護しなければいけないのですが、自分で精一杯でどうしたらいいかわかりません。 どこに助けを求めたら良いのか不安です。	相談・情報提供体制の充実
47	6 0 代	2 級	肢体不自由（下肢）	－	－	緊急に介助が必要になった時、すぐに対応してくれる「JAF」のような組織がほしい ショッピングセンター等にある障害者の駐車場に一般の車を止めないようにしてほしい	相談・情報提供体制の充実
48	4 0 代	2 級	肢体不自由（上肢）	－	－	本庁でしかできない手続きがあり、高月や木之本で出来るようになれば幸いです。 補助金等の利用が可能な情報を送ってもらえたら利用したいと思うのでお知らせ等を送ってほしいです。	相談・情報提供体制の充実
49	5 0 代	2 級	肢体不自由（体幹）	－	－	再生医療の情報がほしい	相談・情報提供体制の充実
50	6 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	3 級	行政の取組について、あまり情報が入ってこないように思います。まだまだ障害者への配慮が足りないんじゃないでしょうか。福祉サービスの充実、情報をもっと発信してください。	相談・情報提供体制の充実
51	2 0 代	3 級	内部障害	－	3 級	どのようなサービスが受けられるのかわからない。一人で何をどうすればいいのかわからない。	相談・情報提供体制の充実
52	4 0 代	3 級	肢体不自由（上肢）	－	－	身体の不自由な人達の相談するところが欲しい。知的、発達障害の人は相談する所があって、身体障害者は相談する所がないっていうのはおかしいです。	相談・情報提供体制の充実
53	6 0 代	4 級	肢体不自由（下肢）	－	－	自分に合ったサービスがすぐにわかるように、ホームページを使いやすくして下さい。マイナンバーカードと手帳を一体化に。アンケート結果を公表してください。	相談・情報提供体制の充実
54	6 0 代	4 級	内部障害	－	－	福祉サービスについて知らなさすぎる。もっと情報をいろんなところからわかるようにしてほしい。	相談・情報提供体制の充実
55	5 0 代	4 級	聴覚障害	－	－	職場で電話ができないことで責められる。上司は相談に応じてくれないため、職場内のことは外部の助けが必要。相談窓口が市しょうがい福祉課にあることを今後も知らせてほしい。ファックスは現在、使用していない。聴覚しょうがい者にスマホのSNSで連絡ができるようにして欲しい	相談・情報提供体制の充実
56	6 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	自分はまだ介助なしでできるが、子どもが精神障害者のため、自分が介助が必要になった際の子どもの事が心配。 自分がいなくなったら後追いつると日頃から言っているので、親亡き後の子どもだけになった場合、福祉の世話になれるのか相談したい。	相談・情報提供体制の充実
57	6 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	どこへどのような相談をしたら良いのかわからない。自分の障がいでのどのような援助が受けられるかわからない。	相談・情報提供体制の充実
58	2 0 代	6 級	聴覚障害	－	－	日常生活で概ね介助を必要としない程度のしょうがいであると、しょうがいによる困難はあるものの福祉サービス等に頼ってよいものか、この程度であれば自力で努力すべきと言われるのかに悩むこともあるかと思います。しょうがいの有無に関係なく相談できる場があれば良いと思います。	相談・情報提供体制の充実
59	8 0 代	無回答	—	B1	無回答	セールの人にだまされやすい	相談・情報提供体制の充実
60	2 0 代	－	—	B1	－	いま現在は、年齢的にもまだ心配はしていませんが、親亡き後、この子はどうやって生きていくのが心配です。 早くからその準備として、親と離れて暮らすべきか、先のことを考えずにゆっくり暮らしていてよいものか等、話のできる機会があるとよいと思います。	相談・情報提供体制の充実
61	4 0 代	－	—	B1	－	何でも相談できるところを作ってください。	相談・情報提供体制の充実

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
62	4 0 代	－	－	B1	－	療育手帳を持っていますが、義理の両親のおかげで子どもを育てることができてとても嬉しいのです。しがし、夫が理解してくれないのがとても辛いです。仕事でも、パートで掃除をして手や顔が赤くかゆくなって困っています。こういう相談をしたいです。	相談・情報提供体制の充実
63	4 0 代	無回答	－	B2	無回答	私は今、主人と2人で暮らしています。私の住んでいる地域自治会に入っていますが、何年かしたら協議委員がまわってきます。主人も少し障害があるので任されなにか心配しています。その場合、何処に助けを求めたいのでしょうか。私は知的があるので民生委員さんに相談したくても私達のところにはまわってこられないのでわかりません。私達みたいに障害者二人で暮らしている者はどうすればいいですか？検討お願いします。	相談・情報提供体制の充実
64	3 0 代	－	－	B2	無回答	もう少しこまめに話を聞いてくれる人がいてくれたら助かります。例えば月1回とか。	相談・情報提供体制の充実
65	1 0 代	－	肢体不自由（上肢）	B2	2 級	行政サービスが様々ありますが、一般人ではなかなか情報が入手しづらい。内容によって窓口が異なっていて、専門用語ばかりの説明でわかりにくい。素晴らしい制度や対応がならもう少しわかりやすく、入手しやすくしてほしい。相談窓口を大きく設けて、行きやすく、相談や問合せがしやすい場を作ってほしい。	相談・情報提供体制の充実
66	4 0 代	－	－	無回答	2 級	将来一人になったときに本当に助けてくれますか？不安でたまりません。どうしたらいいのかわかりません。 経済的にもとても心配です。通院にも一人では出来ないのですごく不安でどうしたらいいのかわからず怖いです。	相談・情報提供体制の充実
67	2 0 代	－	－	－	2 級	悩みや心配事、日常生活の困り事等を相談する場所がないことに困っています。精神疾患の方の相談先の選択肢に、市役所のしょうがい福祉課という存在があれば、誰にも頼れなかったときに大きな存在になるのではないかと思います。	相談・情報提供体制の充実
68	4 0 代	－	－	－	2 級	しょうがい者が生きやすい社会になればみんな穏やかで平和に暮らせると思う。本当の自立って自分一人でも何でも出来る事ではなく、困った時に困ってるといえること、誰かに相談できることだと思う。以前に比べたら、行政の対応も親切になった。寄り添ったサービスを希望する。例えば、難しい書類をなくす、タクシー補助　具体的で簡単なサービス提供を希望します	相談・情報提供体制の充実
69	4 0 代	－	－	－	2 級	私には相談員さんがついてくださっているのですが、なかなか気を遣って思った事が相談できていません。高齢の家族の事、将来の事、毎日の生活の事、病気の事など、悩んでいる事はたくさんあるけど、相談員さんに軽くあしらわれてしまったり、どうしようもできないと言われるので、頼りにできません。なんだかなかなか信用もできなくなってしまっていて困っています。最近では時間も守ってもらえなくなり不信感が募る一方です。	相談・情報提供体制の充実
70	3 0 代	－	－	－	3 級	今は親と兄弟と同居していますが、独身なので将来一人になったときに助けてほしいです。	相談・情報提供体制の充実
71	4 0 代	－	－	－	3 級	自身の症状が悪くなる中、家族の病気になった場合の支援や相談、申請できることがわかるものがあるといいなと思います。	相談・情報提供体制の充実
72	4 0 代	－	－	－	3 級	自分に合ったサービスの情報などを案内してほしい。知りたい。	相談・情報提供体制の充実
73	5 0 代	－	－	－	3 級	病気が色々見つかり悩んでいます、家族（夫）は金銭の心配しかしてくれず、安心して素直に相談できる人がいない。からだの事を相談できる機関があったら教えてください。	相談・情報提供体制の充実
74	5 0 代	－	－	－	3 級	ヘルパーさんに来てもらっていますが、ヘルパーさんは個人差が大きく、来てもらっている事業所のヘルパーさんの責任者もヘルパーさんに指導はあまりしません。こういう場合は誰に相談すればいいですか。	相談・情報提供体制の充実
75	1 0 代	－	－	B2	－	保護者が気軽に相談できる場がほしいです。私生活についてのちょっとした事や子どもが何に困っているのかを見つける手助けをしていただける方がいてほしいなと思いました。 表紙のお願い文は保護者には理解できたが、知的障害のある子には少し難しかったようです。もう少し簡単な言い方もあるとさらに良いのではと思いました。○をつけるのも、数字に○をつけると記入していただけるとわかりやすかったかなと思いました。	相談・情報提供体制の充実 その他
76	6 0 代	2 級	視覚障害	－	－	サービス、支援等を定期的に知らせてほしい。居宅から利用できる交通があれば良い	相談・情報提供体制の充実 移動手段・交通の整備
77	6 0 代	2 級	視覚障害	無回答	無回答	福祉サービスや行政の取組で新しい情報があるときは早く知らせていただきたいです 同行援護をしてくださる方を増やしていただきたいです ガイドヘルパーさんに県外にも連れていってもらえるようにしていただきたいです。	相談・情報提供体制の充実 在宅福祉サービスの充実
78	6 0 代	1 級	視覚障害	－	－	老々介護となり、年齢的にしょうがい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考えているが、本人や家族にとってどちらが良いの迷っている。横の連携はスムーズにいくのか。また、車の運転が不安なため、透析施設への移動がスムーズにできる入所を希望してきるが、先行きが不安。行政にしか頼る所がない。	相談・情報提供体制の充実 入所施設の充実
79	6 0 代	2 級	肢体不自由（上肢）	－	－	サービスといいますが、どのように利用するのがよいかが判りかねる。どこにまず連絡するのが良いのか、した所で快く応じて頂けるのか。障害を持ったことで周囲の人（家族も含め）たちに”ごめんなさい”とかの謝罪の言葉をよく使うようになった。そう言ったほうが都合が良いのではと思うようになり心が折れ曲がってしまう。診療内科ケアの充実を求める	相談・情報提供体制の充実 保健・医療サービスの充実
80	6 0 代	2 級	視覚障害	－	2 級	人間関係の困り事が今でも尾を引いていて、要らぬ思いをすることの悩みがある。	地域活動に参加しやすくするための支援

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
81	6 0代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	長浜市と高齢障害者の皆さんとつながり（一緒に）がもっと気楽に楽しめる場機会があるといいなあと思います。又、何かのお手伝い、それぞれができる事（ボランティア的なこと）を出来る範囲でする事があれば…こんな私でも社会の一員として、小さな役に立つこと出来た！とか皆んなで喜びあえる場あるといいなあと思いました。誰かにしてもらってばかりでなく、お返しはなかなか出来なくても何かお手伝い出来たら…残りの人生一日でも皆さんとつながりもてたら、楽しいなあ…と前向きになる人増えて、心身健康になる人増えるのでは…と思いました。もう、すでに市でいろんな事考え、行っていて下さると思いますが、勉強足らずで知らないのは私だけかもしれません。	地域活動に参加しやすくするための支援
82	6 0代	無回答	—	－	－	取組について、障害者を必ずメンバーに入れる。生の声をきくことが大切だと思う。健常者だけで決めない	地域活動に参加しやすくするための支援
83	4 0代	1 級	肢体不自由（上肢）	A1	－	親が79歳、74歳で家庭では頑張って介護しておりますもしどちらかが病気になり介護が無理な時、ケアホームが近くにあると安心できます。是非早急なケアホームの実現を願っています。	入所施設の充実
84	6 0代	1 級	肢体不自由（体幹）	A1	－	米原、長浜、彦根にびわこ学園野洲のようなセンター建設をしてほしい。現状は野洲に重度の方を預けていますが遠いため不便です	入所施設の充実
85	3 0代	3 級	内部障害	B1	－	現在は親と生活していますが、何年後かには一人になり、生活はどうすれば良いのかと思います。通院も出来ず、グループホームに入れると良いのですが、数も少ない様です。入居施設の見学にも行きましたが、かなり高く難しいと感じました。この先不安しかありません。買い物をする場所も遠く心配です。市外の通院であっても援助してほしいです。	入所施設の充実
86	4 0代	－	—	無回答	－	両親が亡くなった後の施設入所などできるようにグループホーム、施設入所できる所をもう少し充実できるように。	入所施設の充実
87	5 0代	1 級	内部障害	－	－	職業訓練や職業相談でパソコンの講習など受けられる内容があったのですが、透析を週に3階も受けているとなかなか習ったりする事ができずに断念する事が多々ありました。障害者の仕事探しには色んな意味で大変です。	働く場・機会の充実
88	5 0代	3 級	内部障害	－	－	仕事を続けられるようにしていきたいので、また支援の方よろしくをお願いします	働く場・機会の充実
89	4 0代	6 級	肢体不自由（下肢）	－	－	障害者の就労支援として在宅で仕事ができる資格が取れるような支援があるとありがたいです。	働く場・機会の充実
90	1 0代	－	—	B2	－	しょうがい者の就労への不安、就労し就職してからの不安、親亡き後、兄弟への負担、8 0 5 0問題	働く場・機会の充実
91	1 0代	－	—	B2	－	働く場がもっと充実して能力に応じた作業などができる環境が広がれば良いと思う	働く場・機会の充実
92	4 0代	－	—	無回答	3 級	精神障害者3級ですが会社では軽作業ばかりです。本人の能力を事業者が的確にまたは他専門家と本人および事業者との本当の話し合いをし、一般作業者和同じ収入を得なければ障害者は何のたのしみもなく、ただ死んでいくことでしょう。	働く場・機会の充実
93	2 0代	－	—	－	3 級	障がい者雇用の求人をもっと増やしてほしい。無職になった場合の金銭援助などのサービスや制度があるなら知りたいし、無いなら作ってほしい。	働く場・機会の充実
94	2 0代	－	—	B2	－	障害者の自立のための就業支援、家賃の免除等の支援で自立の推進をしてほしい	働く場・機会の充実 バリアのない町づくり
95	3 0代	1 級	肢体不自由（下肢）	－	－	もっと社会モデルの考え方を広めるべき ユニバーサルデザインやバリアフリーを進めることは障害者だけではなく高齢者や子どもなど、すべての人が恩恵を受けられるのだという価値観を根付かせるような動きが重要 滋賀県共生社会づくり条例やユニバーサルデザイン行動指針の周知を進めて欲しい バリアフリー基本構想の再構築に取り組み、誰も取り残さない街づくりを進めて欲しい 主たる介護者の選択肢の中に「ヘルパー」を入れるべき	バリアのない町づくり
96	6 0代	2 級	肢体不自由（上肢）	－	－	商業施設にパーキングパーミット制度の強要はできないが、国際シンボルマークを貼り付けていれば、優先的に車イス用駐車スペースに停められるという勘違いをなくす必要があり、意識改革が求められるので、私は県の車いす使用車等用駐車場利用証の交付を受け、車の前面に表示して啓発しています。	バリアのない町づくり
97	6 0代	4 級	内部障害	－	－	障害者トイレですが、服をつるすフックやベッド、荷物が置ける台がないところがあり市役所の中にもある。ストマを置いたりできなく、地べたに置くことは不衛生で大変不便です。対策をお願いしたい。	バリアのない町づくり
98	5 0代	6 級	聴覚障害	－	－	聴覚障害のため窓口で聞き取りにくくて困る。ETC機補助があればよいと思う。	バリアのない町づくり
99	3 0代	－	—	B2	－	障害者手帳で使える施設をもっと増やしてほしい。例えば、温泉施設やジム、ホテルなどの宿泊施設での割引 支援体制の充実、バリアフリー施設の活用などに目を向けたほうがいいと思います	バリアのない町づくり
100	2 0代	－	—	－	2 級	様々なしょうがいがある人もいるし、グレーゾーンの人もいる、病院に行きたくてもいけず、家族にも理解してもらえない。より良く住みやすい町になってほしい。	バリアのない町づくり
101	6 0代	4 級	肢体不自由（下肢）	－	－	一番はお金のこと。住宅をリフォームするにもお金がかかるので補助が出るとありがたいです。生活しやすい環境は自分しかわからないので相談するだけではいつもの生活とかわらない。家の不自由をなくすにはリフォームが一番助かります。トイレおふろのリフォームが一番高くつくので水回りのリフォームに十分な補助があると家でのお風呂が楽になります。	バリアのない町づくり 経済的な援助の充実

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
102	1 0 代	1 級	肢体不自由（上肢）	－	－	もっと障害を持っている人が利用できる事業所を増やして欲しい。 医者や看護師のいる事業所を増やして欲しい。 親が安心して預けられるようにしてもらいたい 長浜市は障害者に対してのケアが薄すぎで施設も少なすぎ。 障害に対しても市の考えが見えないし発信されていない。とても障害を持っている者は住みにくいです。	福祉サービスの充実
103	1 0 代	2 級	聴覚障害	－	－	私が仕事をし、妻が聴覚しょうがいの子どものろうわ学校の送迎を週 2 回しています。他に子ども 3 人がいて、どうか子育て支援をお願いします。	保育・療育・教育サービスの充実
104	3 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	2 級	湖北にリハビリの施設がほしい	保健・医療サービスの充実
105	6 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	－	年金生活のため福祉医療受給券は大変ありがたい制度です	保健・医療サービスの充実
106	5 0 代	5 級	－	－	－	しょうがい福祉サービスや行政かかりつけ医療機関との連携を保っていただいて、しょうがいが軽度の場合でも連絡していただきたい。今後もよろしくお願い致します。	保健・医療サービスの充実
107	4 0 代	－	－	無回答	2 級	質問内容ほとんど全てが行政にして欲しい事が書かれてあり、課題を把握していると思う。役所は速やかに実行して欲しい。案内文と窓口対応の説明が異なることが多く、見直して欲しい。医療機関での医療費補助の拡充。精神疾患が集え、専門スタッフのいる施設が長浜市には無い。	保健・医療サービスの充実
108	5 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	－	人とのつながりがなく家に居ることが多いので、友達や話ができる人がいればいいと思っています。	ボランティアなどの育成・活動の支援・充実
109	6 0 代	－	肢体不自由（下肢）	A2	1 級	精神疾患と難病を患っていて一人暮らしをしています但将来の経済面や医療面などとても不安を感じています。 姉に負担をかけたくないので通院等の外出のサポートがあれば助かります。 色々な方にお世話になっていますが、抜本的な解決策（サポート体制）の強化、福祉サービスの充実を図ってほしい。	在宅福祉サービスの充実 経済的な援助の充実
110	5 0 代	4 級	肢体不自由（下肢）	－	－	軽度のしょうがいとはいえ、感じ方は個人差があるので、手帳の「級」だけで判断せず、満遍なくサービスが受けられるような受け皿を自治体独自で構築してほしい。障害者雇用で採用されても、特別配慮を受けている感はなく形骸化しているように思う。就労している企業や病院、自治体等に役所職員が足を運び障害者雇用本人の生の声を聞いて欲しい。問題があれば雇用先には是正を促す取り組みがあっても良いのでは？連携して情報共有をし、障害者への配慮をくみ取って欲しい。表向きではなく、親身になって取り組み、弱い立場の人への策を手厚くして頂いて、温もりある市政運営、見通しの明るい市政づくりを期待したい	在宅福祉サービスの充実 相談・情報提供体制の充実
111	3 0 代	1 級	肢体不自由（下肢）	－	－	自立生活支援用具の要望。障害者が運動できる施設が少ない。車椅子対応や障害者でも利用出来る施設の要望	生涯スポーツ活動・生涯学習の充実
112	6 0 代	2 級	肢体不自由（上肢）	－	－	おむつの支援サービスを所得関係なく平等にしてほしい。 平等にサービスが受けられるようにしてください	苦情・不満
113	4 0 代	3 級	肢体不自由（上肢）	－	－	しょうがい福祉サービスや行政の取組とは何ですか。何されていますか。こっちから聞かないと何も応えてもらえない 国民スポーツ大会全国障害者スポーツ大会がありますが、限られた選手しか出れない。一般障害者は出れないので特に楽しくもない。 障害者支援センターの人や役所の人も何が原因で障害者になったのかをそれなりに理解してもらいたい。	苦情・不満
114	6 0 代	4 級	肢体不自由（上肢）	－	－	常に寝たきりでオムツが必要ですが、3 級からしか支援がなく差別だと思います。車の税金も。 障害年金も 6 5 歳までに認定がないと入れないのも納得できません。	苦情・不満
115	4 0 代	4 級	肢体不自由（上肢）	－	－	身障手帳の申請の書類を県に提出するだけで紙切れ 1 枚でその人の身体の状態を判断して級を決めることが不思議だし疑問でならない。一人ひとりと面談して状況を知ったうえで決めてもらいたい。不正受給も多々聞くし、健康なのに手帳を持っている人もいてる。国も県も身体が不自由な人に対してもう少し勉強するべきだ。	苦情・不満
116	6 0 代	4 級	肢体不自由（下肢）	－	－	私は身体障害 3 級でしたが 1 年で返すように言われました。何故でしょうか？身体が不自由なのに福祉サービスは受けられないのは不満があります。	苦情・不満
117	5 0 代	6 級	肢体不自由（下肢）	－	－	人によってサービスの量や種類が違うが明確なラインがない、言ったもの勝ちなのかと思う。 職員がマイナス思考 福祉職の倫理観が低い 行政の職員はあまりにも偏った考えの人が多く、上から目線で不快である。	苦情・不満
118	1 0 代	－	－	A2	－	アンケートに答えたところで何もかわらないと思います。今でもそうですし、お金も減らされる一方ですので、全く意味がないアンケートだと思います。	苦情・不満
119	5 0 代	－	－	A1	－	障がいの窓口対応がひどいと思うことが多々ある。心ない言葉で傷つけられたことが多い。行政の窓口対応を見直しをしてほしい。長浜市の窓口に行く度に「自分たちのことは自分たちで守るしかない」と思わされます。こちらの立場に立ち、どんな気持ちになるか考えてください。障害を持っている者は言葉だけでなく口調や表情又雰囲気を感じとる。どうか話しやすい相談しやすい窓口にしてください。	苦情・不満

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
120	3 0 代	－	－	－	2 級	平日はフルタイム勤務のため、開庁時間に自立支援や手帳の更新、金銭面の相談など行けなくて何年も困っている。市民課のように延長窓口をして欲しい。福祉サービス情報を知れる機会が非常に少ない。病気から補聴器を購入したが、購入前にネット検索したが、情報が出なかった。その後、市役所で教えていただいた時にはすでに対象外となっていた。コロナに雇った時も支援制度も知らず、完治後に対象外となって初めて知った。市役所内でたらい回しにされるため、情報提供体制の充実や安定した相談支援体制の整備から取り組んでいただきたい。	苦情・不満
121	5 0 代	－	－	－	3 級	支援センターの以前の支援員から「知的」と言われたり、センターで支援してほしいかと暴言を言われた。 現在の支援員からも社労士への説明でうその説明をされたのでなくしてほしい	苦情・不満
122	6 0 代	1 級	視覚障害	－	－	今後福祉サービスにお世話になるかと思います。よろしくお願いします。	その他
123	6 0 代	1 級	肢体不自由（体幹）	－	2 級	再生医療、ips細胞等を使った神経再生などにも取り組んでいただきたい。	その他
124	5 0 代	1 級	内部障害	A1	－	施設の方で大変よくして頂いているので感謝しています。本人も満足していると信じています。	その他
125	5 0 代	1 級	内部障害	－	－	市役所の窓口の方に親切で丁寧に対応して頂き感謝しております	その他
126	6 0 代	1 級	内部障害	－	－	長浜市は立派に福祉障害に対する取り組みをされていて感謝しております	その他
127	5 0 代	1 級	肢体不自由（下肢）	－	－	私たち、障害者や家族が笑顔で生活できる長浜市となることを望みます。行政のみな様にはお世話になりありがとうございます。	その他
128	3 0 代	2 級	－	無回答	2 級	こうしたアンケートが送られてくることがとても不快	苦情・不満
129	6 0 代	2 級	肢体不自由（上肢）	－	－	しっかり考えて欲しい	その他
130	6 0 代	2 級	肢体不自由（下肢）	－	2 級	しょうがい者の実態を知っていますか。しょうがい者の様子をこのような紙だけで済まさずに足で見て歩こうと思いませんか。本当の様子を見て歩いて回ろうと思いませんか。金銭で困っている人もいますよ。	その他
131	2 0 代	2 級	肢体不自由（上肢）	A2	－	障害手当（社会参加援助金）で年間12,000円もらえています。名古屋、東京は月に1万円以上で、見直しをお願いします。	その他
132	6 0 代	2 級	肢体不自由（体幹）	－	2 級	少なくとも、しょうがい福祉課の職員はプロ、専門職であってほしい。	その他
133	6 0 代	2 級	内部障害	無回答	無回答	その人の立場になって考えてほしい。また、なかには上目線から言う人もいる。	その他
134	4 0 代	2 級	－	－	2 級	手続きがちょっと大変だと思います。	その他
135	6 0 代	2 級	肢体不自由（下肢）	－	－	手続きの書類を出してもらうのに時間がかかる	その他
136	3 0 代	2 級	音声・言語・そしゃく機能障害	A1	－	良いアンケートだとは思いますが、重度の者にはもっと現実は厳しいと思う	その他
137	3 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	－	市役所での窓口対応に関すること アンケート調査を3つ折りでの返信は障害によっては難しい。 "障害"と一言でくくられますが、一人ひとりが抱える症状は様々である。同じ病名、障害等級だとしても違うのです。どんなに医療が発達しても神経系は解明されていないことはたくさんあると聞きます。今の医療では説明できないこと、断言できないことがたくさんあるのだとご理解いただきたい。様々な意見が集まるとは思いますが、その一つとして参考になればと思います。	その他
138	6 0 代	3 級	－	－	3 級	いつもしょうがい福祉に関して、市役所のしょうがい福祉課を利用していますが、いつも丁寧な応対をしていただきありがたく思っています。	その他
139	6 0 代	3 級	内部障害	－	－	医療費を無料にして頂き本当にありがとうございます。	その他
140	2 0 代	3 級	内部障害	－	－	権利擁護についての質問に対して、法律があることを知らなかったが、障害者を支援やサポートしてくれる施設で嫌な思いをしたのが一番トラウマで中々、前に進めない気がしている。また、そこを利用したくない。しょうがい者雇用を簡単にしないでほしい。悪口を言われたこともあり、信用が出来ない。意識を高めて欲しい。周りの目が痛い。家族すら痛い。	その他
141	6 0 代	3 級	肢体不自由（体幹）	－	－	このアンケートの質問が役所主導というかコロナ渦での暮らしや以前の普通の状態に戻った時に福祉サービスが豊かなものになりますように	その他
142	4 0 代	3 級	内部障害	－	3 級	持病の精神疾患により、離職することになったが、一定の基準により失業手当や傷病手当の支給が受けられず、自宅で静養することとなり、しばらく無収入のため本当に苦しい思いをしています。離職理由により基準を無効にしてもらえるような制度にしてほしい。	その他
143	4 0 代	3 級	肢体不自由（下肢）	－	3 級	福祉サービス一覧表などでわかるようにしてほしい。障害者年金の受給要件が厳しい。（年金納付月数など）	その他
144	7 0 代	4 級	音声・言語・そしゃく機能障害	A1	無回答	アンケートの内容について、本人がすべて理解出来ないので回答は無理	その他
145	4 0 代	4 級	内部障害	－	－	アンケートの返信用封筒が小さすぎる	その他
146	3 0 代	4 級	内部障害	－	－	いつもありがとうございます！	その他
147	5 0 代	4 級	内部障害	－	－	医療、高齢者、生活の維持等、市民の生活を支える福祉の仕事は、専門の知識や当事者との面接手続きを進めなければならない等、苦労も責任も大きく、同時に社会への貢献も大きな仕事だと思います。健康な時はどんなサービスがあるかを知らない人が多いですが、いざという時にお世話になるなくてはならない命綱ですので、市民のためにこれからもよろしくお願いします。	その他
148	4 0 代	4 級	内部障害	－	－	延長窓口があると助かる。各種申請がウェブサイト上で出来れば便利かなあとと思います。	その他
149	6 0 代	4 級	内部障害	－	－	今後も障害（軽度から重度まで）のある人ありきから、福祉行政サービスを高めてくださることに期待しています。	その他
150	6 0 代	4 級	音声・言語・そしゃく機能障害	－	－	ゆっくりとした話でないと分からない	その他

No.	年代	身体	障害名	療育	精神	意見	分類
151	6 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	夫との二人暮らし。共に障害があり、障害プラス加齢でこの先、お互いを支えていくことが出来なくなる日が、必ず来ると思う老後、健常者の夫婦のような生活、介護が出来るのだろうか近い将来のことで心配している。	その他
152	6 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	行政の方にはできる限りしょうがいのある方の立場に立って、やさしい福祉を目指していただきたいと思います。 そうすればおのずとしなければいけない事、した方がいい事が見えてくると思います。	その他
153	5 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	－	－	更生医療の利用期間が短い。そして、通るのが遅い。申請に長くかかり、再度、支払いに行くのが大変だった。私は、比較的に動けたが、車の運転が出来なかったり、誰かの世話を受ける方には市役所や病院へ何度も行くことは困難なため、一回で申請や支払いが済むようにして欲しい	その他
154	6 0 代	5 級	肢体不自由（下肢）	A2	－	まだ自分で自立してできるが、今後どうなるのかわからない	その他
155	6 0 代	6 級	肢体不自由（下肢）	－	－	質問が多く答えにくい。	その他
156	1 0 代	無回答	肢体不自由（体幹）	－	－	介護保険が優先されることの理解が難しい	その他
157	4 0 代	－	内部障害	－	2 級	まだまだしょうがい者には生き辛い世の中ですね。健康な人もそうでない人もどちらも生きやすい世の中になることを祈っております。意味のあるアンケートだ といいですね。	その他
158	3 0 代	－	内部障害	－	3 級	生きづらくて仕方がない。先のことが何もみえず不安しかない	その他
159	2 0 代	－	－	A1	－	マイナンバーカード申請に行くのが難しいので、作業所でして欲しかった。	その他
160	3 0 代	－	－	A1	－	娘は一人で出来ないことが多々あり、母に何かあれば他の人の支えがなければ生きていくことができません。その時が来るのがとても不安で怖いです。私のいない世界で娘が命を全うできるよう優しい社会、世の中でありますように。	その他
161	5 0 代	無回答	－	A2	無回答	両親とも年をとりいなくなるのでこの先が一番気になるところ	その他
162	1 0 代	－	－	A2	3 級	代理で親が記入させていただきましたが、本人には理解しているところが一つもありませんでした。	その他
163	6 0 代	－	－	B1	－	親が 7 0 歳、6 7 歳になり、子ども（4 3 歳）一人になるのが心配です。	その他
164	2 0 代	－	－	B1	無回答	障害に関する各種支援認定には更新手続きがあり、事前に用意しておかなければならないものもあり、手続きごとに期限までに漏れなく済ませられるよう早めに 連絡をいただければ助かります。	その他
165	2 0 代	－	－	B1	－	しょうがい福祉サービスについてもっと勉強して、学ぶ機会がありましたら参加したいです。	その他
166	1 0 代	－	－	B1	－	所得制限をなくしてほしい。ギリギリ越えていて、障害手当がもらえないのはおかしいと思う。所得制限撤廃は市県で変わってくると思うので、ぜひとも長浜市 頑張ってください。	その他
167	4 0 代	－	－	B1	－	仲間はずれにしないで欲しい	その他
168	4 0 代	無回答	－	無回答	2 級	いつもお世話になりありがとうございます。	その他
169	5 0 代	無回答	－	無回答	2 級	高次脳機能障害のリハビリが地域の病院で出来ないため、守山の滋賀県立病院への通院を余儀なくしている。ヘルパーの交通費を一部実費負担。福祉課へサービ ス改善等の相談をしても当事者の声が少ないと言われた。精神疾患の人が意見を言えると思いますか。	その他
170	無回答	無回答	－	無回答	無回答	しょうがい者数世帯数の公表。差別のない社会づくり、共に生きる協力社会。	その他
171	2 0 代	無回答	－	無回答	3 級	ハロワークへの苦情。障害者枠での就労を希望しているが、担当者から不適切な発言をされ迷惑したなど	その他
172	6 0 代	－	－	－	2 級	アンケート用紙を入れるのに封筒が小さすぎます	その他
173	無回答	－	－	－	2 級	電話の対応を丁寧にしてほしい	その他
174	3 0 代	－	－	－	2 級	とても生きにくい	その他
175	2 0 代	無回答	－	－	3 級	私や母を含めしょうがいのある人や身体的な病気のある人が、少しでも生きやすい、生活しやすい環境になることを願います。私の回答がサービス策定取組に少 しでも役に立ちますように。	その他
176	4 0 代	－	－	－	3 級	反社会的勢力が自分で生活することの困難なしょうがい者を狙って、風俗業などで働かそうとしていた。常に連絡をとってあげてほしい。（犯罪に巻き込まれな いように）薬物等も広げている。貧困ビジネスに囲まれている人が大勢いる。	その他
177	3 0 代	－	－	－	3 級	精神病院で入院している時に、私が何も理解していないと思われて旦那が歯ブラシ等持ってきてくれた。看護師さんが預かっていないと嘘をつかれて 1 週間退院 するまでパンツを替えてもらえなかった。見えないところでこういった事が少しあるので改善できたらうれしいです。	その他
178	6 0 代	－	－	－	－	現在民生委員をしており、見守り制度の展開をしていますが、守秘義務の関係で対象者リストの作成が難しい状況です。自治会と打ち合わせをしながら対象者リ ストを作成していますが、市の方針として対象者リスト作成の指示があると見守り活動がしやすくなると思います。災害が発生した際の対応は重要ですので、見 守り活動展開の方針を明確にしてほしいと思います。	その他
179	6 0 代	－	－	－	－	子ども中心の世の中には不満です。老人にも図書券がほしいです。今後年金だけで生活できません。	その他